

官報

号外

平成十一年八月十二日

○第百四十五回 参議院會議録第四十五号

平成十一年八月十二日(木曜日)

午前零時四十七分開議

○議事日程 第四十六号

平成十一年八月十二日

午前零時十分開議

第一 法務委員長荒木清寛君解任決議案(円より子君外五名發議)(前会の続)

第二 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案(第百四十二回国会内閣提出、第百四十五回国会衆議院送付)(前会の続)

第三 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案(第百四十二回国会内閣提出、第百四十五回国会衆議院送付)(前会の続)

第四 刑事訴訟法の一部を改正する法律案(第百四十二回国会内閣提出、第百四十五回国会衆議院送付)(前会の続)

○本日の會議に付した案件

一、日程第一
一、内閣総理大臣小淵恵三君問責決議案(本岡昭次君外四名發議)(委員会審査省略要求事件)

一、本決議案の議事における趣旨説明、質疑、討論その他の發言時間は、一人十分に制限することの動議(上野公成君外一名提出)
一、この際、議院運営委員長岡野裕君解任決議案(薬科清治君外四名發議)(委員会審査省略要求事件)

平成十一年八月十二日 参議院會議録第四十五号

法務委員長荒木清寛君解任決議案(前会の続)

要求事件)を日程に追加するの動議(薬科清治君外四名提出)

一、議長不信任決議案(本岡昭次君外六名發議)(委員会審査省略要求事件)

一、日程第二乃至第四を一括して直ちに議題とすることの動議(上野公成君外一名提出)

一、日程第二より第四まで
一、三案を法務委員会に再付託することの動議(海野徹君外三名提出)

一、自治大臣野田毅君問責決議案(山下八洲夫君外五名發議)(委員会審査省略要求事件)を議事日程に追加するの動議(山下八洲夫君外五名提出)

一、地方行政・警察委員会において審査中の住民基本台帳法の一部を改正する法律案について、速やかに地方行政・警察委員長の中間報告を求めることの動議(この際議題とするこの動議)(上野公成君外一名提出)

一、地方行政・警察委員会において審査中の住民基本台帳法の一部を改正する法律案について、速やかに地方行政・警察委員長の中間報告を求めることの動議(上野公成君外一名提出)

一、住民基本台帳法の一部を改正する法律案の中間報告

一、地方行政・警察委員長から中間報告があった住民基本台帳法の一部を改正する法律案は議院の會議において直ちに審議することの動議(上野公成君外一名提出)

一、住民基本台帳法の一部を改正する法律案の中間報告

法務委員長荒木清寛君解任決議案(前会の続)

一、住民基本台帳法の一部を改正する法律案(第百四十二回国会内閣提出、第百四十五回国会衆議院送付)

一、法務大臣陣内孝雄君問責決議案(藥瀬進君外四名發議)(委員会審査省略要求事件)

○議長(斎藤十朗君) これより會議を開きます。

日程第一 法務委員長荒木清寛君解任決議案(円より子君外五名發議)を前会に引き続き議題といたします。

これより本決議案の採決をいたします。
足立良平君外八十九名より、表決は記名投票をもって行われたいとの要求が提出されており、現在の出席議員の五分の一以上に達しているものと認めます。

よって、表決は記名投票をもって行います。本決議案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。
議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

(参事氏名を点呼)

(投票執行)

○議長(斎藤十朗君) 投票漏れはございませんか。速やかに投票をお願いします。速やかに投票をお願いします。速やかに投票をお願いします。

一、順次歩いてください。速やかに投票をお願いします。速やかに投票をお願いします。速やかに投票をお願いします。

一、はい、歩いてください。はい、歩いてください。はい、歩いてください。はい、歩いてください。

一、はい、投票してください。はい、投票してください。はい、投票してください。はい、投票してください。

一、はい、速やかに御投票をお願いします。はい、速やかに御投票をお願いします。はい、速やかに御投票をお願いします。

一、はい、速やかに御投票をお願いします。はい、速やかに御投票をお願いします。はい、速やかに御投票をお願いします。

一、はい、速やかに御投票をお願いします。はい、速やかに御投票をお願いします。はい、速やかに御投票をお願いします。

一、はい、速やかに御投票をお願いします。はい、速やかに御投票をお願いします。はい、速やかに御投票をお願いします。

一、はい、速やかに御投票をお願いします。はい、速やかに御投票をお願いします。はい、速やかに御投票をお願いします。

一、はい、速やかに御投票をお願いします。はい、速やかに御投票をお願いします。はい、速やかに御投票をお願いします。

一、はい、速やかに御投票をお願いします。はい、速やかに御投票をお願いします。はい、速やかに御投票をお願いします。

一、はい、速やかに御投票をお願いします。はい、速やかに御投票をお願いします。はい、速やかに御投票をお願いします。

一、はい、速やかに御投票をお願いします。はい、速やかに御投票をお願いします。はい、速やかに御投票をお願いします。

一、はい、速やかに御投票をお願いします。はい、速やかに御投票をお願いします。はい、速やかに御投票をお願いします。

一、はい、速やかに御投票をお願いします。はい、速やかに御投票をお願いします。はい、速やかに御投票をお願いします。

一、はい、速やかに御投票をお願いします。はい、速やかに御投票をお願いします。はい、速やかに御投票をお願いします。

一、はい、速やかに御投票をお願いします。はい、速やかに御投票をお願いします。はい、速やかに御投票をお願いします。

[illegible]

以下、問責決議案を提出する具体的理由について申し上げます。

不信任の第一の理由は、小渕内閣は議会制民主主義、国会での論議より数の論理に固執した内閣であることであります。

昨年の参議院選挙において、国民は、自民党を敗北させ、小渕内閣を信任せずとの審判を下したのであります。その結果、総理大臣を選ばず首相指名選挙では、この参議院では民主、公明、共産、社民、自由、無所属の非自民の野党の力で民主党の首直人君が首班として指名されたのであります。

参議院選挙前から与野党間で大きな政策的論争となっていた金融問題への対応について、内閣総理大臣となった小渕総理は、まず民主党など野党の提案の丸のみに走りました。すなわち、昨年に成立した金融再生法案は、政府・自民党の提出した大手銀行には適用できないブリッジバンク法案を取り下げ、我々野党の共同提案した金融再生法案を丸のみにして成立したものであります。

念のために、昨年に成立した金融再生法案の概要を申し上げますと、まず第一に、六つの明確な原則により、不良債権問題を先送りせず、二〇〇一年三月までに金融機関の破綻に対する施策を集中的に実施する旨宣言していることです。

六つの明確な原則とは、破綻した金融機関の不良債権等の財務内容その他の経営の状況を開示すること、経営の健全性の確保が困難な金融機関を存続させないものとする、破綻した金融機関の株主及び経営者等の責任を明確にするものとする、預金者等を保護するものとする、金融機関の金融仲介機能を維持するものとする、金融機関の破綻処理に係る費用が最小となるようにすることです。これらの原則は、情報開示の徹底、市場原理の尊重、モラルハザードの回避、セーフティネットの構築、国民負担の最小化という、いずれも重要な要素から成り立っており、我が国金融システムに対する内外の信頼を取り

平成十一年八月十二日 参議院會議録第四十五号

本決議案の議事における趣旨説明、質疑、討論その他の発言時間は、一人十分に制限することの動議

四

り戻すためにも、どれ一つとして欠くことのできないものであります。

とりわけ、金融機関の安易な延命、救済につながるおそれがあるとして国民の大きな批判を招いた金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律は、本法律案の成立とともに、完全に廃止されることとなります。

第二に、金融機関の破綻が金融システムに与える影響を可能な限り小さくし、信用システムの破綻が起こるのを防ぐため、金融機関の破綻処理スキームとして三種の枠組みを用意していること

三種の枠組みとは、金融整理管財人による管理、公的ブリッジバンク及び特別公的管理のことですが、このうち、特別公的管理はまさに危機管理対策とも言うべき究極の選択であり、大手銀行の連鎖破綻の危機に対しても対応できるものであります。これらの破綻処理スキームは、いずれも存続不可能な金融機関の延命、救済には使われず、その上で、モラルハザードを防ぎつつ、金融システムを守ることであります。また、金融機関の規模やその営業地域、分野におけるポジションに応じて三種の破綻処理スキームを用意すること等により、国民負担を最小化することが可能となるのであります。

この法案が成立したことにより、日本の金融危機、ひいては日本発の世界恐慌は回避されました。もちろん、これは、小淵総理が無為無策であったゆえに野党がインシアチブを発揮した結果であります。また、与野党逆転の参議院の力でもありました。

こうした状況から、小淵総理にとって最重要課題は参議院での与党を多数にすることとなっていたと言えます。昨年十一月十九日には、小淵総理と小沢自由党首との間に自公連立内閣の合意が取り交わされ、さらに自公連立の枠組みがつくられると、小淵内閣は数の力によって野党の

意見には全く耳をかさず、猛牛のごとく突き進む恐怖内閣へと変貌いたしました。

まず、ガイドライン関連法案では、小淵総理の外交日程、いわゆる日米首脳会談のために、委員会での真摯な論議を踏みにじり、自公による秘密協議により法案を強行可決させております。これは、国会での論議を否定した議會制民主主義への冒瀆であります。このような民主主義の王道を捨て、しやにむに法案の通過のみを優先させる小淵内閣の政治姿勢は、国会の権威を形骸化するばかりでなく、ひいては日米の信頼関係をも損なうことは自明であります。

民主党は、防衛指針関連三法案のうち、周辺事態法案については独自の修正案を提出し、自民、自由、公明三党が合意した修正案と政府原案には反対いたしました。我々は、ガイドラインの実効性を高めるための法整備を進めることは、我が国の安全保障上重要であるとの基本認識に立っております。その上で、我が国の主体性確保と国民生活に対する配慮を法律面で担保することが必要だと考え、政府提出法案に対する修正を求めてきました。

しかし、自民、自由、公明党が合意した修正案に基づき成立した法律は、以下の点を初め、看過できない重大な問題点を抱えており、この内容では国民の利益に反し、日米防衛協力の実効性確保にむしる逆行しかねないものと言わざるを得ません。

第一に、自衛隊の一部活動のみを国会承認事項とし、シビリアンコントロールが不十分であるのみならず、地方自治体や民間協力に対する国会のチェックがきいていないことであります。

第二に、周辺事態の定義や政府統一見解は拡大解釈の余地が大き過ぎ、専守防衛を大きく超えて自衛隊の活動領域が世界に広がる懸念が払拭できないことであります。

第三に、ガイドラインで日米合意した国連決議に基づく船舶検査に関する項目をすべて削除し、

法律として未完成のものとなっていることであります。

衆議院で三党が修正合意に至る過程は、山崎拓委員長のもと、委員会の中で協議を進めるという合意を踏みにじり、国会で積み重ねられてきた政策論議を土壇場で旧来の国対政治でひっくり返したものであります。三党はそれぞれの党利党略を最優先するためにガイドラインを政争の具としたのであります。

こうした姿勢は、国民を冒瀆し、議會制民主主義を否定するだけでなく、結果的には日米関係をも傷つけるものであり、大変遺憾と言わざるを得ません。また、このことについて小淵総理の責任も重大であると考えます。

加えて、ガイドライン関連法案の船舶検査活動に関する条項は、自公の枠組みを優先し、先送りにしたまま今なおたなざらしになったままであります。特別委員会では自民党と自由党の発議者は、今国会中に必ず提案し、成立させると胸を張って私に答弁したことを今も忘れることができず、まさに小淵連立内閣は、政策合意よりも数の論議を優先した内閣であると断ぜざるを得ません。

このような小淵内閣の政策より単なる数の論議を優先した手法には限界があることは、今の私が申し上げました船舶検査活動の棚上げのみでなく、衆議院定数削減問題について自公合意が何ら実現していないことから明らかであります。

また、昨年の第百四十二通常国会に提出され、問題法案として継続審議になっていた盗聴法案等三法案や住民基本台帳法の一部改正案など、国民の権利やプライバシーを侵害するおそれ強い法案についても、憂慮する各界有識者や国民の声を一顧だにせず、圧倒的な数の論議で強行成立させようとしているのであります。(発言する者多し)とりわけ、いわゆる盗聴法案等三法案については、八月九日の参議院法務委員会において、政府・自民党は審議打ち切り動議を一方的に採決し

たばかりか、混乱と喧騒の中、委員長の声も聞こえず、委員の賛否も確認できないにもかかわらず法案採決を強行しました。否、可決したのだと強弁しております。ところが、このような動議や法案可決の事実、テレビ中継の録画を見ても、あるいは当の法務委員会の速記録を見ても、何ら明らかではありません。法務委員長が可決したと言っているにすぎません。ただでさえ慎重に審議しなければならぬこのような法案を、これまた、国会での論議を無視し、数の論議で押し切ろうとしております。(発言する者多し)

すなわち、九日の法務委員会の経過を見てもよくわかるわけであります。午後八時過ぎ、民主党・新緑風会の円より子議員が質疑に立ち、まず委員会の強行開会に強く抗議し、私たちの意思に反した委員会だが、委員長が強行採決などをしないよう、国民の怒りを代表して出席したと表明しました。

○議長(斎藤十朗君) 本岡君、時間が超過しております。簡単に願います。

○本岡昭次君(統) 続いて、要求した総理出席の総括質問や、通産、郵政、自治大臣出席の連合審査のいずれも実現していないと荒木委員長の委員会運営を批判するとともに、憲法五十九条第四項の参議院のみなし否決規定を盾に、採決を迫る与党側を、脅迫であり、国民軽視と避難されるべきだと牽制しました。

○議長(斎藤十朗君) 本岡君、時間が超過しております。簡単に願います。

○本岡昭次君(統) 円議員はさらに、これまでの審議の中で明らかになった盗聴法の問題点を列挙しました。

午後八時五十分ごろ、円議員が再度、小淵総理への総括質疑を要求し、理事懇談会を開くよう迫り、荒木委員長が今はできないと青ざめた、言葉詰まらせた瞬間、突然、自民党の鈴木正孝委員が手を挙げ質疑打ち切り動議を出しました。(発言する者多し)

○議長(斎藤十朗君) 御静粛に願います。御静粛に願います。

○本岡昭次君(統) 否、これは動議であつたのか、単なる不規則発言にすぎなかつたのか、定かではありません。しかし、これを受けて一斉に与野党議員が委員長席に詰め寄り、大混乱となりました。

○議長(斎藤十朗君) 本岡君、本岡君、本岡君、(発言するもの多し)御静粛に願います。本岡君、発言時間の制限が決まつたところですから、制限以内でやってください。

○本岡昭次君(統) その後、荒木委員長の議事進行は全く聞かえず、そのまま衝動に駆られて公明党の議員控室に逃げ込んだのであります。荒木委員長が言うような採決はどこにも存在しなかつたと言わざるを得ません。

法務委員会等の場で既に繰り返して主張したことです。この三法案については、法制審議会や与党間協議での議論、あるいは多くの学者、マスコミも指摘するように、その内容は、憲法、刑法、刑事訴訟法の基本理念にかかわる多くの問題をはらむとともに、国民の基本的権利を脅かすものがあることから、国会における慎重な上にも慎重な審議が求められていたものであります。

○議長(斎藤十朗君) 本岡君、簡単に願います。○本岡昭次君(統) 組織犯罪処罰と犯罪収益規制法については、特定の犯罪について団体の組織活動として行った者の刑罰が加重される理由が不明確な上、その団体は犯罪集団に限定されず、労働組合や広く各種の民主団体、あるいは政党もその例外ではありません。

○議長(斎藤十朗君) 本岡君、時間が超過しております。簡単に願います。○本岡昭次君(統) マネーロンダリングについては、犯罪収益とそれを得る前提となる犯罪は組織犯罪に限られない上、ともに極めて広範囲で、これに対する裁判所の没収保全命令は、前提となる犯罪の有罪確定前にも認められております。犯罪

収益利用による法人等の事業経営支配行為を犯罪とするのは、一つ間違えば、株主権の行使や適法な経済活動も取り締りの対象となつてしまひます。簡単に願います。

○議長(斎藤十朗君) 本岡君、時間が超過しております。簡単に願います。○本岡昭次君(統) 金融機関に対する疑わしい取引の届け出義務は、市民の金融に対する不信を増幅させ、経済活動を萎縮させることから、さきにこれを制度化したアメリカでは、銀行、産業界のみならず、国民の強い反対で、最近これを取りやめております。

○議長(斎藤十朗君) 本岡君、発言時間が制限されております。○本岡昭次君(統) また、通信傍受法、いわゆる盗聴法案は、まさに警察に広い盗聴を許すもので、過去の警察の違法盗聴の実態に照らして、乱用の危険が極めて大きいことでもあります。(発言する者多し)

私も、このように極めて多くの問題を含む法案を慎重に審議せず、乱暴なやり方ないルール無視の暴挙によって成立を強行しようとする政府の対応を認めるわけにはまいりません。

○議長(斎藤十朗君) 本岡君、時間が超過しております。簡単に願います。○本岡昭次君(統) 昨年来、小淵内閣はひたすら政権の枠組み維持に固執してきました。みずから理念をかなぐり捨てて自由党と政策合意をしたと思えば、今度は別の党の方が数が多いからと過去の約束をほごにする。

○議長(斎藤十朗君) 本岡君、時間が大幅に超過しております。簡単に願います。このまゝいきますと、発言を禁止せざるを得ません。(拍手)簡単に願います。

○本岡昭次君(統) この間、小淵政権が追求してきたのは一貫して数の論理であり、政策も理念も、また道義や責任といったものも、その陰にひたすら押し殺してしまつていたのであります。

そのような内閣が、歴史の分水嶺とも言うべき日本の困難な時代に責任を持って対処できるというのでしようか。我々の子供たちに将来の日本のビジョンを示すことができるのでしようか。

このような無責任内閣は即刻退陣し、政権を我々に受け渡すべきであります。もはや、国会を形骸化させる小淵内閣の小政治的手法では、日本のかじ取りを担う責任感も能力も欠如していることはだれの目にも明らかであります。

よって、ここに内閣総理大臣小淵恵三君の問責決議案を提出いたします。良識ある議員の方々、それぞれの立場を乗り越えて勇気を持って御賛同くださることを心から期待し、趣旨弁明を終わります。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 本決議案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。久世公堯君。

〔久世公堯君登壇、拍手〕
○久世公堯君 私は、自由民主党、公明党、自由党を代表して、ただいま上程されました小淵内閣総理大臣に対する問責決議案について、断固反対の討論を行います。

我が国の浮沈をかけたこの一年間、小淵総理がどれほど我が国の再生に必死に取り組んでこられたか、以下申し上げ、この問責決議案がいかに不当であるかを明らかにしたいと存じます。

昨年七月三十日、小淵内閣が誕生いたしましたとき、世界はデフレ不況の危機にあり、我が国はまさに剣が峰に立たされておりました。小淵総理は、真つ正面から難局に取り組み、金融システムの安定、平成不況からの脱出を目指し、大胆かつタイムリーに次々と対策を打ち出されました。

外交面でも、ケルン・サミットや数多くの首脳会議を通じて、ミサイル発射や拡散の抑止等を初めとして我が国の立場を強く主張され、クリントン大統領を初め主要国の首脳との信頼関係の強化に努力されました。さらに、来年の沖繩サミット

開催を決定されましたことは、総理の英断として国際的にも大歓迎されたのは記憶に新しいところでございます。

このように、小淵総理が金融、経済を初め我が国の安全にもかかわるかつてなく多難な事態において、各界の意見や国民の切実な声に謙虚に耳を傾け、政策に反映されるよう懸命に努力されておられます。その総理のお人柄、政治姿勢は、国民を安心させ、信頼感を高め、総合力をフルに発揮しつつ、腹の据わつた決断をする新しいタイプの宰相と評価されており、世論調査は最近大幅にアップし、五〇%をかなり上回る内閣支持となっております。

発足以来、このような多大な成果を上げておられる小淵総理に対して、国会の終盤、最大の山場において問責決議案を提出した野党の意図は、このまま何の波乱もなく通常国会を終わらせてしまつては野党としての存在意義が問われるという、全く党利党略的なパフォーマンスであります。

特に、参議院法務委員会において、去る九日、衆議院を上回る五十時間以上の十分な審議を行った組織犯罪三法案の採決の際に、反対の野党諸君が委員長席になだれ込み、委員長が何ら取柄なく議決したにもかかわらず、これを強行可決と称して行政の最高責任者の責任を問うかのようなこの決議案は、まさに党利党略そのものと言わざるを得ません。

今通常国会に先立ち、政局を安定させ難局を乗り切るために、新年早々、小淵総理の決断により小沢自由党党首との党首会談が行われ、自由党との連立政権が発足し、政権基盤の強化が図られました。

加えて、公明党とも協議、合意により、十一年度予算が史上最も速いスピードで成立し、また、橋本内閣からの懸案でありますガイドライン関連法、中央省庁再編法、地方分権推進法等について成立にこぎつけ、副大臣制の導入、政府委員制度

の廃止等、政治主導体制を確立し、さらに先日、日本国、日本民族のシンボルとして日の丸・君が代が法制化され、憲法調査会が衆参両院に設置されることになったのは、二十一世紀を迎えるに当たりまことに時宜を得た決断であると高く評価するものであります。

一内閣一仕事とよく言われますが、この一年間を振り返ってみますと、小淵内閣はどのくらい多くの仕事の成果を上げたことか。まさに驚嘆に値をいたします。

しかし、これから景気を本格的な回復軌道へ乗せるためには、さきに成立した補正予算や産業活力再生特別法を早期、適切に執行し、一日も早く深刻な雇用問題を改善していかなければならず、北朝鮮のミサイル発射問題についても、日米韓の連携のもとでその抑制に努めておりますが、予断を許さぬ情勢にあります。

このように、内外ともにお厳しい情勢にあり、政権基盤の安定化により、政府として情勢変化に即応できる万全の体制をとることは、多くの国民が望んでいることであります。

総理は、二年目の抱負について、「分け入っても分け入っても青い山」という種田山頭火の句に心境を託されました。おごりや高ぶることのない文人総理のお人柄と、難問に立ち向かう強い決意がうかがわれるのであります。

私ももといたしましたが、残された重要法案の成立や与党としての体制の強化に全力で取り組み、小淵内閣を支えてまいる所存であります。

(拍手)

小淵総理に対する問責決議案が、この一年間の内閣の実績や評価等から見ていかに不当なものであるか、議員各位が十分に御理解いただき、大差で問責決議案が否決されるよう切にお願いをいたします、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 角田義一君。

(角田義一君登壇、拍手)

○角田義一君 私は、民主党・新緑風会を代表い

たしまして、ただいま提案のありました内閣総理大臣小淵恵三君に対する問責決議案に賛成の立場から討論を行います。

総理、私がこの演壇に立って、あなたに対して問責決議案の賛成討論をしなければならぬ私の心情というものをどれほど御理解いただけるでしょうか。

私は、総理と同じ一九三七年、昭和十二年の生まれであります。お互い六十二歳の人生を生きてまいりました。あなたは今や日本の宰相の地位にあられる、私は一介の参議院の野党の議員でございます。

私から申し上げるまでもなく、お互い最後の戦争を体験した世代であります。いかなることがあっても日本が再びあの間違いを犯してはならない、どんな犠牲を払っても平和は確立しなければならぬ、そして近隣諸国の信頼を勝ち得て世界に貢献しなければならぬ、こういう気持ちは一緒だと思っております。そして、あなたが福田、中曽根両巨頭の中で、みずからかつて谷間のラーメン屋というふうなことを言っておられました。大変な忍耐の末に、天命として今日の地位を得られたと私は思っております。

まことに私的なことで申しわけありませんが、私自身も群馬の地におきまして、福田、中曽根という両巨頭を相手にして、血みどろの選挙戦を戦い抜いて今日ここに立っております。立場は違いますが、同じ上州人として、あなたが総理になられたとき、同じ世代の者として、間違いない日本のかじ取りをきちとやってもらいたい、こういう心情は持っております。

しかし、この一年、特に最近のあなたの政治行動を見ると、これが私どもが知っているかつての、上州ではおぶつあ、おぶつあんと親しまれておりますが、小淵恵三総理の本質であるのか、一体どちらが小淵恵三総理の本質であるのか、私は大変疑問に思っております。一年権力の座にあって、数を合わせ何が何でも権力を維持す

る、権力に執着をする、こういう態度をとり、自公という枠組みを何が何でもつくり上げ、数を頼んで恐怖政治を巻き起こす、そのおそれあり、なぜそういう政権になつていくのか、私には理解できないのであります。

あなたが、また自民党が自公政権をつくる理由として、額賀防衛庁長官の問責決議がこの本会議において初めて憲政史上通過をした、さらに、中村正三郎法務大臣はみずからの不祥事によって辞任に追い込まれた。新聞報道によりますと、総理は、今度はおれの番かとつぶやいたと言われております。そして、そのことを防ぐために自公といふものをつくり上げなければならぬと、もし決意されたとしたら、これはどの間違ひは私はないと思っております。

額賀防衛庁長官は、我々が問責決議案を突きつける前にみずから職を辞すべきでありました。そして、総理がリーダーシップを発揮して彼をやめさせるべきではなかったのでしょうか。さらにまた、中村正三郎法務大臣についてもしかりであります。「泣いて馬鹿を斬る」という言葉がございます。あれはあのとき、総理がまさに政治家としての毅然としたリーダーシップをとっておられたならば、我々は何も好きこのんで防衛庁長官の首を切るために問責決議を出す必要もなかったし、あれほど中村正三郎法務大臣を責め立てることはなかったものであります。

そういう意味で、もしそのことによって自公を参議院でつくり上げようとするならば、それは王道ではない、霸道を求める政治姿勢であり、絶対に国民の信頼を私は得られないというふうにしております。

この通常国会、大幅に会期を延長されました。八月十三日までであります。私は、この八月十三日まで会期延長をされたというのを聞いて驚きました。気配りの小淵と言われております。一体、八月十三日というのはどんな日ですか。八月十三日はお盆の入りであります。民族大移動、皆

国民が両親のもとに帰って御先祖を拝む、祭る、そういう日ではないですか。また、しかも八月十三日、こころは金曜日であります。キリスト教にとつてどういう日であるか。神や仏を恐れず八月十三日まで会期延長を決めるということ……(発言する者あり)何だ、黙って聞け。気配りの小淵さんにしてはなぜそういう決断をしたか、私は今日なお理解に苦しむ。

そして、これだけの大幅な会期を延長して、今この問題になっておりますいわゆる盗聴法、さらには住民基本台帳法、日の丸・君が代法案、何でもすべて成立をさせるんだと、そのためには数の暴力、何と言われてもやると。政権の座にある者は、やはり一歩引いたゆとり、余裕というものがあつてはならないでしょうか。

あれだけ問題になっております盗聴法あるいは住民基本台帳法、これらの問題についてもう少し時間をかけて国民的の同意を得る、こういう余裕を持つてもらいたいものだと思ふのであります。

犯罪捜査にどうしても通信傍受が必要であるとすれば、あれだけの時間をかけて審議をしたがさまたげな欠陥が出てきた、直すべきものは直さなきゃならぬじゃないか、そういう時間の余裕、ゆとりがあつてもいいではないですか。そして継続してゆつくり議論をして、詰めるものは詰めてもらいたいじゃないですか。

住民基本台帳法は、プライバシー保護法と二対一になっております。それも三年後であります。巷間言われておりますように、委員会の審議を奪って中間報告する聞いたこともないような報告をさせて押し通そうとするやに聞いておりますが、なぜそこまでやらなければならないのか、もう少し政権の座にある者はゆとりを持って事に処すべきだと私は思います。

私は、日の丸・君が代の問題について我が党はいろいろの議論をしてまいりました。政党として……(発言する者多し)

○議長(斎藤十朗君) 角田君、時間が超過してあります。簡単に願います。

○角田義一君(続) 私は、国旗・国歌の問題について我が党は本当に真剣な議論をしてまいりました。そして最終的に御案内のとおり、国旗については法制化を認めよう、しかし、君が代については、もう少し時間をかけてゆっくり国民的な合意を得べきではないかというふうな態度をとってまいりました。

○議長(斎藤十朗君) 角田君、時間が超過してあります。結論をお急ぎください。

○角田義一君(続) この国歌・国旗につきましても、あなたは最初どう言っておられたか。通常国会の予算委員会の中で、国旗・国歌について法制化は考えていないと言ったんです。一國の総理の発言は非常に重いものだと思っているんです。国旗・国歌について法制化は必要でない、こう言っておきながら、確かに広島島の事件は不幸な事件であります。しかし、不幸な事件とはいえ、そのことが直ちに、国旗・国歌を法制化しなければならぬという短絡的な結論が出るのでありまじょうか。なぜああいう事態が起きたのか、もう少し冷静に事態を考え抜いて、そして対処するのが宰相としての私はあなたの務めではなかったかと思ひます。

それにもかかわらず、簡単に、官房長官に言われたかどうか知らぬけれども、法制化に傾くということでは、一体総理をどこまで信頼しているのか、国民は非常に不安に駆られると思ひます。

○議長(斎藤十朗君) 角田君、時間が超過してあります。簡単に願います。

○角田義一君(続) 私は、上州人として、このような立場で総理に大変御無礼なことを申し上げるといふのは心苦しいと思ひますが、しかし、だれかが同じ上州人としてきちと物を言わなければならぬと思ひます。どうもこの問責決議案に対して賛

成賜りますことを心から訴えて、私の賛成討論といたします。

御清聴ありがとうございます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 市田忠義君。

(市田忠義君登壇、拍手)

○市田忠義君 日本共産党を代表して、小淵内閣総理大臣に対する問責決議案に賛成の討論を行います。(拍手)

私は、討論に先立ち、二度にわたって議員の投票権を奪った前代未聞の議長の行為に対して、断固たる抗議の意思を表明するものであります。

一九九二年のPKO国会では、十三時間以上かかって投票権が保障されたのであります。「注解参議院規則」によれば、表決とは議員の最も基本的で最終的な権能であると規定しています。議長の行為は、その権能を奪うものであり、絶対に許すことはできません。

さて、小淵内閣が発足して一年がたちました。しかし、本院では、昨年七月、自民党の歴史的敗北とも言ふべき参議院選挙の結果を受けて、小淵総理を首班には指名しませんでした。つまり、小淵内閣はその初めから民意とかけ離れた存在だったのであります。したがって、小淵内閣には歴代のどの内閣にも増して民意に耳を傾けた政権運営と政策の展開が求められたのであります。

ところが、この内閣のやったことは何でしよう。まず、自由党と連立し、次いで公明党とも連携するという国会での多数派工作でした。自由党も公明党も、参議院選挙では自民党政治と対決することを国民に訴え、首班指名でも小淵総理には投票しなかったものであります。しかも、政府予算案に反対した党とも連立を組むに至っては、小淵内閣に議会制民主主義の道理をとるとぶ立場も正当性も全くないと言わざるを得ません。

自公を背景とした小淵内閣には、民意に耳を傾けるという姿勢も、国民に説明をしつて納得を得ようという姿勢も、国会で議論を尽くすという姿勢も全くありません。あるのは、ただ問答無用の

多数の暴力だけでありまして。公明党所属の委員長と与党とで行われた一昨々日の法務委員会での暴挙は、自公公明連立と小淵内閣の民主主義を踏みにじる本性を余すところなく証明したのであります。

それだけではありません。問答無用のやり方は、我が国の進路の問題や平和、民主主義、国民生活など、あらゆる面で押し通されました。

第一は、新ガイドライン関連法の強行であります。

この法律は、アメリカの起こす戦争に日本が参加する、紛れもない憲法違反の戦争法であり、我が国憲法のもとで、そもそもその存在が許されないものであります。戦争を深く反省し、世界に先駆けて戦争を放棄した我が日本国憲法第九条は、「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇と、武力の行使とを厳しく禁止しています。国会のどんな多数派といえども、主権者たる国民の意思を問うことなしに、この憲法を踏み越えて戦争に参加する法律をつくる権限など、絶対にあるはずがありません。これを自由、公明の両党と組んで押し通した小淵総理は、歴史の厳しい審判を免れることはできないであります。

第二は、日の丸・君が代の押しつけであります。政府が法制化の最大の大義名分にしたのは、国民の間に定着しているという国民定着論でした。ところが、我が党の山下議員の質問に、野中官房長官は、定着していないから法制化するのだと答弁し、定着論が完全に崩壊したことをみずから認めたのであります。最大の大義名分が崩れたのなら、当然撤回すべきではありませんか。それを国会で強行し国民に押しつけることは、到底許されるものではありません。

日の丸・君が代の法制化、中でも君が代の法制化は、日本国憲法の国民主権の原則にも反し、過去の戦争に対する反省の宣言にも反するものであります。

君が代は、この歌が国の歌とされた最初のときから、天皇絶対の体制をたたえるものとして歌われました。過去の戦争は、すべて絶対的地位にある天皇の命令や承認で始まったのであります。それを戦後、国の大原則が変わった憲法体制のもとに復活させる小淵総理の態度は、平和主義と主権在民の憲法の原則を真っ向から否定するものにはなりません。

また、内心の自由などを口にしなが、実際には法制化を教育現場への強制の道具にしようとする意図を隠さない小淵総理の責任が問われるのは当然であります。

第三は、盗聴法のこり押しであります。憲法第二十一条は、「通信の秘密は、これを侵してはならない」と規定しています。ところが盗聴法は、憲法が保障する通信の秘密やプライバシーなど基本的な人権を侵害する盗聴というたんならない武器を、警察と政府に与える法律であります。

しかも、別件盗聴、予備盗聴、試し聞きなど何でもありという、市民の生活に警察がずかずかと土足で上がり込んでくる仕組みになっています。多くの国民は、みずからのプライバシーを侵されたことをいつまでも全く知らされないうまま、権利侵害に対する不服申し立てや損害賠償を求める道が永久に閉ざされているのであります。

およそこのような人権侵害の野放しは、国民の基本的な人権尊重を根本原則とする我が憲法のもとで許されぬことは明白であります。しかも、盗聴を行うのは、我が党の緒方参議院議員の自宅の電話を盗聴し、そのことが東京高裁でも厳しく断罪されながら、いまだに組織的盗聴を行ったことはいないという強弁し続ける警察であります。こうした内容を持つ法案だからこそ、審議すればするほど、国民の反対の声が大きく膨らんだのは当然であります。犯罪対策と称して憲法違反の盗聴という権力犯罪を合法化する悪法を数え頼んで押し通そうとする

る、これほど小渕・自公連立体制の反国民性を象徴する出来事はありません。

第四は、住民基本台帳法案強行の策動であります。

これもまた、憲法で保障された国民の基本的人権やプライバシーを損ねるだけでなく、これを大量に流出させ、しかもその情報は自治省に一元化するという、盗聴法にも通ずる暗い社会を予感させるものであります。こうした法案を提出して恥じない小渕総理の政治姿勢は、到底看過できるものではありません。

第五に、深刻な不況、なかんずく戦後最悪の失業を放置し、増幅させた責任であります。

現在の完全失業率四・九％という数字は、一年前には考えられもなかった水準でした。今、我が国には三百二十九万人の完全失業者が必死の思いで職を求めているのであります。

ところが、小渕総理は、五月、企業が競争力を保持するためには残念ながら失業率はまだふえるを得ないと平然と述べ、事実、産業活力再生特別措置法などの一連のリストラ促進法を提出し、成立させたのであります。

これらの法律は、小渕総理の私的諮問機関である産業競争力会議に提出された経団連の「わが国産業の競争力強化に向けた第一次提言」に沿って立法化されたものであります。経済白書が指摘した三つの過剰、すなわち、雇用、設備、債務の過剰を国民の税金を使って大企業の利益を守る立場で打開しようとするものであります。

そもそも、借金や機械などの過剰と同列に人間の過剰を言うこと自体、小渕内閣の非人間性を示すものと言わなければなりません。国民の暮らしを預かる総理としての資格に欠けると断ぜざるを得ないのであります。

さらに、六十兆円もの銀行支援、ゼネコン型公共事業の拡大による財政危機の深刻化の責任も重大であります。

介護保険や年金を初め、社会保障についての国

民不安を増大させてきたこと、深刻な消費不況に對し最も効果的である消費税引き下げに見向きもしなかったことなど、その罪悪は挙げれば切りがありません。

私は、最後に、この一年間の小渕内閣の実態は、小渕総理を首班として指名しなかった本院の選択がいかに正しいものであったかを痛感するものであります。(拍手)したがって、小渕総理への問責を決議することは、国民に対する本院の責務と云ってよいであります。

昨年の首班指名で小渕総理に投じられなかった方はもちろん、良識あるすべての皆さんの御賛同を訴えまして、私の賛成討論を終わるものであります。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 渕上貞雄君。

(渕上貞雄君登壇、拍手)

○渕上貞雄君 私は、社会民主党・護憲連合を代表し、ただいま議題となりました小渕内閣問責決議案に對し、賛成の立場から討論を行います。

討論に入る前に、参議院改革に積極的に取り組んでおられる斎藤議長、斎藤議長ともあろうものが、二度にわたり我々の基本的な権利である投票権を制限することなど、改革に取り組む者の姿勢として真に問われなければならない。断固、私はこの行動に對してまず抗議をするものでござります。(拍手)

さて、昨年の七月の参議院選挙で示された民意は、これまでの政治、行政のあり方を明確に否定したものであり、自民党にはもはや政権担当能力がないとの国民の声でありました。しかし、少数与党として出発した小渕内閣は、民意に背を向け、数合わせのみに奔走し、国民が切実に要求をしている生活の安定や福祉の充実、雇用の確保と安定など当面する重要課題には全くこたえようとせず、既得権益擁護、利益誘導型の政治を進めたのであります。

内閣総理大臣小渕恵三君と同君の任命した閣僚は、現下の深刻な情勢に際し、大胆に福祉、環

境、情報など生活基盤型の公共投資を進め、雇用の確保と安定を促し、国民生活の安定を図らなければならなかったにもかかわらず、従来型の公共事業に偏重したばらまき政策を続け、国民の先行き不安を解消できませんでした。このことは、企業倒産、リストラなどによって史上最高を更新し続けている完全失業率の高まりや消費停滞、中高年の自殺率の高さや子供たちの学級崩壊などに如実に示されており、今や国民の政治不信は極度に高まっております。

小渕政権は、憲法を变质させ、その先に憲法改悪を展望している点についてのみ一致している、理念なき野合政権であります。国民の権利義務に對し重大な転換をもたらす新ガイドライン関連法案、国旗・国歌法案や憲法調査会の設置などにして行われた数に物を言わせた国会運営は、後世に汚点を残すものであります。特に、本院において不当かつ一方的な委員会運営が行われ、与党によって強引に成立がもくろまれていた組織犯罪対策関連三法案の取り扱いが本院の名譽を著しく傷つけるものであり、恥ずべきものであると考えています。

さらに、小渕政権は、不況の最大要因と言われ、国民の生活不安の根源ともなっている社会保障制度に對しても国民不在の議論を続け、改革を怠り、年金改革関連法案は、これまで五年に一度の見直し時期において必ず通常国会に提出されてきたにもかかわらず、今通常国会では年金の財源をめぐって与党の調整が長引き、最終盤に至ってようやく提出されたものの、審議もまだ行われておりません。年金保険料は既に四月から凍結されているのであり、年金財政の悪化が進む中で国民の不安にこたえ得る年金改革は喫緊の課題にもかかわらず。また医療制度改革についても、すべての医療制度改革が滞り、薬価制度改革を初め一つの法案も提出できていません。自社さ連立政権下で医療制度改革は国民への公約でもあったはずであります。

国民が求めているのは、世界に例を見ない少子高齢化社会の進展等に対応した社会のセーフティーネットの整備であり、このことを怠っている小渕政権は民意を全く反映していないのであります。

また、未曾有の長期不況で経済が疲弊する中、小渕政権がばらまき財政によって気前よく振舞っているものの、国民は国の膨大な借金が後世に對するツケ回しとなることを知っており、それが先行き不安を呼んで、消費が停滞をするという悪循環を呼んでおります。

さらに、政治改革を衆議院の比例代表の定数削減問題にすりかえ、政治倫理の確立もないがしろにされております。清潔かつ信頼できる政治の実現を国民は何よりも求めており、これに逆行することは許されません。政治家もみずから襟を正し、国民から疑惑を受けることのないよう、信頼される政治を確立しなければなりません。

企業・団体献金の禁止は急務の課題であり、本院に提案されているあつせん利得罪行為を処罰するための地位利用取陪等処罰法の制定や政治改革関連法案の拡充強化は急務であります。とりわけ、企業・団体献金については、二〇〇一年一月から禁止されることになっているにもかかわらず、自民政権がこれをほごにしようとしていることは、国民に對する裏切り行為であります。

さて、深刻な不況をそっちのけで国民不在の議論に終始している自公連立政権は、社民党が連立政権下で確立した民主的手法、清廉な政治、そして政権内の意思決定機関の厳密な運営とその透明化などとは全く対極に位置する政権であります。自民政権が野田実議員の議員失脚、中島洋次郎議員の逮捕、防衛庁不祥事など、相次ぐスキャンダルの渦中で誕生したことは象徴的であり、政治の浄化は望むべくもありません。自民党は自社さ連立政権が小沢強権政治打破のために政策で合意されたことを忘れたのであります。はじめに平和憲法を守り、民主主義を確立し、まじめに

働く人々、社会的に弱い立場にある人々が安心して暮らすことのできる日本を創造していくのか、それとも、安保・外交問題を突出させ、我が国を憲法改悪、軍事偏重の方向へ大きく転換させるのか、日本は今大きな岐路にあり、政治の責任は重大であります。

しかるに、小淵政権は、国民不在の政治を続ける理念なき野合政権であり、日本国憲法をじゅうりんしようとする危険な性格をあらわにしています。

二十一世紀を目前にして、国民の将来不安を解消し、日本経済に活力を取り戻すためには、小淵政権の失政をこれ以上容認するわけにはまいりません。

総理の言われる富国強兵の精神とは一体何でありましょうか。みずからの政策も理念も持たず、危険な動きに流されるまま真空総理と言われる小淵総理、時計の針を押し戻すことはもうやめましょう。

以上、賛成の理由を申し上げ、私の討論を終わります。(拍手)
○議長(斎藤十朗君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(斎藤十朗君) これより本決議案の採決をいたします。

足立良平君外八十九名より、表決は記名投票をもって行われたいとの要求が提出されております。

現在の出席議員の五分の一以上に達しているものと認めます。

よって、表決は記名投票をもって行います。本決議案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

(議長閉鎖)

(参事氏名を点呼)

(投票執行)

平成十一年八月十二日 参議院会議録第四十五号

○議長(斎藤十朗君) 投票を速やかにお願いします。

速やかに御投票願います。——どうぞ投票してください。——速やかに御投票願います。

速やかに御投票願います。——速やかに御投票願います。——速やかに御投票願います。

速やかに御投票願います。——速やかに御投票願います。——速やかに御投票願います。

速やかに御投票願います。——速やかに御投票願います。——速やかに御投票願います。

速やかに御投票願います。——速やかに御投票願います。——速やかに御投票願います。

速やかに御投票願います。——速やかに御投票願います。——速やかに御投票願います。

速やかに御投票願います。——速やかに御投票願います。——速やかに御投票願います。

速やかに御投票願います。——速やかに御投票願います。——速やかに御投票願います。

速やかに御投票願います。——速やかに御投票願います。——速やかに御投票願います。

速やかに御投票願います。——速やかに御投票願います。——速やかに御投票願います。

速やかに御投票願います。——速やかに御投票願います。——速やかに御投票願います。

速やかに御投票願います。——速やかに御投票願います。——速やかに御投票願います。

速やかに御投票願います。——速やかに御投票願います。——速やかに御投票願います。

速やかに御投票願います。——速やかに御投票願います。——速やかに御投票願います。

速やかに御投票願います。——速やかに御投票願います。——速やかに御投票願います。

速やかに御投票願います。——速やかに御投票願います。——速やかに御投票願います。

速やかに御投票願います。——速やかに御投票願います。——速やかに御投票願います。

速やかに御投票願います。——速やかに御投票願います。——速やかに御投票願います。

速やかに御投票願います。——速やかに御投票願います。——速やかに御投票願います。

速やかに御投票願います。——速やかに御投票願います。——速やかに御投票願います。

速やかに御投票願います。——速やかに御投票願います。——速やかに御投票願います。

速やかに御投票願います。——速やかに御投票願います。——速やかに御投票願います。

速やかに御投票願います。——速やかに御投票願います。——速やかに御投票願います。

速やかに御投票願います。——速やかに御投票願います。——速やかに御投票願います。

速やかに御投票願います。——速やかに御投票願います。——速やかに御投票願います。

速やかに御投票願います。——速やかに御投票願います。——速やかに御投票願います。

速やかに御投票願います。——速やかに御投票願います。——速やかに御投票願います。

速やかに御投票願います。——速やかに御投票願います。——速やかに御投票願います。

速やかに御投票願います。——速やかに御投票願います。——速やかに御投票願います。

件)を日程に追加するの動議が提出されました。

これより本決議の採決をいたします。

足立良平君外八十九名より、表決は記名投票をもって行われたいとの要求が提出されております。

現在の出席議員の五分の一以上に達しているものと認めます。

よって、表決は記名投票をもって行います。本決議案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

(議長閉鎖)

(参事氏名を点呼)

(投票執行)

○議長(斎藤十朗君) 速やかに投票をお願いします。

速やかに投票をお願いします。——早くやってください。早く投票しないと余計疲れます。

どうぞそことまっていられませんか。

どうぞ投票してください。——どうぞ投票してください。——どうぞ投票してください。

速やかに御投票願います。——速やかに御投票願います。——速やかに御投票願います。

速やかに御投票願います。——速やかに御投票願います。——速やかに御投票願います。

制限時間が参りました。投票の御意思のある方は直ちに御投票ください。——直ちに御投票ください。きませんと、投票の意思なしと認めざるを得ません。——どうぞ投票してください。——どうぞ投票してください。——あと一分のうちに投票してください。投票の御意思のある方はあと一分のうちに投票してください。——投票の意思のある方は直ちに投票してください。——投票してください。順番は越えていって結構です。どうぞ越えてください。

一分となりました。これにて投票箱閉鎖。(拍手)
 (投票箱閉鎖)
 ○議長(斎藤十朗君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の開鎖を命じます。(発言する者あり)
 (議場開鎖)
 (参事投票を計算)
 ○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百九票
 白色票 七十一票
 青色票 百三十八票
 よって、本動議は否決されました。(拍手)
 (投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(斎藤十朗君) これにて午前七時三十分まで休憩いたします。
 午前六時十六分休憩

午前七時三十一分開議
 ○副議長(菅野久光君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。
 この際、お諮りいたします。
 本岡昭次君外六名発議に係る議長不信任決議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日

程に追加してこれを議題とすることに御異議ございませんか。

○副議長(菅野久光君) 御異議ないと認めます。よって、本決議案を議題といたします。

まず、発議者の趣旨説明を求めます。江田五月君。

(議案は本号末尾に掲載)

(江田五月君登壇、拍手)

○江田五月君 私は、民主党・新緑風会、日本共産党、社会民主党・護憲連合の三会派を代表して、議長斎藤十朗君の不信任決議案について、提案の趣旨を説明いたします。

まず、決議案の案文を朗読いたします。

議長不信任決議案
 本院は、議長斎藤十朗君を信任しない。
 右決議する。

理由

斎藤十朗議長は、八月十二日未明、法務委員長長荒木清寛君解任決議案並びに自民党提出の発言時間・討論時間等を制限するの動議の投票に際し、未だ多数の議員が投票の意志を示しているにもかかわらず、議長の議事整理権と称して強行に投票行動を制限し、不当にも採決を途中で打ち切った。この本会議は、法務委員会が荒木委員長が採決したと主張する盗聴法と言うべき組織犯罪対策三法案をも議題とするものであり、断じて認められるものではない。また組織犯罪対策三法案の委員会採決は質疑打ち切り動議さえ採決されておらず、ましてや法案を採決する行為は行われていない。また本案が本会議の議題となるに際しても、議運理事会で与野党協議がまとまらない中で、議長職権によって会議の開会を強行決定した。

させるもので、この責任は極めて重大である。我々は、このような不正な議長は信任することができない。これが不信任決議案を提出する理由である。

以上が、私どもが提出をいたしました決議案の本文及び理由でございます。

以下、さらに理由を詳述させていただきます。参議院は、常に国民の信頼と負託にこたえ、国民の幸せを実現するという重大な責務を担っておりますことは言うまでもありません。

そのために、参議院は議会制民主主義を尊重し、民主的に議会運営を遂行するという崇高な目的と理念を持っております。そのことを具体的な例で申しますと、与党と野党がお互いの立場を尊重しながら、信頼感に基づいてできるだけ合意形成を図っていくこととあります。

しかしながら、斎藤議長はその原点をみずから打ち破ったのであります。

この後、「昨日十日午後八時、斎藤議長は本会議開催のベルを理不尽にも押し止めたのであります。」と続く、これはどこかで聞いた文句になります。それは、一昨年十二月、当時の平井卓志議員が申し述べた不信任決議案の理由です。今回と同じ斎藤議長に対する不信任案でございます。

参議院の使命、民主主義の目的と理念。言い古されたことではあります。私は二年後の今日、また同じことを申し述べねばならないことを非常に悲しく思います。斎藤議長は、いつ参議院の使命や民主主義の理念を破ったのか。それが、先ほど申し上げた具体的な姿、すなわち私どもが皆この議場でつい先ほど、休憩前の議事進行の過程ではっきりと見てしまった。それが議員の投票行動に対する制約です。四回にわたる議長による投票時間制限と投票箱閉鎖による私たち議員の投票権の侵害。投票権は議員の最も重要な権利です。あ

だやおろそかにされてはなりません。確かに、投票に当たって、議長から見れば自分の指図に従わないと映る行動があったとしても、この最も重要な権利の行使を妨げるにはよほどのことがなければなりません。議長といえども……(発言する者多し)

○副議長(菅野久光君) 静粛に願います。

○江田五月君(続) 議長といえども、何をやってほしいというものはありません。恐らく議長から見ると、あれほど早く投票してくださいと言っているのに従わないのは、投票の意思なしと見られても仕方がないと思えるのかも知れません。しかし、ここに至る事情は議長はよく知り尽くしておられるはずです。

私たちは、当初から議長に対する不信任案などを用意していたわけではございません。現に、私のこの原稿も、つい先ほどの一時間少々の短い休憩時間中に走り書きしたものです。終わりました書いておられません。途中からは原稿なしで申し述べることをご容赦ください。それほど議長による投票権剥奪は予想外のことだったので。

今、問題になっているのは、根本の課題は言うまでもなく組織犯罪対策三法案です。この三法、とりわけ通信傍受法案がいかに問題をたくさん抱えているか、それは既に多くの方々が述べられました。私も時間があれば後ほど若干の私の考え方も述べてみたいと思っております。希代の悪法と言ってもいいでしょう。そして、この悪法が十分な審議もなく法務委員会が強行可決された。強行可決と言いましたが、私もその現場にいましたけれども、採決は不信任。にもかかわらず、可決されたと称されている。異常事態です。

そこで、私たちは、言論の府にふさわしく、言論でこの悪法ぶり、暴挙ぶりを徹底的に訴え、私たちの立場について同僚議員の皆さんの理解と賛同を得ようと考えました。したがって、円より子議員は途中のハブニングもあって三時間、千葉景子議員は一時五分、吉川春子議員四十五分、福島瑞穂議員一時五分と、まさに超人的な弁論を展開したので。これは、完全にルールにのっとつ

た民主主義の世界、議会の場で、許されこそすれ、決して非難されるはずのない言動です。

その後の記名採決に若干の混乱があったのはこの間の緊迫と緊張のしからしむところであり、決してだれかの指図により組織立って行われたのではないことは皆さんがよくごらんになったとおりです。

ところが、議長は、これに対し、時間制限と投票箱閉鎖で臨みました。そして、発言時間制限動議に私も反対、その採決についても同じことを繰り返して、三たび四たびと同じことが繰り返されました。

議長は常に公平無私、冷静沈着でなければなりません。静穏に事が進んでいるときには、このことはそれほど困難なことではありません。緊張し緊迫したときにこそ、議長の重要な役割があるのです。白熱した事態に、議長まで一緒に感じて感情に走ってはなりません。人間ですから難しいことですが、そのために議長は一段高いところにおられるではありませんか。

議長の今回の議事運営は、やはり私は、一方面的に与党にくみし、結果として与党の言いなりになってしまったと言わざるを得ません。大変残念なことでもあります。

もともと、私は、議長斎藤十朗さんを尊敬しているのです。

今から二十三年前、私は昭和五十二年に初めて参議院に議席を得ました。そのとき、斎藤さんは昭和十五年生まれ、私は十六年生まれですから、ほぼ年代も似通っており、また数議員の先輩でもあった若い斎藤議員のはつらつとした姿に、私も大いにこの人から学ばうと思つたものであります。立場の違いはあっても、いろんなことがよくわかつている議長だと思つていますし、今も思つております。

その後、参議院改革、議長の手腕は本当に目をみはるものがあった。私は十三年ぶりに参議院に戻つてまいりましたが、例えば調査会ができてい

るとか、いろいろと斎藤議長が参議院改革で腕を振られて、その結果がしっかりと現実のものになっておりました。

その議長に対して私が悪意を持つはずがないんです。現に今、私たちは用意していない不信任案を出さざるを得ない。メモだけで今お話をしているわけでございます。

もちろん、議会の場で発言するのに文章を朗読することはいけなく、自由な発言をやれ、これが原則でありますから、これも結構です。私もやらせていただきます。しかし、皆さん、その私の心情はぜひ御理解いただきたいと思ひます。(発言する者多し)

私は、民主主義というのは五つの原則があると思つております。五つの原則。

まず第一に、与党も野党も情報が共有されていなきやならぬ。情報公開されて皆が同じ知識を持ち、同じ理解を持つて議論をしなきやいけない。次は、発言の自由。発言が制限されるということがあったらこれは本場の民主主義にならない。そして同時に、お互いに相手の立場を思いやつてみることも、お互いに相互浸透すること。これがなければ民主主義と言えない。

そして、もちろん多数決というのは民主主義の大原則です。しかし、多数決の数え方にもいろんな数え方があるんです。拍手もあるでしょう。挙手もあるでしょう。記名投票もその一つの重要な数え方です。

そして、最後にもう一つ、少数意見はあくまで尊重されなきやならぬ。いつ少数意見が多数意見に変わるかわからない、その可能性を常に信ずるのが民主主義の原則です。

そして、そういう大原則のもとにしっかりとあるのはやはり寛容の精神なんです。ジョン・ロックの民主主義論というのがその寛容を説いている。寛容で一番大切なのは何ですか。寛容で一番大切なのは何ですか。それは、自分と反対の意見に対してこそ寛容の気持ちが示されるということこ

となんです。(発言する者多し)皆さんとたえ私の意見が違つても、そうやってやり倒そうというような態度では、寛容、民主主義とは言えない。ぜひそこはわかつてほしい。(拍手)

もちろん、自分の意見と反対といつても、その反対論が例えば侮辱にわたるかセクシュアルハラスメントにわたるか、あるいはまた差別の発言とか、それではいけません。

フリーバスターというのは御存じでしょうか。昔、映画を見たことがあります。モノクロームの古い映画で「スミス氏都へ行く」。ある正義の士が田舎の方の州から上院に出ていくんです。アメリカの映画です。その田舎の方ではダムの汚職があった。その汚職に対して、これではいかぬというので、あえて勇を鼓して上院に出ていった田舎上院議員が、本場にだれにも信じられない、だれにも相手にされない、しかし、田舎にある一つの新聞社と提携し合つて、そして壇上に立つ。二十四時間でしたかね、議論をしてして、しくくつて、初めは相手にされない、だれにもわかつてもらえない。しかし、次第に、彼があそこまで一生懸命言っているのは何かあるんじゃないか、だんだんと人の心が変わつてくる、だんだん議場の雰囲気が変わつてくる。そして、このダムの汚職がついに明らかになつていった。こういうのが、皆さん、これが言論の府のあり方なんですよ。

フリーバスターに対してなぜそんなに怒るのか、フリーバスターに対してなぜそんなに神経を高ぶらせるのか。ぜひ反省をしていただきたいと思ひます。(拍手)

こうやって議論するときの内容もさることながら、やはりそういう表現に対する、表現をするときの態度というものもあるんです。一生懸命やる。先ほどの円より子さん、けなげじゃないですか。私は、やっぱりあれは感動しなかつたら民主主義の精神を持つていとは思ひません。ぜひそういうことをわかつてほしい。(発言する者多し)

今、私のこの発言も……

○副議長(菅野久光君) 江田君、時間が超過しました。おまとめ願ひます。

○江田五月君(統) 間もなく整理します。

私の発言も時間が制約をされております。盗聴法について私の言いたいこともあつたけれども、それを申し上げる時間はありません。しかし、皆さん、私も野党出身の副議長に迷惑をかけてはいけません。(発言する者多し)

ただ、私は、一つ、私の単独で提案をしたい。時間制限をなしにしようじゃないですか。言論で勝負をしようじゃないですか。(発言する者多し)二時間、二時間じゃべらせてくださいよ。体の限り訴えて訴えて、そのかわり採決は私は押しボタンでいいと思う。ぜひ、そういう新しい議会のあり方をつくらうじゃないですか。(拍手)

そういう新しい議会のあり方に逆行する態度をおとりになった斎藤議長を不信任とする、以上が私の不信任の理由です。

どうぞよろしく願ひします。(拍手)

○副議長(菅野久光君) 本決議案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。鶴保庸介君。

○鶴保庸介君(登壇、拍手) 鶴保庸介君、ただいま議題となりました斎藤議長に対する不信任決議案に対して、自由民主党、公明党、自由党を代表して、断固反対の討論をいたします。(拍手)

斎藤議長が参議院議長として、いかに参議院の円滑な運営に努力され、改革に取り組まれてきたか、その御功績から見ても今回の不信任がいかに不当なものか、まず申し上げたいと思ひます。

斎藤議長におかれましては、平成七年七月に全会派の賛成により議長に選任されて以来、公平、中立、適正な議会運営を常に心がけ、しかも参議院制度改革の先頭に立たれてこられました。昨年の通常国会から本会議の押しボタン方式が導入さ

れ、本会議における表決の効率化とあわせ投票責任の明確化を図られるとともに、常任委員会の再編や行政監視委員会が設置される等、着々とその成果を上げつつあることは御案内のとおりであります。

斎藤議長は、参議院改革及び参議院運営に常に情熱を持って取り組まれ、その実施のために各会派の代表者との話し合いも粘り強く積み重ね、その意見によく耳を傾けられ、議会運営をリードされてきたことは、今回不信任案を提出された会派の諸君におかれましては十分御理解、御評価をいただいているものと確信いたします。

民主、共産、社民が提出した斎藤議長不信任の理由には、与野党協議がまとまらない中で議長職権によって会議の開催を強行決定したとか、発言時間等を制限する動議の投票に際し、議長の議事整理権と称して強行に投票行動を制限し、不当にも採決を途中で打ち切った、与野党の党利党略に加担した、本院の権威を失墜させたなどというものであります。

しかし、国会は十分な議論を行い、最終的には民主主義のルールで結論をつけるものであり、その議論は無限定、無目的に延々となすものではありません。

翻ってみますと、組織犯罪対策三法案は六月一日に本院に送付されており、その後、公聴会等も含め衆議院における審議時間を大幅に上回る約五十時間に及び審議を尽くされたのであります。また、送付後六十日以内に本院で採決しない場合、憲法五十九条にある、いわゆるみなし否決規定の適用が可能となりますが、既に本日で送付後七十二日目を迎えております。本院がいままで法案

の採決を行わず、その結果みなし否決規定が適用されるようなことになれば、本院の存在意義そのものが問われることとなります。

このような状況を踏まえつつも、残された会期が極めて少ないという現時点まで、このぎりぎりの時点まで野党の理解を求めるべく努力された上での本会議開催の決断は、大局に立った議長の決断としてはまことにやむを得ないものであらうと察します。

与野党がまとまらない中で、議長職権によって会議の開催を強行したという事実は全くありません。また、発言時間、討論時間等を制限するため投票を途中で議長職権で制限したことは、議会政治の常識を破った牛歩戦術が、いたずらに投票の議事を引き延ばし、議長みずから何度も何度も促した、そのための時間にも配慮したにもかかわらず、投票を行わない。やむを得ず行ったこととあります。

むしろ、議長が野党に配慮し過ぎるという声が与野党から上がっているということは、感情に走らない冷静かつ公正な議長の判断をあらわすものであります。この議場に出席していた議員ならば、だれでも周知のことであらうと思えます。

みずから混乱を意図的につくり、混乱した議事や議決を無効とか公正でないと主張することは、全くの党利党略であり、議会政治の本旨に反するものであります。(拍手)

この際、不信任提出に至った会派と議員各位に猛省を促すとともに、本決議案に断固反対の意思を表明して、私の討論を終わります。(拍手)

○副議長(菅野久光君) 斎藤勤君。

(斎藤勤君登壇、拍手)

○斎藤勤君 私は、民主党・新緑風会を代表して、ただいま議題となりました斎藤十朗議長の不信任決議案に賛成する立場で討論を行います。

(拍手)

先ほど、我が会派の江田議員も述べました。私自身の全く素直な心情は、大先輩であり、そして経験豊かな議員であり議長である実績を持つ斎藤十朗議長、その斎藤十朗議長に、今ここで不信任決議案に賛成をする、甚だ残念でなりません。

しかし、今日の政治状況を見るにつけ、現憲法下、二院制のもとで、我が良識の府参議院の存在がますます重要になってきている折、今回の斎藤十朗議長のとった行為は、参議院改革の先頭に立ってこられた議長と同じ人なのかと目を疑いたくなる、そんな気持ちでございます。

さて、本件の提案説明にあるとおり、本日未明、法務委員長荒木清寛君解任決議案並びに自民党提出の発言時間、討論時間等を制限するの動議の投票に際し、いまだ多数の議員が投票の意思を示していたにもかかわらず……(促したじゃないですか「事実じゃないよ」と呼ぶ者あり)事実ではないですか。議長の議事整理権と称して、強行に投票行動を制限し、投票箱を閉め、不当にも表決を途中で打ち切りました。しかも、これを実に四たび繰り返しました。いかに信頼を失っていました。斎藤十朗議長といえども、この行為は断じて許すことができません。

もとより、この投票行動に至った経緯は、組織犯罪対策三法案を審議してきた法務委員会で荒木清寛委員長は、まだ質疑者が多くいる中、しかも連合審査やさらに総理出席の総括質疑を求めた我が会派より議員の質疑中に、あまつさえ

荒木清寛委員長は、この発言を受けとめた上で、理事会協議を約束しているにもかかわらず強行採決に至ったことを議題とするものであり、まさに議会制民主主義の立場からも重要なものであります。

組織犯罪対策三法案の委員会採決は、質疑打ち切り動議さえ採決をされておらず、ましてや法案そのものを採決する行為は行われていないんです。

いかに荒木委員長が委員会報告書を作成し、議長に提出し、それを議長が受理しても、委員会の議事録やその模様を報じたテレビは、その真実の姿を国民の前に明らかにしております。国民の目をこまかくすわけにはいきません。

議長、あなたの問責の理由をもう一つ加えなければなりません。

本案が本会議の議題となるに際し、議院運営委員会理事会で与野党協議がまとまらない中で、あなたが議長職権によって会議の開催を強行決定したこととあります。当院の運営に関する最高の権威と指揮権を有する議長としては、このような法務委員会の審議経過を見るならば、円満、慎重な審議を行わなければならないはずであります。しかるに、議長の今回の数度にわたる投票権を奪った行為は、参議院のあり方を考えると、まさに逆行するものであります。

議長、あなたのとるべき方法は、法務委員会の荒木委員長からの報告書は真実と導く、議運委員会にもきちんとそのことを伝え、改めて審議途中からやり直すことを指示すべきであった、このこととあります。

かくして、衆議院をチェックし、抑制機関として参議院が作用することをみずから放棄し、また

衆議院の足らざるを補充する補充機能をも放棄したものと言わざるを得ません。参議院みずからによる二院制の憲法的意義の抹殺であります。参議院の存在意義を根本的に問わなければならない事態を招いた斎藤十朗議長は極めて重大であります。

斎藤十朗議長、今回あなたのおとりになった行為は、なりふり構わず突き進む自公路線、その一つのあかしである今回の組織的犯罪対策法案、いわゆる盗聴法の強行採決にくみしたものと云わざるを得ません。議長としての公正公平な職分、権限を忘れたものであります。

かつて本院は、長い間、参議院制度の改革に多くの先輩、そして現同志も含めまして、さまざまな議論を積み重ね、今日に至っているところあります。

今回、私は登壇するに当たりまして、参議院五十年史を、わずかな時間でありましても再びひととく時間を得、改めて昭和四十六年九月二十三日、参議院問題懇談会の「参議院運営の改革に関する意見書」の項を読ませていただきました。参議院の現状に対してさまざまな批判が加えられている、そういう書き出しであります。

とりわけ、限られた時間でございいますので、「参議院の独自性と自主性の確保」の項で、いわゆる議長及び副議長の党籍離脱について、こう書かれています。

議長及び副議長は党籍を離脱することが望ましい。党籍離脱は形式にすぎないとの考え方もあるが、議長として公正な運営を意図していても、党籍を有していればとかくの疑惑を招きやすいのでこれを避ける必要があること、所属政

党内の紛争及び所属政党と他の政党との紛争にまきこまれないようにすること等の理由からいっても、党籍離脱は意義のあることである。なお、議長の裁定、調停等が各会派によって受け入れられやすい態勢を作るためにもこのことは必要なことと思われる。

以下、さまざまな観点からこの参議院制度改革に対する意見が述べられております。

今、私は、この昭和四十六年九月二十三日の参議院問題懇談会の意見書の一部を紹介させていただきますが、この紹介の前にお話しさせていただきまして、今回議長がおとりになった行為は、なりふり構わず突き進む自公路線、その一つのあかしである今回の組織的犯罪対策法案、いわゆる盗聴法の強行採決にくみしたものと云わざるを得ない。議長としての公正公平な職分、権限を忘れたものであります。このことを私は危惧し、あえて指摘させていただいた次第でございいます。

議長、あとわずかな議員ではなかったじやないでしょうか。あとわずかな時間が待てなかったのか、残念でなりません。

以上、私は、民主党・新緑風会を代表いたしましての斎藤十朗議長不信任決議に賛成する理由を述べ、多くの議員の賛同を得るため、ぜひ皆さん方の真摯なる御判断をお願いし、討論を終わらせていただきます。(拍手)

○副議長(菅野久光君) 筆坂秀世君。
(筆坂秀世君登壇、拍手)

○筆坂秀世君 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となりました斎藤十朗議長不信任決議案に賛成の立場から討論を行うものであります。斎藤議長が昨年七月三十日、第四百十三国会で

議長に選任された際、「まことに身に余る光栄であり、心より皆様へ御礼申し上げます」とともに、その責任の重大さを痛感いたしております。この上は、公正無私を旨として、議院の正常かつ円満な運営を図る」と言明されました。我が党は、この言明を信頼して斎藤議長に賛成をいたしました。ところが斎藤議長は、みずからの言明も、我が党などの信頼も大きく裏切るものであったと言わなければなりません。

中でも看過できないことの第一は、斎藤議長が、今開かれていますこの本会議で、みずからの職責を忘れ、参議院史上例を見ない不正で横暴勝手な運営を行ったことであります。

言うまでもなく、主権者国民の代表として選ばれた議員にとって表決権は最も重要な権能とも言えるべきものであります。だからこそ、注参議院規則は、表決について、「表決とは、議員が問題に対して賛否の意思を表明する行為であって、議員としての最も基本的な権能である」と明記しているものであります。

ところが、斎藤議長は、既にこの本会議で実に四度にわたって我々の表決権を剝奪するという絶対にあつてはならない暴挙を行ったのであります。これは、公正な運営を否定しない立場に立つ議長であるなら絶対に両立し得ないものであり、参議院の歴史にぬぐいがたい汚点を記したものと云わなければなりません。

参議院の歴史を振り返っても、PKO国会と言われた九二年六月の議院運営委員長解任決議案は十三時間、内閣総理大臣問責決議案は七時間、PKO特別委員長問責決議案は十三時間かけて記名投票が行われました。このときの長田裕二議長は

時間制限などを行わない公正な運営を行われました。これと比較しても、斎藤議長の運営の異常さは明瞭であり、ここには天地の差があると言わなければなりません。

長田議長がこういう運営を行われたのはゆえなきことではありません。これこそが議会制民主主義の原理原則に照らして当然だったからであります。なぜなら、いわゆる牛歩戦術のような抵抗は議会制民主主義のもとにおける少数党の当然の抵抗の権利だからであります。

もし、こういう抵抗が認められないなら、今の自公体制がそうであるように、多数党の数の力による横暴がまかり通るからであります。議会制民主主義は単純な多数決原理などではないからであります。多数決原理は、それが国民多数の世論、意思になつてこそ裏づけを持ち、正当性を持つというのがいわばイロハのイであります。このことを斎藤議長がもし知らないとするれば、それだけでも議長の職責を務める資格はない、こう言わざるを得ません。

少数党が議会運営の民主的ルールに基づき合法的な手段、方法を駆使して抵抗することが当然の権利であることは欧米諸国でも同様であります。イギリスではオプストラクション、アメリカではフィリバスターなどが野党の抵抗戦術の制度的慣行として定着しているのはそのためであります。

我が国でも実は当然のことです。

私は、九二年五月二十七日の毎日新聞のコピーを見ました。それによれば、新憲法下の第一回国会、一九四七年、この国会で牛歩を採用したのは自由党だった。時の政府は、社会、民主、国協三党連立の片山内閣。炭鉱国営法案に反対した自由

党は、衆議院本会議での記名投票の際、議席から演壇の投票箱までのんびり歩いて時間稼ぎをした。このため、採決は十一月二十日から二十四日までかかったとあります。何と五日間であります。牛歩戦術は、実は今ここで牛歩に反対している自民党、自由党両党の先輩の皆さんが始めたことなのであります。

河本敏夫元国務大臣も、読売新聞でかつて次のように語っておられました。牛歩戦術や不信任案連発は少数野党の反対手段として残すべきもので、物理的抵抗ではない、これが河本元国務大臣の言明でありました。あるいは学説でも、牛歩は違法な物理的抵抗や議事妨害とはせず、多数決の前提たる諸条件が満たされていないことに對する少数野党の公明正大な抵抗として容認するということでもあります。

今、日本経済は未曾有の消費不況に陥っています。その最大の原因をつくっている消費税導入に反対したときには、我が党や社会党が牛歩で徹底抵抗しました。このとき、ある新聞の社説は、参議院本会議では八十歳を超えた議員も十三年ぶりの徹夜牛歩に臨み、野党の意地を見せた。消費税には各種世論調査では大半が反対している。その世論を受けて、声なき声を代弁しようとする姿にある種の感動を覚えた人も多いはずだと評価しました。ここにこそ形骸化した議會制民主主義ではなく、国民の声を生かした生きた議會制民主主義の姿があると言わなければなりません。(拍手) 実際、国民の意思を、声を反映して、このときさらなる徹底審議を行い、消費税の導入を見合せていたなら、今日の消費不況はこれほどまでに深刻にはならなかったでしょう。

高藤十朗議長の不信任に賛成する第二の理由は、だれもが異常と認める法務委員会の不正常を正す努力について何らの努力もしなかったことでもあります。そして、我が党や民主党、社民党などが同委員会に強く差し戻しを要求したにもかかわらず、本院の法務委員会において犯罪捜査のための通信傍受に関する法律、いわゆる盗聴法案などの三法案が採決されたとして、あえて本会議開会を公報に掲載し、昨日からの本会議を強引に開催するという、院の運営に公正であるべき議長にあるまじき行爲を行ったのであります。

議長がやるべきは、表決権の剝奪などではありません。不公正で異常な法務委員会の運営を正す方向での努力ではありませんか。やるべきことが全く逆立ちしていると言わなければなりません。これこそ参議院改革を標榜する議長の最大の任務でありながら、それを全く放棄したのですから、到底議長長の職責を任せるわけにいかないのは当然ではありませんか。(拍手)

そもそも、この不正常な状態は、自民、公明、自由各党と法務委員長によるあり得べからざる暴力的な委員会運営で盗聴法など三法案を採決したと強弁していることから事の発端が生じたのであります。

法務委員会の事態は、この間、何度もこの場で明らかにされたとおり、およそ委員会の民主的で公正な運営とはほど遠いものであります。事実、議員が質問しているさなかに質疑打ち切り動議なるものを提出し、我が党議員や委員外小会派議員などの質問時間を不当にも打ち切つて、委員長が指名していないいわば単なる不規則発言を質疑打ち切り動議と称して動議は可決されたなどと

したにすぎません。委員会運営の先例に反して、もともとなかった動議を可決することなどできるわけがありません。そして、その上に、さらに採決したという偽りをつけ加えたのであります。

この間、法務委員会では盗聴法案について、審議をすればするほど法案の反民主主義的な内容が明らかにされてきました。したがって、この法案の問題点を徹底的に解明するのは、国民から負託された国会の重大な責務であるにもかかわらず、我が党議員などの質問までも多数の力で強引に打ち切るなどは、議會制民主主義を根本から覆すものと言わなければなりません。(拍手)

こういう事態のもと、高藤議長の果たすべき役割は、先ほど指摘したとおり、質疑打ち切り動議や採決なるものの経過を本院の先例などに照らして調査し、その無効を指摘して、法務委員会に差し戻すことでもあります。

かつて、一九七三年七月、運輸委員会、内閣委員会、文教委員会が審議の行われた国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案、防衛庁設置法及び自衛隊法等の一部を改正する法律案、さらには国立学校設置法等の一部を改正する法律案は、それぞれ採決が強行された後、再び委員会において質疑されたことが現にあるのであります。とりわけ、運輸委員会で、採決後に六回もの審議を重ね、改めて採決のやり直しを行いました。

本院にはこのようなすぐれた先例があり、委員会に差し戻すことは可能であったにもかかわらず、高藤議長は、法務委員会の経過の調査を全く行わなかったばかりか、正常に復する努力を一切しなかったのであります。

盗聴法はもともと「通信の秘密は、これを侵してはならない。」この憲法二十一条の原則を真っ向から踏みにじり、国民の基本的人権を侵害する盗聴を合法化しようとするものであり、このような法案は本来廃案とすべきものであります。その上に、議會の民主的手統のじゅうりんをたび重ねて強引に強行成立させるなど、絶対にあつてはならないことでもあります。(拍手)

高藤議長の行つてきたたび重なる民主的運営のじゅうりんは、院の民主的運営に尽くさなければならぬ議長に任に全くふさわしくないことは明らかであり、不信任は当然だということを重ねて強調して、私の賛成討論を終るものであります。(拍手)

○副議長(菅野久光君) 照屋寛徳君。

(照屋寛徳君登壇、拍手)

○照屋寛徳君 私は、社会民主党・護憲連合を代表し、ただいま議題となりました高藤十朗議長不信任決議案に対し、賛成の討論を行います。

不信任の第一の理由は、高藤十朗議長は、本院法務委員会において、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案、いわゆる盗聴法、刑事訴訟法の一部を改正する法律案の組織犯罪対策三法案が採決されたとして、我が党などが強く法務委員会へ法案審議の差し戻しを要求しているにもかかわらず、あえて本会議に上程した点であります。

去る八月九日、法務委員会の審議が荒木清寛委員長によって突如として打ち切れられ、そのことをもって自民、自由、公明の三党は、いわゆる組織犯罪対策三法案が採決されたと主張いたしております。

ます。しかし、荒木清寛法務委員長は、審議打ち切りの動議に対し賛成を求めたにすぎず、動議の内容も不明であり、採決の確認すらも正常には行われておりません。当然、法案に対する採決も存在していないのであります。まさに採決なき強行採決と断ぜざるを得ません。

ところで、先ほど、議長不信任決議案に対する反対討論の中で、民主主義のルールについて語っている人がおりました。法務委員会における採決なき強行採決に加担をする議員が、どうしてこの参議院の場で民主主義のルールを語る資格があるのでしょうか。(拍手)

法務委員会における法案審議は、いまだ中断されたままなのであります。公正な議会運営を行う責務のある議長は、議政政治のルールを厳格に守り、民主的な議事運営を行うため、みずから汗をかいて法務委員会の正常化に努力すべきでありました。しかるに斎藤十朗議長は、我が党が野党各党とともに強く差し戻しを要求していたにもかかわらず、組織犯罪対策三法案についての審議を不当に中断された状態の法務委員会に法案を差し戻すのではなく、また与野党で十分な協議も行うことなく、与野党の党利党略に加担し、本会議の開会を強行したのであります。

このような斎藤十朗議長の行為は、議長としての職責を放棄し、三権の長としての権威をみずからおとしめるものとして強く糾弾されるべき暴挙であります。

言うまでもなく、組織犯罪対策三法案は、歴史の汚点として後世に語り継がれるであろう希有の悪法であります。いわゆる盗聴法は、日本国憲法第二十一条の保障する通信の秘密を著しく侵害する

シの権利を侵害し、憲法の基本原則である基本的人権を否定するものであります。戦前の暗黒の天皇制ファシズム国家体制のもとで、日本は戦争への道をひた走りましたが、その反省として設けられたのが日本国憲法なのであります。主権在民、基本的人権の尊重、平和主義の三大原則は、まさに戦争体制を否定し、平和と人権を保障する新生日本づくりのために設けられたものであります。

そもそも、法律は権力をチェックするためにつくられるものであり、重大なことは権力の横暴に対する抑制機能であります。通信の秘密もその重大な要素の一つであり、何人によっても侵されない権利として保障されているのです。憲法のどこに通信の秘密について「公共の福祉に反しない限り」という制限があるのでしょうか。

しかるに盗聴法案は、組織的犯罪を対象とすることを口実に、国民すべてを権力による盗聴の対象とし、国家が国民に対して盗聴という憲法違反の重大な犯罪を犯すことを認める法案であります。

さらに、ピケを張れば威力業務妨害、労働争議の解決金は犯罪収益とする組織的犯罪対策法案は、まさに労働運動や市民運動の不当弾圧に道を開くものであり、労働三権の否定であり、国民の政治的自由の圧殺を図ろうとするものと言わざるを得ません。

加えて、刑事訴訟法改正案は、証人保護を口実に、捜査当局による証人のでっち上げを可能にするものであり、いつ国民一人一人が犯罪者にでっち上げられるのか、わかったものでありません。

警察の思うがままの暗黒の警察国家に時計の針を逆戻りさせるものであります。

そもそも、本会議が深夜、未明、早朝という異常な開会となったのは、このような日本国憲法に挑戦する違憲の法案を良識の府として慎重に審議していたにもかかわらず、田議員の質疑中に与党が数の暴力に任せて行った採決なき強行採決に端を発しているものであります。審議すればするほど問題点が浮かび上がってくる法案を、会期末を理由にいたずらに採決を急ごうとするのは、国権の最高機関としての国会、なかなしく良識の府としての参議院の責務の放棄であり、国民の本院への期待を大きく損なうものであります。

斎藤十朗議長を信任しない第二の理由は、法務委員長解任決議案及び自民党提出の発言時間、討論時間等を制限するの動議、そして小淵内閣総理大臣問責決議案、議院運営委員長解任決議案に対する動議と立て続けに強権的な投票行動の制限を行い、我が党の議員の投票の機会を奪ったことでもあります。これは、PKO法案審議の際にも行われたことのないまさに暴挙であり、私たちは絶対に許すことはできません。

また、あらかじめ投票時間の制限の注意はなく、投票の意思を表示していたにもかかわらず、機械的に議長職権を発動し、我が党議員の投票の権利を奪ったことは言語道断であります。

斎藤十朗議長の行為は、国民の自託を受けた国会議員の投票権を奪うものであり、ひいては少数意見の封殺、国民の世論に対する挑戦であると言わざるを得ません。

私たちは、国民の代表としての意思表示の機会を斎藤十朗議長によって一方的に奪われたもので

あり、激しい怒りを持って抗議するものであります。

以上、斎藤十朗議長の議事運営は極めて不公正なものであり、与野党の党利党略に加担し、二十一世紀の日本の進路を根本的に転換し、戦争への危険な道に日本を導く重要な役割を果たそうとするものであり、その責任は極めて重大であります。議長としての責務を放棄し、本院の権威を失墜させるものであり、斎藤十朗議長は議長としての任にとどまる資格は全くないと言わざるを得ません。

よって、社会民主党・護国連合は、斎藤十朗議長の不信任決議案に賛成をするものであります。終わります。(拍手)

○副議長(菅野久光君) これにて討論は終局いたしました。

○副議長(菅野久光君) これより本決議案の採決をいたします。

足立良平君外八十九名より、表決は記名投票をもって行われたことと要求が提出されております。

現在出席議員の五分の一以上に達しているものと認めます。

よって、表決は記名投票をもって行います。本決議案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。御協力をお願いいたします。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

(議場閉鎖)

(参事氏名を点呼)

(投票執行)

次に、刑事訴訟法の一部を改正する法律案は、

電気通信の傍受を行う強制処分についてその根拠を定めるとともに、証人等の身体または財産への加害行為等の防止を図るための措置について定めようとするものであります。

委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、組織的犯罪対策の必要性和諸外国の動向、捜査手法としての通信傍受の必要性、憲法の通信の秘密との関係……(発言する者多く、議場騒然)

○議長(斎藤十朗君) 御静粛に願います。

○荒木清寛君(統) 通信傍受の乱用に対する歯どめ、捜査機関の信頼性、携帯電話及びインターネット通信の傍受方法等について質疑を行いました。

また、東日本電信電話株式会社東京支店において現地視察を行うとともに、公聴会を開催したほか、参考人から意見を聴取いたしました。その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終局し、三法律案を一括して採決の結果、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 海野徹君外三名から、賛成者を得て、

三案を法務委員会に再付託することの動議が提出されました。(拍手)

これより本動議の採決をいたします。

足立良平君外八十九名より、表決は記名投票をもって行われたことの要求が提出されておりあります。

現在の出席議員の五分の一以上に達しているものと認めます。

よって、表決は記名投票をもって行います。本動議に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(斎藤十朗君) 投票漏れはございませんか。――速やかに御投票願います。――速やかに御投票願います。――速やかに御投票願います。

――速やかに御投票願います。――速やかに御投票願います。――速やかに御投票願います。

――速やかに御投票願います。――速やかに御投票願います。――速やかに御投票願います。

――速やかに御投票願います。――速やかに御投票願います。――速やかに御投票願います。

――速やかに御投票願います。――速やかに御投票願います。――速やかに御投票願います。

――速やかに御投票願います。――速やかに御投票願います。――速やかに御投票願います。

――速やかに御投票願います。――速やかに御投票願います。――速やかに御投票願います。

――速やかに御投票願います。――速やかに御投票願います。――速やかに御投票願います。

――速やかに御投票願います。――速やかに御投票願います。――速やかに御投票願います。

――速やかに御投票願います。――速やかに御投票願います。――速やかに御投票願います。

――速やかに御投票願います。――速やかに御投票願います。――速やかに御投票願います。

――速やかに御投票願います。――速やかに御投票願います。――速やかに御投票願います。

――速やかに御投票願います。――速やかに御投票願います。――速やかに御投票願います。

――速やかに御投票願います。――速やかに御投票願います。――速やかに御投票願います。

――速やかに御投票願います。――速やかに御投票願います。――速やかに御投票願います。

――速やかに御投票願います。――速やかに御投票願います。――速やかに御投票願います。

――速やかに御投票願います。――速やかに御投票願います。――速やかに御投票願います。

――速やかに御投票願います。――速やかに御投票願います。――速やかに御投票願います。

――速やかに御投票願います。――速やかに御投票願います。――速やかに御投票願います。

――速やかに御投票願います。――速やかに御投票願います。――速やかに御投票願います。

――速やかに御投票願います。――速やかに御投票願います。――速やかに御投票願います。

――速やかに御投票願います。――速やかに御投票願います。――速やかに御投票願います。

――速やかに御投票願います。――速やかに御投票願います。――速やかに御投票願います。

――速やかに御投票願います。――速やかに御投票願います。――速やかに御投票願います。

――速やかに御投票願います。――速やかに御投票願います。――速やかに御投票願います。

――速やかに御投票願います。――速やかに御投票願います。――速やかに御投票願います。

――速やかに御投票願います。――速やかに御投票願います。――速やかに御投票願います。

――速やかに御投票願います。――速やかに御投票願います。――速やかに御投票願います。

○議長(斎藤十朗君) 三案に対し、討論の通告がございませう。順次発言を許します。小川敏夫君。

〔小川敏夫君登壇、拍手〕

○小川敏夫君 私は、民主党・新緑風会を代表して、ただいまの三法案に対し、反対の立場で討論いたします。

まず最初に、去る八月九日に行われた委員会の採決というものについて、その事実経過について説明いたします。

私は、当日、法務委員としてその審議に参加しておりました。そして、円理事が荒木委員長に対し質疑を行っていたところ、荒木委員長が返答中、突然、鈴木正孝理事が手を挙げて立ち上がり、発言を始めました。この発言につきましては、これまで多くの人から指摘があったように、委員長の指名を受けないで勝手に発言を始めたものであります。

そして、さらに重要なことを一つ指摘しなければならぬのは、鈴木正孝理事の席にはマイクが備えてあるのに、鈴木理事はそのマイクを殊さら外して、マイクに音声が入らないような方法でただいまの動議と称する発言を述べたことであります。

これは、私が聞き漏らしたのではないということとは、速記者にも聞こえていない、すなわち全く記録されていないことから明らかであります。また、ビデオテープを繰り返し見ても、鈴木正孝理事の発言は全く音声が入っておりません。すなわち、マイクが主席の前にあるのにそのマイクに入らないような発言方法で発言をしたということでございます。これは大変に重要なことであります。

動議を採決するのに、いかなる動議が委員に提案されその内容が示されたのかわからなければ賛否のしようがないからであります。

私は、何やら鈴木正孝理事が勝手に発言を始め、荒木委員長は当初それに気がつかなかったようでしたが、何かその鈴木正孝理事の不規則発言に答えるような行動をとるしぐさをいたしました。それで私は、何を発言しているのか、何が行われようとしているのか、それを法務委員として確認するため、直ちに委員長席の前に駆けつけました。しかし、鈴木正孝理事の発言は全く聞こえませんでした。

すなわち、委員長の指名も受けないで勝手に不規則に発言し、あらかじめその内容を知っていると思われる与党の方や委員長の方に内容はわかって、それ以外の私を含めた野党の委員には内容が全くわからない、この発言をもってなぜ動議と言えるのでしょうか。

これをもって動議とし、突然動議についてその採決をとったという荒木委員長、その発言は確かにあったようですが、しかし動議と認められないこのようなものについて採決をとったとしても、それが動議の採決とならないことは明らかでありますし、またその採決についていかなる者が何名挙手をしたのか全く明らかになっていないということを荒木委員長自身がテレビのインタビューで述べておりました。

さらに重要なことは、私が法務委員として不規則発言をしている鈴木正孝理事の発言や委員長が何をしようとしているのか確認するために委員長席の前に駆けつけたところ、法務委員ではない自民党の議員が数名で私の体に飛びつき、私の委員としての職務の執行を不可能にいたしました。私

の体に飛びついた委員の中には、御本人はその認識がないかもしれませんが、私の右手をとって高く取り上げた者もあります。まるであたかも私が動議に賛成の挙手を強いられているような外形的事実がありました。恐らく本人はそこまで思っていたことではないと信じておりますが、そのような外形的な行為も暴力行為として私は受けたということを指摘いたします。現に私は、何者かにけ飛ばされたために足にあざがありますし、ねじり上げられた右腕に今でも痛みを覚えております。

委員長はこのような法務委員会の秩序を適正に保つために、私が法務委員として発言の内容を確認している、それを数人の自民党議員が寄つてたかつてその職務を妨害し私を取り押さえた、そうしたことを適正に中止し、議事の進行を進めなければならぬのに、そのようなことは全く行いませんでした。やはり大変に不適当だと思えます。

そして、私は、委員長席の一番前で、委員長がいかなる発言をし、いかなる行為を行うのか実際に注視しておりましたが、法案の採決に至るといふそのような行為はありませんでした。ないますま自民党の議員から委員長を退席せよという指示のもと、委員長を取り巻いていた与党の方と思われる多数の議員が委員長を室外に連れ出してしまったものであります。

このように、動議の採決の事実、法案の採決の事実も全くありません。あると云っておられた荒木委員長の報告は事実と反するものであります。このような事実と反する採決と称するものが採決として認められ、法案が成立するならば、いずれ歴史がこれを載くことになるでしょう。

私は、本法案に反対の立場で、本法案、通信傍

受法案について憲法上の観点から、この法案が著しい憲法違反、あるいはその精神に反するものであるということを次に述べさせていただきます。

通信傍受法案は、憲法二十一条で保障された通信の秘密を犯罪の捜査という公共の福祉によって制限しようとするものであります。この性質上、通信の秘密の制限は必要最小限でなくてはならないことは言うまでもありません。

本法案の審議は、十分な論議が尽くされないまま法務委員会における審議が打ち切れられ、採決の実態がないのにこれがあつたものとして今ここで採決がなされようとしておりますが、その不十分な審議の中においても、本法案の重大な欠陥が指摘されるなど、多くの問題が明らかになっております。

まず第一に、本法案が予定する通信傍受は、その実効性が乏しいことが明らかとなつております。

審議を通じて、当局が期待する傍受の手段は携帯電話を傍受することであることがわかりました。ところが、審議の後半に入ってから、通信事業者の参考人質疑によって、現在の携帯電話システムにおいては、発信については傍受不可能で、着信については傍受は著しく困難であることが判明しました。着信の場合、使用回線を探索するのに二十分程度の時間を要し、また通話区域が移動すれば探索を最初からやり直すことになるからであります。

このような重要な事実を説明しないうまま法案の審議を求めていた政府当局の議会軽視は強く非難されるべきことであります。

携帯電話が技術的に傍受できないのでは、本

案の実効性は余りにも乏しいものと言えます。当局は、この点について、予算措置を講じ、通信事業者に対し通信システムを傍受が可能となるように変更してもらうよう要請すると説明しております。しかし、その具体的方法や相当に高額と予想される費用について具体的な説明はありません。

このような技術的問題ばかりでなく、この問題は通信事業者の経営に重大な影響を及ぼします。事業者の一部が当局の要請に応じなかった場合や、仮に現在の事業者のすべてが応じたとしても、新規参入事業者が登場した場合、通信傍受が不可能なシステムによる携帯電話だけが普及し、当局の要請に応じた事業者が競争上著しく不利になると考えられるからであります。この面についての対策には、その是非は別として、法的措置を講ずる必要があると考えられるのに、これについては何の対処もされていません。

このように、携帯電話について、傍受が不可能な携帯電話が普及する余地を少なからず残したまま本法を施行しても、組織犯罪者は当然に傍受不可能な携帯電話を選んで使用するでしょうから、結局は携帯電話を傍受するとの本法の実効性は著しく乏しいと断じざるを得ません。

また、衛星通信を用いた携帯電話は現在も将来も傍受不可能であることは当局も認めています。これから飛躍的に普及増大すると見込まれるインターネット通信の場合、高度な暗号技術を用いられた場合、これを解読することはほとんど不可能であります。与党が招致したインターネット事業者の参考人も同旨述べております。仮に、ある暗号を解読する技術を取得したとしても、そのときにはさらに高度な暗号が登場しているでしょう。

う。犯罪のプロは当然このような防衛措置をとるでしょうから、この点においても本法の実効性が乏しいことは明らかです。

前述のとおり、本法案は憲法で保障された基本的人権である通信の秘密に犯罪捜査の必要性という公共性によって制約を加えるものであります。したがって、……

○議長(斎藤十朗君) 小川君、時間が超過しております。簡単にお願いします。

○小川敏夫君(統) はい、間もなく終わります。間もなく終わります。

したがって、犯罪捜査の必要性は高度に緊急性、実効性が高いものでなければならず、この点では人の考え方にゆだねられているものではありません。しかしながら、ただいま述べたとおり、実効性が著しく乏しいのが本法の実際の姿です。これでは、通信の秘密に制約を加えるだけの合理的必要性に欠ける結果、本法は憲法に違反することに帰着します。

そして、通信の秘密に制約を加える以上、その制約は必要最小限度にとどまらなければならぬとともに、最小化原則が制度的に保障される措置が講じられる必要があります。本法は、該当性判断のための傍受などが認められていますが、その実施については、最小化原則を具体的に定める規定がなく、当局の自主的判断に任せることになっており、最小化原則が制度的には担保されていません。

また、本法は、捜査官の乱用を防止する制度的保障が極めて不十分であります。この点については、本法に対する代表質疑の際に具体的に示したと

おりでありますので簡略に述べます。

通信傍受を裁判官の発する令状によるとする事前審査は、有効なチェック機能ですが、必ずしも完全でないことは、過去に露見した令状の不正取得事件や、松本サリン事件のように完全な誤認捜査においても令状が発付されてしまった例などから明らかです。

○議長(斎藤十朗君) 小川君、時間が超過しております。簡単に願います。

○小川敏夫君(統) はい、間もなく終わります。間もなく終わります。

そして、令状は、令状を発付した後の執行に關しては何らチェック機能を發揮しないという制度の本質からくる制約がありますので、令状による事前審査だけでは乱用防止が十分とは言えません。

本法では、令状の執行すなわち傍受時においては立会人の制度が設けられていますが、立会人は外形判断のみのチェックにとどまるもので、傍受の内容には関知しません。したがって、立会人制度による乱用防止機能は脆弱であると言わざるを得ません。

であるなら、事後的なチェック機能が絶対に必要であります。しかしながら、乱用にわたる傍受の通信当事者には傍受の通知がなされないもので、本法が規定している当事者による通信記録の確認や不服申し立てによる事後チェックは全く機能しません。

以上述べたとおり、本法は、憲法で保障された基本的人権を制約するためには絶対に必要である制約の最小化原則及び乱用防止の制度的担保が実質的になされていないと同様であり、したがって、

て、本法はこの点からも憲法の精神に違反するものであります。

なお、本法に賛成する立場の参考人や公述人らが、賛成の前提として乱用防止が十分に担保されることを強調していたことを付言します。(発言する者多し)

本法は、強制捜査を実施した傍受対象者本人であっても、傍受記録を作成しなければ、強制処分を行ったのにその通知を行わないもので、憲法の保障する適正手続の精神に違反します。

また、逆探知の場合、令状もないまま通信事業者に協力義務を課していることは、逆探知の事業者が傍受に係る通信事業者と異なる場合には令状主義を定めた憲法に違反します。

最後に申し述べます。

仮に本法が成立することになれば、近い将来に必ずやこれを成立させた国会に対する批判の目が向けられるでしょう。私たちは本法に真摯に反対したことを誇りとして、語り続けられることを述べて、私の反対討論とさせていただきます。

どうも済みませんでした。(拍手)
○議長(斎藤十朗君) 服部三男雄君。

(服部三男雄君登壇、拍手)

○服部三男雄君 私は、自由民主党及び公明党、自由党を代表して、組織的犯罪対策三法案に対し賛成の討論を行います。

近年、我が国では、暴力団犯罪、薬物・銃器犯罪、外国人による犯罪が一層深刻化し、重大な脅威となっておりま。また、オウム真理教による未曾有の組織的犯罪は、我々の記憶に新しいところでございます。

特に、覚せい剤事犯につきましては、戦後第三

次の乱用期に突入していると言われておりまして、既に、女性、高校生、中学生にまで広く蔓延している状況にございます。

また、銃器犯罪についても、善良な一般市民が暴力団の対立抗争の巻き添えになるなど、もはや一刻の油断もできない状況となっておりま。来日外国人による組織的犯罪も同様、しかりでございます。

さらに、組織的犯罪から生じる不法な収益も莫大なものであり、不法収益が健全な経済の維持発展に重大な悪影響を及ぼしている現状にございませ。

一方、犯罪組織集団は、国境を越えて活動し、国際社会においても重大な問題となっており、先進国首脳会議や国際連合等の国際会議においても最重要課題と位置づけられております。

今回の組織的犯罪対策三法案は、我々が憎むべき犯罪組織に対抗するために必要不可欠なものであると考えております。

以下、賛成の理由を述べたいと思います。

その第一は、組織的に行われる殺人等の行為に対する処罰の強化、犯罪収益の隠匿及び収受、いわゆるマネーロンダリング行為の処罰などの犯罪に対する規制の強化は、犯罪組織を撲滅するため必要不可欠なものであり、それが現在我が国が問われている喫緊の課題にこたえるものであると確信する次第であります。

第二に、犯罪捜査のための通信傍受は、これら組織的犯罪の捜査のために必要不可欠な捜査手法であるからであります。

犯罪組織は、予備の段階から実行、さらには証拠隠滅、犯人の逃亡その他証拠隠滅工作が徹底し

て組織的に行われるため、極めて密行性が高く、従来の捜査手法のみでは真相解明が極めて困難でございます。さらに、技術革新に伴い、組織的な犯罪も相互の指示・連絡等が電話等の電気通信を利用して行われるということが現状にあります。こうした現状を踏まえ、通信傍受という捜査手法は、組織的な犯罪の解明には必要不可欠であると確信いたします。

この通信傍受につきまして、今回の審議でさまざまな問題が提起されました。しかし、憲法二十一条二項後段は、通信の秘密を保障しておりますが、それは最大限保障しなければならないといったしましても、絶対無制限なものではありません。憲法十二條及び十三條の公共の福祉の制限を受けることは最高裁判所の判例によっても明らかとところでございます。

そして、通信傍受の制度も犯罪捜査という公共の福祉のため必要最小限の範囲で行うものであるとされており、また、乱用に対する歯どめも十分と言えるものでございます。

すなわち、対象犯罪の限定や、裁判官の令状に基づく傍受の実施、通信事業者等による常時立ち会い、傍受した通信についてはすべて記録し裁判官が保管するものとして、傍受記録に記録されている通信当事者に通知義務を課していること、不服申し立て手続が整備されていること、通信傍受の運用状況を国会に報告し公表すること、通信の秘密を侵す行為の罰則が設けられたこと等、諸外国に比しても非常に厳格な規定にしております。

通信傍受に対しては、反対の立場からさまざまな意見が述べられました。捜査員が乱用した場合

のチェックの問題、傍受記録に記載されていない者に対する通知の問題、マスコミに対する通信傍受の問題、携帯電話及びインターネット通信等の傍受のあり方の問題、暗号の問題、通信事業者の協力の問題等でございます。

しかし、これらの問題点にしましては、先ほど述べた制度的な保障に加えて、政府の答弁により、通信傍受の捜査のためのマニュアルの作成、事前のトレーニングの実施、内部監査の徹底等による捜査員の通信傍受制度の乱用防止策の徹底、マスコミに対する通信傍受を行わないこと、携帯電話を傍受するためのプログラム開発費用の負担等を含め通信事業者に過重な負担となるようなことは行わないこと、暗号規制は行う予定がないこと等が明言されました。捜査当局は、通信の秘密を最大限尊重し、いやくも乱用されるおそれがないことを明言したわけでございます。

よって、反対論者の心配は杞憂であると確信いたします。(拍手)

第三は、本法律案で定める証人等の身体、財産への加害行為等の防止を図るための措置は、これら組織的犯罪を立証するために協力する証人等を保護することは必要不可欠であるからであります。

組織的犯罪においては、目撃者等がいわゆるお礼参り等を恐れ証人等となることを渋るケースが少なくなく、刑事司法の適切な運営を実現する上で大きな問題となつてきております。

これに対し、証人等の氏名及び住居等を秘密にすることは、被告人の防御権、弁護権の行使を制限するとの批判がございますが、しかし、この制限は、「被告人の防御に必要がある場合を除

き」ということになっておりまして、何ら防御権、弁護権の行使を妨げるものではないとさせていただきます。

以上、賛成の理由を申し上げてまいりましたが、最後に、組織的犯罪対策三法案は、善良な一般市民の人権を侵害するものではなく、組織的犯罪から平和な社会生活や健全な社会経済の維持発展を守るため、一般市民の人権を守るために必要不可欠なものであることを強く訴えまして、私の賛成討論を終わります。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 橋本敦君。

〔橋本敦君登壇、拍手〕

○橋本敦君 私、日本共産党を代表して、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案、いわゆる盗聴法案外二法案について反対の討論を行います。

何よりもまず、法務委員会における自民党などによる盗聴法案の恥すべき強行採決の暴挙、これであつた法案の採決があつたなどと参議院の良心にかけて言えるのでしょうか。この異常な混乱の中でそもそも法案採決などは不存と言つては、はなはだしく、本法案は直ちに法務委員会に差し戻すところ、議会制民主主義の本旨に基づき本院のすべき当然の措置であることは明らかではありませんか。

ところが、我々野党が共同で法務委員会への本法案の差し戻し付託の動議を提出しましたが、残念ながら自公三党の反対で討論さえなしに否決されたことは、まことに遺憾と言つてはあります。

反対の第一の理由は、本法案の通信傍受・盗聴を実際に行う警察の姿勢と体質の問題であり

ます。

一九九七年六月二十六日、東京高等裁判所は、我が党の元国際部長緒方議員宅の盗聴事件について、これが神奈川県警による組織的犯罪であることとをしっかりと認めた上、憲法上保障されている重要な人権である通信の秘密を初め、プライバシーの権利、政治的活動の自由などが警察官による電話の盗聴という違法行為によって侵害されたもので、極めて重大であると明確に判断を下しました。

ところが、今日に至るも警察は、この公正な司法の判断に背き、組織的盗聴を行った事実はないなどと、不誠実きわまりない態度をとり続けているのであります。この盗聴事件について、警察がみずから国民の前に事実の全容説明を行い、緒方議員など関係者に誠実に謝罪することは、まさしく本法案審議の根本的前提ではありませんか。

このような警察に対して、盗聴を合法化し、国民の自由と人権を侵害する危険な武器を容認することなど、絶対に国民は納得できないのであります。

反対理由の第二は、本通信傍受・盗聴法案が、憲法第二十一条の通信の秘密を侵し、さらに憲法三十五條の刑事手続における人権保障の令状主義に真つ向から違反する違憲立法だからであります。

我が憲法第二十一条は、「通信の秘密は、これを侵してはならない」と明確に宣言しています。言うまでもなく、法律の範囲内では信書の秘密を侵すことが認められていた旧憲法とはつきり異なつて、この憲法規定は不可侵の極めて重いものであります。だからこそ東京高等裁判所判決も、警察による通信傍受は憲法第二十一条の通信の秘密

を侵害する行為であり、犯罪捜査のためといえども原則としてこれが許されないことは言うまでもないとはつきり判示しているではありませんか。

ところが、本法案による通信傍受は、一たん裁判官の傍受令状が出されると、その後の盗聴実施については司法によるチェックは全くなくて、当事者のいずれの同意も得ないままに、有線電話はもちろん、公衆電話、携帯電話を初め、広範なコンピュータ通信に至るまで、犯罪関連通信があると疑うに足りる状況があるとされれば、捜査官憲の任意の判断によつて、別件盗聴も含めると何と百八十五種類にも上る広範な犯罪にとどまらず、さらに該当性判断のためと称していわゆる試し聞きができますから、事実上、無限定的に市民の通信が盗聴されるおそれ、可能性が避けがたいのであります。

本法案は、この試し聞きを最小限にとどめるとしてあります。しかし、この最小化措置なるものも、実際は警察内部のスポットモニタリングマニュアルの運用に任されているので、この乱用防止のためには何ら客観的な法的チェック体制はないのであります。しかも、ファクスや電子メールに対してはこのスポットモニタリングは技術上不可能であるため、この最小化措置なるものも全く機能せず、結局、通信の全部が捜査官に見られてしまつてあります。

その上、立会人には被疑事実とは知らされません。しかも、犯罪に関連のない通信を切断するという最も重要な権限は認められておりません。これでは、米司法省のワイヤタッピングレポートでも明らかなとおり、何と八一%を超える犯罪に関連のない一般市民の通話が盗聴されているアメリカ

力の事例を見るまでもなく、捜査権力の乱用による通信の秘密侵害のおそれは極めて重大であり、憲法二十一条違反は明白であります。

さらに、そもそも通信傍受いわゆる盗聴なるものが、当事者には通知もせず、令状も示さずひそかに行われるという点で、本来的に、本質的に憲法の令状主義に反する基本的性格を持っているのであります。それに加えて法案では、裁判官の令状もなしに多数の犯罪について別件盗聴が行われ、その上、捜査官の全くの任意の判断によって傍受した通信に対し、これまた裁判官の令状なしで市民の氏名、住所などが逆探知できるのであります。明らかに令状主義を定めた憲法三十五条に反すると言わねばなりません。

法学者有志四百五十一名の異例の声明が、もともと日本が諸外国と異なりこれまで盗聴法を認めてこなかったのは、戦前における捜査官意による深刻な基本的人権侵害に対する深い反省に根差すものであり、通信手段が高度に発展し市民生活に広く根差している現在、もしこの盗聴法案が実施されれば深刻な人権侵害が生ずることは必至である、こう述べているとおりなのであります。

自公三党の修正によっても、以上に述べた本法案の危険な本質は何ら変わらないのであります。

反対理由の第三は、本法案では、不当に通信の秘密を侵害された国民に対し、適正な権利救済の措置が全くないことであります。

盗聴された事実が知られるのは、警察官が犯罪関連通信として刑事手続用の傍受記録をつくり、これに記載された人に対してのみであります。ですから、盗聴されても、犯罪に関係がない

通信が傍受されれば、多くの国民は、それはみずからのプライバシーを侵害されたにもかかわらず全く知らされないままなのであります。そのため、国民にとっては、その権利侵害に対する不服の申し立てや損害賠償を求める道が永久的に閉ざされています。主権在民、恒久平和とともに、国民の基本的人権尊重を至上の根本原則とする我が憲法のもとで、およそそのような政府権力による人権侵害の野放しは許されたいことは明白ではありませんか。

さらに、犯罪に関連のない通信のコピーやメモ等のこうした書面は警察が消去するとされています。これが信用できますか。それが確実になされるかどうかを裁判官も国民も何一つチェックできる客観的保障はこの法律のどこにもありません。そのため、ひそかに警察がこうした通信傍受をして、それを消去せず、警備公安対策のためなどとしてこれらの市民情報を収集する、こういうことをやるならば、これでは警察による市民監視体制が強まり、まさしく国民の政治的・市民的自由が侵される重大なおそれがあるのであります。

最後に、悪質な組織的犯罪を厳しく取り締まるのは当然であります。しかし、だからといって無法な捜査権の拡大が許されるわけでは絶対ありません。そもそも国家権力による盗聴という最悪の権力犯罪を合法化し、事実上これを野放しにして、どうして自由で安定した市民社会がつくれるのでしょうか。

アメリカの自由人権協会が発行した「プライバシーの権利」という本がありますが、これによれば、一九八〇年代シンシナティーで、地方警察が、千二百件もの多数に上る盗聴を地方議員や政治家や実業家や政治活動家に対して行っていた、現在、これは連邦大陪審で審査中であるとはっきり書いています。

盗聴法の導入によって、このような権力による市民の人権侵害や自由に対する脅威をもたらす、このような不正義な社会をもたらすことを断じて許せないではありませんか。

日本共産党は、審議すればするほど違憲性と捜査権力による乱用、その人権侵害のおそれがいよいよ明らかになっているこの盗聴法案の強行成立によって、我が国の民主主義と議会政治の歴史に重大な汚点を残すことを断じて容認することとはできません。盗聴法案などは廃案にすることこそが、二十一世紀に向かって憲法と国民の政治的・市民的自由を誠実に守る我が国会と政治の責任であることを強く訴えて、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 福島瑞穂君。

○福島瑞穂君登壇、拍手。

○福島瑞穂君 私は、社会民主党・護憲連合を代表し、ただいま議題となっております犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案、刑事訴訟法の一部を改正する法律案、いわゆる組織犯罪対策三法案すべてに反対する立場から討論いたします。

まず強調したいことは、委員会において採決は全く存在していないということです。そのことは、現場での体験、ビデオ、議事録から明白であります。にもかかわらず、この本会議において盗聴法、組織的犯罪対策法の採決が議題となっていることに強い怒りを表明したいと思っております。(拍手)

私たちは絶対に許すことはできません。委員会での採決なくして本会議で議論することは、全く違法なものです。これは参議院への国民の信頼を失墜させ、国民に対し、政治を唾棄すべきものと考ええるものであります。

民主主義を踏みにつけてまで押し通そうとする盗聴法、組織的犯罪対策法案は、まさに希代の悪法です。盗聴法は、言うまでもなくプライバシーの権利、通信の秘密を侵害し、日本国憲法の精神を根本から否定するものにほかなりません。

盗聴法、組織的犯罪対策法案は、衆議院の法務委員会でも本会議でも強行採決が行われ、参議院の法務委員会では強行採決が企てられ、しかも失敗に終わったのです。言語道断の強行採決という形でしか通せないということが、この三法案が自由と民主主義を破壊するものであることを何よりもあらわしております。自由と民主主義を破壊する法律は、自由と民主主義を破壊する形では通せなかったのです。

この法案の前提として、過去において警察が行った違法盗聴についての徹底的な解明と謝罪がなければなりません。しかし、それはなされておられません。この法案において違法盗聴の歯どめはありません。今まで情報収集としてなされてきた違法盗聴は、この盗聴法の成立後に一体どうなるのでしょうか。強大な権限を唯々諸々と警察にゆだねることは、私は国会議員一人一人、国会としてすべての役所にとって将来自分たちの首を絞めるものになるだろう、そういうふうと考えております。警察国家になれば実は私たち一人一人の自由が侵害をされる。国会議員としてその例外ではまさにありません。

そして、参議院の議論の中で明らかになったことは、盗聴法が古典的な電話を想定してつくられ、ファクス、電子メール、インターネットなどについては当てはめることができない欠陥法案であるということだ。そういう意味でもこの法案は廃案にするしかありません。

そして、私たちが盗聴法に対して危惧を持つのは、盗聴が個人の内心の秘密に対する著しい侵害性を持つにもかかわらず、既に存在している犯罪の証拠物件を対象とするのではなく、これから話される個人の会話を対象とするため強制処分の範囲が全く特定されない、そういう性質を持っているからです。実質的に見ても盗聴制度は地びき網の捜査方法であり、自己増殖していく性質を持っております。

会話は個人の内面に直接触れるプライバシーの中核部分をなします。現実には盗聴の対象とされるのは、アメリカ、フランス、ロシアなどの例を見ても、与野党を問わない政治的反対派、ジャーナリスト、市民運動などであり、犯罪プロ集団は電話などの通信手段を使わなくなります。

盗聴捜査の先進国アメリカでも、盗聴捜査は莫大なコストがかかる割にその捜査の効率が現実には低下しております。とりわけ、テロ犯罪の摘発には全く役に立っておりません。捜査手段としての盗聴制度を導入することの正当性、合理性が鋭く問われているのです。

そして、この法案で問題なのは、将来対象犯罪を犯すおそれがあり、その準備のために懸念な犯罪を犯したとされる段階で盗聴できるという事前盗聴の規定を設けていることです。

犯罪捜査とは、既に発生した犯罪に対するもの

であるということが刑事司法の大前提です。今までは犯罪は初めに犯罪ありき、それが事前盗聴となる。事前盗聴は、いかに限定を加えても将来起きるおそれのある犯罪を対象とするのは私たちにとって非常に危険なものです。予防検束、それはできません。どんなにその人がふらちなことを考えていても、どんなにけしからぬことを考えていても、まだ犯罪が発生していない場合には決して捜査を開始してはいけません。予備捜査は認められません。しかし、この盗聴法は、事前盗聴をはっきり認めております。

また、この法案は、令状記載の犯罪以外の別件盗聴を認めております。このようなことを認めること自体が必要最小限の原則に反するものです。別件盗聴を制度として認めれば、全く予測もできない別件犯罪に関する会話が行われる可能性があるといった理由で、すべての通信の盗聴を続ける理由とする可能性もできます。別件盗聴は認められません。

また、この法案のもとで立会人は、被疑事実を告げられませんが、会話内容も聞くことはできないとされております。このような立会人が常時立ち会っても、全く意味がわかりません。会話内容も犯罪事実もわからない立会人は、一体何を監視し、どのようにして意見を述べればよいのでしょうか。

また、傍受記録の適切な管理、利用ができるのかという問題もあります。

また、盗聴の事実の大半は、当事者に通知をされません。刑事手続用記録に記録された通信の当事者に、盗聴の終了後三十日以内に通信の傍受を通知しなければなりません。しかし、刑事手続用

の記録に記録されなかった大部分の通信については通知はされません。犯罪と無関係な通信の当事者は、裁判所に記録は保管されているのに、盗聴の事実すら知ることはできません。自分が盗聴されたのか、されているのか、そのことは一生わからないのです。これは強制処分という考え方からは非常に異例なものです。現実には強制処分が行われているが、通知がされないのです。一生それを知ることができません。したがって、準抗告、国家賠償請求訴訟などをすることはできません。

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案では、一定の組織的な犯罪に刑を加重するとして、その対象となる団体について共同の目的を有する多数人の継続的結合体」と定義をしております。これは、要するに二人以上集まればすべて刑の加重の対象となる団体になるということではないでしょうか。しかも、加重対象となる犯罪には、これまで労働運動、市民運動などに對して恣意的に適用されてきた罪名がずらりと並んでいるのであります。労働運動、市民運動などが不当に弾圧されることも十分あり得ます。

刑事訴訟法の一部を改正する法律案についても、匿名証人が可能になれば、証人はいるがその詳細は明らかにされないということになり、弁護側はその証言の可否を検証できないだけではない、場合によっては捜査当局による証言のどっち上げの危険すらはらんでおり、当然ながら認めることはできません。

アメリカでも、盗聴制度は政治的な目的のために使われております。

一九六〇年代の初頭にロバート・ケネディ司法長官は、マルチン・ルーサー・キング牧師の家や

事務所を盗聴することを許可いたしました。ニクソン大統領も、敵のリストに掲げられた政治家、ジャーナリストなどの盗聴を常習的に行っておりました。ウォーターゲート事件は、民主党本部に仕掛けられた盗聴器に端を発しております。七〇年代には、ベトナム反戦運動の活動家が盗聴の対象、そういうふうにされました。

アメリカの盗聴法タイトルシリーズは、通信のデジタル化や電子メールなどのコンピュータ通信を予想していなかったもので、FBIは盗聴の効率が低下することを恐れてデジタル・テレフォニー法を成立させました。しかし、当初FBIは費用は五億ドル程度と見積もっていましたが、実際には数十億ドルが必要ということがわかり、法律の施行が延期されている状態です。当初法案の成立を促進した議員の中にもFBIにだまされたという声が上がっております。

○議長(斎藤十朗君) 福島君、時間が超過しております。

○福島瑞穂君(統) 私は、この法案が国会提出されたこと自体が民主主義に対する背理であると考ええるものであります。いわんや法案を成立させるなど、国会人の良心にかけて許すことはできません。

私は、良識の府と呼ばれてきた参議院の議員各位に訴えたいのであります。今こそ政党政派を超えて民主主義を守る側に立つのか、それとも国家主義の復活を望むのか……(発言する者多く、議場騒然)

○議長(斎藤十朗君) 静粛に願います。

○福島瑞穂君(統) 組対法の賛否はその分水嶺です。

では、最後に……(発言する者多く、議場騒然)
○議長(斎藤十朗君) 静粛に願います。静粛に願います。

福島君、時間が超過しています。
○福島瑞穂君(続) はい。

私は、法案すべての廃案を断固として要求するものであります。この法案に反対するリベラル勢力がいずれ政権をとり、この法案を葬り去ることを国民にお誓いして、私の反対討論を終わります。(拍手、議場騒然)

○議長(斎藤十朗君) 御静粛に願います。

水野誠一君。

〔水野誠一君登壇、拍手〕

○水野誠一君 私は時間を守って討論をしたいと思ひます。

私は、参議院の会の同僚議員の許しを得て、組織犯罪対策関連三法案に残念ながら反対の立場から討論を行います。(拍手)

なぜ残念ながらと申し上げたかといへば、従前より私は、近年の国内犯罪においてはその凶悪化、巧妙化といった著しい質の変化が進行しており、捜査機能にも時代に対応した能力の向上が求められているという認識のもと、通信傍受法案についてもその必要性には一定の理解を示してきたからであります。

しかし、捜査手法としての通信傍受はまさに一種の劇薬であり、その効果のみを期待して安易に導入を図るのは危険であると言わざるを得ません。厳格な運用が担保され得るのか否か、開かれた場である国会の委員会審議を通じての十分な議論が必要だっただけであります。

平成十年当時のさきがけが政府原案の提出を容

認したのも、まさに開かれた場での十分な議論が不可欠であるとの判断に基づくものであります。

そうした観点から見ると、一連の法務委員会の審議時間はともかくとしても、今月九日の委員会における乱闘騒ぎの中、いわゆる強行採決がされたと言われることは、残念ながらこれが国民に納得の得られる審議のあり方であるとは言いがたいと考えるものであります。(拍手)

また、内容的な面からは、これまでの本法案の審議の過程において、幾つかの論点につき法務省側の答弁に微妙な揺らぎが見られたことについて申し上げなければなりません。

例えば先月六日、私自身、委員外委員として法務委員会での質問の機会をいただき、法案十一條のいわゆる通信事業者の協力義務の問題について触れさせていただきました。

インターネットプロバイダーなどの事業者が捜査官への協力を拒んだ場合に通信傍受は実行されるかという問いに対して、無理やりそれを押してまで傍受をすることはあり得ないという答弁がなされました。これは、以前聞いていた、事業者が協力を拒んだ場合には捜査機関が自力執行することになり、結果としては傍受の実施がなされるという法務省からの説明とは大きく異なるものであります。

また、いかなる手法によって通信記録を採取するのかといった専門的、技術的な点についての答弁もあいまいなものでした。

これらの問題からもわかるように、インターネットの傍受に関して言えば、電話とはシステムやその成熟度が全く異なるものの、十分な検

討がなされないまま法案の中に組み込まれようとしているという拙速の感は免れないものだと思います。

また、法案十五條に関連し、報道機関等も通信傍受の対象から除外すべきであるという一部の主張があります。法務省はこれに配慮して、ある時期以降、運用上配慮するという趣旨の説明がなされております。これによって残った問題は、報道機関等の範囲をどう定義するかという点ではなく、逆に、憲法上保護されるべき通信の秘密の範囲が、その職種等によって、しかも運用上変わりが得るということを確認しているという問題であります。

つまり、法律に定められる場合を除き、保障されるべき通信の秘密は万人に対してひとしくあるべきで、かつ最高レベルの配慮であることはもとより当然であり、運用において差があり得るという説明にはいささか奇異な印象をぬぐえないものであります。

委員会審議の過程において政府側答弁がこうした揺らぎを見せていることが、法案自体しっかりとしたシステムに裏打ちされていないという印象を国民に与えてしまったことは大いに残念であるとともに、逆に言えば現場での大幅な裁量を許すことになるのではという懸念にはなりません。

厳格な運用という観点からも疑問が残ります。また一方では、一般的な盗聴行為を取り締まる法律が電気通信事業法、有線電気通信法以外になという事実や、盗聴器がこれまで大量に安価で販売されていることが放置されている事実などについて、十分な対応が論議されないままに通信傍受法案だけがひとり歩きし始めるというアンバ

ランスさも看過することができません。

私は、六月九日に行われました本法案に対する代表質問において、通信傍受法案に関しては、国民の基本的な人権にかかわる多くの論点を含んでおり、衆議院において十分な審議が行われないうまま強行採決に及んだことについて、そうした秩序を欠いた法案審議のあり方が、立法府の歴史においてあしき先例となるばかりか、国民生活の将来に重大な禍根を残す結果を招きかねないということ強く指摘させていただきました。

さらに、こうした重要法案の審議に当たり、万良識の府たる参議院においても同様のことが行われれば、それはまさに立法府の機能不全をみずから露呈するものであり、真摯な議論を望む国民の信頼を回復することがますます難しくなることを我々は肝に銘じるべきであるとも申し上げさせていただきます。

かくして、組織犯罪対策関連三法案が六月一日に参議院に送付されて以来およそ七十日、その間に法務委員会では、趣旨説明一回、対政府質疑八回、参考人聴取二回、公聴会一回と、計十二回、約五十時間の審議が行われました。これは、実質二十三時間程度と言われている衆議院の審議時間を大幅に上回るものであります。

しかし、時間数で衆議院を超えたかどうかは国民には余り重要な関心事ではありません。むしろ、七十日間という審議日数があつたにもかかわらず、将来の国民生活に多大な影響を与える本法案が、終局局面で委員長席に与野党議員が詰め寄り、つかみ合いの中で強行採決が行われるという異常事態を迎えざるを得なかったということが極めて不適切であります。これは立法府が、そして

渡して、早く。——どうぞ投票してください。

投票漏れはございませんか。——投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○議長(斎藤十朗君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の開鎖を命じます。

〔議場開鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百四十一票

白色票

百四十二票

青色票

九十九票

よって、三案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) このままだらうお待ちください。

ただいま理事が協議中でございます。しばらくお待ちください。

これにて午後三時まで休憩いたします。

午後二時二分休憩

午後三時三十七分開議

○議長(斎藤十朗君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

山下八洲夫君外五名から、賛成者を得て、

自治大臣野田毅君問責決議案(山下八洲夫君外五名発議)(委員会審査省路要求事件)を議事日程

に追加するの動議が提出されました。

これより本動議の採決をいたします。

足立良平君外八十九名より、表決は記名投票をもって行われたいとの要求が提出されており、

現在の出席議員の五分の一以上に達しているものと認めます。

よって、表決は記名投票をもって行います。本

動議に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(斎藤十朗君) 投票漏れはございませんか。——投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○議長(斎藤十朗君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の開鎖を命じます。

〔議場開鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二十七票

白色票

九十一票

青色票

百三十六票

よって、本動議は否決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 上野公成君外一名から、賛成者を得て、

地方行政・警察委員会において審査中の住民基本台帳法の一部を改正する法律案について、速やかに地方行政・警察委員長の間報告を求めること

の動議(上野公成君外一名提出)をこの際議題とするこの動議が提出されました。

これより本動議の採決をいたします。

足立良平君外八十九名より、表決は記名投票をもって行われたいとの要求が提出されており、

現在の出席議員の五分の一以上に達しているものと認めます。

よって、表決は記名投票をもって行います。本動議に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

○議長(斎藤十朗君) 投票漏れはございませんか。——投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票執行〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

○議長(斎藤十朗君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の開鎖を命じます。

〔投票箱閉鎖〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

〔議場開鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

投票総数 二百三十二票

白色票 百三十八票

青色票 九十四票

よって、本動議は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 地方行政・警察委員会において審査中の住民基本台帳法の一部を改正する法律案について、速やかに地方行政・警察委員長の

中間報告を求めることの動議を議題といたします。

本動議に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。高嶋良充君。

〔高嶋良充君登壇、拍手〕

○高嶋良充君 私は、民主党・新緑風会を代表して、ただいま提出されました暴挙とも言える中間報告を求めることの動議に対して、怒りを込めて反対の討論をいたします。

今、提出された動議のように、確かに国会法の第五十六条の三では「各議院は、委員会の審査中の案件について特に必要があるときは、中間報告を求めることができる」となっています。しかし、動議の趣旨には「特に必要がある」との理由は全く見当たらないのであります。

私は、本日、昭和二十二年の第一回国会から昨年の第百四十四国会までの審議状況と中間報告について調べさせていただきました。参議院においては、約七千件の議案がこの間審議をされてまいりましたが、そのうち中間報告を求められたのはわずか十三回しかないのであります。

平成十一年八月十二日 参議院会議録第四十五号

地方行政・警察委員会において審査中の住民基本台帳法の一部を改正する法律案について、速やかに地方行政・警察委員長の中間報告を求めることの動議

二六

初めての中間報告は、昭和二十八年の第十六回国会の電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律案であり、最後の第十三回目の中間報告は、昭和五十年の第七十五国会における公職選挙法の一部を改正する法律案及び政治資金規正法の一部を改正する法律案であり、それ以降二十四年間も使われていない、まさに禁じ手であります。

国会において異例中の異例の、まさに禁じ手である中間報告を求めるには、それだけこの法案を成立させる緊急性がなければなりません。

しかし、皆さん、この住民基本台帳法改正案には全く緊急性があるとは考えられないのであります。なぜならば、この法律の施行期日は「公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。」となっているからであります。公布の日から起算して三年の猶予とは二〇〇二年からの施行であります。二〇〇二年から施行する法律に対して、今なぜ中間報告を行う必要があるのでしょうか。全く理解に苦しむものであります。

この住民基本台帳法の一部を改正する法律案は、国民の利便性と逆にプライバシーにかかわる法案であるため、今まで与党の皆さん方も、そして野党の私どもも真摯に、かつ慎重に審議を行ってまいりました。

さらに、地行・警察委員会は八月九日、十日、そして昨日も委員会を設定しており、審議を残していることを理事務で合意しているわけであり、これは当然、与党の理事も認められたことでもあります。

それなのに審議が行われなかったのは、通信傍

受法、いわゆる盗聴法が法務委員会での採決なしの強行採決によって国会が不正常な状態に陥ったためであります。不正常な状態に陥って二日間の審議ができなかった理由は、まさに法務委員会における暴挙が原因であります。これはすべて自民、自由の与党と公明党の責任であります。

住基法改正案にとって今必要なのは、国会の審議の基本である委員会審議を尽くすことであり、会期が切れれば、三年間の猶予があるわけであり、次回国会で審議を尽くすことであろうと思っております。院はその審議のありようを慎重に見守るべきであります。それが良識の府と言われる参議院のとる道ではないでしょうか。

この法案の審議になぜ慎重を期さなければならぬのか、その理由について申し上げたいと思っております。

この住基ネットの導入が個人情報情報の漏えいの危険性を持つとともに、将来にわたる利用分野が拡大すること、結果として国民総背番号制となり、国家が多様な国民の情報を一元管理するためのシステムになるのではないかと等の懸念が国民の中に大きくあるためであります。国民の基本的な人権にかかわる問題だけに、何よりも国民の皆さん方の理解を得ることが必要なのであります。

なのに、参議院においては、六月二十八日に本会議で趣旨説明、質疑が行われて以来、審議時間は二十七時間二十五分しかありません。そして、審議が深まれば深まるほど問題点がクローズアップされてきたのであります。

この法案が衆議院より審議時間をなぜ参議院で多くとらなければならないのかという理由について

でも申し上げたいと思います。

その理由は、衆議院において修正されているからであります。修正内容は、附則第一条に第二項を追加して、「この法律の施行に当たっては、政府は、個人情報の保護に万全を期するため、速やかに、所要の措置を講ずるものとする。」という全く意味不明の修正が行われたわけであり、そして、この「所要の措置」について、自治大臣と総理大臣答弁でその内容が補強されたというのが衆議院の実情であります。

だから、私も、これらの修正が衆議院の、そしてさらに採決直前に行われたために、参議院ではこの内容を十分に説明する審議時間が必要であるとの認識に立っていただけてあります。そのため、私も審議冒頭から修正内容を説明するための慎重審議を続けてまいりました。

そうした審議の中で、個人情報保護措置について、修正案を提出された自民、自由、公明党の三党が民間利用も含む包括的な個人情報保護措置を合意されていたということが明らかになりましたが、しかし政府側を追及すると、政府内の小沢総理を本部長とする高度情報通信社会推進本部の検討部会では、分野別に法制化を検討しており、整合性がなく大きな隔たりがあることも判明したのであります。だから、いまだにマスコミも報道しているように、個人情報保護法の具体像はない、また国民総背番号制への不安は消えていない、このような問題点を指摘しているのではありません。

こうした意見は、国民の間にも幅広くある住基ネットに対する懸念や不安を代弁していると言っても言い過ぎではないと思っております。

また、与党である自由党の小沢党首が、住基

ネットは安全保障や治安維持に使わなければならないと経団連で講演をされました。いわゆる盗聴法との関連で、治安維持に利用されるのではないかとといった疑念も私感をされていないわけであり、

本来、住民基本台帳にかかわる業務は地方自治体の自治事務であります。その地方自治体からも、住民基本台帳オンライン化について多くの問題点も指摘をされているわけであり、

一つは、オンライン化に要する費用は四百億円、その後のランニングコストは二百億円とも言われており、地方負担が懸念をされているわけであり、地方自治体からすると、オンライン化にこれだけの費用をかけるだけの市民サービス面での価値があるのかという素朴な疑問も生まれているわけであり、

また、もう一つには、個人情報保護条例を施行している自治体では、オンライン等個人情報情報の新規取り扱いについては個人情報保護運営審議会に諮らなければならないことになっていますが、法改正はこうした制度の否定を意味しているわけであり、

さらには、住民基本台帳の大量閲覧を認めていない自治体もあります。これは、個人情報保護の観点から、長年にわたる行政努力の成果であったわけですが、オンライン化されることによって、今後は全国どこでも住民票がとれると同時に、全国どこでも大量閲覧を許すことになり、これらの市の努力はすべて水泡に帰してしまふことになるのであります。

以上挙げましたほかにも、今回の法改正によって地方自治体はさまざまな問題に直面をすること

となります。法改正は直接当事者である地方自治体や地方議会の十分な議論をも保障しなくてはならないと思います。そのために、国会審議は慎重かつ十分な審議を必要としているのであります。

このように、本法案はまだ国民の十分な理解を得るに至ったとは決して言いがたく、委員会でも一層審議を尽くさなければなりません。そして、何よりも、まだ中央公聴会も開いていないのであります。国会が直ちにやらなくてはならないことは、今すぐに中央公聴会を開いて国民の意見を聞き、国民の不安や疑念にこたえることであろうと思います。

地方行政・警察委員会の小山峰男委員長は、この法案を成立させる前提として、社会的合意が必要だということをしっかりと認識され、議会制民主主義のルールにのっとりながら中立公平な立場で、沈着冷静に、そして真摯に審議を進行されてまいりました。それにもかかわらず、ここでなぜ中間報告を求められなければならないのか、私たちに全く理解できないのであります。

国会法の第五十六条の三に基づいて、今、中間報告を求めることのねらいは、報告後直ちに本会議による審議と採決を強行しようとするのではないのか。もしそうであるならば、この法案の今までの委員会での審議の積み重ねが全く無に帰することになるではありません。このような委員会審議を軽視することは、委員会の審議権を侵害することであり、絶対に容認することはできません。今後の国会運営にも大きな禍根を残すこととなるでしょう。(拍手)

私は、禁じ手である無謀な中間報告の強要に断

固反対をいたします。

また、参議院本会議においてもし直接審議、採決が行われるならば、それは議会制民主主義をみずから否定することであり、自殺行為であると言わねばならないと思います。

私は、このような委員会の審議権を侵害する中間報告の強要に断固抗議を申し上げ、反対討論いたします。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 八田ひろ子君。

(八田ひろ子君登壇、拍手)

○八田ひろ子君 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となりました地方行政・警察委員会において審査中の住民基本台帳法の一部を改正する法律案について、速やかに地方行政・警察委員

長の中間報告を求めることの動議に対しまして、この法案の審議を行ってきた一人としても怒りを持って反対の討論を行うものであります。(拍手)

そもそも、国会法五十六条の三に定める中間報告は、特別に必要な場合に限ってのみ許されることとされているのであります。そうでなければ、本会議から付託された委員会の審議権、審査権と自主性を奪い、議会制民主主義のルールをじゅうりんとすることになることは明白であります。したがって、中間報告はこれを必要とする明確かつ具体的理由が認められる場合でなければなりません。

しかし、地方行政・警察委員会における審議は各党理事の民主的協議の上に正常に行われてまいりました。委員会審議に何らの不正常もありません。それなのにこのような暴挙を許せるわけはありません。

次に、これまでの委員会での質疑を通じて法案

の持つ問題点が明白になってまいりました。

その第一は、お年寄りから赤ちゃんまで、すべての国民が本人の意思と関係なく個人を認識する共通番号として十けたの番号をつけられる本法案のシステムによって、一人一人の生活が行政の管理のもとに置かれるのではないかと不安はこの審議の間にも国民の間に大きく広がっており、このようなシステムを史上初めて導入するというのなら国民合意がなければならぬのに、この国民合意が得られていない、反対の意見がますます広がっている状況であります。

第二に、プライバシー個人情報保護の問題であります。個人のコード番号、氏名、生年月日、性別、住所や付随情報が全国センターなどに蓄積され、全国をつなぐネットワークの専用回線を住民基本台帳の情報が飛び交うというこのコンピュータネットワークシステムによって、個人のプライバシーや個人情報がかく全国的に流出する危険性が一層高まるのではないかと疑念は、払拭されどころか、さらに深まってまいりました。しかも、このネットワークシステムには、四情報プラットフォームコード番号だけでなく、実は住民基本台帳のすべての情報が流れるというのが明らかになってまいりました。

第三に、このネットワークシステムは国民にとって本当に便利になるのか、必要なのかという問題です。政府は国民の利便性が増すと言っておられますが、委員会審議の中で、住民票の広域交付にせよ、ICカードにせよ、利便性はほとんどないに等しいことが明らかになってまいりました。四番目は、地方財政に重大な負担を強いるのがこのネットワークシステムであります。

そして第五に、改正案は四十六条しかない住民基本台帳法に新たに四十三条分をつけ加えるなど、本体以上に新設部分が多いというのも異例のものであります。内容的にも異質のものが入ってきて、住民基本台帳の制度を定めるとした法律からネットワーク法とでも言うべきものになっている。

委員会での参考人質疑でも、日弁連の代表は住民基本台帳法を逸脱していると話され、マスコミ分野の参考人も、本来は別の法律とすべきだと述べておられました。将来いろいろな分野で統一的な個人認証が必要だというのなら、国民的な合意を得ながら別の法律として提起すべきものであるのは、この審議の中でも明らかであります。

第六に、本改正案は、衆議院通過の際に、包括的個人情報保護の法整備を含めたシステムなどの所要の措置を講ずることの修正が加えられました。ところが、この包括的個人情報保護の法整備を含めたシステムなるものは、自治大臣みずからが次元の違うものと答弁しているように、本改正案の前提となるものではないことが明らかになりました。しかも、その内容はこれから検討が始まったばかりということであり、どのようなものになるかは全くわからないのであります。

多くの国民が個人情報やプライバシーの保護を求めているのに、その検討を先送りにして本改正案を先に成立させるというのでは順序が全く逆であり、本改正案は個人情報保護法ができてから改めて出し直すべきであります。

以上、本法案に関する幾つかの問題点を挙げてまいりましたが、個人の希望でコード番号を変更することもできるから押しつけではないという説明でありましたが、実際にはこのコード番号は変

平成十一年八月十二日 参議院会議録第四十五号

地方行政・警察委員会において審査中の住民基本台帳法の一部を改正する法律案について、速やかに地方行政・警察委員長の中間報告を求めることの動議

二八

更をしたとしても旧番号がきちんと蓄積されついで回るなど、審議を行えば行うほど正すべき問題点が広がっている。

国民一人一人が尊重されるべきことをうたった憲法第十三条の精神から見ても本法案の欠陥は明らかである。それなのに中間報告という形でこのような採決を進めていこうというやり方には断固反対をし、以上をもって中間報告を求めることの動議の反対討論といたします。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 照屋寛徳君。

(照屋寛徳君登壇、拍手)

○照屋寛徳君 私は、社会民主党・護憲連合を代表して、ただいま議題となりました地方行政・警察委員会において審査中の住民基本台帳法の一部を改正する法律案について、速やかに地方行政・警察委員長の中間報告を求めることの動議について、反対の討論を行います。

いや、実はこの動議が出て大変に驚きました。よもや住民基本台帳法の一部を改正する法律案について与党がこの本会議場において中間報告を求める動議を提出し、そのような手続を実行するとは予想しませんでした。その上、動議に対する討論があるというのをたゞいま本会議場で知りまして、

さて、私は、住民基本台帳法の一部を改正する法律案の中身に関するさまざまな問題点について論ずる前に、国会法五十六條の三の中間報告をなぜこの時点で本議院に求めなければならないのか、その必要性などを中心に、主に手続論について議論を進めてまいりたいと思います。

住民基本台帳法の一部を改正する法律案が、去る六月十五日に衆議院において、「政府は、個人

情報の保護に万全を期するため、速やかに、所要の措置を講ずるものとする。」との附則が付された上で修正可決され、現在、参議院地方行政・警察委員会において現に審議をしておる法案でございます。

この法案が地方行政・警察委員会に送られてまいりまして、七月十五日に浜松市、豊田町の住民票広域交付センターの視察を行い、八月五日に大宮市で地方公聴会を開催するとともに、参考人質疑を二回行い、この間、並行して法案に対する質疑を続行してまいりました。しかも、八月十日、十一日と法案に対する質疑を行うことを、小山委員長のもとで、理事懇談会の全員一致の合意で決定いたしましたのであります。私も、その期日における法案質疑のために、既に二十数項目の質問事項を通告し、自治省の担当者との間で質問レクも済ませておいたのであります。

このようにして、委員会審議は、理事懇談会において定例日の定時定刻に質疑を行うという確認のもとに、これまで真剣に議論が尽くされてきたのであります。

したがって、地方行政・警察委員会において著しく審議が遅延したとか、あるいは地方行政・警察委員会が法案審議を殊さら怠ったという事実は全く存在しないのであります。つまり、地方行政・警察委員会における法案審議は尽くされていないのであります。

しかるに、本日この本会議で、国会法第五十六條の三を適用し、地方行政・警察委員会における審議を尽くし、採決を行うことなく、本会議での中間報告を求めることは、国会法が定める委員

会審議第一主義の原則に明白に違反するものであると断ぜざるを得ないのであります。

今回の地方行政・警察委員会における法案審議や公聴会や参考人に対する質疑、このことを踏まえ、国会法第五十六條の三を適用する要件を欠いており、まさに私は多数与党の横暴による議会制民主主義の破壊であると言わざるを得ません。そもそも一九七五年以来二十四年間、一度も行われていないあしき前例を再び利用することは、多数による少数党の意見の封殺そして委員の質疑権の略奪以外の何物でもありません。

この中間報告の問題が初めて新聞で報道されたのは私どもが大宮市の地方公聴会に出かけた朝でございまして、一部の新聞がそのことを報道いたしました。私どもは理事懇談会の席上、与党・自民党の筆頭理事に対して、よもや中間報告を求めるような手続は考えておられないでしょうかということを念を押してきました。そういうことはありませんというのであります。そうでしたらね、松村理事。(知らないと言ったんだよ)と呼ぶ者あり)

ところが、現に中間報告を求める動議が提出されるという事態になりました。八月十日、十一日に予定をされておった法案質疑がそもそもできなくなったのは、地方行政・警察委員会の委員が審議をサボったからじゃないんです。その直接的な原因は、法務委員会において荒木清寛委員長が採決なき強行採決と言われる盗聴法の強行採決をした国会混乱がその原因であります。

我が国は、そして国際社会は情報化社会であります。高度のコンピューターネットワーク社会で

あります。その中であって、住民基本台帳法の一部を改正する法律案と深くかかわってくるのが国民のプライバシーの権利であります。私はプライバシーの権利は、勝手みだりに個人の私生活を公表されないという、そういう消極的な権利概念にとどまらず、憲法第十三条の幸福追求権に基づく自己情報コントロール権であるというふうに考えております。

住民基本台帳法はたゞさんの問題点をはらんでおりますけれども、一番大きな問題はプライバシーとのかかわりであり、今必要なのは、引き続き地方行政・警察委員会においてさまざまな議論を尽くすことが大事であり、同時に、高度情報化社会の中で個人情報や個人情報情報が漏えいをされ、流出をし、売り買いをされて、そういうことで商品化される社会状況の中で、私ども社会民主党は、包括的な個人情報保護法の制定こそが今緊急に求められておる、そういう意味で、本動議には反対であります。

以上、終わります。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(斎藤十朗君) これより中間報告を求めることの動議の採決をいたします。

足立良平君外八十九名より、表決は記名投票をもって行われたとの要求が提出されております。

現在の出席議員の五分の一以上に達しているものと認めます。

よって、表決は記名投票をもって行います。本動議に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色

票を、御登壇の上、御投票をお願いします。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(斎藤十朗君) 投票漏れはございませんか。――投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○議長(斎藤十朗君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十一票

白色票

百三十八票

青色票

九十三票

よって、中間報告を求めることの動議は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) これにて一時間休憩いたします。

午後四時五十五分休憩

午後五時五十七分開議

○議長(斎藤十朗君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、住民基本台帳法の一部を改正する法律案について、地方行政・警察委員長の中間報告を求めます。地方行政・警察委員長小山峰男君。

〔小山峰男君登壇、拍手〕

○小山峰男君 住民基本台帳法の一部を改正する法律案につきまして、院議をもって中間報告を求められましたので、現在までの委員会の審査の経過を御報告申し上げます。

まず初めに、このような中間報告を突如求められましたことは、私にとりまして青天のへきれきでございました。

私は、これまで、理事会等を通じて必要かつ十分な話し合いを続けつつ、各会派の合意を得て終始円満な委員会運営に努めてまいりました。このような事態に至ったことは、私といたしましては極めて遺憾であり、断腸の思いであります。

地方行政・警察委員会といたしましては、本法律案につきまして可能な限りの手段によつて審議に最大限努めてまいりましたし、さらに残余の多くの疑問点を説明するため、引き続き委員会を開会できるよう努力を続けてきたところであります。

良識の府であるこの参議院で、法律案等の審議において従来から委員会中心主義を貫き、実質的審議を深めてこられましたのは、偉大な我々の諸先輩が築いてこられた伝統と努力のたまものであると簡単に踏みにじる今回の理不尽きわまりない中間報告であります。

私にとつては全く不本意であり、言語に絶する事態であります。法律の規定に従ひまして肅々と以下御報告を申し上げます。

本法律案は、住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、第一に、住民票の記載事項として新たに住民票コードを加えることとし、市町村長は、住民票に、転入した住民については転入前の住民票コードを、初めて住民票を作成される住民には全国で重複しない住民票コードを記載すること。

第二に、住民は、住所地以外の市町村長に住民票の写しの交付を請求でき、住民基本台帳カードの交付を受けている住民は、住所異動の際に、転出地の市役所や町村役場に向つて転出証明書の交付を受けることを不要とする手続を設けること。

第三に、市町村長は、住民票の作成を行ったときは、本人確認情報として、住民票に記載された氏名、生年月日、性別、住所のいわゆる四情報及び住民票コードなどを電気通信回線を通じて都道府県知事に通知し、都道府県知事は、国の機関等からの住民の居住関係の確認の求めに限り、本人確認情報を提供すること。

第四に、都道府県知事は、指定情報処理機関に本人確認情報処理事務を行わせることができること。

第五に、市町村長、都道府県知事、指定情報処理機関及び本人確認情報の受領者である国の機関等については、本人確認情報の目的外の利用、提供の禁止を初め、関係者に対して情報に関する秘密保持義務を課し、違反者には通常の公務員の秘密保持義務違反よりも重い罰則を科することにして、民間において住民票コードの利用を制限するため、この告知を求めることを禁止すること。

第六に、住民は、市町村長に対し住民基本台帳カードの交付を求めることができ、市町村は住民基本台帳カードを条例で定める独自の目的のために利用することができることなどを内容とするものであります。

本案につきましては、衆議院において、今後、地方公共団体が主体となつて全国民を対象としたネットワークシステムを円滑に導入していくためには、プライバシー保護に対する不安や懸念を払拭し、国民の十分な理解を得る必要があるため、法施行に当たっては個人情報保護の保護に万全を期するための施策の充実を図ることが不可欠であるとの認識から、政府原案の附則に、新たに「この法律の施行に当たつては、政府は、個人情報の保護に万全を期するため、速やかに、所要の措置を講ずるものとする。」との一項を追加するという修正が加えられております。

本案は、六月二十八日、本会議における趣旨説明及び質疑の後、直ちに委員会に付託されました。次いで七月八日、地方行政・警察委員会では、野田自治大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分については修正案提出者である衆議院議員宮路和明君から説明を聴取いたしました。

その後、地方行政・警察委員会といたしましては、本法律案の審議の進め方について、理事会、理事懇談会において各会派が熱心かつ協力的な話し合いを行い、特に斎藤参議院議長長の提唱されている、衆議院とは一味違った、切り口の異なる審議を行うべきであるという点で各会派の意見が一致し、これまで極めて円満に、さまざまな委員会審査の手法を用いて審議を行つてまいりました。

その実質的な審査の最初として、まず地方視察を行いました。

七月十五日、委員会全員二十一名のところ、そのうちの十七名もの多くの方々の参加を得て静岡県に出向き、まず磐田郡豊田町に参りました。同町では、希望する住民には地域カードが交付され、住民票の写しと印鑑登録証明書が発行できる自動交付機を役場に設置しており、カードには定期検診や予防接種の情報などが記録され、図書カードとしても利用できるほか、キャッシュカードとしての機能も持たせることができるといふこととでありました。

次いで、住民票の広域交付を行っている浜松市に参りました。同市を含む二十二の市町村間におきましては、事務委託方式により、ファクスにより、どの市町村にいてもみずからの住民票の写しの交付を受けられるということとあります。このような実情をつぶさに拝見してまいり、その後の委員会審議に大変役立つ次第であります。

七月二十二日の委員会におきましては、各党一巡方式の一回目として質疑を行い、自由民主党、民主党・新緑風会及び公明党が、修正案提出者である衆議院議員宮路和明君、同林屋敬悟君、同鰐淵俊之君、野田自治大臣及び政府委員に対し、それぞれ質疑を行いました。

七月二十七日の委員会におきましては、午前中は一回目の残余である日本共産党、社会民主党・護憲連合、自由党及び参議院の会がそれぞれ質疑を行い、午後からは一回目の参考人質疑を行い、中央大学法学部教授堀部政男君、筑波大学社会科学系教授内野正幸君、東京大学国際・産学共同研究センター教授安田浩君及び情報処理振興事業協

会セキュリティーセンター所長前川徹君の四名の方々に出席をお願いし、本法律案の、特に個人情報保護など法律的な分野及びセキュリティー問題を初めとしたコンピュータ技術の分野についてそれぞれ貴重な意見を聴取し、さまざまな角度から各会派が質疑を行っております。

七月二十九日の委員会におきましては、各党一巡方式の二巡目としてすべての会派が質疑を行いました。

八月三日の委員会におきましては、午前中は第二回目の参考人質疑として、前回の参考人質疑とは異なった分野について、すなわちマスコミ、各種団体及び地方公共団体の関係者の出席を求めて質疑を行いました。

参考人は、毎日新聞社論説副委員長中村啓三君、日本弁護士連合会国民総背番号制度問題等対策協議会座長野村務君及び岐阜県知事梶原拓君の三名の方々とあり、本法律案に対するマスコミや世論の見方、法律家から見た問題点及び自治体の長にとつての制度の利便性などについてそれぞれ貴重な意見が述べられ、委員からはいろいろの角度から質疑が行われました。

午後には、三巡目の質疑として、自由民主党及び自由党を除いた各会派がそれぞれ質疑を行っております。

八月五日は、委員長私の初め十名の委員が午前中に埼玉県大宮市に出向き、地方公聴会を開催いたしました。

公述人は、与野市長井原勇君、埼玉県総合政策部長青木信之君、埼玉県北埼玉地域県政モニター協議会会長品川寛子君及びブライバシーアクション運営委員江原昇君の四名で、公述の要旨は、制

度導入に際しての市町村の財政負担に対する国からの支援の必要性、住民票広域交付のメリットとICカードの持つ利便性、複数市町村が共同して行う住民サービス拠点整備への県の協力、県・市町村間の情報通信ネットワーク整備による公共サービスの実現、一市民にとつての住民票の果たす役割、ボランティア活動で知った高齢者にとつての住民基本台帳ネットワークの利便性、本改正が市区町村窓口業務に与える影響及び個人情報保護に関する制度の問題点などであり、それぞれの立場から意見が述べられました。

これらの公述人の意見に対して各委員より、住民サービス向上と行政改革推進のためのコンピュータの重要性、本制度導入へ向けての県における検討状況、個人情報保護を扱う自治体職員のモラルの向上策、広域交付による住民票を使った行政手続を行う窓口での混乱発生の懸念、不要情報の消去及び情報保存期間が法律で規定されていない問題点、高度情報化社会における地方公共団体としての基本的認識と留意点、利便性・効率性の観点からICカードに付加が見込まれる情報の内容などについて大変熱心に質疑が交わされました。

その日のうちに国会に戻り、午後には委員会を開会し、まず地方公聴会に関して派遣委員から報告を聴取いたし、その後、政府に対して各会派がそれぞれ四巡目の質疑を行いました。

これまでの委員会における質疑は、民間部門を含む包括的な個人情報保護法の必要性、本人確認情報の利用範囲拡大の可能性、住民基本台帳ネットワークシステムの費用と効果及びブライバシー保護対策、納税者番号制度への住民票コード活用

の可能性、過去の住民基本台帳情報の漏洩事件、自治体の条例等によるオンライン結合禁止条項と本法律案との関係、住民基本台帳ネットワークシステムと国民総背番号制度の違い、使用済み本人確認情報の消去規定の必要性、衆議院における修正の理由と「所要の措置」の内容、政府における包括的な個人情報保護法の検討状況及び指定情報処理機関を認可法人とする理由など、各般にわたって熱心な論議が行われてまいりました。

委員会における法案審査の経過と概要は以上であります。委員長としては、今日まで、たゞいま御報告いたしましたように、すべての可能な委員会の定例日を活用し、限られた期間内にまことに充実した審議を重ねてまいりましたが、今後も審議すべき点が残っており、八月九日の理事懇談会において、定例日である翌十日には自由民主党と自由党を除いた各会派が五巡目の法案審議を行うことで意見の一致を見たところとあります。

しかるに、九日の夜、本院の法務委員会において、与党による組織犯罪対策三法に関する民主党・新緑風会の質疑中に質疑打ち切り、強行採決という、言論の府である国会における自由闊達な議論を数の暴力によって封じ込める、議会制民主主義を根柢から否定する事態を引き起こしたのであります。質疑を予定した各委員は、せっかく、法案の問題点を政府等にただす機会を奪われ、本院の委員会活動は異常な事態を迎えるに至りました。かかる事態を招いた与党の責任はまことに重大であります。(拍手)

それでも、当委員会といたしましては、何とか委員会審議を進めるために、八月十日は、理事懇談会を開催して協議を重ねてまいりましたが、意

見の一致を見る事ができず、委員会を開会するに至りませんでした。

翌十一日は、当委員会の定例日ではなかったものでありますが、本通常国会も会期末まであと数日を残すこととなり、審議すべき内容がたゞさん残っている現状では、定例日にこだわらずに積極的に審議し、衆議院とは異なった充実した審議を行うという各会派の一致した意見に従いまして、午前十時から開会を予定しておりました。

ところが、与党と公明党が強引に引き起こした法務委員会における強行採決による本院の不正常な状況に変化がないばかりではなく、衆議院において内閣不信任案が提出されたため、まさに最大級の異常事態となったのであります。その後本院における不正常な事態が続いていたことは御承知のとおりであります。

しかし、当地方行政・警察委員会といたしましては、国民のプライバシーが守られるかどうかという大変重要な法律案でもありますから、さらに審議を深めていきたいと、私、委員長だけではなく、各会派の委員も同じ思いであろうと思ひますし、まだ会期も本日を含めて二日ありますので、審議を続行したいと思つておりましたところ、本日、突然、本法案について本会議における中間報告を求める動議が提出され、可決され、中間報告を行うことを余儀なくされた次第であります。

このような中間報告を求められましたことは、院議をもって選任された国会議員の一人として、これまで、厳正、公正、一党一派に偏することなく、中立を旨として円満な委員会運営に腐心してきた私といたしましては、憲政に汚点を残すこと

のような事態となりましたことを大変遺憾に存している次第でございます。

国会法第五十六條の三は、本来、委員会において、野党による物理的な抵抗あるいはサボタージュなどによって、審議が停滞、中断したような極めて不正常な事態となった場合に発動されるべきものであり、それは、これまで三十三例しかなく、しかも昭和五十年以降皆無であったことが如実に物語っております。

したがって、本法律案のように、肅々と各委員が真摯にかつ精力的に質疑を続け、徐々に法案の問題点が浮き彫りになってまいりましたそのやさに、このような中間報告を強制することは、良識の府である衆議院の行うべきことではありません。(拍手)

理念なき数合わせの多数によって、今後続行されるべき委員会審議が阻止される事態は委員会の審議権を剝奪するものであり、これはまさに議会制民主主義を踏みにじる暴挙であります。猛省を促し、議員各位の良識ある今後の行動に御期待を申し上げます。

以上、内閣提出の本法律案に対する現在までの地方行政・警察委員会における審査の経過の報告を終わります。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 上野公成君外一名から、賛成者を得て、

地方行政・警察委員長から中間報告があった住民基本台帳法の一部を改正する法律案は、議院の会議において直ちに審議することの動議が提出されました。

よって、本動議を議題といたします。本動議に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。藤井俊男君。

(藤井俊男君登壇、拍手)

○藤井俊男君 私は、民主党・新緑風会を代表して、ただいま提出されました住民基本台帳法の一部を改正する法律案を議院の会議において直ちに審議することの動議に対し、反対の討論を行うものであります。

まず、自公三党の強引な議決により、地方行政・警察委員長に対し中間報告を強要し、委員会の審議権を著しく侵害する行為について、強く抗議するものであります。(拍手)

さて、本法律案につきましては、その内容の国民生活に与える影響の大きき及び国民総背番号制に対する国民の懸念にかんがみ、我が民主党は、かねてから拙速を避け、慎重審議を求めてまいりました。

こうした観点から、六月二十八日の本会議における趣旨説明、質疑を受け、地方行政・警察委員会におきまして、先ほど小山委員長から報告があったように、現地視察や参考人からの意見聴取、地方公聴会の開催など、委員会の定例日をつるに使い、精力的な審査を行ってまいりました。そして、各党各会派も審議拒否など行うことなく、まことに熱心に議論を深めてまいり、本法案の持つさまざまな問題点を明らかにしてまいりました。ここまではまさに良識の府としての衆議院にふさわしい慎重かつ濃密な審査を行ってきたのであります。

こうした委員会の努力にもかかわらず、自公三党は、今国会における成立を強行すべく、数を頼んで国会法第五十六條の三を強引に適用して当委員会に対し中間報告を求め、今また委員会から法案を取り上げて委員会採決抜きの本会議議決を強行しようとしているのであります。こうした自公三党の暴挙を断じて許すわけにはいきません。(拍手)

言うまでもなく、国会法は議案審査につきましても委員会中心主義をとり、委員会に大幅な審査の権限を与えております。当委員会がこうした権限を放棄して審査をサボタージュしていったというのであればともかく、当委員会は、委員会に許されたさまざまな審査方法を用いて、政府に対して法案の疑問点、問題点をただし、参考人の方々からは専門的見地からの意見を聴取し、また委員会みずから地方に足を運んで現地視察を行って現状把握を行い、また地方公聴会を開催して本法案に対するさまざまな立場からの国民の意見の聴取に努めるなど、他のどの委員会にも負けない精力的な審査を行ってきたと自負しております。

こうした審査の結果、本法案についてはさまざまな問題点が浮かび上がっております。その第一として、個人情報保護のプライバシー保護に関する法制度が不備である点であります。高度情報化社会の進展に対応して、行政も情報化の努力を行うことは当然であります。それは行政が持つ個人情報保護の保護措置がとられていることが最低条件であります。

本法律案におきましては、氏名、生年月日、性別、住所の四情報と住民票コード及びその付随情報で専用回線を通じて全国規模で流通することとしておりますが、このことにより個人情報に係る人数、機会がふえることになり、それだけ情報の漏えいの機会も飛躍的にふえることとなります。

住民基本台帳法の一部を改正する法律案の中間報告、地方行政・警察委員長から中間報告があった住民基本台帳法の一部を改正する法律案は議院の会議において直ちに審議することの動議

平成十一年八月十二日 参議院会議録第四十五号

地方行政・警察委員長から中間報告があった住民基本台帳法の一部を改正する法律案は議院の会議において直ちに審議することの動議

三三

現在、国の保有する個人情報についてのみ法的な保護措置がとられておりますが、地方公共団体においては個人情報保護条例を持つ団体は全体の約四割にとどまっております。さらに、民間部門におきましては、法的拘束力のないガイドラインの策定にとどまっております。事実上、野放しの状態にあります。

包括的な個人情報保護法が必要なのは、衆議院段階において本法律案の附則に、政府は個人情報の保護に万全を期するため、速やかに所要の措置を講ずるものとする旨の一項が追加されておられ、自公三党も認めているのであります。

こうしたことから、本法律案の成立を殊さらに急ぐことは全く理由がなく、包括的な個人情報保護法の整備と一体として考えるべきものであります。

第二に、改正の目的である国民の利便性の向上や、行政の簡素化、効率化により得られる効果と費用の関係が不明瞭であることでもあります。

政府は、住民基本台帳ネットワークシステムの導入に必要な経費として、初期投資額四百億円、年間経費二百億円と説明しており、システム導入により得られるベネフィットは五百十億円としております。導入経費だけでも巨額であります。しかしこの経費の国と地方公共団体それぞれの負担については試算さえしておらず、全く根拠のない数字であります。

また、この試算値には人件費が算入されておらず、各自治体に専門的な職員を配置することが必要になること、さらに住民基本台帳カードの発行にかかわる経費なども考慮すれば、真に必要な経費がさらに膨張するのは必定であり、システム

導入に必要なコストとそれから得られるベネフィットが合っているのかは大変疑問であります。

もし、これが国の予算によって行われる事業であつたならば、このような皆さんの経費の試算は許されなかつたであらうでしょう。しかし、この法案は地方自治体それぞれに経常的に大きな財政的負担を強いるものであることが明らかになったのであります。そして、それは当然ながら、国民の税金に最終的にツケ回されることになるのであります。

第三に、住民基本台帳カードの問題であります。

本法案におきましては、交付を希望する者に対し、ICカードによる住民基本台帳カードを交付し、転出転入手続の簡素化やIDカードとしての活用ができることにするほか、地方自治体の条例によりカードの利用分野を拡大することができることとしております。

しかしながら、磁気カードに比して大変な高価なICカードを使いながら、実際の効果は大変限られております。私は地方行政・警察委員会の視察委員の一員として、自治省の施策である地域カード事業を実施している静岡県豊田町を視察してまいりました。そこでは確かに住民票の写しや印鑑登録証明書の自動交付、保健・医療情報のカード利用が行われておりましたが、その発行枚数や利用状況を見ても必ずしも定着しているとは言い切れず、他の実施団体では軒並み撤退、縮小を余儀なくされておられ、この自治省のICカード事業は惨たんたる結果に終わっているものであります。

こうしたことから、住民基本台帳カードの事業性については甚だ疑問であり、カード導入の真の目的は、国民にカードを国内版パスポートとして常時携帯させ、国民管理の手段に使うことではないかとの疑問を抱かざるを得ないのであります。本法案の抱える問題点はまだまだ指摘することができませんが、こうした問題点、疑問点が何ら解決されないまま委員会から議案そのものを取り上げ、本会議において採決を強行しようとすることは言語道断の暴挙と言ふべきものであります。

(拍手)

しかも、委員会は今日まで精力的に審査をこなし、委員会には何らの瑕疵もないのであります。

にもかかわらず、多数の横暴により委員会審査を封殺して、無謀にも議院における審議を強行しようとしているのであります。こうした自公三党の態度には、同じ議院に籍を置く我々としてましては、怒りを通り越して悲しみの念さえ抱かざるを得ないのであります。(拍手)

なるほど、国会法第五十六条の三は、中間報告を行った案件について「委員会の審査に期限を附け又は議院の会議において審議することができ」と規定しております。しかしながら、これには前提条件として「議院が特に緊急を要すると認めたとき」と定められております。

果たして本法律案が緊急に採決されなければならぬものと言えるのでしょうか。委員会から議案を取り上げてまで緊急に採決しなければ国民が重大な被害をこうむる事態にあるのでしょうか。そのような事態にあるとは私には到底認識できません。むしろ、審議を尽くさず本案を拙速に議決しようとする態度こそ国民の信頼に背くものと考え

えるものであります。

良識の府である参議院が今行わなければならないことは、違法な委員会採決抜きの本会議採決を強行することではなく、本法律案が国民生活に重大な影響を及ぼすことにかんがみ、十二分に審議を尽くして、国民の前にその内容を明らかにすることであり、これこそが議会制民主主義の常道であると思ふのであります。

私は、中間報告後も、地方行政・警察委員会において、残された問題点についてさらに審査を続行し、国民の納得のいくような審査を尽くすべきであることを強く主張して、本会議において直ちに審議することの動議に反対する私の討論を終わります。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 富樫練三君。

(富樫練三君登壇、拍手)

○富樫練三君 私は、ただいま議題となりました住民基本台帳法改正案を議院の会議において直ちに審議することの動議に対し、反対の討論を行います。

本動議は、国民のすべてに番号をつけて住民基本台帳の個人情報新しいコンピュータネットワークに載せて国の行政機関などに利用しようとする住民基本台帳法改正案を、プライバシー権との関係などに寄せる国民の不安や心配を無視して、参議院でこそ慎重審議を求め国民の声を無視して、地方行政・警察委員会が審議が続けられているにもかかわらず、不当にも与党の多数の力をもって委員会審議を打ち切り、本会議で中間報告を求め強行成立させようとするものであり、到底認めることはできません。(拍手)

反対の第一の理由は、衆参両院の審議の中で最大の焦点となった個人情報保護措置が、衆議院での修正を経てもなお十分であるにもかかわらず、まだ委員会審議が不十分であることであります。

憲法第十三条の国民の幸福追求権に根拠を置くプライバシーの権利とは自己の情報をコントロールする権利とされていますけれども、今、日本社会に必要なことは、この権利を保障するために個人情報保護に万全を尽くすことであります。

ところが、包括的個人情報保護法も個人情報オ
ンブズマン制度もない日本の現状のもとで、氏
名、住所、生年月日、性別の四情報と住民票コー
ドを全国ネットで結ぶこのシステムを導入するな
ら、今でも後を絶たない個人情報漏えい事件がさ
らに広がり、大量の個人情報流出する危険が飛
躍的に高まることは間違いありません。

国民のプライバシー権侵害の危険は、不正利用された場合の中止請求権がないこと、行政機関による個人情報データの目的外使用についての刑罰規定もないこと、利用後の情報消去の条文規定もないこと、民間でのデータベース作成についても、二回目以降が知事の中止勧告の対象になるだけで、民間への住民票コードの任意提供を禁止する有効な対策がないことなどにも示されております。

特に重大なことは、政府はこれまで、ネットワークシステムに載せるものは住所、氏名、生年月日、性別の四情報に限るから安全だと説明して

これらの重要な問題点について、国民が納得できるまでの説明がなされておらず、これでは参議院の存在理由が問われており、委員会審議打ち切りなどの暴挙は到底認めることはできません。

第二は、我が国史上初めて全国民に共通番号がつけられることへの国民的合意ができていないということです。

参議院での審議が始まった後に発表されました。NHKの世論調査では、国民の五一％が反対であり、賛成はわずか二三・三％にとどまっております。参考人や地方公聴会の意見でも、死ぬまで個人識別番号がつけられ、その番号によって管理される社会へと踏み出すことへの大きな不安が寄せられております。審議を通じて、年金業務や納税者番号制度への利用など住民票コードをマスターキーにして利用範囲を拡大していく政府の意図も明らかになりました。

国民総背番号制につながるこの危険な道を進むのかどうか、共通番号制度の導人が憲法に抵触しないのかどうか、広く国民的な討議にかけ、慎重な検討がなお必要であるにもかかわらず委員会審議を打ち切るような舉挙は到底認められません。

第三は、この制度が地方自治体を主体とする分権型システムではなく、政府・自治省主導の中央集権型、情報一元化を意図したものであるということについて、まだ委員会審議が不十分であること

指定情報処理機関と国の行政機関との接続が専用回線とされるなど、このネットワークシステムの中に国の行政機関が完全に組み込まれている。五百六十五の地方自治体が個人情報保護条例の中でオンラインを全面的に禁止する条項を持っていますが、これらの条例はこの法案の成立によって廃棄されることになり、地方自治体が営々と築いてきた個人情報保護措置が水泡に帰すことになるのであります。

また、広域交付で得られる四情報だけの住民票は利用範囲が狭く、転出局省略が可能なのはカード提示及び転出局と引きかえとされるなど、国民にはさしたる利便がないにもかかわらず巨額の費用を国民と自治体に負担させることなどの問題点について、政府は十分な答弁をしておりません。

これらの重要な問題点について、国民が納得できるような徹底審議をこれから委員会ですくす必要があるにもかかわらず委員会審議を打ち切るような、このような暴挙を到底認められないのは当然であります。

第四に、私は、本動議がいかにも根拠なく党利党略のものであるかについて指摘をしたいと思ひます。

中間報告を求めることができる要件について、国会法は第五十六条の三で「各議院は、委員会の審査中の案件について特に必要があるときは、中間報告を求めることができる。」と規定されており、しかし、国民の多くが不安と心配を寄せている法案であり、委員会でも慎重な審議を続けているにもかかわらず、党利党略で中間報告を求めることは全く不当であります。しかも、中間報告

このような根柢のない党利党略の動議、国民の願いを裏切るような不当な動議を到底認めるわけにはいかないわけであります。

最後に、私は、主婦連合会の反対要請にも示されてるように、包括的個人情報保護法も個人情報オンプズマン制度もない日本の現状のもとで政府案による個人情報報道のコンピュータネットワークシステムを不用意に導入すれば、国民のプライバシーに被害が拡大することを重ねて指摘し、国民の願いにこたえるため、本法律案は直ちに地方行政・警察委員会に差し戻し、十分な審議をなすべきであることを強く主張し、反対討論を終わります。(拍手)

○議長（斎藤十朗君） 照屋寛徳君。

〔照屋寬德君登壇、拍手〕

○照屋寛徳君 私は、社会民主党・護憲連合を代表して、ただいま議題となりました地方行政・警察委員長から中間報告があつた住民基本台帳法の一部を改正する法律案は、議院の会議において直ちに審議することの動議に反対する討論を行います。

先ほど、地方行政・警察委員会の小山委員長の中間報告を心を澄ませて聞いておりました。小山委員長は、中間報告を求められたことに對し、青天のへきれきである、極めて遺憾である、断腸の思いである、中間報告を求めることは理不尽きわまりない、こういうふうにおっしゃっております。

平成十一年八月十二日 参議院会議録第四十五号

地方行政・警察委員長から中間報告があった住民基本台帳法の一部を改正する法律案

三四

た。あの人格者であられる温厚な小山委員長の、私は、参議院議員としての、政治家としての、本当に生きた言葉であったというふうな受けとめました。(拍手)

ところが、さきに中間報告を求める動議を提出した方は、動議提出の理由、賛成理由をこの壇上で明らかにしなかったじゃありませんか。また、今回もなぜ会議において直ちに審議をする必要があるのか、動議提出者は一切明らかにしていないのであります。

逆に、私や小山委員長の中間報告を、私みずからが地方行政・警察委員会の一委員であるがゆえに、その内容を大きな感動と感銘を持って聞かせていただきました。

委員長の中間報告にありましたように、地方行政・警察委員会では、原則として定例日、定時定刻の審議を尽くしながら、例外的に定例日でない日にも法案審議をこの間尽くしてきたのであります。しかも、その上に、衆議院では行われなかった地方公聴会すら実現をし、参議院らしい創造的な審議を小山委員長のもとで全委員が合意の上に進めてきたことは間違いないことであります。

さて、国会法五十六条の三に「各議院は、委員会の審査中の案件について特に必要があるときは、中間報告を求めることができる。」と定めております。したがって、中間報告を求める動議を出した人は、「特に必要がある」という、その要件をこの会議場で明らかにしなければならないわけであります。

また、「中間報告があった案件について、議院が特に緊急を要すると認めたときは、委員会の審査に期限を附け又は議院の会議において審議することができ。」と定めております。すなわち、国

会法第五十六条の三第二項で、緊急の必要性を証明しなければならないにもかかわらず、そのことを一切明らかにできないではありませんか。

私は、先ほど住民基本台帳法案の持っているさまざまな問題の少しばかりに触れさせていただきました。私ども社会民主党は、住民基本台帳法案は十分な審議を尽くした上で廃案にすべきだというふうな考えを持っております。少なくとも継続審議にして、慎重なそして十分な審議を尽くすべきでありました。

御承知のように、今は番号社会であります。さまざまな、情報化社会の中で効率や利便性を追求する余り、番号でもってその手段にせんとする傾向が強くなってまいりました。住民基本台帳法の一部を改正する法律案は、我が国で初めて番号に法的な根拠を与える法律であります。

一方で、先ほど委員長の報告にありましたように、委員会審議の中で内野参考人が、みずからの存在証明を番号にしたくないという考え方もあり、かかる少数意見も尊重されるような社会でなければならぬということも語ってありました。住民基本台帳法案、これは住民票コードですべての国民に十けたの番号を付すものであります。

しかしながら、本来、住民基本台帳法が予定しておる住民というものは、これは人格を持った尊厳ある存在としての人間であります。本住民基本台帳法の一部を改正する法律案に多くの国民が個人の非人格化を感じ、人間が番号によって管理されることの不安感、嫌悪感を持つておることはもう私たちは理解をし認めることができるだろう、私はこういうふうな思っておるわけであります。

先ほども申し上げましたように、修正案を提出した修正案提出者が、委員会において、政府原案

のままであれば個人情報の保護との関係で漠然たる不安がぬぐい去れない、こういうことをおっしゃっていただきました。そのためにも、先ほどもこの壇上で申し上げましたが、民間を含む包括的な個人情報保護法の制定こそが私は急がなければならないと思うものであります。

本動議は委員会の審査権の略奪であり、ひいては良識の府としての参議院の権威の失墜を招くものであります。

社会民主党・護憲連合は、多くの重要な問題が残されており、しかもいたずらにきょう採決する理由のない本法案を直ちに審議することについて、激しい憤りをもって反対をするものであります。

終わります。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(斎藤十朗君) これより本動議の採決を行います。

足立良平君外八十九名より、表決は記名投票をもって行われたいとの要求が提出されております。

現在の出席議員の五分の一以上に達しているものと認めます。

よって、表決は記名投票をもって行います。本動議に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票を願います。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

○議長(斎藤十朗君) 投票漏れはございませんか。――投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○議長(斎藤十朗君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十三票
白色票 百三十八票
青色票 九十五票

よって、本動議は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 住民基本台帳法の一部を改正する法律案(第四百十二回国会内閣提出、第四百十五回国会衆議院送付)を議題といたします。

〔議案は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 本案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。山下八洲夫君。

〔山下八洲夫君登壇、拍手〕

○山下八洲夫君 私、民主党・新緑風会を代表して、住民基本台帳法の一部を改正する法律案について、反対する立場から討論を行います。

討論に先立ち、今回極めて異例な措置である国会法五十六条の三の中間報告が二十四年ぶりに強行発動されましたことに對し、賛成した議員各位に對し苦言を申さなければなりません。同時に、むなしさを感じます。

周知のように、近年、民主主義を採用する諸国においては、議会の復権を目指した各種の取り組みがなされており、我が国においても国会改革が大きな課題とされてきたところであります。

この点に関しては、御承知のように、参議院におきましては、これまで歴代の議長のもとで参議院改革協議会や参議院制度改革検討会を中心に、参議院のあり方に関する諸問題等について真剣に検討されてきており、その貴重な成果に基づいて多くの改革が実施されてきたところでございます。委員会の審査及び調査の充実確保についても、その運営の改善措置について取りまとめが行われております。

その内容をもう一度かみしめてもらうためにもここで御紹介をいたしますと、まず第一は、充実した審査及び調査を行うには審議時間を十分に確保すべきであると確認されております。

そして第二には、特に重要議案については、これまでも二十日間の審議日数の確保を衆議院に申し入れてきたところでもあり、この点について改めて衆議院にこの旨の確認を求めるとしてしております。

第三には、特に会期末に十分な審議時間がないままに衆議院から法案等が送付されてきた場合には、参議院は継続審査にするか、または会期延長を要求するようにすべきであると既に指摘されております。

第四は、参議院は衆議院の状況に影響されることがなく運営されるべきである旨を各会派間で申し合わせることも必要であるとの意見が既に出されておりました。

以上の点から見て、住民基本台帳法案の審査のあり方は果たして妥当であったのか疑問だらけであります。議員各位におかれましては、胸に手を当てて真摯に考えていただきたいと存じます。

地方行政・警察委員会では、限られた会期を有効に活用するために、定例日は必ず委員会を開会するなど審査等を積極的に行うとともに、質疑時間の割り当てについて小会派に配慮するなど、柔軟な委員会運営がなされるよう小山委員長を中心に努めてきたところであります。

ところが、現場の委員会における真摯な議論とスムーズな委員会運営を無視し、本日、中間報告の、特に緊急を要すると判断し得ない本法案について、委員会採決を経ずに本会議で審議、採決を行う中間報告が強行されたのであります。

このような暴挙は、委員会の存在意義を揺るがすゆゆしき問題であり、これまでの審議を根底から否定することにつながり、議員として無力感さえ覚えるものであります。また、こうしたこそくな手法は、国民には到底説明できないばかりではなく、これまで築き上げてきた良識の府としての参議院の存在意義を踏みにじり、参議院改革の火を消すことになりかねないのであります。

さて、改正案は、すべての国民にコード番号をつけ、その番号と氏名、性別、生年月日、住所の四情報及び付随情報を指定情報処理機関で管理し、市町村の区域を超えた事務処理や国の機関等への本人確認情報の提供を行えるようにするため

のネットワークシステムの導入を図るものであります。

衆参を通じて、システム全体の構成とねらい、費用対効果、将来の利用分野の拡大、ネットワークのセキュリティ、ICカードの可能性と問題点、個人情報プライバシー保護制度と情報公開のあり方、行政改革と地方分権との関係、そして諸外国における番号制度の状況など、いろいろな角度から審議が行われ、理解を深めるとともに課題も明らかにされてきました。しかしながら、新制度が個人情報保護の大量流出をもたらす、国による国民監視システムにつながるのではないかといった疑問や不安が払拭されたとはまだ言えません。

特に、住民番号コードは、基礎年金番号や運転免許証の番号など、従来、行政分野ごとに特定の目的に使用されてきた限定番号と異なり、一人の個人が持つあらゆる情報にたどり着く検索ナンバー、もしくはマスターキーともなり得る共通番号であります。政府、行政に対する国民の不信感も相まって、通信傍受法案とともに国民のプライバシーが裸にされるのではないかと、利用分野が次々に拡大されて、将来、国民総背番号制の基礎コードとして利用されるのではないかとという強い懸念と警戒が生じているのであります。こういう状況で住民基本台帳ネットワークの導入を図るのは、時期尚早と言わざるを得ません。

以下、順次反対の理由を申し述べます。まず第一に、個人情報プライバシー保護に係る法制度の不備の点でございます。

高度情報化の進展の中で、人々は、心当たりのない、皆様方もそうだと思いますが、ダイレクトメールが送られてきたり、個人情報の大量漏えい

事件が多発していることに對して、行政や企業が自分の知らないうちに個人情報収集、蓄積して活用しているのではないかと不安と不信を抱いている現状がございます。現に、電話番号をもとに、家族構成や年齢はもとより、預金や負債の残高まで容易に情報が集められている事例が明らかになっています。

全国民に付される住民番号コードが導入され、一カ所で一元的に管理されることになると、クレジットカード等の侵入あるいは不法な個人情報の収集、蓄積の危険性は飛躍的に高まってまいります。個人情報保護を確保する措置は、この法案だけで完結できるものではなく、民間を含めた包括的で厳格な個人情報保護法を制定することが不可欠でございます。まず、個人情報保護法を制定すべきでございます。

第二に、本法案自体の個人情報保護措置が十分な点でございます。

行政機関の目的外利用は禁止されていますが、これに違反した場合の処罰規定がなく、目的に沿って使用した情報を消去する規定も明記されていません。不正に情報を使用した国民の中止請求権も規定されていません。使用済み情報の消去規定は自治省令で定めるということであります。このような重大な事項を政省令にゆだねるのは政治の責任を放棄したもので、その手法自体、納得ができません。

また、住民番号コードの民間利用を禁止していますが、企業等が内部で使用するため住民番号コードを含むデータベースを構成しても違反行為とはされず、仮に違反行為をしても処罰されるのは、違反を繰り返すおそれがある場合に知事が勧告・中

止命令を出し、それにも応じなかったときとされています。さらに、漏えいしたデータの回収、原状回復の措置がないなど、到底実効ある措置とは言えません。

第三に、改正の目的である国民の利便性の向上や行政の簡素化、効率化と利用分野の限定の関連が明確でございませぬ。

私は、行政の簡素化、効率化はどんどん進めるべきだし、高度情報化にも対応していかなければならないと思っています。しかし、そのことで基本的な人権であるプライバシーを犠牲にするようなことがあってはなりません。

改正案では、市町村を越えた住民票の交付ができるようになり、一定の、国の機関等への住民票提出が不要になるなどの措置が盛り込まれており、それによって国民の利便性が増すと言われていますが、本人確認情報の提供を受ける事務を十六省庁九十二事務として利用分野を限定いたしております。この程度の事務処理効率化のために膨大な費用と人手をかけて、プライバシーの侵害の危険性を含むネットワーク化を図る必要があるのか、住民票コード導入の必要があるかという疑問は、私はいまだに解明されていないと確信をいたしております。逆に、行政の効率化、利便性向上を目指して利用分野がどんどん拡大されると、利用分野の限定を前提にした本法案の個人情報保護措置が形骸化することになります。

政府は、プライバシー侵害を危惧する意見に対しては利用分野の限定を強調し、効率や利便性を求める意見には将来の利用分野拡大を示唆するというように使い分けているのであります。将来、納税者番号としての利用も視野にあるようです

が、それならば堂々とそのことを国民の前に示して、議論に供する必要があるのではないのでしょうか。これでは責任ある立法態度とは言えません。

さらに、警察等の権力的機関に対しても条例で定めれば情報提供が可能となり、既に利用分野限定のセーフティーネットは破れております。治安維持に利用するという意見が与党サイドから出てくることとあわせて、この住民基本台帳ネットワークシステム導入の意図がどこにあるのか、疑惑と不信がますます深まっております。

最後に、ICカード発行の問題でございませぬ。八千字もの、数年すれば三万字ぐらいに簡単に

なると思いますが、八千字もの情報が人力でできる住民票カードを希望者に発行するというところで、住民票カードと四情報については全国規模で統一し、カードの残りのエリアは自治体で条例で定めて活用することとしております。本人確認情報に関するカードの利便性はさほどのものではなく、自治体の意向とは無関係にさまざまな個人情報を集める器を国が用意しようとするのは、余計なお世話でございませぬ。現時点では、本人申請とはいえず、将来、有権者カードとして電子投票に活用することも一部議員が主張しており、事実上強制となる可能性もあります。

住民票コードとカードを一体にして導入することについては、プライバシー保護の観点からも重大な疑義が指摘されているところでございませぬ。

終わりに当たり、我が国が高度情報化社会を迎え、住民に高度で充実した行政サービスを提供するためのシステムの構築には、少なくとも、情報統制、プライバシー侵害という国民の抜きがたい不安を完全に払拭しておくことは不可欠であります

す。このことは今後の安定した社会経済の揺るぎなき発展のためには当然のこととございませぬ。

こうした国民の声にもかかわらず、このシステムのネットワーク構築を急ぐ余り、政府は各界から猛烈な批判を浴びることとなったことは皆様方も御承知のとおりであります。そのため政府は、その後、改正法案を公表したものの、番号制度やプライバシー保護に関する懸念が依然としてぬぐい切れないことから、与党の了解が得られない事態ともなったのであります。そこで、本法案は再度手直しを経て、昨午国会に提出されたという経緯がございませぬ。

こうした点からも、地方行政・警察委員会におきましては、懸命な審議が続けられ、その結果、多くの疑問点が明確になり、現在その解明の道半ばであります。また、与党の自民党から提案された総理に対する質問の必要性も痛感されていたところであります。

小淵総理は、住民基本台帳ネットワークを実施する前提として、民間を含めた個人情報保護の法整備を約束しております。つまり、個人情報保護法の制定が先決であることを総理みずから認めているわけですから、この際、住民基本台帳法改正案は一たん廃案にして、やり直すべきであることを強調いたします。この廃案にする決断が重要でございませぬ。

私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 松村龍二君。

(松村龍二君登壇、拍手)

○松村龍二君 私は、自由民主党及び自由党を代表して、住民基本台帳法の一部を改正する法律案に対し、賛成の討論を行うものであります。

今国会で、いわゆる地方分権法が成立いたしました。地方が工夫を凝らし、その地域の独自性を生かした行政が可能になりました。一方、国、地方の財政は今後ますます厳しくなり、行政事務の効率化を一層進めなければならない状況にあります。

また、皆様御承知のとおり、デジタル革命と言われるように、インターネットの普及が数年前に比べて飛躍的に進んでおりますように、年々電子情報化の時代は進んでおるところでございませぬ。本法案は、市町村が管理しております住民基本台帳の情報のうち、氏名、住所、性別、生年月日の四情報と住民票コード等を全国ネットワーク化するのであります。これによりまして、住民の利便性の向上や国、地方を通じた行政事務の合理化が図られ、五百億円以上の経費削減等の経済効果も指摘されておるところであります。近年の高度に発達した情報化に対応したシステムの導入として高く評価するものであります。

以下、賛成の主な理由を具体的に申し述べます。賛成の第一は、このシステムは市町村と都道府県が協力してこれに当たるものであるところから、現在、地方自治体の広域化ということは指摘されるわけでございませぬが、まさに地方公共団体自身が地域的、全国的な広域連携を図っていくことは地方分権の精神に合致するものであり、時宜を得た政策として特筆すべきものであり、大いに賛同するものであります。

そして、そのような観点から、このたび地方行政・警察委員会に参考人にお呼びした岐阜県知事や地方公聴会で埼玉県に参りましたときに与野市

長さんは、コンピューター・デジタル革命の時代に地方自治体の行政のコンピューター化が今鋭意進められているけれども、その心棒に当たる住民基本台帳ネットワークシステム、これを一日も早く完成させていきたい、やはり、一日おくれると、いろいろ地方がやるコンピューター化にむだができるというような指摘で、一日も早く実現していただきたいという声でございました。

賛成の第二は、全国どの市町村でも住民票の交付が受けられること、転出入の手続が転入先での手続一回で済むこと、恩給、共済の年金等の受給資格の申請や受給等の行政手続の際に住民票の写しを添付しなくても済むようになることなど、きめの細かいサービスの提供ができるようになります。

さらに、住民基本台帳カード、いわゆるICカードの活用によりまして、身分証明書として活用できるほか、多様なサービス、例えば印鑑登録カードとか施設利用カード、そのような広域的なサービスの提供等が可能になる等々、自治体が知恵を出すことによるいろいろなメリットが期待されるものであります。

また、埼玉県に参りましたときに地域のボランティアの方が言っておられましたけれども、寝たきりのおじいさんが年金をもらうために生存証明をもらうというところで役所に行くことが大変である、ぜひこのようなICカードを活用するようにしていただきたいといった指摘もありまして、地域の福祉の問題に直結する可能性を秘めておるところでございます。

賛成の第三は、国、地方を通じた事務の省力化、効率化等、行政改革にも大いに資するもので

あります。すなわち、窓口業務の簡素化によりまして人員配置が弾力化され、今後、地方公共団体の役割が増大する分野に効果的に人材を振り向けることが可能となります。

このネットワークのシステムは、十六省庁、九十二事務が全国センターにオンラインに、オンラインといいますが線をつなぎまして、ぜひ使わせてほしいと。このセンターは省庁からは情報は一切もらわない、一方的にこのネットワークの情報を提供するわけでありますが、そのようなことにによりまして、今まで各市町村がそれぞれ役所に通知をして、生存その他住所の移転について通知をしなければならぬ事務がすべて省けるといったことから、合理化が図られるという点、大いなるものがあると思います。また、年金の本人確認等にこのシステムから情報の提供を受けることにより、事務の簡素化、効率化が図られるなど、数多くのメリットがあるところでございます。

賛成の第四は、この住民基本台帳は、国民総背番号制ということで批判をされるわけでありますが、十けたのコードにつきましては本人の申し出で変更が可能となっております、いわゆる背番号制という暗いイメージを脱しておるわけでございます。

また、利用範囲の拡大等につきましては、この四情報に限られておるのでありまして、利用につきましては法改正を一つ必要としておるといことで、国による一元的な個人情報の収集、管理は、絶対に法律によらなければ、この国会を通らなければ管理ができない、さらに広げることにはできない仕組みになっている等、十分な対応が講じ

られておりまして、このような批判は当たらないものとなっております。

賛成の第五は、このシステムが円滑に運営されるためにはプライバシー保護を含む万全の対策が必要であります、長年にわたる検討の経緯を踏まえまして、保護措置の技術的な、専用回線暗号化、認証チェック、その他の利用、民間の利用禁止、守秘義務、刑罰の強化、センターの情報は限定した情報だけ持つというようなことによって万全を期しておるわけでございます。

この委員会の審議の過程におきまして、野党の諸先生から鋭い、あるいは公明党の先生から鋭い人権感覚に基づきますお話等もございましたけれども、参考人等のお話によりまして、現在のこの法律は万全であるということでございます。

また、静岡県浜松市・豊田町への現地視察、二度にわたる参考人質疑、さらには埼玉県大宮市における地方公聴会と、慎重な審議に加えて多角的、多面的、専門的な審議を十分尽くしてまいりまして、その結果、本法案による住民基本台帳システムは、適切であり、かつ国際的にも評価できるものとなっております。

さらに、修正の問題につきましては、先ほど御指摘があったとおりでございます。自由民主党、公明党、自由党は、個人情報の保護に関する法律について、年内に基本的枠組みの取りまとめを行い、三年以内に法制化を図るとの合意に基づき、去る六月二十三日に早速三党間において個人情報保護システム検討会を設置し、既に三回にわたる検討を行っております。

また、政府においても、個人情報の保護のあり方について総合的に検討を進めるため、去る七月

十四日に小淵総理を本部長とする高度情報通信社会推進本部のもとに個人情報保護検討部会を設置し、法制化の問題を含めまして検討を開始されたと聞いております。

一日も早く民間部門をも対象とした個人情報保護に関する法整備を含めたシステムを速やかにそろえることが必要であります。

御承知のとおり、情報公開ということと、個人の秘密情報の保護ということとは二律背反する非常に難しい問題であります、この問題につきまして、鋭意、解決に向かって努力するところでございます。

今や、デジタル革命と言われる時代、どうしても行政情報の基礎中の基礎のネット化は時代の必然であるという観点から、本法案の成立にぜひ御賛同賜るよう、お願い申し上げる次第でございます。

さらに、小山委員長が大変真摯なまじめなお方で、公平な判断で、鋭意我々地方行政委員会の審議について努力してこられたところでございます。そして衆議院の総質疑時間を上回る二十七時間二十五分の質疑を行ったわけでありますが、最初に指摘されましたように、決して質疑時間を誇るのではなく、参考人あるいは地方事情視察を踏まえて質の高い質疑を重ねるということではないかと考えております。また、静岡県への地方視察には、二十一名の委員のうち十七名の地方行政委員が参加いたしました、大変に熱心に行っていました。そういったわけでございます。

そして、議論を尽くした後は採決をするというのには民主主義の原則でございます。我々も、その議論が堂々めぐりになってまいりましたので、

ぜひ採決をしていただきたいということを理事会において重ねて主張してまいったところでございます。

以上をもって、私の討論といたします。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 富樫三君。

(富樫三君登壇、拍手)

○富樫三君 私は、日本共産党を代表して、住民基本台帳法の一部を改正する法律案に対して反対の討論を行います。

ただいま自民党から賛成の討論がありましたけれども、先ほどの討論の中で、今回、中間報告という形で緊急に採決をするということについての理由は一切明らかになっていないではないか、こういう指摘が各党からありました。これについて何らかの回答があるものというふうに期待して私は今聞いていたわけでありすけれども、強いて言えば、一日も早くこれを通してもらいたい、施行してもらいたい、こういう意見が公聴会の際にあったと、こういうお話がありました。

しかし、皆さん、この法案は、採決され、例えば法律ができて、施行されるのは三年後からであります。きょう、あすを争うような状況ではないということは皆さんが一番よく知っていることではないでしょうか。(拍手)

しかも、質疑を十分やったんだ、現地調査もやった、公聴会もやった、参考人の意見も聞いた、こういうふうに出ております。だからもう採決をするのが民主主義だ、こういうふうに言いましたけれども、皆さん、どうでしょうか。それは、十分な審議をやって法案の心配な点をきちんと解決をする、説明をしてその穴を埋める、その結果として法案が改正をされる、あるいは修正さ

れる、そういうことで採決されるのが民主主義ではないでしょうか。こういう点から考えても、きょうの段階で緊急に採決をしなければならぬ理由は全くないと言わなければなりません。

この点については、先ほど地方行政・警察委員会の小山委員長から報告があったとおりであります。私もこの委員会の理事の一人として、委員長とともに十分な審議を民主的に進めよう、こういうことでほかの皆さんと力を合わせてきたわけでありすけれども、こういう状況の中で、まだまだ審議が十分であるにもかかわらず強行に採決をしようとしたのは自民党であり、自由党であり、公明党であったわけでありす。

皆さん、これでは本場に十分な参議院らしい審議ができる、こういう状況にはなりません。この点でも改めて十分な審議を主張するものであります。

さて、私も日本共産党は、高度情報化社会、こう言われる中で、行政事務をコンピュータによって処理し住民サービスの向上や事務の効率化を図ることについて、機械的に反対するものではありません。しかし、今回出されております住民基本台帳法の改正案は、全国民に識別番号をつけて、自治体と国の行政機関を結び、個人情報を利用して新しいネットワークをつくる、こういうものであります。

私も、こういうシステムを我が国が初めて全国的に採用する、導入する、そのことに当たっては、それが憲法第十三条の国民の幸福追求権やプライバシー保護などに照らして、主権者国民にとってどういう利便があるのか、またどういう弊害があるのか、諸外国の経験にもきちんと学びな

がら、技術的にも制度的にも十分な検討を尽くさなければならぬ、このように考えているわけでありす。

私は、政府の態度に見られるように、国際化や情報化への対応を急げ急げという財界の要求に押されて、国民の暮らしへの影響やあるいは検討を軽視するならば、日本社会の未来に障害を招きかねない、このことを指摘しつつ、以下、具体的に反対の理由を申し上げます。

反対の理由の第一は、先ほども触れましたけれども、審議の中で、審議を進めれば進めるほどこの法案は大変穴だらけであり、不十分なものだということをはっきりしてきたことでもあります。

例えば、この法案に関してこういう意見が出されております。

住民基本台帳法、この改正問題について、日本弁護士連合会、税理士会、市民団体、学者や文化人の皆さん、そして婦人団体、市町村議会、さらに労働組合など多くの団体や個人が不安、心配、疑問、反対の声を上げておりますが、参議院でもこの法案の慎重な審議を求める声がたくさん要請されているわけでありす。

八月四日の主婦連合会の会長名による要請文書、「住民基本台帳法案について」という中で、「住民基本台帳のネットワーク化は、引越しの際、一つの窓口で行政手続きが済むといった利便性のある一方、将来は利用が広がり、国民の一人ひとりが生まれたときから番号をつけて行政管理がされ、納税、年金、福祉、教育など各自のプライバシーが行政内部で裸にされ、さらに、意図しなくても民間による利用が重なって個人の尊厳が

犯される危険性をはらんでいます。また、生まれてから死ぬまで同一番号となりますので、一度漏洩したプライバシーは永久に回復できないという怖さをもっています。」このように主婦の連合会は、会長さんが言っているわけでありす。

あるいは、東京都足立区の外郭団体に届け出た個人情報漏れて銀行口座から預金が引き出されていた被害や、京都府宇治市では、住民基本台帳リストに関連し、二十一万七千人もの台帳掲載データをもとに作成した乳幼児健診用のデータが外部委託業者の従業員によって持ち出されたものがひそかに売り出されていた、こういう事例などもあります。

今日の日本社会の状況は、国民のプライバシー被害が広がる深刻な事態になっているわけでありす。したがって、改めて制度面や技術面、運用面にわたって個人情報の保護に万全の措置が講じられるよう、こういう体制をしなければ心配だというのが圧倒的な国民の声になっているわけでありす。

衆議院での審議を通じて、プライバシー権確保のために、民間部門をも網羅する包括的な個人情報保護法の制定が本法案施行の前提であることを全会派が求めましたが、参議院の審議の中では政府はそれを約束はしておりません。ネットワークシステムの法施行は急ぐとの態度は示したわけでありすけれども、これは全会派の一致した要求に背くものであります。包括的な個人情報保護法の制定を待って、これと同時に本法案の審議を尽くした上で施行する、このことが国民が納得する筋道ではないでしょうか。

反対理由の第二の問題、先ほども触れましたけ

れども、我が国史上初めて全国民に共通番号がつけられることとなります。

この番号というのは、生まれたときにつけられたのは死ぬまでつくわけでありすけれども、本人の申請によって変更は可能であります。ところが、個人確認情報としてオンラインに乗せられる情報は、住所や氏名などの四情報プラスこの住民票コードであります。プラス付随情報というのがあります。それは、転居の経歴や、あるいは名前が変った、こういうのも含まれるわけでありすけれども、実はこのコードナンバー、これも一緒にくっついてくるということでありすから、変更した意味が全くなくなるわけでありす。

こういう中で、国民の心配は非常に大きい、国民的な合意ができないというのが現状であります。NHKの調査の結果は先ほども申し上げました。反対が半分以上であります。

委員会の中では、大臣が、四年前からこれを準備してきて、一年半前に国会に提出したんだ、国会ではきちんと説明してきた、こういうふうになんか井をいたしました。四年前から準備して、一年半にわたって国会で説明した割には、それでも賛成者は二三%にすぎない、反対者が五十一%いるわけでありす。ここにこの法案の不十分さ、これがはっきりとあらわれているではありませんか。

さらに、第三の問題でありますけれども、この制度が政府の言うような地方自治体主体、先ほども自民党からの討論にありましたけれども、分権型システムだ、こういうふうに出ております。しかしながら、実際の問題は、地方自治体にあるそれぞれのコンピュータから都道府県レベル

のコンピュータにその情報が送られ、そのコンピュータから全国一本の全国センター、指定された情報処理機関、これはただ一つでありますけれども、ここにすべての情報が集約されるわけでありす。しかも、その全国センターから国の十六省庁、九十二事務には、その全国の個人情報すべて九十二事務とここが接続される、こういうぐあいになっていくわけでありすから、それが全部専用回線につながるということになっているわけでありすから、まさに中央集権体制、一元化、そういう仕組みであります。説明では地方分権と言いますが、実態はまさに中央集権であります。

しかもその中身は、自治大臣が認可した全国センターでなければいけない、こういうふうになっているわけでありすから、まさに国が一億二千万の国民の個人情報すべて握ることができ、こういうふうになっているではありませんか。この点でも、地方分権型というのは言葉だけで中身はそうではない、このことがはっきりしているわけでありす。

あわせて、地方分権型だと言うならば、先ほど私が指摘をしましたけれども、今、全国の自治体の中で、自治体を持っておりますコンピュータと県や国などの外部のコンピュータとはオンライン接続を全面的に禁止している、そういうところが五百六十五自治体あるわけでありすが、今度の住民基本台帳法が改定されるならば、これらの自治体の条例は、その部分については無効になるわけでありす。条例よりは法律の方が上でありますから。こうやって地方自治体がみずから決めたことを

頭ごなしにそれを否定すること、これが何で地方分権だと言えんやうか。この点から見ても、まさに国が法律でもって地方自治体の地方自治権を侵害する、こういう中身になっていると言わなければなりません。

以上、私は、プライバシーの保護の問題、あるいはネットワークシステムそのものが持っている問題、そして市民の利便性や費用の問題、また中央集権型のシステムであるということ、あらゆる点から見てこの法律は問題が多過ぎるものであります。だからこそ、国民的な合意をしっかりとつくり上げてからこの法律をつくること、このことが大事であります。施行が三年後であるにもかかわらず、なぜ急ぐのか、その理由も明らかにされておられません。

以上、幾つかの点を申し上げましたけれども、こういう理由によりまして、私は、この住民基本台帳法の改定に反対するものであります。

○議長(斎藤十朗君) 照屋寛徳君。

○照屋寛徳君登壇、拍手。

○照屋寛徳君 仏の顔も三度までと言いますから、お許しをいただきたいと思ひます。

私は、社会民主党・護憲連合を代表して、ただいま議題となりました住民基本台帳法の一部を改正する法律案に反対の討論を行います。

冒頭私は、先ほどの賛成討論の中で、民主主義の社会では審議を尽くしたら採決をすべきだというお話がありました。そんなことは百も承知、二百も合点であります。ところが、問題なのは、八月十日、十一日に、まだ審議が尽くされていないということで、賛成討論をされた理事を含めて全

理事者が理事懇談会で、審議を尽くそう、こういう合意を見たにもかかわらず、本日は、委員長に対して中間報告を求める必要性も、中間報告を受けてこの場で審議をする緊急性について一片の理由も述べることなく多数をもって採決をすることこそ、私は民主主義に反することだというふうに思ひます。(拍手)

住民基本台帳法の一部を改正する法律案は、住民基本台帳を基礎に、全国民に漏れなく十けたの統一したコード番号を付し、この住民票コードと氏名、住所、性別、生年月日のいわゆる本人確認情報をコンピュータネットワークシステムで管理せんとするものであります。

現代社会は、高度情報化社会であり、コンピュータシステム社会であります。かかる情報化社会では、効率化の名のもとに番号が国民管理の手段として使われることになりす。本改正法案によって導入される住民票コードの番号こそは、我が国で初めて法的根拠を付与される番号と言ひます。

本来、住民基本台帳法は、市町村において住民の居住関係の公証などに資することを目的としており、本改正法案が目指す住民基本台帳ネットワークを構築し、全国規模で本人確認を行うことなどは全く予定をしていないのであります。

さて、本改正法案の是非を論ずる場合、最も重視されなければならないのは、国民のプライバシーの権利とのかかりであります。先ほども申し上げました。私は、プライバシーの権利を、憲法十三三条の幸福追求権に基づく自己情報のコントロールの権利であると理解をいたしす。

従来、プライバシーの権利は、単に私生活をみだりに公開されないという意味での消極的な権利として理解をされておりました。だが、今日の高度情報化社会にあつては、憲法上の幸福追求権という観点から、みずからに関する情報の取得、収集、保有、利用、伝播といったさまざまな段階において、自分に関する情報をだれにどこまで知らせるのか教えないのかを自分で判断し決定する権利として理解すべきであります。

かかるプライバシーの権利の観点で本改正法案を考察いたしますと、本改正法案は、国家による国民の二元的管理を実現し、プライバシーの権利を侵害するものであると断ぜざるを得ません。だからこそ、多くの国民が本改正法案を国民総番号制と批判するゆえんであります。

私は、現在の我が国において個人情報やさまざまな個人情報情報が漏えいし、流出し、商品として流通に置かれ、売り買いされ、結果的にプライバシーが侵害されている現状にあつて、今緊急に取り組まなければならないのは、包括的個人情報保護法の制定だと思ひます。

本改正法案には、プライバシーの権利を侵害する具体的な危険性以外にも、次のような問題をはらんでおります。

まず第一に、住民基本台帳ネットワークシステムと住民票コードの導入は、国民にさしたる利便をもたらさないというところであります。住民票の広域交付が可能になることは事実であります。だがしかし、広域交付でもらう住民票の写しは本籍の表示を省略したものでありまして、パスポートや運転免許証の申請には全く役に立たない、使用できないのであります。また、転入転出手続にし

ても、転出証明書の添付が省略されただけで、ほとんど簡素化あるいは利便には役立たないのであります。そのようなシステムをつくるのに、初期の投資で四百億円、一年間の維持費に二百億円かかるというんです。

第二に、本改正法案は、本人確認情報の提供を受けた者に対し、単に目的外使用をしてはならない旨規定するのみで、データベースの構築を禁止せず、使用済みの本人確認情報の消去も規定しておりません。提供目的違反に対しての刑罰の定めもなく、国民の側からの中止請求権も認められておらないのであります。

第三に、本改正法案は、民間での住民票コード告知要求を禁止し、住民票コードの記載されたデータベースの構築を禁止しておりますが、任意ないし任意を装った住民票コードの告知は抑止されております。自家用と申しましようか、自社の用そのそれは禁止されていらないのであります。もちろん、本改正法案にはこれらの問題点以外にも、地方分権、地方主権とかかわりなど多くの論点がございますが、時間の都合で論議することはまなまりません。

この間の地方行政・警察委員会に法案付託後の審議については、先ほど中間報告で小山委員長から詳細に説明がなされました。

繰り返して申し上げますが、地方行政委員会における審議は、著しく遅延したこともなく、また地方行政委員会が本法案の審議を殊さら怠つた事実も全くございません。むしろ、法案審議は十分尽くされていまいというのが真実であります。

しかるに、本日の本会議で、国会法第五十六条の三を適用し、委員会での審議を尽くし採決を行

うことなく、本会議での中間報告をもって法案の本会議採決に持ち込んだことは、国会法が定める委員会審議中心主義の原則に違反するものであります。今回の場合、国会法第五十六条の三を適用する要件を明確に欠いており、多数与党の横暴による議会制民主主義の破壊であると断ぜざるを得ません。一九七五年以来一度も行われていないあしき前例を再び利用することは、多数による少数党の意見の封殺、委員の質疑権の剝奪以外の何物でもありません。

しかも、本改正案の施行の前提として包括的個人情報保護法の必要性を認めるのであれば、引き続き慎重に審議を続ける余裕は十分にあり、採決をいたすに急ぐ理由はないのであります。

しかも、修正案提案者は、どのような包括的個人情報保護法を目指すのか、その理念や中身に一切国民に明らかにしていないではありませんか。それにもかかわらず、中間報告を求める理由も明らかにしない、この本会議で審議、採決をする緊急性も何ら明らかにしない、こういうことで本当によろしいのでしょうか。

会期末が迫つたというそれだけの理由で国民の権利義務に関する重要法案の採決を強行することに対し、満身の怒りを込めて弾劾する気持ちであります。

社会民主党は、実効性ある包括的個人情報保護法の制定に全力を挙げるとともに、その保障なき与党体制のもとにおける住民基本台帳のコード化、ネットワーク化の廃止を今後とも粘り強く求めてまいります。

最後に、いよいよ第百四十五回国会は、あしたをもって閉会となります。この国会でさまざまな

重要法案が十二分な審議が尽くされずに、そして国民的な理解、合意が得られないままに、まるで在庫一掃セールのごとく成立をした。極めて残念であります。これから暑い夏に向かって、国民は夏服を求めているのに、国民は夏服を欲しているのに、まるでオーバーコートを押売りするような理不尽なやり方でありま。

小淵総理は国会の冒頭、みずからの政治信念、政治哲学を富国・有徳とおっしゃいました。新ガイドライン関連法の強行成立、地方分権推進一括法の名のもとにおける自治事務に対しても国家の関与が強化される、そして日の丸・君が代法制の強行、盗聴法の制定、これらを見た場合に、私は小淵総理が言う富国・有徳という政治信念、政治哲学は、恐らく後世の歴史家、そして今の日本に生きている多くの国民は、富国・有徳ではなく国を滅ぼし徳に背く亡国背徳である、こういうふうな言うであろうことを申し述べて、反対討論を終わります。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(斎藤十朗君) これより住民基本台帳法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

足立良平君外八十九名より、表決は記名投票をもって行われたとの要求が提出されております。

現在の出席議員の五分の一以上に達しているものと認めます。

よつて、表決は記名投票をもって行います。本案件に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(斎藤十朗君) 投票漏れはございませんか。投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○議長(斎藤十朗君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十九票

白色票

百四十六票

青色票

九十三票

よって、住民基本台帳法の一部を改正する法律案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) この際、お諮りいたします。

○議長(斎藤十朗君) 議場進出外四名発議に係る法務大臣陣内孝雄君問責決議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加してこれを議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。

よって、本案を議題といたします。まず、発議者の趣旨説明を求めます。築瀬進君。

〔議案は本号末尾に掲載〕

〔築瀬進君登壇、拍手〕

○築瀬進君 私は、ただいま議題となりました民主党・新緑風会、日本共産党、社会民主党・護憲連合の三党共同提案に係る法務大臣陣内孝雄君問責決議案につきまして、発議者を代表し提案いたします。

まず、問責決議案の案文及び理由を朗読いたします。

法務大臣陣内孝雄君問責決議案

本院は、法務大臣陣内孝雄君を問責する。

理由

一、法務大臣は、我が国の法秩序を守り、人権を擁護することを任務としており、その職責は、法治国家たる我が国において、極めて重要なものである。

特に、陣内孝雄君は、事実上更迭された中村前法務大臣の後任として、任命されたのであり、法務行政の信頼を回復することに全力を傾注することが強く期待されていたのである。

しかるに、陣内法務大臣は、前任者同様、その職責を自覚することなく、法務行政の停滞を招き、我が国の法秩序を乱し、人権侵害を深刻化させており、法務大臣として全く不適格である。

法務行政の正常化を図るためには、陣内孝雄君が、法務大臣の職から退くことが唯一の解決策である。

以上が本問責決議案を提出する理由であります。

次に、提案の理由を具体的に説明申し上げます。

まず第一に、いわゆる組織的犯罪対策三法案に関する法務大臣としての指揮監督についてであります。

昨日、今世紀最後の皆既日食があらわれました。まさに民主主義という太陽が黒いベールに覆われていく、そんな印象を持ったのは私一人だけではないと思います。

私も、実はこの本会議において初めての牛歩を経験させていただきました。決して好きこのんでやったわけではありません、正直申し上げますと、歩きながら、じゅうたんを見、あるいはこの天井のガラスを見ながら、なぜ牛歩という戦術に訴えざるを得なかったのかというのを真剣に考えさせていただきました。

まず第一番目に、私もかつて衆議院を二期やらせていただきました。そういう中で、委員会のいろいろな議論を聞かせていただきましたが、今回の盗聴法の議論ほど立法者の立法趣旨が見事に委員会ですべて矛盾したものであるということが立証された委員会はなかったと思いますが、いかがでございますでしょうか。

このような明らかな矛盾、犯罪捜査といながら実は犯罪捜査にほとんど役立たない、携帯電話の傍受ができないということはまさに犯罪捜査では全く無力であるということが見事に立証され

た、まさにそういう意味では、立法の目的が見事に達成されていないということが委員会では立証されたと思いませんか。にもかかわらず、与党は数の多数を頼んでそれを実現しようとする。そして、野党、もちろん我々も、国会の中の議席の数が少ないということは我々認識をいたしております。しかし、やむにやまれぬ気持ちで、やはり言論に訴え、そしてまた討論、その上での採決の手段に訴えていく、そういう結果になってしまいました。

私は、このことを見ながら、先ほど牛歩のときの心情を若干触れさせていただきましたけれども、民主主義とは一体どうあるべきなのかということ個人として真剣に考えさせていただきました。

多数決を尊重しなければならない、これは当然だと思えます。しかし、それだけでは足りないと思いませんか。もう一つは反対意見の尊重、少数意見の尊重、まさにそこにあるのではないかと。この二つが両々相まって初めて、国民にとって、賛成と反対の二つの立場を超えた、本当に国民にとってプラスの結論が出ると思いませんか。

まさに、そのために我々日本の国会がやっていることはまだまだ、正直申し上げると、民主主義のレベルとしてはもう少し向上させていかなければならないのではないかと考えているのは私一人ではないと思えます。(発言する者あり)

そして、発言をポリシーで封じようとするこの不規則発言。私は、議会の華は不規則発言であると言ってもらいたいと思えます。しかし、それはまさに案件にびしっとそぐった、まさに問題の核心

をついたようなやじがお互いに与党から野党から飛び交うような、そういう活発なやじが華になれるような、そういう国会であってほしいと思うのは私だけではないと思います。(拍手)

しかし、この議論の中でやじのあり方はどうであったでしょうか。本案とは関係ない、法律の審議とは全く関係ない個人的事情に対する中傷。例えば、我が党の千葉議員に対して難聴という、そういうやじが飛び交いました。それは、まさに難聴者に対する身体的な差別発言をやじという形で堂々とおやりになっている。これは円議員に対する発言ではありません。

まさに、皆さん、やじこそ議会の華にしましょう。そして、やじこそ本当の意味での議論にびたつと、しかもウィットがあつてお互いの笑いがとれるような、そういうやじを心がけようではありませんか。

ちょっと余計なことを言わせていただきました。さて、陣内法務大臣の問責決議の理由であります。

三法案が提出されたとき陣内君は法務大臣ではなかったために、その提出の責任まで問うつもりはありません。しかしながら、その後の衆議院及び本院での審議を通じ、その審議時間は全く不十分であつたにもかかわらず多くの問題点、疑問点が指摘され、法務省の答弁も二転三転する、そしてこれら三法案のいろいろな欠陥が明らかになつてまいりました。

犯罪にかかわりのない個人や団体の通信の秘密、まさに民主主義の根幹の内心の自由を担保しているその部分を直撃するような憲法違反の疑い

が大変強いものであるにもかかわらず、陣内法務大臣は、人権を擁護するという法務大臣としての大切な職責を顧みず、これら欠陥三法案を撤回することなく、今日に至るまで専ら官僚が用意した原稿を棒読みすることに終始してきたのであります。大臣とは行政機関に送り込まれた国民の代表であり、また国民の権利を守る守り手でなければならぬ。既に決まったことをただ機械的に遂行するだけであれば、これは官僚で十分務まります。

さらに、陣内法務大臣は、組織犯罪対策法の必要性を強調しようとする余り、テレビ番組の中で、盗聴法案があればオウム真理教による地下鉄サリン事件は防げたかのように軽率に発言し、後で慌てて撤回する。公共放送を使って国民に根拠のない情報を流し、そして盗聴法を意図的に過大評価せよとする態度、まさに法務大臣としての基本的な資質を欠くことは明白であると思いますが、いかがでありますか。(拍手)

さらに、通信傍受法案の審議に当たって、法務省は、あたかも我が国が国際的な場面において捜査機関による通信傍受を合法化することを要請されているかのような答弁を繰り返し、このような誤った事実が流布されることを一切黙認してまいりました。このような職務怠慢は断固として容認できるものではないと思います。

さて、第二の理由であります。今国会で審議されている入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案について触れさせてください。

国連の規約人権委員会は、入国管理法について日本に勧告をしてまいりました。我が国で出生し

た在日韓国・朝鮮人のような永住資格を持つ外国人については、我が国へ再入国する際、一々事前にその許可を取得する必要性をなくすように、こういうふうな勧告であります。

にもかかわらず、法務省は、このような正式な国際機関からの要請については、先ほど説明した盗聴法と全く逆であります。盗聴法では要らないことを積極的に流しながら、必要なことについては一切法的措置をとらうとしないのであります。

さらに、こうした国際的要請があること自体を入管法改正案の説明資料の中でも一切触れておりません。外交に関する事項を恣意的に取捨選択して国民に伝えようとすることは、国民を欺き国政を誤らせるものであります。全くもって許しがた

い。まさにこのような理由から、法務大臣に対する資質を欠いていると指摘せざるを得ないわけであり

第三の理由、これは則定前東京高検検事長の女性スキヤンダルに伴う処分及び法務省の綱紀粛正であります。

東京高検検事長という、社会正義の実現という重大な職責を担いながら、そして強力な権力を掌握するがゆえに公私にわたって一般の公務員よりもはるかに高い倫理性が要求される者が、公費で女性を同伴して出張したとされ、その際、旅館業法に違反して偽名を用いてホテルに宿泊し、その女性に対し小切手で五十万、現金三十万の合計八十万円を手渡し、また、民間業者から銀座の高級クラブなどでたび重なる接待を受けていたとされる、まことに許しがたき不祥事の疑惑があつたにもかかわらず、法務省はおさなりの調査をして無罪放免にしたのであります。

刑罰権を独占する検察にあつては、まさに検察のスローガン、秋霜烈日、厳しい自己規律が必要なのは当然であります。そして、このような不祥事が二度と行われないような厳格な調査と峻厳な処分が必要であることも言うをまちません。

しかるに、身内をかばおうとする法務省官僚のいいかげんな報告をうのみにし、さらに、これを契機として何らの具体的な綱紀粛正策を講じていないのは全く理解できません。

第四の理由は、公安調査庁が特定議員に対し選挙情報、地元情報を横流ししているという疑惑であります。

現在、公安調査庁に対しては、その組織のあり方、あるいは必要性がチェックされており、政府における行革論議においても不要論があつたところであり、現に、地方支分局の大幅縮小、人員削減が決定されているところであります。

しかるに、公安調査庁は、みずからの組織を防御するために公安調査庁に理解を示す議員との関係を深める必要があるとして、共産党など公安調査庁得意分野に焦点を当てた地元選挙情報を作成し、説明することが効果的であるとしているかのようであります。

公務員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないとされ、厳しい罰則が定められている。しかるに、陣内法務大臣は、部下の中に違法行為を働いている者がいる、そんな報道があるにもかかわらず何ら調査もしていないのは明らかに職務怠慢であり、法務行政への国民の信頼を失わせるもの以外の何物でもありません。

第五の理由は、今国会で審議された司法制度改革審議会設置法に関連するものであります。陣内法務大臣は、法務省の最大の課題とされている

司法制度改革について積極的なリーダーシップを全く発揮していないという点であります。

司法制度改革審議会設置法は、内閣に司法制度改革を審議する機関を設置することを内容とする法律であります。同法は、政府提出原案においてはその審議すべき内容について全く具体的な規定を欠いていたため、審議会が、結局は司法の行政化と、それをさらなる推進をしていく、すなわち弱体化したままの司法を維持するための道具とされかねなかったものであります。

そこで、我々野党は、審議会が審議すべき内容について方向性を明確にすべきであると主張し、国民により身近で利用しやすい司法制度の構築、国民の司法手続への関与、法曹の質及び量の強化という具体的課題を列挙するよう法改正を実現したところであります。

第六の理由であります。現在、内閣が衆議院に提出している少年法改正案についてであります。

少年法はその立法目的を少年の健全な育成を期すこととしております。しかるに、政府提出の改正案は、審理に検察官の関与を認めるとともに、検察官に対して事実認定及び法令の適用に関する抗告権を付与しようとするものであり、家庭的な雰囲気の中で少年の更生を図ろうとする少年法の趣旨をゆがめ、少年を成人と同様の裁判方式のもとで厳しく弾劾しようとするものであります。これは、まさに少年法の基本を変えるものである。このような改正案を何の疑問もなく提出し、そしてそれをそのまま維持しようとするのは法務大臣としての適格性を欠くことの明瞭なあかしである、私はそのように言わざるを得ないわけであります。

以上、六点到り説明申し上げました。

聞くとところによりますと、佐賀県御出身の陣内法務大臣、佐賀県からは今まで六人の法務大臣が出ていたようであります。第一番目は明治の司法をつくった初代司法卿江藤新平であります。江藤新平は薩長藩閥と戦い、まさに秋霜烈日の言葉どおり厳しい自己規律のもとに明治の司法を確立しようとした。そこに新しい明治という国家が生まれてきたわけであります。

どうか大臣はこの江藤新平さんの秋霜烈日の精神をよく学んでいただくよう心からお願いを申し上げます。私の提案理由の説明とさせていただきます。

御清聴まことにありがとうございます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 本決議案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。鈴木正孝君。

(鈴木正孝君登壇、拍手)

○鈴木正孝君 私は、自由民主党及び公明党、自由党を代表して、ただいま議題となりました陣内法務大臣閣下質問責決議案に対し、断固反対の討論を行うものであります。

陣内法務大臣は、今年三月に就任されて以来、法秩序の維持と国民の権利の保護を全うすべき法務行政に課せられた使命を深く認識され、国民が豊かで安心して暮らせる社会をつくるため、司法制度改革、犯罪被害者対策等の新たな視点からの施策を含む民事、刑事の基本法の整備、治安の確保及び法秩序の維持等の重要課題に積極的に取り組み、的確かつ厳正に法務省のトップとしての

職務を遂行され、山積する重要問題を精力的かつ適切に誠意を持って処理をしてこられました。

特に、今国会におきましては、継続審査とされた法案も含めて、法務省所管の多くの重要法案が提出されておりましたが、陣内法務大臣におかれましては、国会における審議等において高潔な人柄と高い見識を持ってまことに真摯かつ誠実に対応されてきたことは皆さん御承知のとおりでございます。

ところで、我が国におきましては、現在、暴力団等による薬物、銃器等の取引やこれらの組織的な不正な権益の獲得等を目的とした各種の犯罪のほか、オウム真理教事件のような組織的な殺人事件、法人組織を利用した詐欺商法等の経済犯罪など組織的な犯罪が少なからず発生し、我が国の平穏な市民生活を脅かし、健全な社会経済の維持発展に悪影響を及ぼすという深刻な状況にあるとともに、最近における国際連合の会議や主要国首脳会議等においても組織犯罪対策が最も重要な課題の一つとして継続的に取り上げられ、国際的にも協調した対応が求められているところは皆さん御承知のとおりであります。

組織犯罪対策三法は、このような国内外の状況に的確に対処するために必要不可欠なものであります。陣内法務大臣は、これら三法の成立のために誠心誠意全力を尽くしてこられました。そして本日、先ほど三法が成立したのは、陣内法務大臣の御尽力に負うところが大きいものであります。

これら三法のうち、特に犯罪捜査のための通信傍受に関する法律につきましては、一部に誤解や曲解に基づくと思われる反対論もありましたが、

陣内法務大臣は、議員各位及び国民の皆様は御理解をいただけるよう努められ、粘り強く、誠意を持って対応されました。その結果、安全で安心のできる日本社会の再構築のためには不可欠なものとして国民の大方の御理解と御支持を得るに至ったと確信するものであります。

むしろ、責められるべきは、我が国における組織犯罪対策の重要性、緊急性を全く理解せず、そのために必要不可欠な法整備に対して反対のため反対を行い、国民が安心して暮らせる安全で平穏な社会をないがしろにするばかりか、十分な審議を尽くした上は多数決によって結論を得るという民主主義の基本的ルールに従おうとはせず、全く理不尽な問責決議案の提出まで行うという硬直的な野党の態度であります。

そして、陣内法務大臣には、組織犯罪対策三法の適正な執行を図るべく、引き続きその指導力を遺憾なく発揮していただくことが不可欠であると考えるところでありまして、陣内法務大臣こそ法務大臣の任に最もふさわしい人物であるということとをいささかも疑う余地のないところでござい

ます。

このように、称賛されこそすれ、何ら非難されないいわれない法務大臣に対する理不尽な、そして大変わかりにくい先ほどの問責決議案の趣旨、これは断固否決されるべきものである、このように確信をいたします。

陣内法務大臣が、今後とも、内外の期待に適切にこたえ、その高い見識と指導力を持って遺憾なく発揮されることを願い、ここに正義と良心を持って国民の負託にこたえようとする議員各位とともに、本問責決議案に断固反対するという意見

を表明いたしましたして、私の反対討論といたします。

ありがとうございます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 櫻井充君。

(櫻井充君登壇、拍手)

○櫻井充君 私は、民主党・新緑風会を代表いたしましたして、ただいま議題となりました陣内法務大臣の問責決議案に断固賛成の立場で討論いたします。

本日、組織犯罪対策三法、そして住民基本台帳法が、国民から信任されていない、ゆがんだ数々の力で成立いたしました。昨年の七月の参議院選挙で打倒自民党で戦ったはずの自由党、そして公明党がたった一年で与党にすり寄っていくのでは、民意が反映されるはずがありません。(拍手)

一年前、だれがこの自公の連立政権を予想したでしょうか。この会期末においての選挙の数々を見ると、今や間接民主主義の危機と言ってもいいのではないのでしょうか。

さて、誤解のないように申し上げますが、いわゆる盗聴法にて犯罪が取り締まることができ、かつプライバシーが守られるのであれば、私は盗聴法が必要であると考えています。しかし、今回の盗聴法では、プライバシーの保護も不十分であり、かつ議論を重ねているうちに犯罪の防止にはほとんど役に立たない法律であることが判明したため、私たちは執拗なまでの反対行動をとりました。私が陣内法務大臣の問責決議案に賛成する最大の理由は、この欠陥法案の所轄大臣だからであります。

これまで、この法案の欠点がいりいろ指摘されてまいりました。私は、特にインターネットを用いた通信には全くそぐわないと考えています。

例えば、通信傍受法十三条に、プライバシー保護のため、該当性判断のための傍受ができると定めてあります。これは、傍受すべき通信に該当するの判断するため、いわゆる試し聞きをするわけですから、確かに、一般の電話では該当性判断のための傍受は可能ですが、インターネットの場合、該当性判断の傍受は不可能です。この条文一つをとっても、この法律はいわゆる一般の電話を念頭に置いて作成されたものであるということがわかります。

委員会の議論の中で、現在の技術では携帯電話の盗聴は不可能であるということも判明しました。委員会での議論がされたか定かではありませんが、その他CATVを使ったインターネット通信は盗聴できないこともわかっています。CATVを使った通信は、固定料金制の上下価格なので、急速に普及してきています。その仕組みは、ユーザー全員が同軸ケーブルまたは光ファイバーで結ばれたLANに接続しているのと同じであって、そこには不特定多数の人の通信が混在しています。容疑者の通信を特定することは困難です。LANの回線を盗聴することができないのと同様に、CATVのユーザーの通信を盗聴することもできません。

また、アメリカでは盗聴法の拡大使用が問題になっていますが、政府はこの案では傍受令状を裁判所に請求しなければならぬので、拡大使用を防ぐことができるかと答弁しています。しかし、逆探知の場合には傍受令状の提示の必要はありません。電話の場合は逆探知の必要はそれほど多くないかもしれませんが、しかし、ホームページを盗聴する時にはそれがすべて逆探知になります。

ホームページにアクセスしてくる件数は、一般の電話の比ではありません。このすべてに傍受令状が不要ですから、拡大使用される可能性がります。

この他、数多くの問題が指摘されており、本来であればこの盗聴法の適用からインターネット通信を外すべきと考えています。

第二に、これまでの委員会審議での答弁や、テレビでの陣内法務大臣の発言を聞いていますと、この組織犯罪対策三法を十分に理解していないように思われるからです。

例えば、テレビに出演されたとき、この法案があればオウム事件を防げたと言っておりまして、その後には発言を取り消されております。また、七月六日の法務委員会において、私の質問に対して不十分な回答であったり、また、委員からの質問に対しては、ほとんど松尾局長が答弁されており、また、御自分で答弁されるときは官僚のつくった答弁書を読むことが多かったからです。七月六日の法務委員会において、私は次のようなことを質問しました。

電子メールを盗聴する際、プロバイダーのサーバーで行うわけですが、このサーバーのメールボックスに既にメールが蓄積されている場合には、押収差し押さえを用い、その後は通信傍受法案を用いて電子メールの盗聴を行います。押収した場合には刑事訴訟法百二十条の押収目録の交付が義務づけられています。しかし、この盗聴法には傍受記録を作成した場合にのみ通信の当事者に対する通知義務があるだけです。つまり、盗聴された電子メールの場合には必ずしも当事者に知らせる必要はないのです。刑事訴訟の証拠のために電子

メールをサーバーから持っていく場合、同じ刑事訴訟法の中の法律でこれだけ取り扱いが違うのです。すなわち、押収差し押さえの場合には当事者に必ず通知しなければならないが、通信傍受の場合には通知が不要であるということは法律上整合性がないのではないかとたまたしたところ、以下のように答弁されました。

その点について今まで刑事局長がする御説明しておるわけでございますが、私は刑事局長の説明でもって理解できるというふうに考えております。今、Eメールの問題、既にストックになっているものとかこれから流れていくというそのことについての細部をきわめようということでは、既におるわけでございまして、既に蓄えられたEメールについては手紙とか文書の通信の場合と同じでございますが、それが今流れてくる電話で聞いているのと同じような状態にあるEメールにつきましては、それを傍受したものを立会人が封印して裁判所に届けるわけでございまして、そのことはまた裁判所に対して不服申請等ができるように捜査の方から本人に通知するわけでございまして、そういう意味では均衡のとれた措置であると私は考えております。こういう答弁でございました。

この答弁からもわかるように、残念ながら私の質問の意味は全く理解されておらず、そしてこの法案の内容も十分に理解されていない、そういうふうな思われます。

第三の理由は、八月九日の法務委員会における強行採決の件です。このとき陣内法務大臣は委員会室におられ、事の始終を見ておられました。この成立しているとは思えない採決に対して、採決

は有効であり、法案が成立したと言っているからです。このときの状況はきのうから何回も同僚議員が申しておりますので詳細は避けませんが、あの採決で法案が可決されたと認める人には法務大臣の資格はないと思います。(拍手)

第四に、昨日の本会議中、円より子議員が演説している最中に、何と居眠りをしていたからです。今であれば一日二十四時間以上も会議を続けているわけですから居眠りするのもし方ないかも知れません。きのうはこれから決戦だということと、居眠りをしている議員など見かけませんでした。しかも、荒本法務委員長の解任決議案という重要な案件の審議中に、法務大臣ともあろう方が居眠りしているなど言語道断でございます。

それでは、なぜ中村前法務大臣と同様連任とは思えない大臣が誕生するのでしょうか。それは、小淵内閣総理大臣が誕生した場合と同様、派閥の順送りで大蔵省を決定する自民党のシステムそのものに問題があるのではないのでしょうか。

以上が、私が陣内法務大臣の問責決議案に賛成する理由であり、多くの方々に御賛同いただくことをお願い申し上げます、私の討論を終わります。

(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 緒方靖夫君。

(緒方靖夫君登壇、拍手)

○緒方靖夫君 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となりました陣内法務大臣問責決議案に対し、賛成の討論を行います。

賛成する第一の理由は、大臣が法務委員会強行採決の翌十日、記者会見で三法案について、国会で審議を尽くしたということで採決が行われたと述べたことであります。

審議を尽くした、これはとてもないことですけれども、大臣は何をもって採決が行われたと言ったのでしょうか。速記録に残されているのは、「鈴木君提出の動議に賛成の方の挙手を願います。(議場騒然、聴取不能) (委員長退席)」、これだけではありません。

陣内大臣は委員会の正面に陣取っておられました。そのときの様子はあなたもごらんになっていたはずで、私も現場で見えておりました。テレビを通じて国民も見えており、ほとんどの人々が、何事が起こったのか、混乱だけしかわからない、一方的に審議は打ち切られたと受け取ったのであります。国民だれもが採決があったなどと認めていないではありませんか。採決は存在しなかった。あると言ふならば、それは虚構が捏造以外にありません。真実は一つしかない。数の暴力でもこの真実を変えることはできません。

大臣はなぜ、採決が行われた、このように言われたのか。少なくとも、動議採決、三法案の採決をするならば数回の挙手が必要だったはずなのに、与党議員はたった一回の挙手、これしかやっていないじゃありませんか。それに対して、事実を大臣はみずからの目で見ておきながら、行政府の所管責任者であるあなたが、このように、立法院の問題について事実を反するそうした立ち入った発言をしたことは、実に重大と言わなければなりません。

また、質疑を野党議員の発言の最中に打ち切ったことにも見られるように、また審議の中で、携帯、PHSなどの通信傍受は技術的にも問題が多く、法案のずさんさが浮き彫りとなり、審議を尽くしたなどと到底言えないことも明らかではありませんか。

大臣、あなたは六月十五日、私の事件で真相究明を求める運動をしてきた地元町田市民の代表に對して、徹底した慎重審議を進めると約束されました。あなたの態度は、みずからの約束をほごにし、国民を欺くものではありませんか。

第二の理由は、法案審議に当たった姿勢と言論に見えぬことであるからであります。

陣内大臣は、この法案が参議院で審議されている時期にテレビに出演し、オウム真理教による坂本堤弁護士一家殺害事件を利用して、坂本一家殺人事件はこの法律ができれば防げた、通信傍受法成立に向けたキャンペーンの一翼を担う役割を果たしたのであります。この発言は、真実とも相違し、国民の理解を誤らせるものであり、盗聴法案の提出責任者としての資格のみならず、その重い責任が問われるものであります。

盗聴法案といえども、これから行われる組織的殺人の準備行為などを対象に盗聴することは、本来の法の建前からできないことになっているのであります。そして、坂本事件について言うならば、我が党や関係者などが、これは単なる失踪事件ではない、オウムが関与した重大な事件の可能性がある、厳正に捜査すべきだということを言ったのに対して、警察庁は、事もあるに単なる失踪事件だとして、いろいろとこれから検討してまいりますとこの国会で答えたではありませんか。

今になってみれば、オウムの犯行であることが明らかになっているのでありますけれども、警察の初動捜査の決定的な立ちおくれという問題の反省を抜きにして、通信傍受ができたなどと言うことは、まさに人を欺くものであることを厳しく指摘しなければなりません。(拍手)

私は、坂本堤さんとは一緒に憲法劇「がんばれ日本国憲法」に出演したり、その活動をよく知っております。その関係でこの捜索活動とともにしてまいりました。そのときに神奈川県警の幹部はこんな暴言を吐きました。我々に対して、坂本一家は失踪だ、拉致ではない、そのうち坂本らが出てきたら、君ら大恥をかかぞ、これが皆さん、警察の態度でありました。まさに捜査をサポートしてまいりました。また、坂本堤さんのアパートからオウムのバグジ、プルシャが発見されたことも無視してまいりました。ある警察庁幹部OBは、警察本来の捜査であれば、事件が発覚した時点で警察はオウムを強制捜査すべきだったと述べております。

こうした警察本来の捜査が行われていれば、松本サリン事件も起こらなかった、地下鉄サリン事件もなかった、あれだけ多数の死傷者を出さずに済んだではありませんか。警察の捜査のミスをおぼろげに上げて、盗聴法があれば坂本事件は防げたなどと言うのは、とてもない虚構であります。それにもかかわらず、こうした程度のことを認識できない陣内大臣に法務大臣の資格はない、このことは明白ではありませんか。(拍手)

第三の理由は、私が日本共産党の国際部長であった時期に、東京町田にある私の家に対する警察による電話盗聴事件についての大臣の認識の問題であります。

この事件について大臣は、神奈川県警に所属する警察官一名が緒方議員宅の電話の通信内容を盗聴しようとした、そう答え、同時に、これは未遂に終わった、このように答弁されました。法務委員会が我が党の橋本議員がこれを厳しく追及したことに對して、大臣は、盗聴しようとした、未遂

であるというふうには私どもは認定せざるを得なかった、したという事実は見つからなかったという事でございまして、言い張りました。

大臣、本当に私の事件は未遂なのですか。これは実に重大です。被告・国は、上告せずに東京高裁の判決を確定いたしました。法務大臣ともあるものが確定した判決を尊重しないというのは、一体どういうことですか。重く受けとめるという姿勢はみじんも見せなかったではありませんか。

我が党と私は、政治活動の自由とプライバシーを侵害されたこの事件の被害者であり、また十三年間この事件の真相追求のために闘ってきた者として、また国民の一人として大臣のこうした言葉を見通すことはできません。

高裁判決は、私の自宅の近くに警察などが借りたアパートで、昭和六十一年十一月から昭和六十一年十二月十四日ごろまでの間に開始され、その後、同年十一月二十七日まで盗聴が行われたものであつて、もしも同日これが発覚しなければ、さらに継続して行われていた、このように述べております。少なくとも九月月間は既遂である、これが裁判所の判断であります。

また、検察庁が関係警察官を二度にわたって不起訴にした、この責任も重大であります。

大臣には、検察の立場に固執して真実に迫ろうとする姿勢がないばかりか、法の適正な執行から逸脱する警察の姿勢を正す、そうした努力もなく、警察権力の暴走を食いとめる検察に対する国民の信頼も低下させているではありませんか。

最後に、大臣、あなたのもので強行された民主主義と人権を抑圧する希代の悪法は必ずや歴史の審判を受けるだろう、このことを述べ、賛成討論いたします。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 大脇雅子君。

(大脇雅子君登壇、拍手)

○大脇雅子君 私は、社会民主党・護憲連合を代表して、陣内孝雄法務大臣の問責決議案に賛成の討論をいたします。

まず、去る八月九日法務委員会において、同業の弁護士である荒木清寛委員長が、法を守るべき高度の遵守義務を負うべき立場にありながら強行した採決なき強行採決の暴挙は、まさに議会制民主主義の否定であり、国権の最高機関である国会であつてはならないことであつたということをここに強く抗議を表明するものです。

そもそも、このような法案審議のやり方がなぜあらわれたのか。それは、余にも問題の多い組織犯罪対策関連三法案、とりわけ通信傍受に関する法律案、いわゆる盗聴法案の成立を推進した法務大臣の責任にも負うところが大きいことを申し上げねばなりません。

法案の具体的な欠陥については既に多くの方々が触れておられるので、私はここで触れることはいたしません。

この審議に当たって、私はかつて学生時代に読んだイギリスの作家、ジョージ・オーウェルが一九四九年に描いた「一九八四年」という小説を思い出します。全体主義に近い将来世界を支配しかねないと予測したオーウェルが、その危機を警告するために書いた逆ユートピアの物語です。行政は四分五裂、平和省は戦争を、愛省は思想取り締まりを、豊満省は窮乏を、真実省は宣伝を計画遂行し、それらを党が統括しています。生活は厳しく統制され、夜も昼も監視されていて、個人的思考や感情は一切許されません。その中で主人公は、

でっち上げられない過去を知ろうとし、恋愛もします。人間的に生きようとする二人は捕らえられ、生けるしかばねに交えられます。そのときの必要に応じて事実を歪曲、捏造し、個人生活を破壊し、人間性を踏みしめる全体主義、自由、平等、真実、愛などの人間的な価値を押し殺していく国家主義の悪が浮き彫りにされ、陰惨、恐怖的な未来の風景が描かれています。

今、犯罪組織関連三法案の成立に当たり、かつて、だれかに見張られていて当人がこれを知らないという不気味な社会が到来するかもしれないという予見に私は身震いしたことを思い出します。そこでは人間の信頼関係が破壊され、市民社会はずたずたに断ち切られます。このようなテクノファシズムとも言ふべき盗聴社会が今、私たちの社会で現実になりつつあるとされているのです。本法案成立を強行した人は、そのような社会の到来に積極的な手をかす人々であります。

我が党の安保展人衆議院議員がテレビ朝日記者との会話を盗聴された後、これが新聞報道されますと、安保議員に対する親和的な電話は激減しました。議員活動を抑圧する盗聴の効果を現実に示しております。

この法案が国会を通過した今、日本の法治の形がどのようなものになるのでしょうか。

まず第一は、令状主義の理念と実務の変質です。

我が国では令状主義により、官憲の捏造によって引き起こされる市民への権利に対する侵害を防止しています。我が国の令状、逮捕状、勾留状、勾引状の却下率は低い状況にあります。しかも、それが今回の立法で補足性の原則に立つことな

く、将来の犯罪までを射程距離に入れ、かつ別件傍受までも認めるというのですから、さらなる制度の緩み、乱用を許すことになりましょう。

この点について、法務大臣は本当に日本の将来を危惧しておられるのでしょうか。

第二は、人権の危機であります。

二十一世紀は人権の世紀と言われています。人権なくしては私たちの日々の生活を安心して営むことができないことは明らかです。人権は外からつけ加わる衣ではなく、生きた人間の背骨であり、プライバシーは私生活と内在的な自由の感覚にはかなりません。二十一世紀の法治国の大臣の高い志であるべきものです。そうではありませんか。警察権力が異常に肥大化していく社会は、私たちの国のあるべき形でしょうか。無罪推定が遠い他国のおとぎ話ではなく、犯罪におけるデュープロセス、適正手続こそ国民が命がけで守るべき私たちの国の人権立国としての品格にほかなりません。

我が国の同質的社会が生きていくのは、プライバシー権を侵害されることによる苦痛への痛覚が、近代社会としては余りにも鈍いところに原因があります。今急務なのは、プライバシー保護法の制定であります。

陣内法務大臣は、我が国の法治の形をどのような考えておられるのでしょうか。

第三に、民主主義の危機であります。生産と交通が心なきテクノロジによって支配され、管理され、人々の自由と自立性が崩壊することです。そこには真の民主主義の死骸があるのみです。国家がすべての人間を潜在的な犯罪者とみなす社会では、実際に監視が行われていなくとも、監視さ

れているのではないかというおそれが人々を萎縮させ、自制させる効果を持つからです。市民活動や労働運動への影響も大きなものがあります。

組織的犯罪防止という、いかにも正しい言説をもって人々を脅迫する法案を提出し、日本の法治の形を変容させる危険に全く無神経な陣内孝雄法務大臣の行為には重大な疑義があります。

法務大臣は、テレビで、オウム関連の坂本事件が盗聴法があれば防げたと言言し、その後撤回されました。何を根拠にこのようなあいまいで非科学的な発言をなさるのでしょうか。法律学は確かに予見の科学と言われますが、それは厳密な実証と経験の上に立つ科学的なものでなければなりません。法の執行をあずかる大臣の言辭としては余りに軽率のそりを免れません。

一九九〇年から一九九一年のいわゆるバブル崩壊以降、我が国の社会では、目に見えないが、しかし現実にある種の息苦しさや閉塞感が増大しています。それに皆様はお気づきでしょうか。栄華を極めた高度資本主義イコール高度消費社会システムが九〇年の初めに失速し、それまで後ろにのいていた歴史的・伝統的システムや、同質の強要による抑圧感が息苦しさとしてあらわれているからではないでしょうか。盗聴法はこの抑圧性と管理の道を舗装するローラーの役割を果たすと思います。

このような法案を推進される陣内法務大臣を問責される趣旨に私は賛成をするものであります。加えて、中村前法相の専横が組織として直ったのか綱紀が向上したのか、その保証は何も見えておりません。加えて、趣旨説明のすべての件につ

いて賛意をあらわし、社会民主党が法務大臣の問責決議に賛成する理由と私の討論を終えさせていただきます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これにて討論は終局いたしました。

足立良平君外八十九名より、表決は記名投票をもって行われたいとの要求が提出されておりま

す。現在の出席議員の五分の一以上に達しているものと認めます。

よって、表決は記名投票をもって行います。本決議案に賛成の諸君は青色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(斎藤十朗君) 投票漏れはございませんか。投票箱閉鎖

は、投票箱閉鎖は、と認めます。投票箱閉鎖

は、投票箱閉鎖は、と認めます。投票箱閉鎖

は、投票箱閉鎖は、と認めます。投票箱閉鎖

は、投票箱閉鎖は、と認めます。投票箱閉鎖

は、投票箱閉鎖は、と認めます。投票箱閉鎖

は、投票箱閉鎖は、と認めます。投票箱閉鎖

は、投票箱閉鎖は、と認めます。投票箱閉鎖

は、投票箱閉鎖は、と認めます。投票箱閉鎖

は、投票箱閉鎖は、と認めます。投票箱閉鎖

は、投票箱閉鎖は、と認めます。投票箱閉鎖

は、投票箱閉鎖は、と認めます。投票箱閉鎖

は、投票箱閉鎖は、と認めます。投票箱閉鎖

は、投票箱閉鎖は、と認めます。投票箱閉鎖

は、投票箱閉鎖は、と認めます。投票箱閉鎖

白色票 九十一票
青色票 百三十七票
よって、本決議案は否決されました。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 本日はこれにて散会いたします。

午後九時三十三分散会

出席者は左のとおり。

議長 斎藤 十朗君
副議長 菅野 久光君

議員
弘友 和夫君 魚住裕一郎君
鶴保 庸介君 世耕 弘成君
岩本 莊太郎君 渡辺 孝男君
福本 潤一君 入澤 肇君
岩瀬 良三君 木村 仁君
山崎 力君 山本 保君
沢たまき君 大森 礼子君
阿曾田 清君 亀井 郁夫君
水野 誠一君 加藤 修一君
高野 博師君 松 あきら君
益田 洋介君 高橋 令則君
月原 茂昭君 奥村 展三君
曾川 健二君 海野 義孝君
但馬 久美君 山下 栄一君
荒木 清寛君 平野 貞夫君
戸田 邦司君 松岡清壽男君
堂本 曉子君 日笠 勝之君

風間 純君 木庭健太郎君
森本 晃司君 田村 秀昭君
泉 信也君 椎名 素夫君
田名部匡吉君 浜田卓二郎君
統 訓弘君 浜四津敏子君
白浜 一良君 鶴岡 洋君
渡辺 秀央君 星野 明市君
扇 千景君 脇 雅史君
山下 善彦君 北岡 秀二君
武見 敬三君 中島 真人君
岸 宏一君 久野 恒一君
佐藤 昭郎君 斎藤 滋宣君
中川 義雄君 佐々木知子君
加納 時男君 岩城 光英君
阿南 一成君 市川 一朗君
岩永 浩美君 鈴木 政二君
国井 正幸君 田浦 直君
田村 公平君 常田 享詳君
山本 一太君 長峯 基君
岩井 國臣君 上野 公成君
末広まき君 釜本 邦茂君
景山俊太郎君 海老原義彦君
依田 智治君 薄手 顯正君
佐藤 泰三君 西田 吉宏君
鎌田 要人君 須藤良太郎君
田中 直紀君 若林 正俊君
成瀬 守重君 石渡 清元君
岡野 裕君 上杉 光弘君
有馬 朗人君 真鍋 賢二君
陣内 孝雄君 井上 吉夫君
尾辻 秀久君 吉川 芳男君
坂野 重信君 中曾根弘文君

青木 幹雄君	龜谷 博昭君
保坂 三蔵君	小山 孝雄君
阿部 正俊君	谷川 秀善君
仲道 俊哉君	日出 英輔君
森下 博之君	森田 次夫君
森山 裕君	山内 俊夫君
三浦 一水君	水島 裕君
大野つや子君	中原 爽君
平田 耕一君	林 芳正君
金田 勝年君	松村 龍二君
鈴木 正孝君	塩崎 恭久君
橋本 聖子君	長谷川道郎君
馳 浩君	畑 恵君
大島 慶久君	岡 利定君
太田 豊秋君	加藤 紀文君
吉村剛太郎君	山崎 正昭君
矢野 哲朗君	服部三男雄君
片山虎之助君	鴻池 祥肇君
松谷蒼一郎君	清水嘉子君
狩野 安君	河本 英典君
野間 赴君	南野知恵子君
村上 正邦君	石井 道子君
竹山 裕君	野沢 太三君
久世 公堯君	鹿熊 安正君
中村 敦夫君	木俣 佳文君
浅尾慶一郎君	内藤 正光君
福山 哲郎君	櫻井 充君
郡司 彰君	佐藤 雄平君
小宮山洋子君	谷林 正昭君
小川 敏夫君	藤井 俊男君
高嶋 良充君	本田 良一君
松崎 俊久君	齋藤 勁君

平田 健二君	朝日 俊弘君
和田 洋子君	前川 忠夫君
伊藤 基隆君	小山 峰男君
小林 元君	石田 美栄君
直嶋 正行君	峰崎 直樹君
江本 孟紀君	堀 利和君
今井 澄君	長谷川 清君
川橋 幸子君	佐藤 泰介君
興石 東君	寺崎 昭久君
今泉 昭君	薬科 満治君
岡崎トミ子君	笹野 貞子君
松田 岩夫君	山下八洲夫君
江田 五月君	千葉 景子君
北澤 俊美君	角田 義一君
足立 良平君	本岡 昭次君
久保 亘君	吉田 之久君
西川きよし君	小池 晃君
宮本 岳志君	福島 瑞穂君
海野 徹君	島袋 宗康君
畑野 君枝君	小泉 親司君
照屋 寛徳君	大脇 雅子君
小川 勝也君	石井 一二君
八田ひろ子君	富樫 練三君
旦下部代子君	谷本 鶴君
円より子君	佐藤 道夫君
大沢 辰美君	井上 美代君
阿部 幸代君	須藤美也子君
清水 澄子君	三重野栄子君
柳田 稔君	篠瀬 進君
岩佐 恵美君	林 紀子君
西山登紀子君	緒方 靖夫君
大淵 絹子君	竹村 泰子君

勝木 健司君	池田 幹幸君
笠井 亮君	吉川 春子君
山下 芳生君	淵上 貞雄君
山本 正和君	松前 達郎君
広中和歌子君	吉岡 吉典君
市田 忠義君	筆坂 秀世君
橋本 敦君	立木 洋君
田 英夫君	村沢 牧君
梶原 敬義君	
内閣総理大臣	小淵 恵三君
法務大臣	陣内 孝雄君
自治大臣	野田 毅君

議長の報告事項
昨十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員	補欠
岩井 國臣君	青木 幹雄君
財政・金融委員	補欠
青木 幹雄君	岩井 國臣君
決算委員	補欠
益田 洋介君	但馬 久美君
議院運営委員	補欠
但馬 久美君	益田 洋介君

同日議員から委員会審査省略要求書を付して次の議案が提出された。

内閣総理大臣小淵恵三君問責決議案(本岡昭次君外四名発議)

議院運営委員長岡野裕君解任決議案(薬科満治君外四名発議)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

国立国会図書館法の一部を改正する法律案(鳩山由紀夫君外二名提出)(衆第三八号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

入国管理局の収容施設の収容者に関する再質問主意書(福島瑞穂君提出)

豊橋市岩西地区における土地地区画整理事業に関する質問主意書(木俣佳文君提出)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

ライト・レール・トランジットの国内普及に関する質問主意書(櫻井充君提出)

同日議員から次の懲罰動議が提出された。

議員鈴木正孝君を懲罰に付するの動議(千葉景子君外三名提出)

同日人事院総裁から、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律等の規定に基づく一般職の職員の給与についての報告、給与の改定についての勧告及び公務運営の改善についての報告を受領した。

本日議員から委員会審査省略要求書を付して次の議案が提出された。

議長不信任決議案(本岡昭次君外六名発議)

法務大臣陣内孝雄君問責決議案(篠瀬進君外四名発議)

大蔵大臣宮澤喜一君問責決議案(広中和歌子君外三名発議)

内閣官房長官野中広務君問責決議案(柳田稔君外三名発議)

通商産業大臣与謝野馨君問責決議案(平田健二君外三名発議)
厚生大臣宮下創平君問責決議案(今井澄君外三名発議)
文部大臣有馬朗人君問責決議案(石田美栄君外三名発議)
自治大臣野田毅君問責決議案(山下八洲夫君外五名発議)

内閣総理大臣小淵恵三君問責決議案
右の議案を發議する。

平成十一年八月十一日

發議者

本岡 昭次 北澤 俊美
筆坂 秀世 山下 芳生
梶原 敬義

賛成者

足立 良平 浅尾慶一郎
朝日 俊弘 伊藤 基隆
石田 美栄 今井 澄
今泉 昭 海野 徹
江田 五月 江本 孟紀
小川 勝也 小川 敏夫
岡崎トミ子 勝木 健司
川橋 幸子 木俣 佳文
久保 亘 郡司 彰
小林 元 小宮山洋子
小山 峰男 興石 東
佐藤 泰介 佐藤 雄平
齋藤 勤 櫻井 充
笹野 貞子 高嶋 良充

参議院議長 斎藤 十朗殿

竹村 泰子 谷林 正昭
千葉 景子 角田 義一
寺崎 昭久 内藤 正光
直嶋 正行 長谷川 清
平田 健二 広中和歌子
福田 哲郎 藤井 俊男
堀 利和 本田 良一
前川 忠夫 松崎 俊久
松前 達郎 円 より子
峰崎 直樹 築瀬 進
柳田 稔 山下八洲夫
吉田 之久 和田 洋子
美科 滿治 阿部 幸代
井上 美代 池田 幹幸
市田 忠義 岩佐 惠美
緒方 靖夫 大沢 辰美
笠井 亮 小池 晃
小泉 親司 須藤美也子
立木 洋 富樫 練三
西山登紀子 橋本 敦
畑野 君枝 八田ひろ子
林 紀子 宮本 岳志
吉岡 吉典 吉川 春子
大淵 絹子 大脇 雅子
菅野 壽 日下部徳代子
清水 澄子 谷本 巍
照屋 寛徳 田 英夫
福島 瑞穂 村沢 牧
三重野栄子
山本 正和

内閣総理大臣小淵恵三君問責決議
本院は、内閣総理大臣小淵恵三君を問責する。
右決議する。

理 由

小淵内閣総理大臣は昨年八月の所信表明で「一両年のうちに我が国経済を回復軌道に乗せるよう、内閣の命運をかけて全力を尽くす」と表明した。同年十一月には二十三兆円にのぼる景気対策を実施し、今年度予算には九兆四千億円の公共事業費を盛り込んだが、経済の現状は堺屋経企庁長官が「夜明け前のほの明るさが見えているが、明けたら大雨ということもあり得る」と述べる状態で、依然として楽観できる状況にない。それどころか雇用問題は一段と深刻化し、失業者数、失業率は橋本前内閣の上半期と比べいずれも大幅に増加しており、民間企業にはリストラの嵐が吹き荒れ、国民の間には将来への不安と現状に対する閉塞感、無力感が急速に広がっており、日本全体を覆いつくしている。失業者数は今年の六月が三十二万人で昨年に比べ、五十八万人増え、完全失業率は昨年が四・〇％であったものが、今年は四・九％に上昇している。特に非自発的失業者の増加はこれが前向きな雇用の流動化ではないことを示しており、失業によって日本社会の中心を担い、家庭の大黒柱である中高年層に深刻なダメージを与え、その影響は自殺者の増加や家庭の崩壊となつて現われ、深刻な社会問題にまで発展している。また、実施予定である介護保険制度について、閣僚の中でも選挙目当ての先送り意見があるなど、少子・高齢化が進む中で医療・年金・福祉の将来像が全く示されていないことも国民の大きな不安要因となっている。

また小淵総理は、このような不況に明確な対策をしないばかりか、昨年末以来、政党間の数合わせに奔走し、「自自連立政権」を発足させ、さらに今国会中には、「自自公政権」へと発展させるべく、政策の一致もないまま、事実上の与党体制を確立して各種重要法案成立の梃子とした。昨年の第一四二回国会に提出され、問題法案として継続審議となつていた、いわゆる「盗聴法案」や「住民基本台帳法の一部改正案」など、国民の権利やプライバシーを侵害する法案であるとの懸念も一顧だにせず、圧倒的な数の論理で衆・参両院で強行可決、成立させようとしているのがその結果である。

さらに提出するしないでも散々逡巡した挙げ句、会期末直前に提出し、可決・成立させた国旗・国歌法案。産業再生に名を借りた「リストラ法案」産業活力再生特別措置法案の可決・成立など、いずれも成立は延長国会会期末であり、会期を五十七日間も大幅に延長した挙げ句のことである。国民の疑念や不安を全く払拭することなく数の力で押し切る、これまでの政権になかった危険な体質を小淵政権は顕在化させている。

さらに加えて小淵内閣の無責任さまた際立っている。昨年の第一四三回臨時国会における「金融再生関連法案」の審議に際し、野党案を丸呑みして同関連法案を成立させた後、公党間の約束として文書で確認した「財政と金融の完全分離」の実施を今国会に至って物の見事に反古にした。さらには決して破綻しないと偽って両行合わせて二三百六億円の公的資金を投入した日本長期信用銀行や日本債券信用銀行など金融機関の相次ぐ破綻。加えて日本債券信用銀行には日銀による八〇〇億円の出資金もある。国民の血税を湯水のごと

金融機関の救済に投入しながら、それに失敗しても政治家や行政の責任はまったく問われない。このような中で、従来の公共事業中心のバラ撒き補正予算を編成して赤字国債を乱発して財政赤字を拡大させ、今年度末には公債発行残高は三〇〇兆円をはるかに超える見込みとなるなど、長期金利の上昇を招き、不況で苦しむ企業を更に苦しめ、後の世代に一段と重いツケを残すことになるが、一体誰が責任を取るのか。小淵内閣はひたすら現状を糊塗し、ツケを後世に回す驚くべき無責任内閣である。

また憲法第二十一条で規定された通信の秘密を侵し、国民の基本的人権・プライバシーを制限する重大な違憲立法である通信傍受法をはじめとする組織犯罪対策三法や国民一人一人に番号をつけ管理する国民総背番号制につながる住民基本台帳法改正などの成立を強引に押し進め、内閣の中から「組織対策三法があれば、一連のオウム真理教事件を未然に防げた」「現在の薬物犯罪の蔓延は通信傍受法がないためである」等、全く根拠のない流言を拡め、あたかも緊急な法制化の必要性があるかのように情報操作を行うなど、通信傍受法成立の為にはいかなる行為も辞さないという姿勢も明白である。これらの法案の強行と衆議院予算委員会で行われた野中官房長官の「あなたについて申し上げることがたくさんある」という恫喝とも取れる発言とを重ね合わせると、極めて危険な管理国家が生まれようとしている危惧さえ感じるのである。国民はまさにこのような小淵内閣の姿勢に窒息しそうな息苦しさを感じ、国家による主権者たる国民の権利侵害、管理強化に強い疑念を抱いている。

ここに本院が小淵内閣總理大臣を問責することにより、国民を閉塞感・不安感から解放し、国民に明日への希望と活力を生みだし、世界における日本の信用回復と国民の政治への信頼を回復する唯一の道であると判断するに至ったものである。これが本決議案を提出する理由である。

議長不信任決議案
右の議案を決議する。

平成十一年八月十二日

賛成者

本岡 昭次	角田 義一
江田 五月	橋本 敦
山下 芳生	梶原 敬義
山本 正和	
賛成者	
足立 良平	浅尾慶一郎
朝日 俊弘	伊藤 基隆
石田 美栄	今井 澄
今泉 昭	海野 徹
江本 孟紀	小川 勝也
小川 敏夫	岡崎トミ子
勝木 健司	川橋 幸子
木俣 佳丈	北澤 俊美
久保 亘	郡司 彰
小林 元	小宮山洋子
小山 峰男	奥石 東
佐藤 泰介	佐藤 雄平
齊藤 勤	櫻井 充
笹野 貞子	高嶋 良充
竹村 泰子	谷林 正昭
千葉 景子	寺崎 昭久

内藤 正光	直嶋 正行
長谷川 清	平田 健二
広中和歌子	福山 哲郎
藤井 俊男	堀 利和
本田 良一	前川 忠夫
松崎 俊久	松前 達郎
円より子	峰崎 直樹
築瀬 進	柳田 稔
山下八洲夫	吉田 之久
和田 洋子	薬科 満治
阿部 幸代	井上 美代
池田 幹幸	市田 忠義
岩佐 恵美	緒方 靖夫
大沢 辰美	笠井 亮
小池 晃	小泉 親司
須藤美也子	立木 洋
富樫 練三	西山登紀子
畑野 君枝	八田ひろ子
林 紀子	筆坂 秀世
宮本 岳志	吉岡 吉典
吉川 春子	大淵 絹子
大脇 雅子	菅野 壽
日下部禮代子	清水 澄子
谷本 巍	照屋 寛徳
田 英夫	福島 瑞穂
淵上 貞雄	三重野栄子
村沢 牧	
参議院議長 斎藤 十朗殿	

議長不信任決議

本院は、議長斎藤十朗君を信任しない。
右決議する。

理由

斎藤十朗議長は、八月十二日未明、法務委員長荒木清寛君解任決議案並びに自民党提出の発言時間・討論時間等を制限するの動議の投票に際し、未だ多数の議員が投票の意志を示しているにもかかわらず、議長の議事整理権と称して強行に投票行動を制限し、不当にも採決を途中で打ち切った。この本会議は、法務委員会が荒木委員長が採決したと主張する盗聴法と言うべき組織犯罪対策三法案をも議題とするものであり、断じて認められるものではない。また組織犯罪対策三法案の委員会採決は質疑打ち切り動議さえ採決されておらず、ましてや法案を採決する行為は行われていない。また本案が本会議の議題となるに際しても、議運理事会で与野党協議がまとまらない中で、議長職権によって会議の開会を強行決定した。かかる斎藤議長らの行為は、まさに与野党の党利党略に加担する行為であり、本院の権威を失墜させるもので、この責任は極めて重大である。我々は、このような不正な議長は信任することができない。これが不信任決議案を提出する理由である。

審査報告書

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

平成十一年八月九日

参議院議長 斎藤 十朗殿
法務委員長 荒木 清寛

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における組織的な犯罪の実情及び犯罪収益の運用等の状況並びにこれらの処罰及び規制に関する国際的な動向にかんがみ、組織的に行われた殺人等の行為に対する処罰を強化し、犯罪収益の隠匿及び收受並びにこれを用いた法人等の事業経営の支配を目的とする行為を処罰するとともに、犯罪収益に係る没収及び追徴の特例並びに疑わしい取引の届出等について定めようとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案(第四百十二回国会内閣提出、本院継続審査)

右の内閣提出案は本院において修正議決した。よってこれを送付する。

平成十一年六月一日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

(小字及び一は衆議院修正)

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の没

収等(第三条・第十七条)

第三章 没収に関する手続等の特例(第十八条・第二十一条)

第四章 保全手続

第一節 没収保全(第二十二條・第四十一條)

第二節 追徴保全(第四十二條・第四十九條)

第三節 雑則(第五十條・第五十三條)

第五章 疑わしい取引の届出(第五十四條・第五十八條)

第六章 没収及び追徴の裁判の執行及び保全についての国際共助手続等(第五十九條・第七十四條)

第七章 雑則(第七十五條・第七十六條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、組織的な犯罪が平穩かつ健全な社会生活を著しく害し、及び犯罪による収益がこの種の犯罪を助長するとともに、これを用いた事業活動への干渉が健全な経済活動に重大な悪影響を与えることにかんがみ、組織的に行われた殺人等の行為に対する処罰を強化し、犯罪による収益の隠匿及び收受並びにこれを用いた法人等の事業経営の支配を目的とする行為を処罰するとともに、犯罪による収益に係る没収及び追徴の特例並びに疑わしい取引の届出等について定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「団体」とは、共同の目的を有する多数人の継続的結合体であつて、その目的又は意思を実現する行為の全部又は一部が組織(指揮命令に基づき、あらかじめ定めら

れた任務の分担に従つて構成員が一体として行動する人の結合体をいう。以下同じ。)により反復して行われるものをいう。

2 この法律において「犯罪収益」とは、次に掲げる財産をいう。

一 財産上の不正な利益を得る目的で犯した別表に掲げる罪の犯罪行為(日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。)により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産

二 次に掲げる罪の犯罪行為(日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばイ、ロ又はニに掲げる罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。)により提供された資金

イ 覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)第四十一条の十(覚せい剤原料の輸入等に係る資金等の提供等)の罪

ロ 売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)第十三条(資金等の提供)の罪

ハ 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第三十一条の十三(資金等の提供)の罪

ニ サリン等による人身被害の防止に関する法律(平成七年法律第七十八号)第七条(資金等の提供)の罪

三 不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第十條の二第二項の違反行為に係る同法第

十三條第三号(外国公務員等に対する不正の利益の供与等)の罪の犯罪行為(日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならば、当該罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。)により供与された財産

3 この法律において「犯罪収益に由来する財産」とは、犯罪収益の果実として得た財産、犯罪収益の対価として得た財産、これらの財産の対価として得た財産その他犯罪収益の保有又は処分に基づき得た財産をいう。

4 この法律において「犯罪収益等」とは、犯罪収益、犯罪収益に由来する財産又はこれらの財産とこれらの財産以外の財産とが混和した財産をいう。

5 この法律において「薬物犯罪収益」とは、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成三年法律第九十四号。以下「麻薬特例法」という。)第二条第三項に規定する薬物犯罪収益をいう。

6 この法律において「薬物犯罪収益に由来する財産」とは、麻薬特例法第二条第四項に規定する薬物犯罪収益に由来する財産をいう。

7 この法律において「薬物犯罪収益等」とは、麻薬特例法第二条第五項に規定する薬物犯罪収益等をいう。

第二章 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の没収等

(組織的な殺人等)

第三条 次の各号に掲げる罪に当たる行為が、団

体の活動(団体の意思決定に基づく行為であつて、その効果又はこれによる利益が当該団体に帰属するものをいう。以下同じ。)として、当該罪に当たる行為を実行するための組織により行われたときは、その罪を犯した者は、当該各号に定める刑に処する。

一 刑法明治四十年法律第四十五号(第八十六号第一項(常習賭博)の罪 五年以下の懲役
二 刑法第八十六号第二項(賭博場開張等図利)の罪 三年以上七年以下の懲役
三 刑法第九十九号(殺人)の罪 死刑又は無期若しくは五年以上の懲役

四 刑法第二百一十号(逮捕及び監禁)の罪 三年以上七年以下の懲役
五 刑法第二百一十三号第一項又は第二項(強要)の罪 五年以下の懲役

六 刑法第二百二十五号(二(身の代金目的略取等)の罪 無期又は五年以上の懲役
七 刑法第二百三十三号(信用毀損及び業務妨害)の罪 五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金

八 刑法第二百三十四号(威力業務妨害)の罪 五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金
九 刑法第二百四十六号(詐欺)の罪 一年以上の有期懲役

十 刑法第二百四十九号(恐喝)の罪 一年以上の有期懲役
十一 刑法第二百六十号前段(建造物等損壊)の罪 七年以下の懲役

十二 団体に不正権益(団体の威力に基づく一定の地域又は分野における支配力であつて、当該団体の構成員による犯罪その他の不正な行為によ

り当該団体又はその構成員が継続的に利益を得ることを容易にすべきものをいう。以下この項において同じ。)を得させ、又は団体の不正権益を維持し、若しくは拡大する目的で、前項各号(第一号、第二号及び第九号を除く。)に掲げる罪を犯した者も、同項と同様とする。

(未遂罪)
第四条 前条第一項第三号、第五号、第六号(刑法第二百二十五号の二第一項に係る部分に限る。)、第九号及び第十号に掲げる罪に係る前条の罪の未遂は、罰する。

第五条 第三号第一項第六号に掲げる罪に係る同条の罪を犯した者が、公訴が提起される前に、略取され又は誘拐された者を安全な場所に解放したときは、その刑を減軽する。

第六条 次の各号に掲げる罪で、これに当たる行為が、団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるものを犯す目的で、その予備をした者は、当該各号に定める刑に処する。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減軽し、又は免除する。

一 刑法第九十九号(殺人)の罪 五年以下の懲役
二 刑法第二百二十五号(営利目的等略取及び誘拐)の罪 官利の目的によるものに限る。)

三年以下の懲役
第三号第二項に規定する目的で、前項各号に掲げる罪の予備をした者も、同項と同様とする。

(組織的な犯罪に係る犯人蔵匿等)
第七条 禁錮以上の刑が定められている罪に当たる行為が、団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われた場合において、次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 その罪を犯した者を蔵匿し、又は隠避させた者
二 その罪に係る他人の刑事事件に関する証拠を隠滅し、偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しくは変造の証拠を使用した者

三 その罪に係る自己若しくは他人の刑事事件の捜査若しくは審判に必要な知識を有すると認められる者又はその親族に対し、当該事件に関して、正当な理由がないのに面会を強請し、又は強談威迫の行為をした者

禁錮以上の刑が定められている罪が第三号第二項に規定する目的で犯された場合において、前項各号のいずれかに該当する者も、同項と同様とする。

(団体に属する犯罪行為組成物件等の没収)
第八条 団体の構成員が罪(これに当たる行為が、当該団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われたもの、又は第三号第二項に規定する目的で行われたものに限る。)を犯した場合、又は当該罪を犯す目的でその予備罪(これに当たる行為が、当該団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われたもの、及び同項に規定する目的で行われたものを除く。)を犯した場合において、当該犯罪行為を組成し、又は当該犯罪行為の用に供し、若しくは供しようとした物が、当該団体に

属し、かつ、当該構成員が管理するものであるときは、刑法第十九条第二項本文の規定にかかわらず、その物が当該団体及び犯人以外の者に属しない場合に限り、これを没収することができる。ただし、当該団体において、当該物が当該犯罪行為を組成し、又は当該犯罪行為の用に供され、若しくは供されようとするものの防止に必要な措置を講じていたときは、この限りでない。

(不法収益等による法人等の事業経営の支配を目的とする行為)
第九条 第二号第一項若しくは第三号の犯罪収益若しくは薬物犯罪収益(麻薬特例法第二条第二項各号に掲げる罪の犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産に限る。第十三号第一項第三号及び同条第三項において同じ。)、これらの保有若しくは処分に基づき得た財産又はこれらの財産とこれらの財産以外の財産とが混和した財産(以下「不法収益等」という。)を用いることにより、法人等(法人又は法人でない団体若しくは財団をいう。以下この条において同じ。))の株主等(株主若しくは社員又は発起人その他の法人等の設立者を含む。以下同じ。))の地位を取得し、又は第三者に取得させた者が、当該法人等又はその子法人の事業経営を支配する目的で、その株主等の権限又は当該権限に基づく影響力を行使し、又は当該第三者に行使させて、次の各号のいずれかに該当する行為をしたときは、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 当該法人等又はその子法人の役員等(取締

り当該団体又はその構成員が継続的に利益を得ることを容易にすべきものをいう。以下この項において同じ。)を得させ、又は団体の不正権益を維持し、若しくは拡大する目的で、前項各号(第一号、第二号及び第九号を除く。)に掲げる罪を犯した者も、同項と同様とする。

役、理事、管理人その他いかなる名称を有するものであるかを問はず、法人等の経営を行う役職にある者をいう。以下この条において同じ。若しくは選任し、若しくは解任させ、解任し、若しくは解任させ、又は辞任させること。

二 当該法人等又はその子法人を代表すべき役員等の地位を変更させること(前号に該当するものを除く)。

2 不法収益等を用いることにより、法人等に対する債権を取得し、又は第三者に取得させた者が、当該法人等又はその子法人の事業経営を支配する目的で、当該債権の取得又は行使に關し、次の各号のいずれかに該当する行為をしたときも、前項と同様とする。不法収益等を用いることにより、法人等に対する債権を取得し、又は第三者に取得させた者が、当該法人等又はその子法人の事業経営を支配する目的で、当該債権の取得又は行使に關し、これらの各号のいずれかに該当する行為をした場合において、当該債権を取得し、又は第三者に取得させたときも、同様とする。

一 当該法人等又はその子法人の役員等を選任させ、若しくは解任させ、又は辞任させること。

二 当該法人等又はその子法人を代表すべき役員等の地位を変更させること(前号に該当するものを除く)。

3 不法収益等を用いることにより、法人等の株主等に対する債権を取得し、又は第三者に取得させた者が、当該法人等又はその子法人の事業経営を支配する目的で、当該債権の取得又は行使に關し、これらの各号のいずれかに該当する行為をした場合において、当該債権を取得し、又は第三者に取得させたときも、同様とする。

一 当該法人等又はその子法人の役員等を選任させ、若しくは解任させ、又は辞任させること。

二 当該法人等又はその子法人を代表すべき役員等の地位を変更させること(前号に該当するものを除く)。

3 不法収益等を用いることにより、法人等の株主等に対する債権を取得し、又は第三者に取得させた者が、当該法人等又はその子法人の事業経営を支配する目的で、当該債権の取得又は行使に關し、これらの各号のいずれかに該当する行為をした場合において、当該債権を取得し、又は第三者に取得させたときも、同様とする。

使に關し、当該株主等にその権限又は当該権限に基づく影響力を行使させて、前項各号のいずれかに該当する行為をしたときも、第一項と同様とする。不法収益等を用いることにより、法人等の株主等に対する債権を取得しようとし、又は第三者に取得させようとする者が、当該法人等又はその子法人の事業経営を支配する目的で、当該債権の取得又は行使に關し、当該株主等に対する権限又は当該権限に基づく影響力を行使させて、これらの各号のいずれかに該当する行為をした場合において、当該債権を取得し、又は第三者に取得させたときも、同様とする。

4 この条において「子法人」とは、一の法人等が発行済株式(議決権のあるものに限る。以下この項において同じ)の総数又は出資の総額の百分の五十を超える数又は額の株式(議決権のあるものに限る。以下この項において同じ)又は持分を所有する法人をいい、一の法人等及びその子法人又は一の法人等の子法人が発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える数又は額の株式又は持分を所有する法人は、当該法人等の子法人とみなす。

(犯罪収益等隠匿)

第十条 犯罪収益等の取得若しくは処分につき事実を偽装し、又は犯罪収益等を隠匿した者は、五年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。犯罪収益の発生原因につき事実を偽装した者も、同様とする。

2 前項の罪の未遂は、罰する。

3 第一項の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(犯罪収益等收受)

第十一条 情を知って、犯罪収益等を收受した者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、法令上の義務の履行として提供されたものを收受した者又は契約(債権者において相当の財産上の利益を提供すべきものに限る)の時に当該契約に係る債務の履行が犯罪収益等によって行われることの情を知らないでした当該契約に係る債務の履行として提供されたものを收受した者は、この限りでない。

(国外犯)

第十二条 第九条第一項から第三項まで及び前二条の罪は、刑法第三三條の例に従う。

第十三条 次に掲げる財産は、不動産若しくは動産又は金銭債権(金銭の支払を目的とする債権をいう。以下同じ)であるときは、これを没収することができる。

一 犯罪収益(第六号に掲げる財産に該当するものを除く)。

二 犯罪収益に由来する財産(第六号に掲げる財産に該当する犯罪収益の保有又は処分に基づき得たものを除く)。

三 第九条第一項の罪に係る株主等の地位に係る株式又は持分であつて、不法収益等(藥物犯罪収益、その保有若しくは処分に基づき得た財産又はこれらの財産とこれらの財産以外の財産とが混和した財産であるもの(第三項において「藥物不法収益等」という)を除く。以下この項において同じ)を用いることにより取得されたもの。

四 第九条第二項又は第三項の罪に係る債権であつて、不法収益等を用いることにより取得されたもの(当該債権がその取得に用いられた不法収益等である財産の返還を目的とするものであるときは、当該不法収益等)。

五 第十条又は第十一条の罪に係る犯罪収益等。

六 不法収益等を用いた第九条第一項から第三項までの犯罪行為又は第十条若しくは第十一条の犯罪行為により生じ、若しくはこれらの犯罪行為により得た財産又はこれらの犯罪行為の報酬として得た財産。

七 第三号から前号までの財産の果実として得た財産、これらの各号の財産の対価として得た財産、これらの財産の対価として得た財産その他これらの各号の財産の保有又は処分に基づき得た財産。

2 前項各号に掲げる財産が犯罪被害財産(財産に対する罪、刑法第二百二十五條の二第二項の罪に係る第三三條の罪、同法第二百二十五條の二第二項若しくは第二百二十七條第四項後段の罪若しくは別表第七号、第二十七号、第三十一号、第三十三号若しくは第四十四号に掲げる罪の犯罪行為によりその被害を受けた者から得た財産又は当該財産の保有若しくは処分に基づき得た財産をいう。以下同じ)であるときは、これを没収することができる。前項各号に掲げる財産の一部が犯罪被害財産である場合において、当該部分についても、同様とする。

3 次に掲げる財産は、これを没収する。ただし、第九条第一項から第三項までの罪が藥物犯罪収益又はその保有若しくは処分に基づき得た財産とこれらの財産以外の財産とが混和した財

産に係る場合において、これらの罪につき次に掲げる財産の全部を没収することが相当でないとき、その一部を没収することができる。

一 第九条第二項の罪に係る株主等の地位に係る株式又は持分であつて、薬物不法収益等を用いることにより取得されたもの

二 第九条第二項又は第三項の罪に係る債権であつて、薬物不法収益等を用いることにより取得されたもの(当該債権がその取得に用いられた薬物不法収益等である財産の返還を目的とするものであるときは、当該薬物不法収益等)

三 薬物不法収益等を用いた第九条第一項から第三項までの犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産

四 前三号の財産の果実として得た財産、前三号の財産の対価として得た財産、これらの財産の対価として得た財産その他前三号の財産の保有又は処分に基づき得た財産

4 前項の規定により没収すべき財産について、当該財産の性質、その使用の状況、当該財産に関する犯人以外の者の権利の有無その他の事情からこれを没収することが相当でないとき認められるときは、同項の規定にかかわらず、これを没収しないことができる。

(犯罪収益等が混和した財産の没収等)

第十四条 前条第一項各号又は第三項各号に掲げる財産(以下「不法財産」という。)が不法財産以外の財産と混和した場合において、当該不法財産を没収すべきときは、当該混和により生じた財産(次条第一項において「混和財産」という。)

のうち当該不法財産(当該混和に係る部分に限る。)の額又は数量に相当する部分を没収することができる。

(没収の要件等)

第十五条 第十三条の規定による没収は、不法財産又は混和財産が犯人以外の者に帰属しない場合に限る。ただし、犯人以外の者が、犯罪の後情を知つて当該不法財産又は混和財産を取得した場合(法令上の義務の履行として提供されたものを收受した場合又は契約(債権者において)の時に当該契約に係る債務の履行が不法財産若しくは混和財産によつて行われることの情を知らないでした当該契約に係る債務の履行として提供されたものを收受した場合を除く。)は、当該不法財産又は混和財産が犯人以外の者に帰属する場合であつても、これを没収することができる。

2 地上権、抵当権その他の権利がその上に存在する財産を第十三条の規定により没収する場合において、犯人以外の者が犯罪の前に当該権利を取得したとき、又は犯人以外の者が犯罪の後情を知らずに当該権利を取得したときは、これを存続させるものとする。

(追徴)

第十六条 第十三条第一項各号に掲げる財産が不動産若しくは動産若しくは金銭債権でないとき、その他これらを没収することができないとき、又は当該財産の性質、その使用の状況、当該財産に関する犯人以外の者の権利の有無その他の事情からこれを没収することが相当でないとき認められるときは、その価額を犯人から追徴するこ

とができる。ただし、当該財産が犯罪被害財産であるときは、この限りでない。

2 第十三条第三項の規定により没収すべき財産を没収することができないとき、又は同条第四項の規定によりこれを没収しないときは、その価額を犯人から追徴する。

(罰則規定)

第十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第九条第一項から第三項まで、第十条又は第十一条の罪を犯したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第三章 没収に関する手続等の特例

(第三者の財産の没収手続等)

第十八条 不法財産である債権等(不動産及び動産以外の財産をいう。次条第一項及び第二十一条において同じ。)が被告人以外の者(以下この条において「第三者」という。)に帰属する場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができない。

2 第十三条の規定により、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときも、前項と同様とする。

3 地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、第十五条第二項の規定により当該権利を存続させるときは、裁判所は、没収の言渡しと同時に、その旨を宣告しなければならない。

4 第十五条第二項の規定により存続させるべき権利について前項の宣告がない没収の裁判が確定したときは、当該権利を有する者で自己の責めに帰することのできない理由により被告事件の手続において権利を主張することができなかったものは、当該権利について、これを存続させるべき場合に該当する旨の裁判を請求することができる。

5 前項の裁判があつたときは、刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)に定める処分された没収物に係る補償の例により、補償を行う。

6 第一項及び第二項に規定する財産の没収に関する手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法(昭和三十一年法律第三十八号)の規定を準用する。

(没収された債権等の処分等)

第十九条 没収された債権等は、検察官がこれを処分しなければならない。

2 債権の没収の裁判が確定したときは、検察官は、当該債権の債務者に対し没収の裁判の裁判書の抄本を送付してその旨を通知するものとする。

(没収の裁判に基づく登記等)

第二十条 権利の移転について登記又は登録(以下「登記等」という。)を要する財産を没収する裁判に基づき権利の移転の登記等関係機関に嘱託する場合において、没収により効力を失った処分の制限に係る登記等若しくは没収により消滅した権利の取得に係る登記等があり、又は当該没収に関して次章第一節の規定による没収保全命令若しくは附帯保全命令に係る登記等があ

るときは、併せてその抹消を囑託するものとす
る。

(刑事補償の特例)

第二十一条 債権等の没収の執行に対する刑事補償法による補償の内容については、同法第四条第六項の規定を準用する。

第四章 保全手続

第一節 没収保全

(没収保全命令)

第二十二條 裁判所は、別表若しくは第二条第二項第二号イからニまでに掲げる罪、同項第三号に規定する罪又は第九条第一項から第三項まで、第十条若しくは第十一条の罪に係る被告事件に關し、不法財産であつてこの法律その他の法令の規定により没収することができもの(以下「没収対象財産」という。)に当たると思料するに足りる相当な理由があり、かつ、これを没収するため必要があると認めるときは、檢察官の請求により、又は職權で、没収保全命令を發して、当該没収対象財産につき、この節の定めるところにより、その処分を禁止することができる。

2 裁判所は、地上權、抵當權その他の權利がその上に存在する財産について没収保全命令を發した場合又は発しようとする場合において、当該權利が没収により消滅すると思料するに足りる相当な理由がある場合であつて当該財産を没収するため必要があると認めるとき、又は当該權利が仮装のものであると思料するに足りる相当な理由があると認めるときは、檢察官の請求により、又は職權で、附帯保全命令を別に發して、当該權利の処分を禁止することができる。

3 没収保全命令又は附帯保全命令には、被告人の氏名、罪名、公訴事實の要旨、没収の根拠となるべき法令の条項、処分を禁止すべき財産又は權利の表示、これらの財産又は權利を有する者(名義人が異なる場合は、名義人を含む。)の氏名、發付の年月日その他最高裁判所規則で定める事項を記載し、裁判長又は受命裁判官が、これに記名押印しなければならない。

4 裁判長は、急速を要する場合においては、第一項若しくは第二項に規定する処分をし、又は合議体の構成員にこれをさせることができる。

5 没収保全(没収保全命令による処分)の禁止をいう。以下同じ。に關する処分は、第一回公判期日までは、裁判官が行う。この場合において、裁判官は、その処分に關し、裁判所又は裁判長と同一の權限を有する。

6 没収保全がされた不動産又は動産については、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)の規定により押収することを妨げない。

(起訴前の没収保全命令)
第二十三條 裁判官は、前条第一項又は第二項に規定する理由及び必要があると認めるときは、公訴が提起される前であつても、檢察官又は司法警察員(警察官たる司法警察員については、国家公安委員会又は都道府県公安委員会が指定する警部以上の者に限る。次項において同じ。)の請求により、同条第一項又は第二項に規定する処分をすることができる。

2 司法警察員は、その請求により没収保全命令又は附帯保全命令が發せられたときは、速やかに、關係書類を檢察官に送付しなければならない。

3 第一項の規定による没収保全は、没収保全命令が發せられた日から三十日以内に当該保全がされた事件につき公訴が提起されないときは、その効力を失う。ただし、共犯に対して公訴が提起された場合において、その共犯に關し、当該財産につき前条第一項に規定する理由があるときは、この限りでない。

4 裁判官は、やむを得ない事由があると認めるときは、檢察官の請求により、三十日ごとに、前項の期間を更新することができる。この場合において、更新の裁判は、檢察官に告知された時にその効力を生ずる。

5 第一項又は前項の規定による請求は、請求する者の所屬する官公署の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官にしなければならない。

6 第一項又は第四項の規定による請求を受けた裁判官は、没収保全に關し、裁判所又は裁判長と同一の權限を有する。

7 檢察官は、第一項の規定による没収保全が、公訴の提起があつたためその効力を失うことがなくなるに至つたときは、その旨を没収保全命令を受けた者(被告人を除く。)に通知しなければならない。この場合において、その者の所在が分からないため、又はその他の理由によつて、通知をすることができないときは、通知に代えて、その旨を檢察官の揭示場に七日間掲示して公告しなければならない。

(没収保全に關する裁判の執行)
第二十四條 没収保全に關する裁判で執行を要するものは、檢察官の指揮によつて、これを執行する。

2 没収保全命令の執行は、当該命令により処分

を禁止すべき財産を有する者にその騰本が送達される前であつても、することができ。

(没収保全の効力)

第二十五條 没収保全がされた財産(以下「没収保全財産」という。)について当該保全がされた後にされた処分は、没収に關しては、その効力を生じない。ただし、第三十七條第一項の規定により没収の裁判をすることができない場合における同項に規定する手続(第四十條第三項の規定により第三十七條第一項の規定を準用する手続を含む。)及び没収保全財産に対して実行することができたる担保權の実行としての競売の手続による処分については、この限りでない。

(代替金の納付)
第二十六條 裁判所は、没収保全財産を有する者の請求により、適當と認めるときは、決定をもつて、当該没収保全財産に代わるものとして、その財産の価額に相當する金銭(以下「代替金」という。)の額を定め、その納付を許すことができる。

2 裁判所は、前項の請求について決定をするには、檢察官の意見を聴かなければならない。

3 第一項の決定に対しては、即時抗告をすることができ。

4 代替金の納付があつたときは、没収保全は、代替金についてされたものとみなす。

(不動産の没収保全)

第二十七條 不動産(民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第四十三條第一項に規定する不動産及び同条第二項の規定により不動産とみなされるものをいう。以下この条(第七項本文を除く。)、次条、第二十九條第一項及び第三十五條

第一項において同じ。の没収保全は、その処分を禁止する旨の没収保全命令を発して行う。

2 前項の没収保全命令の職本及び第二十三条第四項の規定による更新の裁判の裁判書の職本(以下「更新の裁判の職本」という。)は、不動産の所有者(民事執行法第四十三条第二項の規定により不動産とみなされる権利についてはその権利者とし、当該不動産又は権利に係る名義人が異なる場合は名義人を含む。)に送達しなければならない。

3 不動産の没収保全命令の執行は、没収保全の登記をする方法により行う。

4 前項の登記は、検察事務官が囑託する。この場合において、囑託は、検察官が没収保全命令の執行を指揮する書面に基づいて、これを行なう。

5 不動産の没収保全の効力は、没収保全の登記がされた時に生ずる。

6 不動産の没収保全の効力が生じたときは、検察官は、当該不動産の所在する場所に公示書を掲示する方法その他相当の方法により、その旨を公示する措置を執らなければならない。

7 不動産の登記請求権を保全するための処分禁止の仮処分の登記の後に没収保全の登記がされた場合において、その仮処分の債権者が保全すべき登記請求権に係る登記をするときは、没収保全の登記に係る処分の制限は、仮処分の登記に係る権利の取得又は消滅と抵触しないものとみなす。ただし、その権利の取得を当該債権者に対抗することができない者を不動産を有する者として当該没収保全の登記がされたときは、この限りでない。

8 民事執行法第四十六条第二項及び第四十八条第二項の規定は、不動産の没収保全について準用する。この場合において、同法第四十六条第二項中「債権者」とあるのは「没収保全財産を有する者」と、同法第四十八条第二項中「前項」とあるのは「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第二十七条第四項」と、「執行裁判所」とあるのは「登記の囑託をした検察事務官の所属する検察庁の検察官」と読み替えるものとする。

(船舶等の没収保全)

第二十八条 登記される船舶、航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)の規定により登録を受けた飛行機若しくは回転翼航空機(第三十五条第一項において単に「航空機」という。)、道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)の規定により登録を受けた自動車(同項において単に「自動車」という。)、又は建設機械(建設法(昭和二十九年法律第九十七号)の規定により登記を受けた建設機械(同項において単に「建設機械」という。))の没収保全については、不動産の没収保全の例による。

(動産の没収保全)

第二十九条 動産(不動産及び前条に規定する物以外の物をいう。以下この条において同じ。)の没収保全は、その処分を禁止する旨の没収保全命令を発して行なう。

2 前項の没収保全命令の職本及び更新の裁判の職本は、動産の所有者(名義人が異なる場合は、名義人を含む。)に送達しなければならない。

3 動産の没収保全の効力は、没収保全命令の職

本が所有者に送達された時に生ずる。

4 刑事訴訟法の規定による押収がされていない動産又は同法第二百一十一条第一項の規定により、看守者を置き、若しくは所有者その他の者に保管させている動産について、没収保全の効力が生じたときは、検察官は、公示書をはり付ける方法その他相当の方法により、その旨を公示する措置を執らなければならない。

(債権の没収保全)

第三十条 債権の没収保全は、債権者(名義人が異なる場合は、名義人を含む。以下この条において同じ。)に対し債権の取立てその他の処分を禁止し、及び債務者に対し債権者への弁済を禁止する旨の没収保全命令を発して行なう。

2 前項の没収保全命令の職本及び更新の裁判の職本は、債権者及び債務者に送達しなければならない。

3 債権の没収保全の効力は、没収保全命令の職本が債務者に送達された時に生ずる。

4 民事執行法第五十条、第五百五十六条第一項及び第三項並びに第六百六十四条第四項の規定は、債権の没収保全について準用する。この場合において、同法第五百五十六条及び第五百五十六条中「差押命令」とあり、及び同法第五百五十六条中「裁判所書記官は、申立てにより」とあるのは「裁判所書記官は、検察官が没収保全命令の執行を指揮する書面に基づいて」と、同法第五百五十六条第一項及び第三項中「第三債務者」とあるのは「債務者」と、同項中「執行裁判所」とあるのは「没収保全命令を発した裁判所」と、同法第六百六十四条第四項中「差し押さえられた債権」とある

のは「没収保全がされた債権」と、「支払又は供託」とあるのは「供託」と、「裁判所書記官は、申立てにより」とあるのは「検察事務官は、検察官が登記等の抹消の囑託を指揮する書面に基づいて」と、「債権執行の申立てが取り下げられたとき、又は差押命令の取消決定が確定したとき」とあるのは「没収保全が効力を失ったとき、又は代替金が納付されたとき」と読み替えるものとする。

(その他の財産権の没収保全)

第三十一条 第二十七条から前条までに規定する財産以外の財産権(以下この条において「その他の財産権」という。)の没収保全については、この条に特別の定めがあるもののほか、債権の没収保全の例による。

2 その他の財産権で債務者又はこれに準ずる者がなく(次項に規定するものを除く。)の没収保全の効力は、没収保全命令の職本が権利者に送達された時に生ずる。

3 第二十七条第三項から第五項まで及び第七項並びに民事執行法第四十八条第二項の規定は、その他の財産権で権利の移転について登記等を要するものについて準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十一条第三項において準用する同法第二十七条第四項」と、「執行裁判所」とあるのは「登記等の囑託をした検察事務官の所属する検察庁の検察官」と読み替えるものとする。

(没収保全命令の取消し)

第三十二条 没収保全の理由若しくは必要がなくなったとき、又は没収保全の期間が不当に長く

なつたときは、裁判所は、檢察官若しくは没収保全財産を有する者(その者が被告人であるときは、その弁護人を含む。)の請求により、又は職権で、決定をもって、没収保全命令を取り消さなければならぬ。

2 裁判所は、檢察官の請求による場合を除き、前項の決定をするときは、檢察官の意見を聴かなければならぬ。

(没収保全命令の失効)

第三十三条 没収保全命令は、無罪、免訴若しくは公訴棄却(刑事訴訟法第三百三十八条第四号及び第三百三十九条第一項第一号の規定による場合を除く。)の裁判の告知があつたとき、又は有罪の裁判の告知があつた場合において没収の言渡しがなかつたときは、その効力を失う。

2 刑事訴訟法第三百三十八条第四号又は第三百三十九条第一項第一号の規定による公訴棄却の裁判があつた場合における没収保全の効力については、第二十三条第三項及び第四項の規定を準用する。この場合において、同条第三項中「没収保全命令が発せられた日」とあるのは、「公訴棄却の裁判が確定した日」と読み替へるものとする。

(失効等の場合の措置)

第三十四条 没収保全が効力を失つたとき、又は代替金が納付されたときは、檢察官は、速やかに、檢察事務官に当該没収保全の登記等の抹消の嘱託をさせ、及び公示書の除去その他の必要な措置を執らなければならない。この場合において、没収保全の登記等の抹消の嘱託は、檢察官がその嘱託を指揮する書面に基つて、これを行う。

(没収保全財産に対する強制執行の手續の制限)

第三十五条 没収保全がされた後に、当該保全に係る不動産、船舶(民事執行法第一百二十二条に規定する船舶をいう。)、航空機、自動車若しくは建設機械に対し強制競売の開始決定がされたとき又は当該保全に係る動産(同法第一百二十二条第一項に規定する動産をいう。第四十二条第二項において同じ。))に対し強制執行による差押えがされたときは、強制執行による売却のための手續は、没収保全が効力を失つた後又は代替金が納付された後でなければ、することができない。

2 没収保全がされている債権(民事執行法第四百三十三条に規定する債権をいう。以下同じ。))に対し強制執行による差押命令が発せられたときは、当該差押えをした債権者は、差押えに係る債権のうち没収保全がされた部分については、没収保全が効力を失つた後又は代替金が納付された後でなければ、取立て又は同法第六十三条第一項の規定による請求をすることができない。

3 第一項の規定は、没収保全がされた後に強制執行による差押命令が発せられた債権で、条件付若しくは期限付であるもの又は反対給付に係ることその他の事由によりその取立てが困難であるものについて準用する。

4 没収保全がされているその他の財産権(民事執行法第六十七條第一項に規定するその他の財産権をいう。))に対する強制執行については、没収保全がされている債権に対する強制執行の例による。

(第三債務者の供託)

第三十六条 金銭債権の債務者(以下「第三債務者」という。))は、没収保全がされた後に当該保全に係る債権について強制執行による差押命令の送達を受けたときは、その債権の全額に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託することができ。

2 第三債務者は、前項の規定による供託をしたときは、その事情を没収保全命令を発した裁判所に届け出なければならない。

3 第一項の規定による供託がされた場合においては、執行裁判所は、供託された金銭のうち、没収保全がされた金銭債権の額に相当する部分については没収保全が効力を失つたとき又は代替金が納付されたときに、その余の部分については供託されたときに、配当又は并済金の交付を実施しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定は、強制執行による差押えがされている金銭債権について没収保全がされた場合における第三債務者の供託について準用する。この場合において、同項中「没収保全命令を発した裁判所」とあるのは、「執行裁判所」と読み替へるものとする。

5 第一項(前項において準用する場合を含む。))の規定による供託がされた場合における民事執行法第六十五條の規定の適用については、同条第一号中「第五百五十六條第一項又は第二項」とあるのは、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十六條第一項(同条第四項において準用する場合を含む。))とす。

(強制執行に係る財産の没収の制限)

第三十七条 没収保全がされる前に強制競売の開始決定又は強制執行による差押えがされている

財産については、没収の裁判をすることができない。ただし、差押債権者の債権が仮装のものであるとき、差押債権者が没収対象財産であることの情を知りながら強制執行の申立てをしたものであるとき、又は差押債権者が犯人であるときは、この限りでない。

2 没収対象財産の上に存在する地上権その他の権利であつて附帯保全命令による処分の禁止がされたものについて、当該処分の禁止がされる前に強制競売の開始決定又は強制執行による差押えがされていた場合において、当該財産を没収するときは、その権利を存続させるものとし、没収の言渡しと同時に、その旨の宣告をしなければならない。ただし、差押債権者の債権が仮装のものであるとき、差押債権者が没収により当該権利が消滅することの情を知りながら強制執行の申立てをしたものであるとき、又は差押債権者が犯人であるときは、この限りでない。

3 強制競売の開始決定又は強制執行による差押えがされている財産について没収保全命令が発せられた場合における当該財産については、差押債権者(被告人である差押債権者を除く。)が被告事件の手續への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができない。前項に規定する場合における財産の没収についても、同様とする。

4 第十八条第四項及び第五項の規定は第二項の規定により存続させるべき権利について同項の宣告がない没収の裁判が確定した場合について、同条第六項の規定は前項の没収に関する手續について準用する。

(強制執行の停止)

第三十八條 裁判所は、強制競売の開始決定又は強制執行による差押えがされている財産について没収保全命令を発した場合又は発しようとする場合において、前条第一項ただし書に規定する事由があると思料するに足りる相当な理由があるとき、検察官の請求により、又は職権で、決定をもって、強制執行の停止を命ずることができる。

2 検察官が前項の決定の裁判書の謄本を執行裁判所に提出したときは、執行裁判所は、強制執行を停止しなければならない。この場合における民事執行法の規定の適用については、同法第三十九條第一項第七号の文書の提出があつたものとみなす。

3 裁判所は、没収保全が効力を失つたとき、代替金が納付されたとき、第一項の理由がなくなつたとき、又は強制執行の停止の期間が不当に長くなつたときは、検察官若しくは差押債権者の請求により、又は職権で、決定をもって、同項の決定を取り消さなければならない。第三十二條第二項の規定は、この場合に準用する。

(担保権の実行としての競売の手続との調整)

第三十九條 没収保全財産の上に存在する担保権で、当該保全がされた後に生じたもの又は附帯保全命令による処分の禁止がされたものの実行(差押えを除く)は、没収保全若しくは附帯保全命令による処分の禁止が効力を失つた後又は代替金が納付された後でなければ、することができない。

2 担保権の実行としての競売の手続が開始された後に当該担保権について附帯保全命令が発せ

られた場合において、検察官が当該命令の謄本を提出したときは、執行裁判所は、その手続を停止しなければならない。この場合における民事執行法の規定の適用については、同法第八十三條第一項第七号(同法第八十九條、第九十二條又は第九十三條第二項において準用する場合を含む)の文書の提出があつたものとみなす。

(その他の手続との調整)

第四十條 第三十五條の規定は、没収保全がされている財産に対し滞納処分(国税徴収法(昭和三十四年法律第四十七号)による滞納処分及びその例による滞納処分をいう。以下同じ)による差押えがされた場合又は没収保全がされている財産を有する者について破産宣告若しくは和議の開始決定(第三項において「破産宣告等」という)がされた場合若しくは没収保全がされている財産を有する会社その他の法人について更生手続開始の決定、整理開始の命令若しくは特別清算開始の命令(同項において「更生手続開始決定等」という)がされた場合におけるこれらの手続の制限について準用する。

2 第三十六條の規定は没収保全がされている金銭債権に対し滞納処分による差押えがされた場合又は滞納処分による差押えがされている金銭債権について没収保全がされた場合における第三債務者の供託について、同条第一項、第二項及び第四項の規定は没収保全がされている金銭債権に対し仮差押えの執行がされた場合又は仮差押えの執行がされている金銭債権について没収保全がされた場合における第三債務者の供託について準用する。

3 第三十七條の規定は没収保全がされる前に当該保全に係る財産に対し仮差押えの執行がされていた場合又は没収対象財産の上に存在する地上権その他の権利であつて附帯保全命令による処分の禁止がされたものについて当該処分の禁止がされる前に仮差押えの執行がされていた場合におけるこれらの財産の没収の制限について、同条第一項本文の規定は没収保全がされる前に当該保全に係る財産に対し滞納処分による差押えがされていた場合又は没収保全がされる前に当該保全に係る財産を有する者について破産宣告等がされていた場合若しくは没収保全がされる前に当該保全に係る財産を有する会社その他の法人について更生手続開始決定等がされていた場合におけるこれらの財産の没収の制限について、同条第二項本文の規定は没収対象財産の上に存在する地上権その他の権利であつて附帯保全命令による処分の禁止がされたものについて当該処分の禁止がされる前に滞納処分による差押えがされていた場合又は没収対象財産の上に存在する地上権その他の権利であつて附帯保全命令による処分の禁止がされたものについて当該処分の禁止がされる前に破産宣告等がされていた場合若しくは没収対象財産の上に存在する地上権その他の権利であつて附帯保全命令による処分の禁止がされたものを有する者について当該処分の禁止がされる前に没収保全命令による処分の禁止がされたものについて当該処分の禁止がされる前に更生手続開始決定等がされていた場合におけるこれらの財産の没収の制限について準用する。

4 第三十八條の規定は、仮差押えの執行がされている財産について没収保全命令を発した場合又は発しようとする場合における強制執行の停止について準用する。

又は発しようとする場合における強制執行の停止について準用する。

(附帯保全命令の効力等)

第四十一條 附帯保全命令は、当該命令に係る没収保全が効力を有する間、その効力を有する。ただし、代替金が納付されたときは、この限りでない。

2 附帯保全命令による処分の禁止については、特別の定めがあるもののほか、没収保全に関する規定を準用する。

第二節 追徴保全

(追徴保全命令)

第四十二條 裁判所は、別表若しくは第二條第二項第二号イからニまでに掲げる罪、同項第三号に規定する罪又は第九條第一項から第三項まで、第十條若しくは第十一條の罪に係る被告事件に關し、この法律その他の法令の規定により不法財産の価額を追徴すべき場合に当たると思料するに足りる相当な理由がある場合において、追徴の裁判の執行をすることができなくなつたとき、又はその執行をするのに著しい困難を生ずるおそれがあると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、追徴保全命令を発して、被告人に対し、その財産の処分を禁止することができる。

2 追徴保全命令は、追徴の裁判の執行のため保全することを相当と認める金額(第四項において「追徴保全額」という)を定め、特定の財産について発しななければならない。ただし、動産については、目的物を特定しないて発することができない。

3 追徴保全命令においては、処分を禁止すべき

財産について、追徴保全命令の執行の停止を得るため、又は追徴保全命令の執行としてされた処分取消しを得るために被告人が納付すべき金銭(以下「追徴保全解放金」という。)の額を定めなければならない。

4 追徴保全命令には、被告人の氏名、罪名、公訴事実の要旨、追徴の根拠となるべき法令の条項、追徴保全額、処分を禁止すべき財産の表示、追徴保全解放金の額、発付の年月日その他最高裁判所規則で定める事項を記載し、裁判長又は受命裁判官が、これに記名押印しなければならない。

5 第二十二條第四項及び第五項の規定は、追徴保全(追徴保全命令による処分の禁止をいう。以下同じ。)について準用する。

(起訴前の追徴保全命令)

第四十三條 裁判官は、第十六條第二項の規定により追徴すべき場合に当たると思料するに足りる相当な理由がある場合において、前條第一項に規定する必要があると認めるときは、公訴が提起される前であっても、檢察官の請求により、同項に規定する処分をすることができ、
2 第二十三條第三項本文及び第四項から第六項までの規定は、前項の規定による追徴保全について準用する。

(追徴保全命令の執行)

第四十四條 追徴保全命令は、檢察官の命令によつてこれを執行する。この命令は、民事保全法(平成元年法律第九十一号)の規定による仮差押命令と同一の効力を有する。

2 追徴保全命令の執行は、追徴保全命令の謄本が被告人又は被疑者に送達される前であつて

も、これを行うことができる。

3 追徴保全命令の執行は、この法律に特別の定めがあるもののほか、民事保全法その他仮差押えの執行の手續に関する法令の規定に従つてする。この場合において、これらの法令の規定において仮差押命令を發した裁判所が保全執行裁判所として管轄することとされる仮差押えの執行については、第一項の規定による命令を發した檢察官の所屬する檢察庁の対応する裁判所が管轄する。

(金錢債權の債務者の供託)
第四十五條 追徴保全命令に基づく仮差押えの執行がされた金錢債權の債務者が、当該債權の額に相当する額の金錢を供託したときは、債權者の供託金の還付請求権につき、当該仮差押えの執行がされたものとみなす。

2 前項の規定は、追徴保全解放金の額を超える部分に係る供託金については、これを適用しない。
(追徴保全解放金の納付と追徴等の裁判の執行)
第四十六條 追徴保全解放金が納付された後に、追徴の裁判が確定したとき、又は仮納付の裁判の言渡しがあつたときは、納付された金額の限度において追徴又は仮納付の裁判の執行があつたものとみなす。

2 追徴の言渡しがあつた場合において、納付された追徴保全解放金が追徴の金額を超えるときは、その超過額は、被告人に還付しなければならない。
(追徴保全命令の取消し)
第四十七條 裁判所は、追徴保全の理由若しくは必要がなくなつたとき、又は追徴保全の期間が

不当に長くなつたときは、檢察官、被告人若しくはその弁護人の請求により、又は職權で、決定をもつて、追徴保全命令を取り消さなければならない。第三十二條第二項の規定は、この場合に準用する。

(追徴保全命令の失効)

第四十八條 追徴保全命令は、無罪、免訴若しくは公訴棄却(刑事訴訟法第三百三十八條第四号及び第三百三十九條第一項第一号の規定による場合を除く。)の裁判の告知があつたとき、又は有罪の裁判の告知があつた場合において追徴の言渡しがなかつたときは、その効力を失う。

2 刑事訴訟法第三百三十八條第四号又は第三百三十九條第一項第一号の規定による公訴棄却の裁判があつた場合における追徴保全命令の効力については、第三十三條第二項の規定を準用する。

(失効等の場合の措置)

第四十九條 追徴保全命令が効力を失つたとき、又は追徴保全解放金が納付されたときは、檢察官は、速やかに、第四十四條第一項の規定によりした命令を取り消し、かつ、追徴保全命令に基づく仮差押えの執行の停止又は既にした仮差押えの執行の取消しのため、必要な措置を執らなければならない。

第三節 雜則

(送達)

第五十條 没収保全又は追徴保全(追徴保全命令に基づく仮差押えの執行を除く。以下この節において同じ。)に関する書類の送達については、最高裁判所規則に特別の定めがある場合を除き、民事訴訟に関する法令の規定を準用する。

この場合において、民事訴訟法(平成八年法律第九十号)第一百十條第三項に規定する公示送達以外の公示送達については、その経過により送達の効力が生ずる期間は、同法第一百二十條第一項本文及び第二項の規定にかかわらず、七日間とする。

(上訴提起期間中の処分等)

第五十一條 上訴の提起期間内の事件でまだ上訴の提起がないもの又は上訴中の事件で訴訟記録が上訴裁判所に到達していないものについて、没収保全又は追徴保全に関する処分をすべき場合には、原裁判所がこれをしなければならない。(不服申立て)

第五十二條 没収保全又は追徴保全に関して裁判所のした決定に対しては、抗告をすることができ、ただし、没収又は追徴すべき場合に該当すると思料するに足りる相当な理由がないこと(第二十二條第二項の規定による決定に関して)は同項に規定する理由がないことを、第三十八條第一項(第四十一條第二項において準用する場合を含む。)の規定による決定に関しては第三十八條第一項に規定する理由がないことを含む。)を理由としてすることはできない。

2 没収保全又は追徴保全に関して裁判官のした裁判に不服がある者は、その裁判官の所屬する裁判所(簡易裁判所の裁判官がした裁判に対しては、当該簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所)にその裁判の取消し又は変更を請求することができる。前項ただし書の規定は、この場合に準用する。

3 前項の規定による不服申立てに関する手續については、刑事訴訟法第四百二十九條第一項に

規定する裁判官の裁判の取消し又は変更の請求に係る手続の例による。

(準用)

第五十三条 没収保全及び追徴保全に関する手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事訴訟法の規定を準用する。

第五章 疑わしい取引の届出

(金融機関等による疑わしい取引の届出等)

第五十四条 銀行その他の政令で定める金融機関及びその他政令で定める者(以下この条において「金融機関等」という。)は、政令で定める業務において收受した財産が犯罪収益等若しくは犯罪物犯罪収益等である疑いがあり、又は当該業務に係る取引の相手方が当該業務に關し第十条の罪若しくは麻薬特例法第六条の罪に當たる行為を行つてゐる疑いがあると認められる場合において、速やかに、政令で定めるところにより、政令で定める事項を主務大臣(主務大臣が金融再生委員会内閣総理大臣である場合は金融監督庁長官とし、政令で定める金融機関等にあつては都道府県知事とする。)に届け出なければならない。

2 金融機関等(その役員及び使用人を含む。)

は、前項の規定による届出を行おうとすること又は行つたことを当該届出に係る取引の相手方又はその者の関係者に漏らしてはならない。

3 都道府県知事は、第一項の届出を受けたときは、速やかに、当該届出に係る事項を主務大臣(主務大臣が金融再生委員会内閣総理大臣である場合は金融監督庁長官)に通知するものとする。

4 主務大臣は、第一項の届出又は前項の通知を受けたときは、主務大臣が内閣総理大臣である

場合を除き、速やかに、当該届出又は通知に係る事項を金融監督庁長官に通知するものとする。

(郵政大臣による疑わしい取引の通知)

第五十五条 郵政大臣は、郵便貯金の業務その他の政令で定める業務において收受した財産が犯罪収益等若しくは犯罪物犯罪収益等である疑いがあり、又は当該業務に係る取引の相手方が当該業務に關し第十条の罪若しくは麻薬特例法第六条の罪に當たる行為を行つてゐる疑いがあると認められる場合においては、速やかに、政令で定める事項を金融監督庁長官に通知するものとする。

(捜査機関等への情報提供等)

第五十六条 金融監督庁長官は、前二条の規定により金融監督庁長官に届け出られ又は通知された事項、この章に規定する金融監督庁長官の職務に相當する職務を行う外国の機関から提供された情報及びこれらを整理し又は分析した結果(以下「疑わしい取引に関する情報」という。)が檢察官、檢察事務官若しくは司法警察職員又は税関職員若しくは証券取引等監視委員会の職員(以下この条において「検査官等」という。)による別表若しくは第二項第二号イからニまでに掲げる罪、同項第三号に規定する罪、第九条第一項から第三項まで、第十条若しくは第十一条の罪、麻薬特例法第二条第二項各号に掲げる罪又は麻薬特例法第六条若しくは第七条の罪に係る刑事事件の捜査又は犯罪事件の調査に資すると認めるときは、これを検査官等に提供するものとする。

2 検査官等は、前項に規定する罪に係る刑事事

件の捜査又は犯罪事件の調査のため必要があると認めるときは、金融監督庁長官に対し、疑わしい取引に関する情報の記録の閲覧若しくは謄写又はその写しの送付を求めることができる。

(外国の機関への情報提供)

第五十七条 金融監督庁長官は、前条第一項に規定する外国の機関に対し、その職務(この章に規定する金融監督庁長官の職務に相當するものに限る。次項において同じ。)の遂行に資すると認める疑わしい取引に関する情報を提供することができる。

2 前項の規定による疑わしい取引に関する情報の提供については、当該疑わしい取引に関する情報が前条第一項に規定する外国の機関の職務の遂行以外に使用されず、かつ、次項の規定による同意がなければ外国の刑事事件の捜査その対象たる犯罪事実が特定された後のものに限る。又は審判(以下この条において「捜査等」という。)に使用されないよう適切な措置がとられなければならない。

3 金融監督庁長官は、外国からの要請があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項の規定により提供した疑わしい取引に関する情報を当該要請に係る刑事事件の捜査等に使用することについて同意をすることができる。

一 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪が政治犯罪であるとき、又は当該要請が政治犯罪について捜査等を行う目的で行われたものと認められるとき。

二 国際約束(第一項の規定による疑わしい取引に関する情報の提供に関する国際約束をい

う。第五項において同じ。)に別段の定めがある場合を除き、当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、その行為が日本国の法令によれば罪に当たらないとき。

三 日本国が行う同種の要請に応ずる旨の要請国の保証がないとき。

4 金融監督庁長官は、前項の同意をする場合において、あらかじめ、同項第一号及び第二号に該当しないことについて法務大臣の確認を、同項第三号に該当しないことについて外務大臣の確認を、それぞれ受けなければならない。

5 第一項の規定による疑わしい取引に関する情報の提供が、疑わしい取引に関する情報を使用することができる外国の刑事事件の捜査等(政治犯罪についての捜査等以外の捜査等に限る。)の範囲を定めた国際約束に基づいて行われたときは、その範囲内における当該疑わしい取引に関する情報の使用については、第三項の同意があるものとみなす。

(関係行政機関の協力)

第五十八条 関係行政機関は、この章の規定の実施について、相互に協力するものとする。

第六章 没収及び追徴の裁判の執行及び保全

全についての国際共助手続等

(共助の実施)

第五十九条 外国の刑事事件(麻薬特例法第十六条第二項に規定する犯罪等)に當たる行為に係るものを除く。に關して、当該外国から、没収若しくは追徴の確定裁判の執行又は没収若しくは追徴のための財産の保全の共助の要請が

あつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該要請に係る共助をすることができ、

一 共助犯罪(共助の要請において犯されたとして行われている犯罪をいう。以下この項において同じ。)に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、当該行為が別表若しくは第二項第二号イからニまでに掲げる罪、同項第三号に規定する罪又は第九條第一項から第三項まで、第十條若しくは第十一條の罪に当たるものでないとき。

二 共助犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、日本国の法令によればこれについて刑罰を科すことができないと認められるとき。

三 共助犯罪に係る事件が日本国の裁判所に係属するとき、又はその事件について日本国の裁判所において確定判決を経たとき。

四 没収の確定裁判の執行の共助又は没収のための保全の共助については、共助犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、要請に係る財産が日本国の法令によれば共助犯罪について没収の裁判をし、又は没収保全をすることができ、財産に当たるものでないとき。

五 追徴の確定裁判の執行の共助又は追徴のための保全の共助については、共助犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、日本国の法令によれば共助犯罪について追徴の裁判をし、又は追徴保全をすることができ、財産に当たるものでないとき。

六 没収の確定裁判の執行の共助については要

請に係る財産を有し又はその財産の上に地上権、抵当権その他の権利を有すると思料するに足りる相当な理由のある者が、追徴の確定裁判の執行の共助については当該裁判を受けた者が、自己の責めに帰することのできない理由により、当該裁判に係る手続において自己の権利を主張することができなかったと認められるとき。

七 没収又は追徴のための保全の共助については、要請国の裁判所若しくは裁判官のした没収若しくは追徴のための保全の裁判に基づく要請である場合又は没収若しくは追徴の裁判の確定後の要請である場合を除き、共助犯罪に係る行為が行われたと疑うに足りる相当な理由がないとき、又は当該行為が日本国内で行われたとした場合において第二十二條第一項若しくは第四十二條第一項に規定する理由がないと認められるとき。

八 日本国が行う同種の要請に応ずる旨の要請国の保証がないとき。

九 麻薬特例法第十六條第二項に規定する薬物犯罪等に当たる行為に係る外国の刑事事件に關して、当該外国から、条約に基づかないで、前項の共助の要請があつたときは、同項第八号又は麻薬特例法第二十一條各号のいずれかに該当する場合を除き、その要請に係る共助をすることができ、

三 地上権、抵当権その他の権利がその上に存在する財産に係る没収の確定裁判の執行の共助をするに際し、日本国の法令により当該財産を没収するとすれば当該権利を存続させるべき場合に当たるときは、これを存続させるものと

する。

(追徴とみなす没収)

第六十條 不法財産又は麻薬特例法第十一條第一項各号若しくは第三項各号に掲げる財産(以下この条において「不法財産等」という。)に代えて、その価額が不法財産等の価額に相当する財産であつて当該裁判を受けた者が有するものを没収する確定裁判の執行に係る共助の要請にあつては、当該確定裁判は、この法律による共助の実施については、その者から当該財産の価額を追徴する確定裁判とみなす。不動産若しくは動産又は金銭債権以外の第十三條第一項各号に掲げる財産であつて当該裁判を受けた者が有するものを没収する確定裁判の執行に係る共助の要請についても、同様とする。

二 前項の規定は、不法財産等に代えてその価額が不法財産等の価額に相当する財産を没収するための保全及び不動産若しくは動産又は金銭債権以外の第十三條第一項各号に掲げる財産を没収するための保全に係る共助の要請について準用する。

(要請の受理)

第六十一條 共助の要請の受理は、外務大臣が行う。ただし、緊急その他特別の事情がある場合において、外務大臣が同意したときは、法務大臣が行うものとする。

(裁判所の審査)

第六十二條 共助の要請が没収又は追徴の確定裁判の執行に係るものであるときは、檢察官は、裁判所に対し、共助をすることができ、場合に該当するかどうかについて審査の請求をしななければならない。

二 裁判所は、審査の結果、審査の請求が不適法であるときは、これを却下する決定をし、共助の要請に係る確定裁判の全部若しくは一部について共助をすることができ、場合に該当するとき、又はその全部について共助をすることができない場合に該当するときは、それぞれその旨の決定をしなければならない。

三 裁判所は、没収の確定裁判の執行の共助の要請につき共助をすることができ、場合に該当する旨の決定をする場合において、第五十九條第三項の規定により存続させなければならない権利があるときは、当該権利を存続させる旨の決定を同時にしなければならない。

四 裁判所は、追徴の確定裁判の執行の共助の要請につき、共助をすることができ、場合に該当する旨の決定をするときは、追徴すべき日本円の金額を同時に示さなければならない。

五 第一項の規定による審査においては、共助の要請に係る確定裁判の可否を審査することができない。

六 第一項の規定による審査に關しては、次に掲げる者(以下「利害關係人」という。)が当該審査請求事件の手続への参加を許されていないときは、共助をすることができ、場合に該当する旨の決定をすることができない。

一 没収の確定裁判の執行の共助については、要請に係る財産を有し、若しくはその財産の上に地上権、抵当権その他の権利を有すると思料するに足りる相当な理由のある者又はこれらの財産若しくは権利について没収保全がされる前に強制競売の開始決定、強制執行による差押え若しくは仮差押えの執行がされて

いる場合における差押債権者若しくは仮差押債権者

二 追徴の確定裁判の執行の共助については、当該裁判を受けた者

7 裁判所は、審査の請求について決定をするときは、検察官及び審査請求事件の手続への参加を許された者(以下「参加人」という。)の意見を聴かなければならない。

8 裁判所は、参加人が口頭で意見を述べたい旨を申し出たとき、又は裁判所において証人若しくは鑑定人を尋問するときは、公開の法廷において審問期日を開き、参加人に当該期日に出頭する機会を与えなければならない。この場合において、参加人が出頭することができないときは、審問期日に代理人を出頭させ、又は書面により意見を述べる機会を与えたことをもって、参加人に出席する機会を与えたものとみなす。

9 検察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

(抗告)

第六十三條 検察官及び参加人は、審査の請求に係る決定に対し、抗告をすることができる。

2 抗告裁判所の決定に対しては、刑事訴訟法第四百五條各号に定める事由があるときは、最高裁判所に特に抗告をすることができる。

3 前二項の抗告の提起期間は、十四日とする。

(決定の効力)

第六十四條 没収又は追徴の確定裁判の執行の共助の要請につき共助をすることができる場合に該当する旨の決定が確定したときは、当該没収又は追徴の確定裁判は、共助の実施に関しては、日本国の裁判所が言い渡しした没収又は追徴

の確定裁判とみなす。

(決定の取消し)

第六十五條 没収又は追徴の確定裁判の執行の共助の要請につき共助をすることができる場合に該当する旨の決定が確定した場合において、当該要請に係る確定裁判が取り消されたときその他その効力がなくなつたときは、裁判所は、検察官又は利害関係人の請求により、決定をもって、共助をすることができるときは、決定をその旨の決定を取り消さなければならない。

2 前項の取消しの決定が確定したときは、刑事補償法に定める没収又は追徴の執行による補償の例により、補償を行う。

3 第六十三條の規定は、第一項の請求に係る決定について準用する。

(没収保全の請求)

第六十六條 共助の要請が没収のための保全に係るものであるときは、検察官は、裁判官に、没収保全命令を發して要請に係る財産につきその処分を禁止することを請求しなければならない。この場合において、検察官は、必要と認めるときは、附帯保全命令を發して当該財産の上に存在する地上権、抵当権その他の権利の処分を禁止することを請求することができる。

2 第六十二條第一項の審査の請求があつた後は、没収保全に関する処分は、審査の請求を受けた裁判所が行う。

(追徴保全の請求)

第六十七條 共助の要請が追徴のための保全に係るものであるときは、検察官は、裁判官に、追徴保全命令を發して、追徴の裁判を受けるべき者に対しその財産の処分を禁止することを請求しなければならない。

しなければならない。

2 前条第二項の規定は、追徴保全に関する処分について準用する。

(公訴提起前の保全の期間)

第六十八條 没収又は追徴のための保全の共助の要請が公訴の提起されていない事件に關してされた場合において、没収保全命令又は追徴保全命令が發せられた日から四十五日以内に要請国から当該事件につき公訴が提起された旨の通知がないときは、当該没収保全又は追徴保全命令は、その効力を失う。

2 要請国から、前項の期間内に公訴を提起できないことについてやむを得ない事由がある旨理由を付して通知があつたときは、裁判官は、検察官の請求により、三十日間を限り、保全の期間を更新することができる。更新された期間内に公訴を提起できないことについてやむを得ない事由がある旨理由を付して通知があつたときも、同様とする。

(手続の取消し)

第六十九條 共助の要請を撤回する旨の通知があつたときは、検察官は、速やかに、審査、没収保全若しくは追徴保全の請求を取り消し、又は没収保全命令若しくは追徴保全命令の取消しを請求しなければならない。

2 前項の請求があつたときは、裁判所又は裁判官は、速やかに、没収保全命令又は追徴保全命令を取り消さなければならない。

(事実の取調べ)

第七十條 裁判所又は裁判官は、この章の規定による審査をし、又は没収保全若しくは追徴保全に關する処分をするため必要があるときは、事実の取調べをすることができ、この場合においては、証人を尋問し、検証を行い、又は鑑定、通訳若しくは翻訳を命ずることができる。

(検察官の処分)

第七十一條 検察官は、この章の規定による没収保全若しくは追徴保全の請求又は没収保全命令若しくは追徴保全命令の執行に關して必要があると認めるときは、関係人の出頭を求めてこれを取り調べ、鑑定を囑託し、実況見分をし、書類その他の物の所有者、所持者若しくは保管者にその物の提出を求め、公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求め、又は裁判官の發する令状により、差押え、搜索若しくは検証をすることができる。

2 検察官は、検察事務官に前項の処分をさせることができる。

(管轄裁判所)

第七十二條 この章の規定による審査、没収保全若しくは追徴保全又は令状の發付の請求は、請求する検察官の所属する検察庁の所在地を管轄する地方裁判所又はその裁判官にしなければならない。

(準用)

第七十三條 この章に特別の定めがあるものほか、裁判所若しくは裁判官の審査、処分若しくは令状の發付、検察官若しくは検察事務官のする処分又は裁判所の審査への利害関係人の参加については第三章及び第四章、刑事訴訟法(第一編第二章及び第五章から第十三章まで、第二編第一章、第三編第一章及び第四章並びに第七編に限る。)、刑事訴訟費用に關する法令並びに刑事事件における第三者所有物の没収手続

に關する必急措置法の規定を、共助の要請を受
理した場合における措置については國際搜查共
助法(昭和五十五年法律第六十九号)第四条、第
五条第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第
七条第一項並びに逃亡犯罪人引渡法(昭和二十
八年法律第六十八号)第三条、第八条第二項並
びに第十一条第一項及び第二項の規定を、それ
ぞれその性質に反しない限り、準用する。

(逃亡犯罪人の引渡しに關する特例)

第七十四条 逃亡犯罪人引渡法第一条第三項に規
定する引渡犯罪に係る行為が日本国内において
行われたとしたらば第十条第三項の罪に当た
るものである場合における同法第二条の規定の
適用については、同条第三号及び第四号中「三
年」とあるのは、「二年」とする。

第七章 雜則

(政令等への委任)

第七十五条 この法律に定めるもののほか、没収
保全と滞納処分との手続の調整について必要な
事項で、滞納処分に関するものは、政令で定め
る。

2 この法律に定めるもののほか、第十八条の規
定による第三者の参加及び裁判に關する手続、
第四章に規定する没収保全及び追徴保全に關す
る手続並びに前章に規定する國際共助手続につ
いて必要な事項(前項に規定する事項を除く。
は、最高裁判所規則で定める。

(経過措置)

第七十六条 この法律の規定に基づき政令を制定
し、又は改廃する場合においては、その政令
で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判
断される範囲内において、所要の経過措置を定

めることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、次の各号に定める日がこの
法律の施行の日(以下「施行日」という。)後とな
る場合には、当該各号に掲げる規定は、それぞ
れ改正後の国の行政組織関係法律の整備等に關する法律
等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に關する法律
(平成十一年法律第 号)の施行の日
平成十一年法律第 号の施行の日

一 第二条第二項第三号の規定 不正競争防止
法の一部を改正する法律(平成十年法律第
号)の施行の日

二 第五十四条第四項、第五十六条第一項及び
第五十七条の規定 金融監督庁設置法(平成
九年法律第一号)の施行の日

三 別表第二十三号の規定 金融システム改革
のための関係法律の整備等に關する法律(平
成十年法律第 号)の施行の日

四 別表第五十七号の規定 特定目的会社によ
る特定資産の流動化に關する法律(平成十年
法律第 号)の施行の日

(経過措置)

第二条 第九条第一項から第三項までの規定は、
この法律の施行前に財産上の不正な利益を得る
目的で犯した懲役以上の刑が定められている罪
の犯罪行為(日本国外でした行為であつて、当
該行為が日本国内において行われたとしたらば
その罪に当たり、かつ、当該行為地の法令に
より罪に当たるものを含む。)であつて、この法
律の施行後に日本国内において行われたとした

ならば別表に掲げる罪に当たるものにより生
じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は
当該犯罪行為の報酬として得た財産に關してこ
の法律の施行後にした行為に対しても、適用す
る。この場合においては、これらの財産は、第
二条第二項第一号の犯罪収益とみなす。

2 第九条第一項から第三項までの規定は、施行
日が不正競争防止法の一部を改正する法律の施
行の日後となる場合において、この法律の施行
前に犯した不正競争防止法の一部を改正する法
律による改正後の不正競争防止法第十条の二第
一項の違反行為に係る同法第十三条第三号の罪
の犯罪行為(日本国外でした行為であつて、当
該行為が日本国内において行われたとしたらば
その罪に当たり、かつ、当該行為地の法令に
より罪に当たるものを含む。)により供与された
財産に關してこの法律の施行後にした行為に対
しても、適用する。この場合においては、当該財
産は、第二条第二項第三号の犯罪収益とみなす。

3 第九条第一項から第三項までの規定は、この
法律の施行前に犯した麻薬特例法第二条第二項
に規定する薬物犯罪の犯罪行為により得た財産
又は当該犯罪行為の報酬として得た財産(麻薬
特例法附則第二項に規定する財産を含む。)に關
してこの法律の施行後にした行為に対しても、
適用する。

4 第十条及び第十一条の規定は、第一項及び第
二項に規定する財産並びにこの法律の施行前に
犯した第二条第二項第二号イからニまでに掲げ
る罪の犯罪行為(日本国外でした行為であつ
て、当該行為が日本国内において行われたとし
たならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為

地の法令により罪に当たるものを含む。)により
提供された資金に關してこの法律の施行後にし
た行為に対しても、適用する。この場合におい
ては、これらの財産及び資金は、犯罪収益とみ
なす。

第三条 不正競争防止法の一部を改正する法律の
施行の日が施行日後となる場合には、同法の施
行の日の前日までの間における第二十二條第一
項、第四十二條第一項、第五十六條第一項、第
五十九條第一項第一号及び次条の規定の適用に
ついては、これらの規定中「掲げる罪、同項第
三号に規定する罪」とあるのは、「掲げる罪と
する。

第四条 金融監督庁設置法の施行の日が施行日後
となる場合には、同法の施行の日の前日までの
間における第五十四條第一項及び第三項、第五
十五條並びに第五十六條第二項の規定の適用に
ついては、第五十四條第一項中「主務大臣(主務
大臣が内閣総理大臣である場合にあつては金融
監督庁長官とし、とあるのは「主務大臣(と、
「都道府県知事とする。」とあるのは、「都道府県
知事」と、同条第三項中「主務大臣(主務大臣が
内閣総理大臣である場合にあつては、金融監督
庁長官」とあるのは「主務大臣」と、第五十五條
中「金融監督庁長官に通知する」とあるのは「帳
簿に記録する」と、第五十六條第二項中「檢察官
等」とあるのは「檢察官、檢察事務官若しくは司
法警察職員又は税關職員若しくは証券取引等監
視委員會の職員」と、「前項に規定する罪」とあ
るのは「別表若しくは第二条第二項第二号イか
らニまでに掲げる罪、同項第三号に規定する
罪、第九条第一項から第三項まで、第十条若し

くは第十一条の罪、麻薬特例法第二条第二項各号に掲げる罪又は麻薬特例法第六条若しくは第七条の罪と、「金融監督庁長官に対し、疑わしい取引に関する情報の記録とあるのは、第五十四条第一項若しくは第三項の規定により主務大臣に届け出られ、若しくは通知された事項の記録、同条第一項の規定により都道府県知事に届け出られた事項の記録又は前条の規定により郵政大臣が記録した帳簿」と、「若しくは贋写又はその写しの送付を求める」とあるのは、又は贋写をする」とする。

第五 第五章の規定(前条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の適用については、附則第十二条の規定による改正前の麻薬特例法(以下旧麻薬特例法という。)第五条第一項の規定による届出は第五十四条第一項の規定による届出と、旧麻薬特例法第五条第三項の規定による文書の写しの送付は第五十四条第三項の規定による通知とみなし、旧麻薬特例法第六条の規定により記録した帳簿は、前条に規定する場合には、同条の規定により読み替えて適用される第五十五条の規定により記録した帳簿とみなす。

2 前条に規定する場合には、大蔵大臣は、金融監督庁設置法の施行後、速やかに、旧麻薬特例法第五条第一項の規定による届出(前条の規定により読み替えて適用される第五十四条第一項の規定による届出を含む。)に係る事項を金融監督庁長官に通知するものとする。この場合において、当該通知は、第五十四条第四項の規定による通知とみなす。

3² 郵政大臣は、この法律(前条に規定する場合)には、金融監督庁設置法の施行後、速やかに、旧麻薬特例法第六条の規定により記録した帳簿(前条に規定する場合)には、同条の規定により読み替えて適用される第五十五条の規定により記録した帳簿を含む。)の写しを金融監督庁長官に送付するものとする。この場合において、帳簿の写しの送付は、第五十五条の規定による通知とみなす。

第六 第六章の規定は、この法律の施行前に犯された犯罪に係る外国からの共助の要請及び逃亡犯罪人の引渡し等の請求についても、適用する。

第七 特許法等の一部を改正する法律(平成十年法律第 号)の施行の日が施行日後となる場合には、同法の施行の日の前日までの間における別表第三十八号の規定の適用については、同号中「第百九十六条」とあるのは、「第百九十六条第一項」とする。

第八 金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律の施行の日が施行日後となる場合には、同法の施行の日の前日までの間における別表第五十五号の規定の適用については、同号中「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」とあるのは、「金融機関の更生手続の特例等に関する法律」とする。

第九 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「第百八十六条の罪」の

下に、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第 号)第三条第一項(同項第一号又は第二号に係る部分に限る。)の罪」を加える。

(義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部改正)

第十 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和三十八年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第一号ハ中「第二百三十三号の罪の下に」若しくは組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第 号)第三条第一項(同項第七号に係る部分に限る。)若しくは同条第二項(同条第一項第七号に係る部分に限る。)の罪を加える。

第十一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

別表に次の一号を加える。

三十二 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第 号)第二章に規定する罪

(国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律の一部改正)

第十二 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律

の一部を次のように改正する。

目次中「第三条 第七条を」第三条・第四条に、「第八条 第十九条を」第五条・第十五条に、「第二十号 第二十三号を」第十六条・第十八条に、

第五章 保全手続
第一節 没収保全(第二十四条)
第二節 追徴保全(第四十四条)
第三節 雑則(第五十二条)

第四十三(条)を第五章 保全手続(第十九条・第五十一(条))に、

第二十条に、「第五十六(条)第七十条を」第二十一条・第二十三(条)に、「第七十一条・第七十二条を」第二十四条・第二十五条に改める。

第一条中「不法収益等」を「薬物犯罪収益等」に、「国際約束等」を「国際約束」に改める。

第二条第二項中(当該罪と他の罪とが刑法(明治四十年法律第四十五号)第五十四条第一項に規定する関係にある場合においては、当該他の罪を含む。)を削り、同項第一号を次のように改める。

一 第五条、第八条又は第九条の罪

第二条第三項及び第四項中「不法収益を」薬物犯罪収益に改め、同条第五項中「不法収益等」を「薬物犯罪収益等」に、「不法収益、不法収益」を「薬物犯罪収益、薬物犯罪収益」に改める。

第三条第一項中、「次条第一項及び第七条を」及び次条第一項に改める。

第五条から第七(条)までを削る。

第八条中「第一条を」第八条に改め、第三章中同条を第五(条)とする。

第九条の見出し中「不法収益等」を「薬物犯罪

収益等」に改め、同条第一項中「不法収益等」を「薬物犯罪収益等」に、「不法収益の」を「薬物犯罪収益の」に改め、同条を第六条とする。

第十条(見出しを含む。)中「不法収益等」を「薬物犯罪収益等」に改め、同条を第七条とする。

第十一条を第八条とする。

第十二条中「第九条を」第六条に、「第十条を」第七条に改め、同条を第九条とする。

第十三条中「第八条から第十条まで」を「第五条から第七条まで」に改め、「刑法」の下に「明治四十年法律第四十五号」を加え、同条を第十三条とする。

第十四条の見出し中「不法収益等」を「薬物犯罪収益等」に改め、同条第一項ただし書中「第九条第一項を」第六条第一項に、「第十条を」第七条に、「不法収益」を「薬物犯罪収益」に改め、同項第一号及び第二号中「不法収益」を「薬物犯罪収益」に改め、同項第三号中「第九条第一項を」第六条第一項に、「第十条を」第七条に、「不法収益等」を「薬物犯罪収益等」に改め、同項第四号中「第九条第一項を」第六条第一項に、「第十条を」第七条に改め、同条第三項第一号及び第二号中「不法収益」を「薬物犯罪収益」に改め、同項第三号中「第九条第三項を」第六条第三項に改め、同条を第十一條とし、同条の次に次の一条を加える。

(薬物犯罪収益等が混和した財産の没収等)
第十二条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第二十号。以下「組織的な犯罪処罰法」という。)第十四条及び第十五条の規定は、前条の規定により

る没収について準用する。この場合において、組織的な犯罪処罰法第十四条中「前条第一項各号」とあるのは、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律第二十一条第一項各号」と読み替えるものとする。

平成十一年八月十二日 参議院会議録第四十五号

第十五条及び第十六条を削る。

第十七条第一項中「第十四条第一項を」第一項第一項に改め、同条第二項中「第十四条第三項を」第三項に改め、同条を第十三条とする。

第十八条の見出し中「不法収益」を「薬物犯罪収益」に改め、同条中「第八条を」第五条に、「不法収益」を「薬物犯罪収益」に改め、同条を第十四条とする。

第十九条中「第八条から第十二条まで」を「第五条から第九条まで」に改め、第三章中同条を第十五条とする。

第二十条第一項中「不法財産」を「第十一条第一項各号又は第三項各号に掲げる財産に」、「一次条及び第二十三条を」第十八条に改め、同条第二項中「第九条若しくは第十条を」第六条若しくは第七條に改め、同条第三項を次のように改める。

3 組織的な犯罪処罰法第十八条第三項から第五項までの規定は、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、第十二条において準用する組織的な犯罪処罰法第十五条第二項の規定により当該権利を存続させるべきときについて準用する。

第二十条中第四項及び第五項を削り、第六項

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案

を第四項とし、第四章中同条を第十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

(没収された債権等の処分等)
第十七条 組織的な犯罪処罰法第十九条の規定は

第十一条の規定による没収について、組織的な犯罪処罰法第二十条の規定は権利の移転について登記又は登録を要する財産を没収する裁判に基づき権利の移転の登記又は登録を関係機関に嘱託する場合について準用する。この場合において、同条中「次章第一節」とあるのは、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律第五章」と読み替えるものとする。

第二十一条及び第二十二條を削る。

第二十三条中「刑事補償法」の下に「昭和二十五年法律第一号」を加え、第四章中同条を第十八条とする。

第五章第一節の節名を削り、第二十四条第一項中、この節の定めるところによりを削り、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3 裁判官は、前二項に規定する理由及び必要があるとき、公訴が提起される前であつても、検察官又は司法警察官(麻薬取締官、麻薬取締員、警察官又は海上保安官に限るものとし、警察官たる司法警察員については、国家公安委員会又は都道府県公安委員会が指定する警部以上の者に限る。)の請求により、前二項に規定する処分をすることができ

る。

4 前三項に定めるもののほか、これらの規定による処分については、組織的な犯罪処罰法第四章の規定による没収保全命令及び附帯保全

命令による処分の禁止の例による。

第二十四条第五項及び第六項を削り、第五章中同条を第十九条とする。

第二十五条から第四十三条までを削る。

第五章第一節の節名を削り、第四十四条第一項中「第十七条を」第十三条に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 裁判官は、前項に規定する理由及び必要があるとき、公訴が提起される前であつても、検察官の請求により、同項に規定する処分をすることができる。

3 前二項に定めるもののほか、これらの規定による処分については、組織的な犯罪処罰法第四章の規定による追徴保全命令による処分の禁止の例による。

第四十四条第四項及び第五項を削り、同条を第二十条とする。

第四十五条から第五十一条までを削る。

第五章第三節を削る。

第五十六条第一項第六号中「第二十四条第一項又は第四十四条第一項を」第十九条第一項又は第二十条第一項に改め、同条第二項を削り、第六章中同条を第二十一条とする。

第五十七条中「不法財産」を「第十一条第一項各号又は第三項各号に掲げる財産に」、「不法財産の」を「当該財産の」に改め、同条を第二十二條とし、同条の次に次の一条を加える。

(組織的な犯罪処罰法による共助の例)
第二十三条 前二条に定めるもののほか、第二十一条の規定による共助については、組織的な犯罪処罰法第六章の規定による共助の例による。

第五十八条から第七十条までを削る。

六五

(偽造外国流通貨幣等の行使等)若しくは第四
 条(偽造等準備)の罪又はこれらの罪の未遂罪
 六 印紙犯罪処罰法(明治四十二年法律第三
 十九号)第一条(偽造等)又は第二条(偽造印紙等
 の使用等)の罪
 七 破産法(大正十一年法律第七十一号)第三百
 七十四條(詐欺破産)の罪、同条の例により処
 断すべき罪又は同法第三百七十八條(第三者
 の詐欺破産)の罪
 八 暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年
 法律第六十号)第一条ノ二第一項(加重傷害)
 若しくは第二条(未遂罪)又は第一条ノ三(常
 習傷害等)の罪
 九 盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和
 五年法律第九号)第二条から第四条まで(常習
 特殊強盗、常習暴行強盗、常習強盗致傷
 等)の罪
 十 有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)第
 七十七條(特別背任)の罪
 十一 職業安定法(昭和二十二年法律第四百
 一号)第六十三條(暴行等による職業紹介等)
 の罪
 十二 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十
 四号)第六十條第一項(児童虐待)の罪
 十三 郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)
 第八十四條第一項(切手類の偽造等)の罪又は
 その未遂罪
 十四 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五
 号)第九十七條(虚偽有価証券届出書等の提
 出等)、第九十八條第十五号(内部者取引)
 又は第二百三十三號(損失補てんに係る利
 益の收受等)の罪
 十五 大麻取締法(昭和二十三年法律第二百

四号)第二十四條之三(使用等)の罪
 十六 船員職業安定法(昭和二十三年法律第百
 三十号)第六十四條(暴行等による職業紹介
 等)の罪
 十七 競馬法(昭和二十三年法律第五十八号)
 第三十條(無資格競馬等)又は第三十二條の二
 後段(加重収賄)の罪
 十八 自転車競技法(昭和二十三年法律第二
 十九号)第十八條(無資格自転車競走等)又は第
 二十三條後段(加重収賄)の罪
 十九 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五
 号)第七十二條又は第七十三條の違反行為に係
 同法第七十七條(非弁護士の法律事務の取扱
 い等)の罪
 二十 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四
 年法律第二百二十八号)第六十九條の六(國際
 的な平和及び安全の維持を妨げることとなる無
 許可取引等)の罪
 二十一 小型自動車競走法(昭和二十五年法律
 第二百八十八号)第二十四條(無資格小型自動車競
 走等)又は第二十八條後段(加重収賄)の罪
 二十二 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法
 律第三百三十三号)第三條の違反行為に係る同法
 第二十四條第一号(無登録販売等)の罪又は同
 法第二十四條の二第一号(興奮等の作用を有
 する毒物等の販売等)の罪
 二十三 証券投資信託及び証券投資法人に関す
 る法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二
 百二十八條(特別背任)、第二百三十條(不実
 文書行使)、第二百三十五條第一項(証券投資
 法人荒らし等に関する収賄)又は第二百三十
 六條第二項(投資主の権利の行使に関する利
 益の受供与)若しくは第四項(投資主の権利の

行使に関する利益の受供与等についての威迫
 行為)の罪
 二十四 モーターボート競走法(昭和二十六年
 法律第二百四十二号)第二十七條(無資格モ
 ターボート競走等)又は第三十四條後段(加重
 収賄)の罪
 二十五 覚せい剤取締法第四十一條之三(覚
 せい剤の使用、覚せい剤原料の輸入等)、第四
 十一條之四(管理外覚せい剤の施用等)、第四
 十一條之七(覚せい剤原料の輸入等の予備)、
 第四十一條之十(覚せい剤原料の輸入等に係
 る資金等の提供等)又は第四十一條之十三(覚
 せい剤原料の譲渡)と譲受けとの周旋)の罪
 二十六 出入国管理及び難民認定法(昭和二十
 六年政令第三百十九号)第七十三條の二第一
 項(不法就労助長)、第七十四條(集団密航者
 を不法入国させる行為等)、第七十四條の二
 (集団密航者の輸送)、第七十四條の四(集団
 密航者の收受等)若しくは第七十四條の六(不
 法入国等援助等)の罪又は同法第七十四條の
 八第二項(営利目的の不法入国者等の蔵匿等)
 の罪若しくはその未遂罪
 二十七 会社更生法(昭和二十七年法律第七
 十二号)第二百九十條第一項(詐欺更生)又は
 第二百九十一條第一項(第三者の詐欺更生)の
 罪
 二十八 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八
 年法律第十四号)第六十四條之三(ジアセチル
 モルヒネ等の施用等)又は第六十六條之二(麻
 薬の施用等)の罪
 二十九 武器等製造法(昭和二十八年法律第百
 四十五号)第三十一條(銃砲の無許可製造)若

しくは第三十一條の二第一号(銃砲以外の武
 器の無許可製造)の罪又は銃砲の製造に係る
 同条第四号(銃砲の無許可製造)の罪
 三十 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第
 百九條(輸入禁制品の輸入)の罪
 三十一 出資の受入れ、預り金及び金利等の取
 締りに関する法律(昭和二十九年法律第九
 十五号)第五條第一項(高金利)若しくは第二
 項(業として行う高金利)の罪、同法第一條若
 しくは第二條第一項の違反行為に係る同法第
 八條第一項第一号(元本を保証して行う出資
 金の受入れ等)の罪又は同法第一條、第二條
 第一項若しくは第五條第一項若しくは第二項
 の違反行為に係る同法第八條第一項第二号
 (元本を保証して行う出資金の受入れ等の脱
 法行為)の罪
 三十二 日本中央競馬会法(昭和二十九年法律
 第二百五号)第三十七條第一項後段(加重収
 賄)の罪
 三十三 補助金等に係る予算の執行の適正化に
 関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第
 二十九條(不正の手段による補助金等の受交
 付等)の罪
 三十四 売春防止法第六條第一項(周旋)、第七
 條(困惑等による売春)、第八條第一項(対償
 の收受等)、第十條(売春をさせる契約)、第
 十一條第二項(業として行う場所の提供)、第
 十二條(売春をさせる者)又は第十三條(資金
 等の提供)の罪
 三十五 銃砲刀剣類所持等取締法第三十一條か
 ら第三十一條の四まで(けん銃等の発射、輸
 入、所持、譲渡等)、第三十一條の七から
 第三十一條の九まで(けん銃実包の輸入、所

平成十一年八月十二日 参議院會議録第四十五号

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案

持、譲渡し等)、第三十一条の十一から第三十一条の十三まで(銃銃の所持等、けん銃等の輸入の準備、けん銃等の輸入に係る資金等の提供、第三十一条の十五(けん銃等の譲渡)と譲受けの周旋等)、第三十一条の十六第一項第一号(けん銃等及び銃銃以外の銃砲等の所持)、第二号(けん銃部品の所持若しくは第三号(けん銃部品の譲渡し等)若しくは第二項(未遂罪)、第三十一条の十七(けん銃等としての物品の輸入等)、第三十一条の十八第一号(けん銃美品の譲渡しと譲受けの周旋)又は第三十二条第一号(けん銃部品の譲渡しと譲受けの周旋等)の罪

罪又は同法第二十六条第二号の二(産業廃棄物の処理の受託)の罪
四十三 航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律(昭和四十九年法律第八十七号)第一条から第五条まで(航空危険、航行中の航空機を墜落させる行為等、業務中の航空機の破壊等、業務中の航空機内への爆発物等の持込み、未遂罪)の罪

(不実文書行使)の罪
五十二 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成七年法律第六十五号)第三十八条から第四十条まで(化学兵器の使用、製造等)の罪

三十六 特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)第九十六条(特許権等の侵害)の罪
三十七 商標法(昭和三十四年法律第二百一十七号)第七十八条(商標権等の侵害)の罪
三十八 薬事法(昭和三十五年法律第四百十五号)第八十四条第五号(業として行う医薬品の販売等)の罪

四十四 人質による強要行為等の処罰に関する法律(昭和五十二年法律第四十八号)第一条から第四条まで(人質による強要等、加重人質強要、人質殺害)の罪
四十五 無限連鎖講の防止に関する法律(昭和五十二年法律第一号)第五条(開設等)の罪
四十六 細密兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の実施に関する法律(昭和五十七年法律第六十一号)第九条(製造等)の罪

五十三 サリン等による人身被害の防止に関する法律(第五号)発散させる行為又は第六号第一項から第三項まで(製造等)の罪
五十四 保険業法(平成七年法律第五十五号)第三百二十二条(保険管理人等の特別背任)、第三百二十三条(債権者集会の代表者等の特別背任)又は第三百二十五条(不実文書行使)の罪

三十九 金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)第三十二条(特別背任)の罪
四十 著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第九十九条(著作権等の侵害等)の罪
四十一 航空機の強取等の処罰に関する法律(昭和四十五年法律第六十八号)第一条(航空機の強取等)、第二条(航空機強取等致死)又は第四条(航空機の運航妨害)の罪

四十七 貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)第四十七条第二号(無登録営業)の罪
四十八 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第五十八条(有害業務目的労働者派遣)の罪又は同法第四十条第三項に係る同法第五十九条第一号(適用対象業務以外の業務)についての労働者派遣事業の罪

五十五 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)第九十五条第一項(詐欺更生)又は第九十六条第一項(第三者の詐欺更生)の罪
五十六 臓器の移植に関する法律(平成九年法律第四号)第二十条第一項(臓器売買等)の罪
五十七 スポーツ振興投資の実施等に関する法律(平成十年法律第六十三号)第三十二条(無資格スポーツ振興投資)又は第三十七条後段(加重取締)の罪

四十二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第十四条第一項若しくは第四項若しくは第十四条の四第一項若しくは第四項の違反行為に係る同法第二十五条第一号(無許可産業廃棄物処理業)の罪

四十九 金融先物取引法(昭和六十二年法律第七十七号)第九十四条(仮装取引等)の罪
五十 麻薬特例法第六号第一項(薬物犯罪収益等隠匿)又は第二項(未遂罪)の罪
五十一 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)第四十九条

五十九 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第五条(児童買春周旋)、第六条第二項(業として行う児童買春勧誘)、第七条(児童ポルノ頒布等)又は第八条(児童買春等目的の人身売買等)の罪

四十二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第十四条第一項若しくは第四項若しくは第十四条の四第一項若しくは第四項の違反行為に係る同法第二十五条第一号(無許可産業廃棄物処理業)の罪

五十一 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)第四十九条

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、刑事訴訟法に基づく電気通信の傍受を行う強制の処分に関し、傍受令状発付の要件及び手続、傍受の実施の手続、傍受の記録の取扱い、傍受に関する裁判及び処分についての不服申立てその他必要な事項を定めようとするものであって、おおむね妥当な措置と認めらる。

四十二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第十四条第一項若しくは第四項若しくは第十四条の四第一項若しくは第四項の違反行為に係る同法第二十五条第一号(無許可産業廃棄物処理業)の罪

五十一 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)第四十九条

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、刑事訴訟法に基づく電気通信の傍受を行う強制の処分に関し、傍受令状発付の要件及び手続、傍受の実施の手続、傍受の記録の取扱い、傍受に関する裁判及び処分についての不服申立てその他必要な事項を定めようとするものであって、おおむね妥当な措置と認めらる。

四十二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第十四条第一項若しくは第四項若しくは第十四条の四第一項若しくは第四項の違反行為に係る同法第二十五条第一号(無許可産業廃棄物処理業)の罪

五十一 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)第四十九条

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、刑事訴訟法に基づく電気通信の傍受を行う強制の処分に関し、傍受令状発付の要件及び手続、傍受の実施の手続、傍受の記録の取扱い、傍受に関する裁判及び処分についての不服申立てその他必要な事項を定めようとするものであって、おおむね妥当な措置と認めらる。

四十二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第十四条第一項若しくは第四項若しくは第十四条の四第一項若しくは第四項の違反行為に係る同法第二十五条第一号(無許可産業廃棄物処理業)の罪

五十一 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)第四十九条

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、刑事訴訟法に基づく電気通信の傍受を行う強制の処分に関し、傍受令状発付の要件及び手続、傍受の実施の手続、傍受の記録の取扱い、傍受に関する裁判及び処分についての不服申立てその他必要な事項を定めようとするものであって、おおむね妥当な措置と認めらる。

四十二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第十四条第一項若しくは第四項若しくは第十四条の四第一項若しくは第四項の違反行為に係る同法第二十五条第一号(無許可産業廃棄物処理業)の罪

五十一 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)第四十九条

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、刑事訴訟法に基づく電気通信の傍受を行う強制の処分に関し、傍受令状発付の要件及び手続、傍受の実施の手続、傍受の記録の取扱い、傍受に関する裁判及び処分についての不服申立てその他必要な事項を定めようとするものであって、おおむね妥当な措置と認めらる。

四十二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第十四条第一項若しくは第四項若しくは第十四条の四第一項若しくは第四項の違反行為に係る同法第二十五条第一号(無許可産業廃棄物処理業)の罪

五十一 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)第四十九条

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、刑事訴訟法に基づく電気通信の傍受を行う強制の処分に関し、傍受令状発付の要件及び手続、傍受の実施の手続、傍受の記録の取扱い、傍受に関する裁判及び処分についての不服申立てその他必要な事項を定めようとするものであって、おおむね妥当な措置と認めらる。

四十二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第十四条第一項若しくは第四項若しくは第十四条の四第一項若しくは第四項の違反行為に係る同法第二十五条第一号(無許可産業廃棄物処理業)の罪

五十一 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)第四十九条

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、刑事訴訟法に基づく電気通信の傍受を行う強制の処分に関し、傍受令状発付の要件及び手続、傍受の実施の手続、傍受の記録の取扱い、傍受に関する裁判及び処分についての不服申立てその他必要な事項を定めようとするものであって、おおむね妥当な措置と認めらる。

四十二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第十四条第一項若しくは第四項若しくは第十四条の四第一項若しくは第四項の違反行為に係る同法第二十五条第一号(無許可産業廃棄物処理業)の罪

五十一 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)第四十九条

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、刑事訴訟法に基づく電気通信の傍受を行う強制の処分に関し、傍受令状発付の要件及び手続、傍受の実施の手続、傍受の記録の取扱い、傍受に関する裁判及び処分についての不服申立てその他必要な事項を定めようとするものであって、おおむね妥当な措置と認めらる。

四十二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第十四条第一項若しくは第四項若しくは第十四条の四第一項若しくは第四項の違反行為に係る同法第二十五条第一号(無許可産業廃棄物処理業)の罪

五十一 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)第四十九条

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、刑事訴訟法に基づく電気通信の傍受を行う強制の処分に関し、傍受令状発付の要件及び手続、傍受の実施の手続、傍受の記録の取扱い、傍受に関する裁判及び処分についての不服申立てその他必要な事項を定めようとするものであって、おおむね妥当な措置と認めらる。

四十二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第十四条第一項若しくは第四項若しくは第十四条の四第一項若しくは第四項の違反行為に係る同法第二十五条第一号(無許可産業廃棄物処理業)の罪

五十一 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)第四十九条

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、刑事訴訟法に基づく電気通信の傍受を行う強制の処分に関し、傍受令状発付の要件及び手続、傍受の実施の手続、傍受の記録の取扱い、傍受に関する裁判及び処分についての不服申立てその他必要な事項を定めようとするものであって、おおむね妥当な措置と認めらる。

審査報告書
犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。
平成十一年八月九日
法務委員長 荒木 清寛
参議院議長 斎藤 十朗殿
要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、刑事訴訟法に基づく電気通信の傍受を行う強制の処分に関し、傍受令状発付の要件及び手続、傍受の実施の手続、傍受の記録の取扱い、傍受に関する裁判及び処分についての不服申立てその他必要な事項を定めようとするものであって、おおむね妥当な措置と認めらる。
一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。
犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案
(第百四十二回国会内閣提出、本院継続審査)
右の内閣提出案は本院において修正議決した。
よってこれを送付する。
平成十一年六月一日
衆議院議長 伊藤宗一郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

目次

第一章 總則(第一條・第二條)

第二章 通信傍受の要件及び実施の手続(第三

条—第十八条)

第三章 通信傍受の記録等(第十九条―第二十七条)

通信の秘密の尊重等(第二十八条―第三十条)

第五章 補則(第三十一条・第三十二条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、○組織的な犯罪が平穩かつ健全な社会生活を著しく害していることにかんがみ、

○組織的な殺人、身の代金目的略取、薬物及び銃

て、犯人間の相互連絡等に用いられる電話その他の電気通信の傍受を行ななければ事案の真相相の解明することが著しく困難な場合が増加する状況にあることにかんがみ、これに適切に対処するため必要な刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百三十一号)に規定する電気通信の傍受を行う強制的処分に關し、通信の秘密を不当に侵害することなく事案の真相の的確な解明に資するよう、その要件、手続その他必要な事項を定めることを目的とする。

第二条 この法律において「通信」とは、電話その

他の電気通信であつて、その伝送路の全部若しくは一部が有線（有線以外の方式で電波その他の電磁波を送り、又は受けるための電氣的設備に附屬する有線を除く。）であるもの又はその伝送路に交換設備があるものをいう。

2 この法律において「傍受」とは、現に行われて
いる他人間の通信について、その内容を知るた
め、当該通信の当事者のいずれの同意も得ない
で、これを受けることをいう。

3 この法律において「通信事業者等」とは、電気通信を行うための設備（以下「電気通信設備」という。）を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供する事業を営む者及びそれ以外の者であつて自己の業務のために不特定又は多数の者の通信を媒介することのできる電気通信設備を設置している者をいう。

第二章 通信傍受の要件及び実施の手続

〔傍受令狀〕

第三条 検査官又は司法警察員は、次の各号のい
ずれかに該当する場合において、当該各号に規
定する犯罪(第一号及び第三号にあっては、そ
の一連の犯罪をいう。)の實行、準備又は証拠隠
滅等の事後措置に関する謀議、指示その他の相
互連絡その他当該犯罪の實行に関連する事項を
内容とする通信(以下この項において「犯罪関連
通信」という。)が行われると疑うに足る状況
があり、かつ、他の方法によつては、犯人を特

定し、又は犯行の状況若しくは内容を明らかにすることが著しく困難であるときは、裁判官の発する傍受令状により、電話番号その他発信元又は発信先を識別するための番号又は符号（以下「電話番号等」という。）によって特定された通信の手段（以下「通信手段」という。）であつて、被疑者が通信事業者等との間の契約に基づいて使用しているもの（犯人による犯罪関連通信に用いられる疑いがないと認められるものを除く。）又は犯人による犯罪関連通信に用いられると疑うに足るものについて、これを用いて行われた犯罪関連通信の傍受をすることができ
る。

別表に掲げる罪が犯されたと疑うに足りる十分な理由がある場合において、当該犯罪が数人の共謀によるものであると疑うに足りる状況があるとき。

二 別表に掲げる罪が犯され、かつ、引き続き次に掲げる罪が犯されると疑うに足りる十分な理由がある場合において、これらの犯罪が数人の共謀によるものであると疑うに足りる状況があるとき。

イ 当該犯罪と同様の態様で犯されるこれと
同一又は同種の別表に掲げる罪

口 当該犯罪の実行を含む一連の犯行の計画に基づいて犯される別表に掲げる罪

三 ○禁錮以上の刑が定められている罪が別表に掲げる罪の実行に必要な準備のために犯され、かつ、引き続き当該別表に掲げる罪が犯

と一体のものとしてその

されると疑うに足りる十分な理由がある場合において、当該犯罪が数人の共謀によるものであると疑うに足りる状況があるとき。

2 別表に掲げる罪であつて、譲渡し、譲受け、貸付け、借受け又は交付の行為を罰するものについては、前項の規定にかかわらず、数人の共謀によるものであると疑うに足りる状況があることを要しない。

3 前二項の規定による傍受は、通信事業者等の看守する場所で行う場合を除き、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内においては、これを行うことができない。ただし、住居主若しくは看守者又はこれらの者に代わるべき者の承諾がある場合は、この限りでない。

（令状請求の手続）

第四条 傍受令状の請求は、檢察官^{検事}(檢察官)・檢事總長が指定する者に限る。次項及び第七条において同じ。又は司法警察員(國家公安委員會又は都道府縣公安委員會が指定する^{監視}警部以上の警察官、厚生大臣が指定する麻薬取締官及び海上保安庁長官が指定する海上保安官に限る。同項及び同条において同じ。)から地方裁判所の裁判官にこれをしなければならぬ。ただし、急速を要し、地方裁判所の裁判官に請求することができないときは、簡易裁判所の裁判官にこれをする^{ことができる。}

2 検察官又は司法警察員は、前項の請求をする場合において、当該請求に係る被疑事実の全部又は一部と同一の被疑事実について、前に同一の通信手段を対象とする傍受令状の請求又はそ

の発付があったときは、その旨を裁判官に通知しなければならない。

(傍受令状の発付)

第五條 前条第一項の請求を受けた裁判官は、同項の請求を理由があると認めるとき(簡易裁判所の裁判官にあつては、同項の請求が理由があり、かつ、急速を要し、地方裁判所の裁判官に傍受令状を請求することができないと認めるとき)は、傍受ができる期間として十日以内(簡易裁判所の裁判官にあつては、五日以内)の期間を定めて、傍受令状を発する。

2 裁判官は、傍受令状を発する場合において、傍受の実施(通信の傍受をすること及び通信手段について直ちに傍受をすることができるとして通信の状況を監視することをいう。以下同じ。)に關し、適当と認める条件を付することができる。

(傍受令状の記載事項)

第六條 傍受令状には、被疑者の氏名、被疑事実の要旨、罪名、罰条、傍受すべき通信、傍受の実施の対象とすべき通信手段、傍受の実施の方法及び場所、傍受ができる期間、傍受の実施に關する条件、有効期間及びその期間経過後は傍受の処分に着手することができず傍受令状はこれを返還しなければならない旨並びに発付の日日その他最高裁判所規則で定める事項を記載し、裁判官が、これに記名押印しなければならない。ただし、被疑者の氏名については、これが明らかでないときは、その旨を記載すれば足る。

(傍受ができる期間の延長)

第七條 地方裁判所の裁判官は、必要があると認めるときは、檢察官又は司法警察員の請求により、十日以内の期間を定めて、傍受ができる期間を延長することができる。ただし、傍受ができる期間は、通じて三十日を超えることができない。

2 前項の延長は、傍受令状に延長する期間及び理由を記載し記名押印してこれをしなければならない。

(同一事実に関する傍受令状の発付)

第八條 裁判官は、傍受令状の請求があつた場合において、当該請求に係る被疑事実の前に発付された傍受令状の被疑事実と同一のものが含まれるときは、同一の通信手段については、更に傍受をすることを必要とする特別の事情があるとして認めるときに限り、これを発付することができる。

(傍受令状の提示)

第九條 傍受令状は、通信手段の傍受の実施をする部分を管理する者(会社その他の法人又は団体にあつては、その役員員。以下同じ。)又はこれに代わるべき者に示さなければならない。ただし、被疑事実の要旨については、この限りでない。

2 傍受ができる期間が延長されたときも、前項と同様とする。

(必要な処分等)

第十條 傍受の実施については、電気通信設備に

傍受のための機器を接続することその他の必要な処分をすることができる。

2 檢察官又は司法警察員は、檢察事務官又は司法警察職員に前項の処分をさせることができる。

(通信事業者等の協力義務)

第十一條 檢察官又は司法警察員は、通信事業者等に対して、傍受の実施に關し、傍受のための機器の接続その他の必要な協力を求めることができる。この場合においては、通信事業者等は、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

(立会い)

第十二條 傍受の実施をするときは、通信手段の傍受の実施をする部分を管理する者又はこれに代わるべき者を立ち会わせなければならない。これらの者を立ち会わせることができないときは、地方公共団体の職員を立ち会わせなければならない。

立会人は、檢察官又は司法警察員に対し、当該傍受の実施に關し意見を述べることができる。

2 前項の規定にかかわらず、立会人を常時立ち会わせることができないやむを得ない事情があるときは、その事情がある間に限り、立会人を立ち会わせることを要しない。ただし、傍受の実施の開始、中断及び終了並びに傍受をした通信を記録する媒体(以下「記録媒体」という。)の交換の際には、この限りでない。

(該当性判断のための傍受)

第十三條 檢察官又は司法警察員は、傍受の実施をしている間に行われた通信であつて、傍受令状に記載された傍受すべき通信(以下単に「傍受すべき通信」という。)に該当するかどうか明らかでないものについては、傍受すべき通信に該当するかどうかを判断するため、これに必要な最小限度の範囲に限り、当該通信の傍受をすることができる。

2 外国語による通信又は暗号その他その内容を即時に復元することができない方法を用いた通信であつて、傍受の時にその内容を知ることが困難なため、傍受すべき通信に該当するかどうかを判断することができないものについては、その全部の傍受をすることができる。この場合においては、速やかに、傍受すべき通信に該当するかどうかの判断を行わなければならない。

(他の犯罪の実行を内容とする通信の傍受)

第十四條 檢察官又は司法警察員は、傍受の実施をしている間に、傍受令状に被疑事実として記載されている犯罪以外の犯罪であつて、
○別表に掲げるもの又は
○死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たるものを実行したこと、実行していること又は実行することを内容とするものと明らかに認められる通信が行われたときは、当該通信の傍受をすることができる。

(医師等の業務に關する通信の傍受の禁止)

第十五條 医師、歯科医師、助産婦、看護婦、弁護士(外国法事務弁護士を含む。)、弁理士、公証人又は宗教の職にある者(傍受令状に被疑者として記載されている者を除く。)との間の通信については、他人の依頼を受けて行うその業務に關するものと認められるときは、傍受をしてはならない。

(相手方の電話番号等の探知)

第十六条 検察官又は司法警察員は、傍受の実施をして行われた通信について、これが傍受すべき通信若しくは第十四条の規定により傍受をすることができる通信に該当するものであるとき、又は第十三条の規定による傍受すべき通信に該当するかどうかの判断に資すると認めるときは、傍受の実施の場所において、当該通信の相手方の電話番号等の探知をすることができる。この場合においては、別に令状を必要としない。

2 検察官又は司法警察員は、通信事業者等に対して、前項の処分に関し、必要な協力を求めることができる。この場合においては、通信事業者等は、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

3 検察官又は司法警察員は、傍受の実施の場所以外の場所において第一項の探知のための措置を必要とする場合には、当該措置を執ることができる通信事業者等に対し、同項の規定により行う探知である旨を告知して、当該措置を執ることを要請することができる。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

(傍受の実施を中断し又は終了すべき時の措置)
第十七条 傍受令状の記載するところに従い傍受の実施を中断し又は終了すべき時に現に通信が行われているときは、その通信手段の使用(以下「通信」という。)が終了するまで傍受の実施を継続することができる。

(傍受の実施の終了)
第十八条 傍受の実施は、傍受の理由又は必要が

なくなったときは、傍受令状に記載された傍受ができる期間内であっても、これを終了しなくてはならない。

第三章 通信傍受の記録等

(傍受をした通信の記録)

第十九条 傍受をした通信については、すべて録音その他通信の性質に応じた適切な方法により記録媒体に記録しなければならない。この場合においては、第二十二条第二項の手続の用に供するため、同時に、同一の方法により他の記録媒体に記録することができる。

2 傍受の実施を中断し又は終了するときは、その時に使用している記録媒体に対する記録を終了しなければならない。

(記録媒体の封印等)

第二十条 前条第一項前段の規定により記録をした記録媒体については、傍受の実施を中断し又は終了したときは、速やかに、立会人にその封印を求めなければならない。傍受の実施をしていない間に記録媒体の交換をしたときその他記録媒体に対する記録が終了したときも、同様とする。

2 前項の記録媒体については、前条第一項後段の規定により記録をした記録媒体がある場合を除き、立会人にその封印を求める前に、第二十二条第二項の手続の用に供するための複製を作成することができる。

3 立会人が封印をした記録媒体は、遅滞なく、傍受令状を交付した裁判官が所属する裁判所の裁判官(簡易裁判所の裁判官が傍受令状を交付した場合には、当該簡易裁判所の所在地を管轄

する地方裁判所の裁判官)に提出しなければならない。

(傍受の実施の状況を記載した書面の提出)

第二十一条 検察官又は司法警察員は、傍受の実施の終了後、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を、前条第三項に規定する裁判官に提出しなければならない。第七條の規定により傍受ができる期間の延長を請求する時も、同様とする。

一 傍受の実施の開始、中断及び終了の年月日時

二 立会人の氏名及び職業

三 第十二条第二項の規定により立会人を立ち会わせなかった場合は、その時間及び理由

四 傍受の実施をしている間における通話の開始及び終了の年月日時

五 傍受をした通信については、傍受の根拠となった条項、その開始及び終了の年月日時並びに通信の当事者の氏名その他その特定に資する事項

六 第十四条に規定する通信については、当該通信に係る犯罪の罪名及び罰条並びに当該通信が同条に規定する通信に該当すると認めた理由

七 記録媒体の交換をした年月日時

八 前条第一項の規定による封印の年月日時及び封印をした立会人の氏名

九 その他傍受の実施の状況に関し最高裁判所規則で定める事項

2 前項に規定する書面の提出を受けた裁判官は、同項第八号の通信については、これが第十四条に規定する通信に該当するか

どうかを審査し、これに該当しないと認めるときは、当該通信の傍受の処分を取り消すものとする。この場合においては、第二十六條第三項、第五項及び第六項の規定を準用する。

(傍受記録の作成)

第二十二条 検察官又は司法警察員は、傍受の実施を中断し又は終了したときは、その都度、速やかに、傍受をした通信の内容を刑事手続において使用するための記録(以下「傍受記録」という。)一通を作成しなければならない。傍受の実施をしている間に記録媒体の交換をしたときその他記録媒体に対する記録が終了したときも、同様とする。

2 傍受記録は、第十九条第一項後段の規定により記録をした記録媒体又は第二十条第二項の規定により作成した複製から、次に掲げる通信以外の通信の記録を消去して作成するものとする。

一 傍受すべき通信に該当する通信

二 第十三条第二項の規定により傍受をした通信であつて、なおその内容を復元するための措置を要するもの

三 第十四条の規定により傍受をした通信及び第十三条第二項の規定により傍受をした通信であつて第十四条に規定する通信に該当すると認められるに至つたもの

四 前三号に掲げる通信と同一の通話の機会に行われた通信

3 前項第二号に掲げる通信の記録については、当該通信が傍受すべき通信及び第十四条に規定する通信に該当しないことが判明したときは、傍受記録から当該通信の記録及び当該通信に係

る同項第四号に掲げる通信の記録を消去しなければならぬ。ただし、当該通信と同一の通話の機会に行われた同項第一号から第三号までに掲げる通信があるときは、この限りでない。

4 検察官又は司法警察員は、傍受記録を作成した場合において、他に第二十条第三項の規定により裁判官に提出した記録媒体(以下「傍受の原記録」という。)以外の傍受をした通信の記録をした記録媒体又はその複製等(複製その他記録の内容の全部又は一部をそのまま記録した物及び書面をいう。以下同じ。)があるときは、その記録の全部を消去しなければならない。前項の規定により傍受記録から記録を消去した場合において、他に当該記録の複製等があるときも、同様とする。

5 検察官又は司法警察員は、傍受をした通信であつて、傍受記録に記録されたもの以外のものについては、その内容を他人に知らせ、又は使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(通信の当事者に対する通知)

第二十三条 検察官又は司法警察員は、傍受記録に記録されている通信の当事者に対し、傍受記録を作成した旨及び次に掲げる事項を書面で通知しなければならない。

- 一 当該通信の開始及び終了の年月日時並びに相手方の氏名(判明している場合に限る。)
- 二 傍受令状の発付の年月日
- 三 傍受の実施の開始及び終了の年月日

四 傍受の実施の対象とした通信手段
五 傍受令状に記載された罪名及び罰条
六 第十四条に規定する通信については、その旨並びに当該通信に係る犯罪の罪名及び罰条

2 前項の通知は、通信の当事者が特定できない場合又はその所在が明らかでない場合を除き、傍受の実施が終了した後三十日以内にこれを発しなければならない。ただし、地方裁判所の裁判官は、捜査が妨げられるおそれがあると認めるときは、検察官又は司法警察員の請求により、六十日以内の期間を定めて、この項の規定により通知を発しなければならない期間を延長することができる。

3 検察官又は司法警察員は、前項本文に規定する期間が経過した後、通信の当事者が特定された場合又はその所在が明らかになった場合には、当該通信の当事者に対し、速やかに、第一項の通知を発しなければならない。この場合において、前項ただし書の規定を準用する。
(傍受記録の聴取及び閲覧等)

第二十四条 前条第一項の通知を受けた通信の当事者は、傍受記録のうち当該通信に係る部分を聴取し、若しくは閲覧し、又はその複製を作成することができる。

(傍受の原記録の聴取及び閲覧等)

第二十五条 傍受の原記録を保管する裁判官(以下「原記録保管裁判官」という。)は、傍受記録に記録されている通信の当事者が、前条の規定により、傍受記録のうち当該通信に係る部分を聴取し、若しくは閲覧し、又はその複製を作成した場合において、傍受記録の正確性の確認のために必要があると認めるときその他正当な理由があるとき、当該通信の当事者の請求により、傍受の原記録のうち当該通信に相当する部分を聴取し、若しくは閲覧し、又はその複製を作成することを許可しなければならない。

2 原記録保管裁判官は、傍受をされた通信の内容の確認のために必要があると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、傍受記録に記録されている通信以外の通信の当事者の請求により、傍受の原記録のうち当該通信に係る部分を聴取し、若しくは閲覧し、又はその複製を作成することを許可しなければならない。

3 原記録保管裁判官は、傍受が行われた事件に關し、犯罪事実の存否の証明又は傍受記録の正確性の確認のために必要があると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、検察官又は司法警察員の請求により、傍受の原記録のうち必要と認める部分を聴取し、若しくは閲覧し、又はその複製を作成することを許可する。ただし、複製の作成については、次に掲げる通信(傍受記録に記録されているものを除く。)に係る部分に限る。

- 一 傍受すべき通信に該当する通信
- 二 犯罪事実の存否の証明に必要な証拠となる通信(前号に掲げる通信を除く。)
- 三 前二号に掲げる通信と同一の通話の機会に行われた通信

4 次条第三項の○の規定により記録の消去を命じるときは、以下の項において同じ。

4 次条第三項の○の規定により記録の消去を命じるときは、以下の項において同じ。
た裁判がある場合においては、前項の規定による複製を作成することの許可の請求は、同項の規定にかかわらず、当該裁判により消去を命じられた記録に係る通信が新たに同項第一号又は第二号に掲げる通信であつて他にこれに代わるべき適当な証明方法がないものであることが判明するに至つた場合に限り、傍受の原記録のうち当該通信及びこれと同一の通話の機会に行われた通信に係る部分について、することができ。ただし、当該裁判が同条第三項第二号に該当するとしてこれらの通信の記録の消去を命じたものであるときは、この請求をすることができない。

5 原記録保管裁判官は、検察官により傍受記録又はその複製等の取調への請求があつた被告人に關し、被告人の防衛又は傍受記録の正確性の確認のために必要があると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、被告人又はその弁護人の請求により、傍受の原記録のうち必要と認める部分を聴取し、若しくは閲覧し、又はその複製を作成することを許可することができる。ただし、被告人が当事者でない通信に係る部分の複製の作成については、当該通信の当事者のいずれかの同意がある場合に限る。

6 検察官又は司法警察員が第三項の規定により作成した複製は、傍受記録とみなす。この場合において、第二十三条の規定の適用については、同条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは

「次に掲げる事項並びに第二十五条第三項の複製を作成することの許可があった旨及びその年月日」とし、同条第二項中「傍受の実施が終了した後」とあるのは「複製を作成した後」とする。

7 傍受の原記録については、第一項から第五項までの規定による場合のほか、これを聴取させ、若しくは閲覧させ、又はその複製を作成させてはならない。ただし、裁判所又は裁判官が、刑事訴訟法の定めるところにより、検察官により傍受記録若しくはその複製等の取調べの請求があった被告事件又は傍受に関する刑事事件の審理又は裁判のために必要があると認め、傍受の原記録のうち必要と認める部分を取り調べる場合においては、この限りでない。

(不服申立て)

第二十六条 裁判官がした通信の傍受に関する裁判に不服がある者は、その裁判官が所属する裁判所(簡易裁判所の裁判官がした裁判に対しては、当該簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所)に、その裁判の取消し又は変更を請求することができる。

2 検察官又は検察事務官がした通信の傍受に関する処分不服がある者はその検察官又は検察事務官が所属する検察庁の所在地を管轄する地方裁判所に、司法警察職員がした通信の傍受に関する処分不服がある者はその職務執行地を管轄する地方裁判所に、その処分の取消し又は変更(傍受の実施の終了を含む)を請求することができる。

3 裁判所は、前項の請求により傍受の処分を取り消す場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、検察官又は司法警察員に対し、その保管する傍受記録(前条第六項の規定により傍受記録とみなされたものを除く。以下この項において同じ。)及びその複製等のうち当該傍受の処分に係る通信及びこれと同一の通話の機会に行われた通信の記録の消去を命じなければならぬ。ただし、第三号に該当すると認める場合において、当該記録の消去を命ずることが相当でないと認めるときは、この限りでない。

一 当該傍受に係る通信が、第二十二條第二項各号に掲げる通信のいずれにも当たらないとき。

二 当該傍受において、通信の当事者の利益を保護するための手続に重大な違法があるとき。

三 前一号に該当する場合を除き、当該傍受の手続に違法があるとき。

4 前条第三項の複製を作成することの許可が取り消されたときは、検察官又は司法警察員は、その保管する同条第六項の規定によりみなされた傍受記録(その複製等を含む。)のうち当該取り消された許可に係る部分を消去しなければならない。

5 第三項に規定する記録の消去を命ずる裁判又は前項に規定する複製を作成することの許可の取消しの裁判は、当該傍受記録又はその複製等について既に被告事件において証拠調べがなされているときは、証拠から排除する決定がない限り、これを当該被告事件に関する手続において証拠として用いることを妨げるものではない。

6 前項に規定する裁判があった場合において、当該傍受記録について既に被告事件において証拠調べがなされているときは、当該被告事件に関する手続においてその内容を他人に知らせ又は使用する場合以外の場合においては、当該傍受記録について第三項の裁判又は第四項の規定による消去がされたものとみなして、第二十二條第五項の規定を適用する。

7 第一項及び第二項の規定による不服申立てに関する手続については、この法律に定めるもののほか、刑事訴訟法第四百二十九條第一項及び第四百三十條第一項の請求に係る手続の例による。

(傍受の原記録の保管期間)

第二十七條 傍受の原記録は、第二十三條第三項の規定による提出の日から五年を経過する日又は傍受記録若しくはその複製等が証拠として取り調べられた被告事件若しくは傍受に関する刑事事件の終結の日から六月を経過する日のうち最も遅い日まで保管するものとする。

2 原記録保管裁判官は、必要があると認めるときは、前項の保管の期間を延長することができる。

第四章 通信の秘密の尊重等

(関係者による通信の秘密の尊重等)

第二十八條 検察官、検察事務官及び司法警察職員並びに弁護人その他通信の傍受に關与し、又はその状況若しくは傍受をした通信の内容を職務上知り得た者は、通信の秘密を不当に害しないように注意し、かつ、捜査の妨げとならないように注意しなければならない。

(国会への報告等)

第二十九條 政府は、毎年、傍受令状の請求及び発付の件数、その請求及び発付に係る罪名、傍受の対象とした通信手段の種類、傍受の実施をした期間、傍受の実施をしている間における通話の回数、このうち第二十二條第二項第一号又は第三号に掲げる通信が行われたものの数並びに傍受が行われた事件に關して逮捕した人員数を国会に報告するとともに、公表するものとする。ただし、罪名については、捜査に支障を生ずるおそれがあるときは、その支障がなくなつた後においてこれらの措置を執るものとする。

通信の秘密を侵す行為の処罰等

(付審判の請求)

第三十條 捜査又は調査の権限を有する公務員が、その捜査又は調査の職務を行うに当たり犯した電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第四百四條第一項若しくは有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号)第十四條第一項の罪又はこれらに類する罪の未遂罪について告訴又は告発をした者は、検察官の公訴を提起しない処分

に不服があるときは、刑事訴訟法第二百六十二條第一項の請求をすることができる。

2 前項の罪の未遂は、罰する。

十二 銃砲刀劍類所持等取締法(昭和三十三年)

法律第六号)第三十一条から第三十一条の四まで(けん銃等の発射、輸入、所持、譲渡し等)、第三十一条の七から第三十一条の九まで(けん銃実包の輸入、所持、譲渡し等)、第三十一条の十一第一項第二号(けん銃部品の輸入)若しくは第二項(未遂罪)又は第三十一条の十六第一項第二号(けん銃部品の所持)若しくは第三号(けん銃部品の譲渡し等)若しくは第二項(未遂罪)の罪

十三 航空機の強取等の処罰に関する法律(昭和四十五年法律第八十八号)第一条(航空機の強取等)又は第二条(航空機強取等致死)の罪

十四 航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律(昭和四十九年法律第八十七号)第二条(航行中の航空機を墜落させる行為等)の罪若しくは同条第一項の罪の未遂罪又は同法第三条第二項(業務中の航空機の破壊等致死)の罪

十五 人質による強要行為等の処罰に関する法律(昭和五十二年法律第四十八号)第一条から第四条まで(人質による強要等、加重人質強要、人質殺害)の罪

十六 流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法(昭和六十二年法律第三十三号)第九条第二項(流通食品への毒物混入等致死傷)の罪

十七 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻

薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成三年法律第九十四号)第五条(業として行う不法輸入等)の罪

十八 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成七年法律第六十五号)第三十八条(化学兵器の使用)の罪

十九 サリン等による人身被害の防止に関する法律(平成七年法律第七十八号)第五条第一項(発散させる行為)又は第二項(未遂罪)の罪

二十 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第二十号)第三条第一項第三号、第四号若しくは第六号に掲げる罪に係る同条(組織的な殺人等)の罪又はこれらの罪(同項第四号及び第六号)刑法第二百二十五条の二第二項に係る部分に限る。)に掲げる罪に係るものを除く。)の未遂罪

刑事訴訟法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

平成十一年八月九日
法務委員長 荒木 清寛
参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、最近における犯罪情勢及び刑事手続の運用の実情にかんがみ、通信の当事者の

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案 刑事訴訟法の一部を改正する法律案

いずれの同意も得ないで電気通信の傍受を行う強制的処分についてその根拠を定めるとともに、証人等の身体又は財産への加害行為等の防止を図るための措置について定めようとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。

本法施行のため、別に費用を要しない。

刑事訴訟法の一部を改正する法律案(第四百十二回国会内閣提出、本院継続審査)
右の内閣提出案は本院において可決した。
よってこれを送付する。

平成十一年六月一日
衆議院議長 伊藤宗一郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

刑事訴訟法の一部を改正する法律案
刑事訴訟法の一部を改正する法律案
刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二百二十二条の次に次の一条を加える。
第二百二十二条の二 通信の当事者のいずれの同意も得ないで電気通信の傍受を行う強制的処分については、別に法律で定めるところによる。

第二百九十五条に次の一項を加える。
裁判長は、証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人を尋問する場合において、証人、鑑定人、通訳人若しくは翻訳人若しくはこれらの親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれ

があり、これらの者の住居、勤務先その他その通常所在する場所が特定される事項が明らかにされたならば証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人が十分な供述をすることができないと認めるときは、当該事項についての尋問を制限することができる。ただし、検察官のする尋問を制限することにより犯罪の証明に重大な支障を生ずるおそれがあるとき、又は被告人若しくは弁護人のする尋問を制限することにより被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

第二百九十九条の次に次の一条を加える。
第二百九十九条の二 検察官又は弁護人は、前条第一項の規定により証人、鑑定人、通訳人若しくは翻訳人の氏名及び住居を知る機会を与え又は証拠書類若しくは証拠物を閲覧する機会を与えるに当たり、証人、鑑定人、通訳人若しくは翻訳人若しくは証拠書類若しくは証拠物にその氏名が記載されている者若しくはこれらの親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認めるときは、相手方に対し、その旨を告げ、これらの者の住居、勤務先その他その通常所在する場所が特定される事項が、犯罪の証明若しくは犯罪の捜査又は被告人の防御に必要がある場合を除き、関係者(被告人を含む。)に知られないようにすることその他これらの者の安全が脅かされることがないよう

に配慮することを求めることができる。

刑事訴訟法の一部を改正する法律案

刑事訴訟法の一部を改正する法律案

刑事訴訟法の一部を改正する法律案

刑事訴訟法の一部を改正する法律案

刑事訴訟法の一部を改正する法律案

刑事訴訟法の一部を改正する法律案

附 則

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

住民基本台帳法の一部を改正する法律案(第百四十二回国会内閣提出、本院継続審査)右の内閣提出案は本院において修正議決した。よってこれを送付する。

平成十一年六月十五日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

(小字及び一は衆議院修正)

住民基本台帳法の一部を改正する法律案
住民基本台帳法の一部を改正する法律

住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 届出(第二十一条 第三十条)」を

「第四章 届出(第二十一条 第三十条)」を
第四章の二 本人確認情報の処理及び利用等
第一節 住民票コード(第二十条の二 第三十
第二節 都道府県の事務等(第三十条の七 第
第三節 指定情報処理機関(第三十条の十一 第
第四節 本人確認情報の保護(第三十条の二十
第五節 住民基本台帳カード(第三十条の四十

条の六)
三十条の九) に、「第四十四条」を「第
三十条の二十八)
九 第三十条の四十三」

五十二條に改める。

第二条中「その他市町村」を「その他の市町村」
に、「行なわれ、」を「行われ、」に、「行なわれる」を
「行われる」に改める。

第三条第二項中「その他市町村」を「その他の市

町村」に改め、同条第四項中「住民基本台帳の閲覧」を「第一条第一項に規定する住民基本台帳の一部の写しの閲覧」に改める。

第七条第十一号中「同法第七条第一項第二号」を

「同条第一項第二号」に改め、同条第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 住民票コード(番号、記号その他の符号であつて自治省令で定めるものをいう。以下同じ。)

第八条中「政令で」を「第三十条の二第一項及び第二項、第三十条の三第三項並びに第三十条の四の規定によるほか、政令で」に改める。

第九条に次の一項を加える。

3 第一項の規定による通知は、自治省令で定めるところにより、市町村長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。から電気通信回線を通じて相手方である他の市町村の市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて行ふものとする。ただし、自治省令で定める場合にあつては、この限りでない。

第十一条の見出しを「(住民基本台帳の一部の写しの閲覧)」に改め、同条第一項を次のように改める。

何人でも、市町村長に対し、当該市町村が備える住民基本台帳のうち第七條第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項(同号に掲げる事項については、住所とする。以下この項において同じ。)に係る部分の写し(第六條第三項の規定により磁気ディスクをもつて住民票を調製することにより住民基本台帳を作成している市町村にあつては、当該住民基本台帳に記録されている事項のうち第七條第一号から第三号まで

及び第七号に掲げる事項を記載した書類。以下この条及び第五十条において「住民基本台帳の一部の写し」という。)の閲覧を請求することができる。

第十一条第三項を削り、同条第四項中「住民基本台帳の閲覧」を「住民基本台帳の一部の写しの閲覧」に改め、同項を同条第三項とする。

第十二條第一項中「何人でも、市町村長に対し、住民票の写しを」を「住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に対し、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写し」に改め、同条第五項中「第一項を」第一項又は第二項に、「同項の」を「これらの規定に規定するに改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項を」第一項又は第二項に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項の住民票の写しの交付の請求があつたときは、特別の請求がない限り、」を「特別の請求がない限り、第一項の住民票の写しの交付の請求があつたときは」に、「第九号から第十三号まで」を「第九号から第十四号まで」に掲げる事項の全部又は一部の記載を省略した写しを、第二項の住民票の写しの交付の請求があつたときは同条第四号、第五号、第九号から第十二号まで及び第十四号に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項を前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 何人でも、市町村長に対し、自己又は自己と同一の世帯に属する者以外の者であつて当該市町村が備える住民基本台帳に記録されているものに係る住民票の写しを第七條第十三号に掲

る事項の記載を省略したもの又は住民票記載事項証明書で同条第一号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事項に関するものの交付を請求することができる。

第十二條の次に次の二条を加える。

(住民票の写しの交付の特例)
第十二條の二 住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長(以下この条において「住所地市町村長」という。)以外の市町村長に対し、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写しを第七條第五号、第九号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事項の記載を省略したもの交付を請求することができる。この場合において、当該請求をする者は、自治省令で定めるところにより、第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード又は自治省令で定める書類を提示してこれをしなければならぬ。

全部又は一部の記載を省略した写しを交付することができ。

5 第二項又は第三項の規定による通知は、自治省令で定めるところにより、交付地市町村長又は住所地市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である住所地市町村長又は交付地市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによって行うものとする。

6 前条第三項及び第五項の規定は、第一項の請求について準用する。この場合において、同条第五項中「市町村長」とあるのは、「次条第二項に規定する交付地市町村長」と読み替えるものとする。

(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報)

第十二条の三 都道府県知事は、その事務を管理し、又は執行するに当たつて、当該都道府県の区域内の市町村の住民基本台帳に脱漏若しくは誤載があり、又は住民票に誤記若しくは記載漏れがあることを知つたときは、遅滞なく、その旨を当該住民基本台帳を備える市町村の市町村長に通報しなければならない。

第十四条第一項中「前条」を「前二条」に改め、同条第二項中「市町村長」を「その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長」に改める。

第二十條を次のように改める。

(戸籍の附票の写しの交付)

第二十條 何人でも、市町村長に対し、当該市町村が備える戸籍の附票の写し(第十六条第二項の規定により磁気ディスクをもつて戸籍の附票を調製している市町村にあつては、当該戸籍の

附票に記録されている事項を記載した書類。第五十條において同じ。)の交付を請求することができる。

2 第十二条第三項、第五項及び第六項の規定は、前項の請求について準用する。この場合において、同条第三項中「自治省令」とあるのは「法務省令・自治省令」と、同条第六項中「これらの規定に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書」とあるのは「第二十條第一項の戸籍の附票の写し」と読み替えるものとする。

第二十二條第一項中「あらたに」を「新たに」に改め、「次に掲げる事項」の下に「(いずれの市町村においても住民基本台帳に記録されたことがない者にあつては、第一号から第五号まで及び第七号に掲げる事項)」を加え、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 転入前の住民票コード(転入をした者につき直前に住民票の記載をした市町村長が、当該住民票に直前に記載した住民票コードをいう。)

第二十二條第二項中「同項第六号」を「同項第七号」に改める。

第二十四條の次に次の一条を加える。

(住民基本台帳カードの交付を受けている者等に関する届出の特例)

第二十四條の二 第三十條の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード(以下この条において「住民基本台帳カード」という。)の交付を受けている者が付記転出届(前条の規定による届出であつて、当該届出に係る書面に政令で定める事項が付記されたものをいう。以下この条において同じ。)をした場合においては、最初の転入届

(当該付記転出届をした日後その者が最初に行う第二十二條第一項の規定による届出であつて、自治省令で定めるところにより、その者の住民基本台帳カードを添えて行われるものをいう。以下この条において同じ。)については、第二十二條第二項の規定は、適用しない。ただし、政令で定める場合にあつては、この限りでない。

2 住民基本台帳カードの交付を受けている世帯主が行う当該世帯主に関する付記転出届に併せて、その世帯に属する他の者(以下この項及び第二十六條において「世帯員」という。)であつて住民基本台帳カードの交付を受けていないものが世帯員に関する付記転出届(住民基本台帳カードの交付を受けていない世帯員が行う前条の規定による届出であつて、当該届出に係る書面に政令で定める事項が付記されたものをいう。以下この条において同じ。)をした場合においては、最初の世帯員に関する転入届(当該世帯員に関する付記転出届をした日後当該世帯員が最初に行う第二十二條第一項の規定による届出であつて、当該世帯主が当該世帯主に関する最初の転入届に併せて第二十六條第一項又は第二項の規定により当該世帯員に代つて行うものをいう。以下この条において同じ。)について

は、第二十二條第二項の規定は、適用しない。ただし、政令で定める場合にあつては、この限りでない。

3 最初の転入届又は最初の世帯員に関する転入届を受けた市町村長(以下この条において「転入地市町村長」という。)は、その旨を当該最初の転入届に係る付記転出届又は当該最初の世帯員に関する転入届に係る世帯員に関する付記転出届

に関する転入届に係る世帯員に関する付記転出届を受けた市町村長(以下この条において「転出地市町村長」という。)に通知しなければならない。

4 転出地市町村長は、前項の規定による通知があつたときは、政令で定める事項を転入地市町村長に通知しなければならない。

5 前二項の規定による通知は、自治省令で定めるところにより、転入地市町村長又は転出地市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である転入地市町村長又は転入地市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによって行うものとする。

第二十五條中「前三条」を「第二十二條から第二十四條まで」に改める。

第二十六條の見出し中「行なう」を「行う」に改め、同条第一項中「その世帯に属する他の者(次項において「世帯員」という。)」を「世帯員」に改める。

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二 本人確認情報の処理及び利用

等

第一節 住民票コード

(住民票コードの記載等)

第三十條の二 市町村長は、次項に規定する場合を除き、住民票の記載をする場合には、当該記載に係る者につき直前に住民票の記載をした市町村長が当該住民票に直前に記載した住民票コードを記載するものとする。

2 市町村長は、新たにその市町村の住民基本台帳に記録されるべき者につき住民票の記載をす

る場合において、その者がいずれの市町村においても住民基本台帳に記録されたことがない者であるときは、その者に係る住民票に第三十条の七第一項の規定により都道府県知事から指定された住民票コードのうちから選択するいずれか一の住民票コードを記載するものとする。この場合において、市町村長は、当該記載に係る者以外の者に係る住民票に記載した住民票コードと異なる住民票コードを選択して記載するものとする。

3 市町村長は、前項の規定により住民票コードを記載したときは、速やかに、当該記載に係る者に対し、その旨及び当該住民票コードを書面により通知しなければならない。

(住民票コードの記載の変更請求)

第三十条の三 住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に対し、その者に係る住民票に記載されている住民票コードの記載の変更を請求することができる。

2 前項の規定による住民票コードの記載の変更の請求(以下この条において「変更請求」という。)をしようとする者は、政令で定めるところにより、その旨その他自治省令で定める事項を記載した変更請求書を、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に提出しなければならない。

3 市町村長は、前項の変更請求書の提出があつた場合には、当該変更請求をした者に係る住民票に従前記載されていた住民票コードに代えて、第三十条の七第一項の規定により都道府県知事から指定された住民票コードのうちから選

択するいずれか一の新たな住民票コードをその者に係る住民票に記載するものとする。この場合において、市町村長は、当該記載に係る者以外の者に係る住民票に記載した住民票コードと異なる住民票コードを選択して記載するものとする。

4 市町村長は、前項の規定により新たな住民票コードを記載したときは、速やかに、当該変更請求をした者に対し、住民票コードの記載の変更をした旨及び新たに記載された住民票コードを書面により通知しなければならない。

(政令への委任)

第三十条の四 前二条に定めるもののほか、住民票コードの記載に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県知事への通知)

第三十条の五 市町村長は、住民票の記載、消除又は第七条第一号から第三号まで、第七号及び第十三号に掲げる事項(同条第七号に掲げる事項については、住所とする。以下この項において同じ。)の全部若しくは一部についての記載の修正を行つた場合には、当該住民票の記載等に係る本人確認情報(住民票に記載されている同条第一号から第三号まで、第七号及び第十三号に掲げる事項(住民票の消除を行つた場合には、当該住民票に記載されていたこれらの事項)並びに住民票の記載等に関する事項で政令で定めるものをいう。以下同じ。)を都道府県知事に通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、自治省令で定めるところにより、市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて都道府県知事の使

用に係る電子計算機に送信することによつて行ふものとする。

3 第一項の規定による通知を受けた都道府県知事は、自治省令で定めるところにより、当該通知に係る本人確認情報を磁気ディスクに記録し、これを当該通知の日から政令で定める期間保存しなければならない。

(他の市町村への本人確認情報の提供)

第三十条の六 市町村長は、他の市町村の市町村長その他の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたときは、条例で定めるところにより、本人確認情報を提供するものとする。

第二節 都道府県の事務等

(都道府県知事の事務)

第三十条の七 都道府県知事は、自治省令で定めるところにより、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長(とに、当該市町村長が住民票に記載することのできる住民票コードを指定し、これを当該市町村長に通知するものとする。

2 都道府県知事は、前項の規定による住民票コードの指定を行う場合には、自治省令で定めるところにより、あらかじめ他の都道府県知事と協議し、市町村長に対して指定する住民票コードが当該指定前に当該都道府県知事若しくは他の都道府県知事が指定した住民票コード又は他の都道府県知事が指定しようとする住民票コードと重複しないよう調整を図るものとする。

3 都道府県知事は、別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人から同表の下欄に掲げる事務の

処理に関し、住民の居住関係の確認のための求めがあつたときに限り、政令で定めるところにより、保存期間に係る本人確認情報(第三十条の五第一項の規定による通知に係る本人確認情報であつて同条第三項の規定による保存期間が経過していないものをいう。以下同じ。)を提供するものとする。

4 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一号又は第三号に掲げる場合にあつては政令で定めるところにより、第二号に掲げる場合にあつては条例で定めるところにより、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関(以下この項及び第三十条の十第一項第四号において「区域内の市町村の執行機関」という。)に対し、保存期間に係る本人確認情報を提供するものとする。

一 区域内の市町村の執行機関であつて別表第二の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあつたとき。

二 区域内の市町村の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたとき。

三 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長から住民基本台帳に関する事務の処理に関し求めがあつたとき。

5 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一号又は第三号に掲げる場合にあつては政令で定めるところにより、第二号に掲げる場合にあつては条例で定めるところにより、他の都道府県の都道府県知事その他の執行機関(以下この項及び第三十条の十第一項第五号において「他の都道府県の執行機関」とい

う。)に対し、保存期間に係る本人確認情報を提供するものとする。

一 他の都道府県の執行機関であつて別表第三の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理に求めがあつたとき。

二 他の都道府県の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に求めがあつたとき。

三 他の都道府県の都道府県知事から第十項に規定する事務の処理に求めがあつたとき。

6 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一号又は第三号に掲げる場合にあつては政令で定めるところにより、第二号に掲げる場合にあつては条例で定めるところにより、他の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関(以下この項及び第三十条の十第一項第六号において「他の都道府県の区域内の市町村の執行機関」という。)に対し、保存期間に係る本人確認情報を提供するものとする。

一 当該他の都道府県の都道府県知事を経て当該他の都道府県の区域内の市町村の執行機関であつて別表第四の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理に求めがあつたとき。

二 当該他の都道府県の都道府県知事を経て当該他の都道府県の区域内の市町村の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に求めがあつたとき。

三 当該他の都道府県の都道府県知事を経て当該他の都道府県の区域内の市町村の市町村長

から住民基本台帳に関する事務の処理に求めがあつたとき。

7 第五項の規定による本人確認情報の同項第三号に規定する他の都道府県の都道府県知事への提供は、自治省令で定めるところにより、都道府県知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である他の都道府県の都道府県知事の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。ただし、特別の求めがあつたときは、この限りでない。

8 都道府県知事(第三十条の十第三項に規定する委任都道府県知事を除く。)は、毎年少なくとも一回、第三項の規定による本人確認情報の提供の状況について、自治省令で定めるところにより、報告書を作成し、これを公表するものとする。

9 都道府県知事は、第三十条の五第二項の規定による電気通信回線を通じて本人確認情報の送信その他この章に規定する市町村の事務の処理に關し、当該都道府県の区域内の市町村相互間における必要な連絡調整を行うものとする。

10 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の住民基本台帳に住民に関する正確な記録が行われるよう、市町村長に対し、必要な協力を求めるものとする。

(都道府県における本人確認情報の利用)
第三十条の八 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保存期間に係る本人確認情報を利用することができる。

一 別表第五に掲げる事務を遂行するとき。

二 条例で定める事務を遂行するとき。

三 本人確認情報の利用につき当該本人確認情報に

報に係る本人が同意した事務を遂行するものとする。

四 統計資料の作成を行うとき。

2 都道府県知事は、都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に求めがあつたときは、条例で定めるところにより、保存期間に係る本人確認情報を提供するものとする。

(都道府県の審議会の設置)
第三十条の九 都道府県に、第三十条の五第一項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に關する審議会(以下「都道府県の審議会」という。)を置く。

2 都道府県の審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における第三十条の五第一項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、及びこれらの事項に關して都道府県知事に建議することができる。

3 都道府県の審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、条例で定める。

第三節 指定情報処理機関
(指定情報処理機関の指定等)
第三十条の十 都道府県知事は、自治大臣の指定する者(以下「指定情報処理機関」という。)に、次に掲げる事務(以下「本人確認情報処理事務」という。)を行わせることができる。

一 第三十条の七第一項の規定による住民票コードの指定及びその通知

二 第三十条の七第二項の規定による協議及び調整

三 第三十条の七第三項の規定による本人確認情報の別表第一の上欄に掲げる国の機関及び法人への提供

四 第三十条の七第四項の規定による本人確認情報の別表第二の上欄に掲げる区域内の市町村の執行機関及び同項第三号に規定する当該都道府県の区域内の市町村の市町村長への提供

五 第三十条の七第五項の規定による本人確認情報の別表第三の上欄に掲げる他の都道府県の執行機関及び同項第三号に規定する他の都道府県の都道府県知事への提供

六 第三十条の七第六項の規定による本人確認情報の別表第四の上欄に掲げる他の都道府県の区域内の市町村の執行機関及び同項第三号に規定する他の都道府県の区域内の市町村の市町村長への提供

七 第三十七條第二項の規定による本人確認情報に關する資料の国の行政機関への提供

2 前項の規定による指定は、本人確認情報処理事務を行おうとする者の申請により行う。

3 第一項の規定により指定情報処理機関にその本人確認情報処理事務を行わせることとした都道府県知事(以下「委任都道府県知事」という。)は、本人確認情報処理事務(同項第四号及び第七号に掲げる事務を除く。)を行わないものとする。

4 委任都道府県知事は、指定情報処理機関に第一項の規定により指定情報処理機関が行う第三十条の七第三項の規定による本人確認情報の提供に係る手数料(次項において「情報提供手数料」という。)を指定情報処理機関の収入として

收受させることができる。

5 前項の場合における情報提供手数料の額は、委任都道府県知事の統括する都道府県の条例で定めるところにより、指定情報処理機関が定めるものとする。この場合において、指定情報処理機関は、あらかじめ、当該情報提供手数料の額について委任都道府県知事の承認を受けなければならない。

(指定情報処理機関への通知等)

第三十条の十一 委任都道府県知事は、第三十条の五第一項の規定による通知に係る本人確認情報、指定情報処理機関に通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、自治省令で定めるところにより、委任都道府県知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて指定情報処理機関の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。

3 第一項の規定による通知を受けた指定情報処理機関は、自治省令で定めるところにより、当該通知に係る本人確認情報を磁気ディスクに記録し、これを当該通知の日から政令で定める期間保存しなければならない。

4 前条第一項の規定により指定情報処理機関が行う第三十条の七第五項の規定による本人確認情報の同項第三号に規定する他の都道府県の都道府県知事への提供は、自治省令で定めるところにより、指定情報処理機関の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である都道府県知事の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。ただし、特別の求めがあつたときは、この限りでない。

5 指定情報処理機関は、その事務を管理し、又は執行するに当たつて、第三十条の五第三項の規定により委任都道府県知事の磁気ディスクに記録された本人確認情報に誤りがあることを知つたときは、遅滞なく、その旨を当該委任都道府県知事に通報するものとする。

6 指定情報処理機関は、毎年少なくとも一回、前条第一項の規定により当該指定情報処理機関が行う第三十条の七第三項の規定による本人確認情報の提供の状況について、自治省令で定めるところにより、報告書を作成し、これを公表しなければならない。

7 指定情報処理機関は、委任都道府県知事に対し、第三十条の五第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理(電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。以下同じ。)に関し必要な技術的な助言及び情報の提供を行うものとする。

8 指定情報処理機関は、委任都道府県知事の統括する都道府県の区域内の市町村の住民基本台帳に住民に関する正確な記録が行われるよう、委任都道府県知事に対し、必要な協力をしなければならない。

(指定の基準)

第三十条の十二 自治大臣は、他に第三十条の十第一項の規定による指定を受けた者がなく、かつ、同条第二項の規定による申請が次の基準に適合していると認めるときでなければ、同条第一項の規定による指定をしてはならない。
一 職員、設備、本人確認情報処理事務等(指

定情報処理機関が行う本人確認情報処理事務、前条第三項及び第五項から第八項までに規定する事務並びに第三十条の三十七、第三十条の三十八及び第三十条の四十に規定する事務をいう。以下同じ。)の実施の方法その他の事項についての本人確認情報処理事務等の実施に関する計画が本人確認情報処理事務等の適正かつ確実な実施及び本人確認情報の保護のために適切なものであること。

二 前号の本人確認情報処理事務等の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十条の規定により設立された法人であつて、地方公共団体が基本財産たる財産の全部又は一部を拠出しているものであること。

四 申請者が、本人確認情報処理事務等以外の業務を行つていない場合には、その業務を行うことによつて本人確認情報処理事務等の適切な執行が困難となるおそれがないこと。

2 自治大臣は、第三十条の十第二項の規定による申請をした者が、次のいずれかに該当するときは、同条第一項の規定による指定をしてはならない。

一 この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であること。
二 第三十条の二十五第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

三 その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

イ 第一号に該当する者

ロ 第三十条の十六第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

(指定の公示等)

第三十条の十三 自治大臣は、第三十条の十第一項の規定による指定をしたときは、当該指定情報処理機関の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定をした日を公示しなければならない。

2 指定情報処理機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を自治大臣に届け出なければならない。

3 自治大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

第三十条の十四 委任都道府県知事は、第三十条の十第一項の規定により指定情報処理機関にその本人確認情報処理事務を行わせることとした旨を自治大臣に報告し、及び他の都道府県知事に通知するとともに、当該指定情報処理機関に本人確認情報処理事務を行わせることとした日を公示しなければならない。

2 指定情報処理機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を委任都道府県知事に届け出なければならない。

3 委任都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(本人確認情報保護委員会の設置)

第三十条の十五 指定情報処理機関には、本人確認情報保護委員会を置かなければならない。

2 本人確認情報保護委員会は、指定情報処理機関の代表者の諮問に応じ、第三十条の十一第一項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める意見を指定情報処理機関の代表者に述べることができる。

3 本人確認情報保護委員会の委員は、学識経験を有する者のうちから、指定情報処理機関の代表者が任命する。

(役員の選任及び解任)

第三十条の十六 指定情報処理機関の役員の選任及び解任は、自治大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 自治大臣は、指定情報処理機関の役員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは第三十条の十八第一項の本人確認情報管理規程に違反する行為をしたとき、又は本人確認情報処理事務等に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定情報処理機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(役職員等の秘密保持義務等)

第三十条の十七 指定情報処理機関の役員若しくは職員(本人確認情報保護委員会の委員を含む。第三項において同じ。又はこれらの職にあつた者は、本人確認情報処理事務等に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 指定情報処理機関から第三十条の十一第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計

算機処理等(電子計算機処理又はせん孔業務その他の情報の入力のための準備作業若しくは磁気ディスクの保管をいう。以下同じ。)の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、その委託された業務に関し知り得た本人確認情報に関する秘密又は本人確認情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

3 本人確認情報処理事務等に従事する指定情報処理機関の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(本人確認情報管理規程)

第三十条の十八 指定情報処理機関は、自治省令で定める本人確認情報処理事務等の実施に関する事項について本人確認情報管理規程を定め、自治大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定情報処理機関は、前項後段の規定により本人確認情報管理規程を変更しようとするときは、委任都道府県知事の意見を聴かなければならない。

3 自治大臣は、第一項の規定により認可をした本人確認情報管理規程が本人確認情報処理事務等の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定情報処理機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画の認可等)

第三十条の十九 指定情報処理機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(第三十条の十第一項の規定に

よる指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、自治大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定情報処理機関は、事業計画及び収支予算を作成し、又は変更しようとするときは、委任都道府県知事の意見を聴かなければならない。

3 指定情報処理機関は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、自治大臣及び委任都道府県知事に提出しなければならない。

(交付金)

第三十条の二十 委任都道府県知事の統括する都道府県は、指定情報処理機関に対して、当該委任都道府県知事が行わせることとした本人確認情報処理事務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付金として交付するものとする。

2 前項の交付金の額については、当該委任都道府県知事が指定情報処理機関と協議して定めるものとする。

(帳簿の備付け)

第三十条の二十一 指定情報処理機関は、自治省令で定めるところにより、本人確認情報処理事務等に関する事項で自治省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

(監督命令等)

第三十条の二十二 自治大臣は、本人確認情報処理事務等の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定情報処理機関に対し、

本人確認情報処理事務等の実施に関し監督上必要な命令をすることができる。

2 委任都道府県知事は、その行わせることとした本人確認情報処理事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定情報処理機関に対し、当該本人確認情報処理事務の適正な実施のために必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

(報告及び立入検査)

第三十条の二十三 自治大臣は、本人確認情報処理事務等の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定情報処理機関に対し、本人確認情報処理事務等の実施の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、指定情報処理機関の事務所に立ち入り、本人確認情報処理事務等の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 委任都道府県知事は、その行わせることとした本人確認情報処理事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定情報処理機関に対し、当該本人確認情報処理事務の実施の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該本人確認情報処理事務を取り扱う指定情報処理機関の事務所に立ち入り、当該本人確認情報処理事務の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権

限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(事務の休廃止)

第三十条の二十四 指定情報処理機関は、自治大臣の許可を受けなければ、本人確認情報処理事務等の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 自治大臣は、指定情報処理機関の本人確認情報処理事務等の全部又は一部を休止又は廃止により本人確認情報処理事務等の適正かつ確実な実施が損なわれるおそれがないと認めるときでなければ、前項の規定による許可をしてはならない。

3 自治大臣は、第一項の規定による許可をしようとするときは、委任都道府県知事の意見を聴かなければならない。

4 自治大臣は、第一項の規定による許可をしたときは、その旨を委任都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第三十条の二十五 自治大臣は、指定情報処理機関が第三十条の十二第一項第三号に適合しなくなつたとき、又は同条第二項第一号若しくは第三号に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 自治大臣は、指定情報処理機関が次のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて本人確認情報処理事務等の全部若しくは一部の停止を命ずることができ

一 第三十条の十二第一項各号(第三号を除く。)の要件を満たさなくなつたと認められる

とき。

二 第三十条の十九第一項若しくは第三項、第三十条の二十一又は前条第一項の規定に違反したとき。

三 第三十条の十六第二項、第三十条の十八第三項又は第三十条の二十二第一項の規定による命令に違反したとき。

四 第三十条の十八第一項の規定により認可を受けた本人確認情報管理規程によらないで本人確認情報処理事務等を行つたとき。

五 不正な手段により第三十条の十第一項の規定による指定を受けたとき。

3 自治大臣は、前二項の規定により指定を取り消し、又は前項の規定により本人確認情報処理事務等の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を、委任都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

(本人確認情報処理事務の委任の解除)

第三十条の二十六 委任都道府県知事は、指定情報処理機関に本人確認情報処理事務を行わせないこととするときは、その三月前までに、その旨を指定情報処理機関及び他の委任都道府県知事に通知しなければならない。

2 委任都道府県知事は、指定情報処理機関に本人確認情報処理事務を行わせないこととしたときは、その旨を自治大臣に報告するとともに、指定情報処理機関に本人確認情報処理事務を行わせないこととした日を公示しなければならない。

(委任都道府県知事による本人確認情報処理事務の実施)

第三十条の二十七 委任都道府県知事は、指定情報処理機関が第三十条の二十四第一項の規定により本人確認情報処理事務の全部若しくは一部を休止したとき、自治大臣が第三十条の二十五第二項の規定により指定情報処理機関に対し本人確認情報処理事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定情報処理機関が天災その他の事由により本人確認情報処理事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において自治大臣が必要があると認めるときは、第三十条の十第三項の規定にかかわらず、当該本人確認情報処理事務の全部又は一部を行うものとする。

報告処理機関が第三十条の二十四第一項の規定により本人確認情報処理事務の全部若しくは一部を休止したとき、自治大臣が第三十条の二十五第二項の規定により指定情報処理機関に対し本人確認情報処理事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定情報処理機関が天災その他の事由により本人確認情報処理事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において自治大臣が必要があると認めるときは、第三十条の十第三項の規定にかかわらず、当該本人確認情報処理事務の全部又は一部を行うものとする。

2 自治大臣は、委任都道府県知事が前項の規定により本人確認情報処理事務を行うこととなるとき、又は委任都道府県知事が同項の規定により本人確認情報処理事務を行うこととなる事由がなくなつたときは、速やかにその旨を当該委任都道府県知事に通知しなければならない。

3 委任都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、その旨を公示しなければならない。

(本人確認情報処理事務の引継ぎ等に関する省令への委任)

第三十条の二十八 前条第一項の規定により委任都道府県知事が本人確認情報処理事務を行うこととなつた場合、自治大臣が第三十条の二十四第一項の規定により本人確認情報処理事務の廃止を許可し、若しくは第三十条の二十五第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した場合又は委任都道府県知事が指定情報処理機関に本人確認情報処理事務を行わせないこととした場合における本人確認情報処理事務の引

継ぎその他の必要な事項は、自治省令で定める。

第四節 本人確認情報の保護

(本人確認情報の安全確保)

第三十条の二十九 都道府県知事又は指定情報処理機関が第三十条の五第一項又は第三十条の十一第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理等を行うに当たつては、当該都道府県知事又は指定情報処理機関は、当該本人確認情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の当該本人確認情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、都道府県知事又は指定情報処理機関が第三十条の五第一項又は第三十条の十一第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理等の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(本人確認情報の利用及び提供の制限)

第三十条の三十 都道府県知事は、第三十条の七第三項から第六項まで、第三十条の八第一項若しくは第二項又は第三十七条第二項の規定により保存期間に係る本人確認情報を利用し、又は提供する場合を除き、第三十条の五第一項の規定による通知に係る本人確認情報を利用し、又は提供してはならない。

2 指定情報処理機関は、第三十条の十第一項の規定により第三十条の七第三項から第六項まで又は第三十七条第二項に規定する委任都道府県知事の事務を行う場合を除き、第三十条の十一第一項の規定による通知に係る本人確認情報を利用し、又は提供してはならない。

(本人確認情報の電子計算機処理等に從事する市町村又は都道府県の職員等の秘密保持義務)

第三十条の三十一 本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事する市町村の職員若しくは職員であつた者又は第三十条の五第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事する都道府県の職員若しくは職員であつた者は、その事務に關して知り得た本人確認情報に関する秘密又は本人確認情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

2 市町村長又は都道府県知事から本人確認情報又は第三十条の五第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理等の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、その委託された業務に關して知り得た本人確認情報に関する秘密又は本人確認情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

(本人確認情報に係る住民に関する記録の保護)

第三十条の三十二 都道府県知事又は指定情報処理機関の委託を受けて行う第三十条の五第一項又は第三十条の十一第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に關して知り得た事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(受領者等による本人確認情報の安全確保)

第三十条の三十三 第三十条の六、第三十条の七第三項から第六項まで又は第三十条の八第二項の規定により本人確認情報の提供を受けた市町村長その他の市町村の執行機関又は別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人(以下「受領者」という。)がこれらの規定により提供を受けた本人確認情報(以下「受領した本人確認情報」という。)の電子計算機処理等を行うに当たっては、当該市町村長その他の市町村の執行機関若しくは当該都道府県知事その他の都道府県の執行機関又は当該国の機関の長若しくは法人は、受領した本人確認情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の当該本人確認情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、受領者から受領した本人確認情報の電子計算機処理等の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(受領者の本人確認情報の利用及び提供の制限)

第三十条の三十四 受領者は、その者が処理する事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に關し本人確認情報の提供を求めることができることとされているものの遂行に必要な範囲内で、受領した本人確認情報を利用し、又は提供するものとし、当該事務の処理以外の目的のために受領した本人確認情報の全部又は一部を利用し、又は提供してはならない。

平成十一年八月十二日 参議院會議録第四十五号

住民基本台帳法の一部を改正する法律案

村長その他の市町村の執行機関若しくは都道府県知事その他の都道府県の執行機関又は別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人(以下「受領者」という。)がこれらの規定により提供を受けた本人確認情報(以下「受領した本人確認情報」という。)の電子計算機処理等を行うに当たっては、当該市町村長その他の市町村の執行機関若しくは当該都道府県知事その他の都道府県の執行機関又は当該国の機関の長若しくは法人は、受領した本人確認情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の当該本人確認情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、受領者から受領した本人確認情報の電子計算機処理等の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(受領者の本人確認情報の利用及び提供の制限)

第三十条の三十四 受領者は、その者が処理する事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に關し本人確認情報の提供を求めることができることとされているものの遂行に必要な範囲内で、受領した本人確認情報を利用し、又は提供するものとし、当該事務の処理以外の目的のために受領した本人確認情報の全部又は一部を利用し、又は提供してはならない。

(本人確認情報の電子計算機処理等に從事する受領者の職員等の秘密保持義務)

第三十条の三十五 第三十条の六、第三十条の七第四項から第六項まで又は第三十条の八第二項の規定により市町村長その他の市町村の執行機関又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関が提供を受けた本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事する市町村又は都道府県の職員又は職員であつた者は、その事務に關して知り得た本人確認情報に関する秘密又は本人確認情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

2 第三十条の七第三項の規定により別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人が提供を受けた本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事する市町村又は都道府県の職員又は職員であつた者は、その事務に關して知り得た本人確認情報に関する秘密又は本人確認情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

3 受領者から受領した本人確認情報の電子計算機処理等の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、その委託された業務に關して知り得た本人確認情報に関する秘密又は本人確認情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

(受領した本人確認情報に係る住民に関する記録の保護)

第三十条の三十六 受領者の委託を受けて行う受領した本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に關して知り得た事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(自己の本人確認情報の開示)

第三十条の三十七 何人も、都道府県知事又は指定情報処理機関に対し、第三十条の五第三項又は

は第三十条の十一第三項の規定により磁気ディスクに記録されている自己に係る本人確認情報について、書面により、その開示(自己に係る本人確認情報が存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)を請求することができる。

2 都道府県知事又は指定情報処理機関は、前項の開示の請求(以下この項及び次条第一項において「開示請求」という。)があつたときは、開示請求をした者(以下この項及び次条第二項において「開示請求者」という。)に対し、書面により、当該開示請求に係る本人確認情報について開示をしなければならない。ただし、開示請求者の同意があるときは、書面以外の方法により開示をすることができる。

(開示の期限)

第三十条の三十八 前条第二項の規定による開示は、開示請求を受理した日から起算して三十日以内にしなければならない。

2 都道府県知事又は指定情報処理機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により前項に規定する期間内に開示をすることができないときは、同項に規定する期間内に、開示請求者に対し、同項の期間内に開示をすることができない理由及び開示の期限を書面により通知しなければならない。

(手数料)

第三十条の三十九 第三十条の三十七第一項の規定により指定情報処理機関に対し自己に係る本人確認情報の開示を請求する者は、指定情報処理機関が自治大臣の認可を受けて定める額の手料を納めなければならない。

第三十条の三十九 第三十条の三十七第一項の規定により指定情報処理機関に対し自己に係る本人確認情報の開示を請求する者は、指定情報処理機関が自治大臣の認可を受けて定める額の手料を納めなければならない。

(手数料)

第三十条の三十九 第三十条の三十七第一項の規定により指定情報処理機関に対し自己に係る本人確認情報の開示を請求する者は、指定情報処理機関が自治大臣の認可を受けて定める額の手料を納めなければならない。

第三十条の三十九 第三十条の三十七第一項の規定により指定情報処理機関に対し自己に係る本人確認情報の開示を請求する者は、指定情報処理機関が自治大臣の認可を受けて定める額の手料を納めなければならない。

(自己の本人確認情報の訂正)

第三十条の四十 都道府県知事又は指定情報処理機関は、第三十条の三十七第二項の規定により開示を受けた者から、書面により、開示に係る本人確認情報についてその内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出があつたときは、遅滞なく調査を行い、その結果を当該申出をした者に対し、書面で通知するものとする。

(苦情処理)

第三十条の四十一 都道府県知事又は指定情報処理機関は、この法律の規定により都道府県が処理する事務又は指定情報処理機関が行う本人確認情報処理事務等の実施に関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(住民票コードの告知要求制限)

第三十条の四十二 市町村長その他の市町村の執行機関は、この法律に規定する事務又はその処理する事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に本人確認情報の提供を求めることができることとされているものの遂行のために必要がある場合を除き、何人に対しても、当該市町村の住民以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

2 都道府県知事その他の都道府県の執行機関は、この法律に規定する事務又はその処理する事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に本人確認情報の提供を求めることができることとされているものの遂行のために必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めては

ならない。

3 指定情報処理機関は、この法律に規定する事務の遂行のために必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

4 別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人は、その処理する事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に本人確認情報の提供を求めることができることとされているものの遂行のために必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

(住民票コードの利用制限等)

第三十条の四十三 市町村長その他の市町村の執行機関、都道府県知事その他の都道府県の執行機関、指定情報処理機関又は別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人(以下この条において「市町村長等」という。)以外の者は、何人も、自己と同一の世帯に属する者以外の者(以下この条において「第三者」という。)に対し、当該第三者又は当該第三者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

2 市町村長等以外の者は、何人も、その者が業として行う行為に關し、その者に対し売買、貸借、雇用その他の契約(以下この項において「契約」という。)の申込みをしようとする第三者若しくは申込みをする第三者又はその者と契約の締結をした第三者に対し、当該第三者又は当該第三者以外の者に係る住民票に記載された住民

票コードを告知することを求めてはならない。

3 市町村長等以外の者は、何人も、業として、住民票コードの記録されたデータベース(第三者に係る住民票に記載された住民票コードを含む当該第三者に関する情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。以下この項において同じ。)であつて、当該住民票コードの記録されたデータベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているものを構成してはならない。

4 都道府県知事は、前二項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、当該行為を中止すべきことを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

5 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、都道府県の審議会の意見を聴いて、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

第五節 住民基本台帳カード

(住民基本台帳カードの交付)

第三十条の四十四 住民基本台帳に記載されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に対し、自己に係る住民基本台帳カード(その者に係る住民票に記載された氏名及び住民票コードその他政令で定める事項が記録されたカードをいう。以下同

じ。)の交付を求めることができる。

2 住民基本台帳カードの交付を受けようとする者は、政令で定めるところにより、その交付を受けようとする旨その他自治省令で定める事項を記載した交付申請書を、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に提出しなければならない。

3 市町村長は、前項の交付申請書の提出があつた場合には、その者に対し、政令で定めるところにより、住民基本台帳カードを交付しなければならない。

4 住民基本台帳カードの様式その他必要な事項は、自治省令で定める。

5 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、住民基本台帳カードを紛失したときは、直ちに、その旨を当該住民基本台帳カードを交付した市町村長に届け出なければならない。

6 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、転出をする場合その他の政令で定める場合には、政令で定めるところにより、当該住民基本台帳カードを、当該住民基本台帳カードを交付した市町村長に返納しなければならない。

7 前各項に定めるもののほか、住民基本台帳カードの再交付を受けようとする場合及び第二項の交付申請書に記載した事項につき異動があつた場合における手続に関する事項その他住民基本台帳カードに關し必要な事項は、政令で定める。

8 市町村長その他の市町村の執行機関は、住民基本台帳カードを、条例の定めるところにより、条例に規定する目的のために利用することができる。

第三十一条第一項中「国又は都道府県はを」国は都道府県及び市町村に対し、都道府県は市町村に対し、「市町村に対し、この法律の規定により市町村がを」この法律の規定により都道府県又は市町村がに改め、同条第二項中「主務大臣又は都道府県知事はを」主務大臣は都道府県知事又は市町村長に対し、都道府県知事は市町村長に対しに改め、「市町村長に対しを」を削り、同条第四項中「市町村長はを」を都道府県知事は主務大臣に対し、市町村長はに改める。

第三十四条の次に次の一条を加える。

(報告及び検査)

第三十四条の二 都道府県知事は、第三十条の四十三第三項又は第五項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第二項又は第三項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、これらの規定に違反していることを認めるに足りる相当の理由がある者の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十六条の次に次の二条を加える。

(住民票に記載されている事項の安全確保等)

第三十六条の二 市町村長は、住民基本台帳又は戸籍の附票に関する事務の処理に当たっては、

平成十一年八月十二日 参議院会議録第四十五号

住民基本台帳法の一部を改正する法律案

住民票又は戸籍の附票に記載されている事項の漏えい、滅失及びき損の防止その他の住民票又は戸籍の附票に記載されている事項の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、市町村長から住民基本台帳又は戸籍の附票に関する事務の処理の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(苦情処理)

第三十六条の三 市町村長は、この法律の規定により市町村が処理する事務の実施に関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第三十七条の次に次の一項を加える。

2 国の行政機関は、その所掌事務について必要があるときは、都道府県知事に対し、保存期間に係る本人確認情報に関して資料の提供を求めることができる。

第六章第四十六条を第五十二条とする。

第四十五条第一項中「第二十二條から第二十五条までを」第二十二條から第二十四条まで又は第二十五条に、「第二十八條を」第二十四条の二第

一項若しくは第二項又は第二十八條に、「五万円を」五万円に改め、同条第二項中「第二十二條から第二十五条までを」第二十二條から第二十四条まで又は第二十五条に、「五万円を」五万円に改め、同条を第五十一条とする。

第四十四条中「若しくは第三項を削り、」住民基本台帳の閲覧若しくは住民基本台帳若しくはそのを「住民基本台帳の」に、「第十二條第一項を」第十二條第一項若しくは第二項に改め、「住民

票記載事項証明書の交付を受け」の下に、「第十二條の二第一項の住民票の写しの交付を受け」を加え、「又は第二十条の戸籍の附票の写しの交付を受け」第二十条第一項の戸籍の附票の写しの交付を受け、又は第三十条の三十七第二項の規定による開示に、「五万円を」十万円に改め、同条を第五十条とする。

第四十三条を第四十九条とし、同条の前に次の三条を加える。

第四十六条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定情報処理機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十条の二十一の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第三十条の二十三第一項又は第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 第三十条の二十四第一項の規定による許可を受けずに本人確認情報処理事務等の全部を廃止したとき。

第四十七条 第三十四条の二第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第四十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関して第四十四条又は前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し各本条の罰金刑を科する。

第四十二条の前の見出しを削り、同条中「三万円を」三十万円に改め、同条を第四十五条とし、第六章中同条の前に次の三条を加える。

第四十二条 第三十条の十七第一項若しくは第二項、第三十条の三十一第一項若しくは第二項又は第三十条の三十五第一項から第三項までの規定に違反して秘密を漏らした者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十三条 第三十条の二十五第二項の規定による本人確認情報処理事務等の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定情報処理機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十四条 第三十条の四十三第五項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附則の次に別表として次の五表を加える。

別表第一(第三十条の七関係)	
提供を受ける国の機関又は法人	事務
総務庁	恩給法(大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。)による年金である給付の支給に関する事務であつて自治省令で定めるもの

総務庁	執行官法(昭和四十一年法律第百十一号)附則第十三条の規定による年金である給付の支給に関する事務であつて自治省令で定めるもの
総務庁	国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)による年金である給付の支給に関する事務であつて自治省令で定めるもの
科学技術庁又は技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)第一條第一項に規定する指定試験機関	技術士法による技術士試験の実施に関する事務であつて自治省令で定めるもの
科学技術庁又は技術士法第四十條第一項に規定する指定登録機関	技術士法による技術士又は技術士補の登録に関する事務であつて自治省令で定めるもの
国土庁	不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第百五十二号)による不動産鑑定士又は不動産鑑定士補の登録に関する事務であつて自治省令で定めるもの
国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号)による年金である給付の支給に関する事務であつて自治省令で定めるもの
国家公務員共済組合連合会	旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第百五十八号)による年金である給付の支給に関する事務であつて自治省令で定めるもの
日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第百四十五号)による年金である給付の支給に関する事務であつて自治省令で定めるもの
厚生省	戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第百二十七号)による年金である給付の支給に関する事務であつて自治省令で定めるもの
農林漁業団体職員共済組合	農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)による年金である給付の支給に関する事務であつて自治省令で定めるもの
運輸省	旅行業法(昭和二十七年法律第百二十九号)による旅行業の登録に関する事務であつて自治省令で定めるもの
運輸省又は旅行業法第二十二條の二第二項に規定する旅行業協会	旅行業法による旅行業務取扱主任者試験の実施に関する事務であつて自治省令で定めるもの

運輸省又は地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律(平成四年法律第八十八号)第一項に規定する指定認定機関	運輸省又は国際観光ホテル整備法(昭和二十四年法律第百二十九号)第十九條第一項に規定する指定登録機関
運輸省	航空法(昭和二十七年法律第百三十一号)による航空機の登録に関する事務であつて自治省令で定めるもの
気象庁	気象業務法(昭和二十七年法律第百六十五号)による気象予報士の登録に関する事務であつて自治省令で定めるもの
郵政省	電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)による無線局の免許に関する事務であつて自治省令で定めるもの
労働省	労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)による業務災害に関する保険給付若しくは通勤災害に関する保険給付の支給又は労働福祉事業の実施に関する事務であつて自治省令で定めるもの
労働省	労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)による同法第十二條第一項、第十四条又は第六十一條第一項の免許に関する事務であつて自治省令で定めるもの
労働省又は労働安全衛生法第七十五條第二項に規定する免許試験の実施に関する事務であつて自治省令で定めるもの	労働安全衛生法による同法第七十五條第二項に規定する免許試験の実施に関する事務であつて自治省令で定めるもの
労働省又は作業環境測定法(昭和五十二年法律第二十八号)第三十二條の二第二項に規定する指定登録機関	作業環境測定法による作業環境測定士の登録に関する事務であつて自治省令で定めるもの
労働省	賃金の支払の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第三十号)による同法第七條の労働基準監督署長の確認に関する事務であつて自治省令で定めるもの
労働省	雇用保険法(昭和四十九年法律第百十八号)による基本手当、高年齢求職者給付金、特例一時金、高年齢雇用継続基本給付金又は高年齢再就職給付金の支給に関する事務であつて自治省令で定めるもの
労働省又は雇用促進事業団	雇用保険法による同法第六十二條の雇用安定事業、同法第六十三條の能力開発事業又は同法第六十四條の雇用福祉事業の実施に関する事務であつて自治省令で定めるもの
労働省	雇用対策法(昭和四十一年法律第百三十一号)による職業転換給付金の支給に関する事務であつて自治省令で定めるもの

労働省	職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)による技能検定の合格証書の交付に関する事務であつて自治省令で定めるもの
建設省	建設業法(昭和二十四年法律第百号)による建設業の許可に関する事務であつて自治省令で定めるもの
建設省又は建設業法第二十七条の二第一項に規定する指定試験機関	建設業法による技術検定の実施に関する事務であつて自治省令で定めるもの
建設省又は建設業法第二十七条の十九第一項に規定する指定資格者証交付機関	建設業法による監理技術者資格者証の交付に関する事務であつて自治省令で定めるもの
建設省	浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)による浄化槽設備士免状の交付に関する事務であつて自治省令で定めるもの
建設省	宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)による宅地建物取引業の免許に関する事務であつて自治省令で定めるもの
建設省	建築士法(昭和二十五年法律第二百一十号)による一級建築士の免許に関する事務であつて自治省令で定めるもの
地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)による公務上の災害若しくは通勤による災害に対する補償又は福祉事業の実施に関する事務であつて自治省令で定めるもの
地方公務員共済組合	地方公務員共済組合法(昭和三十一年法律第百五十二号)又は地方公務員共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十一年法律第百五十三号)による年金である給付の支給に関する事務であつて自治省令で定めるもの
地方公務員共済組合	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による同法第百三十四条第一項の通知若しくは第百三十七条第五項若しくは第百三十八条第三項(これらの規定は同法第百四十条第三項において準用する場合を含む)の通知又は同法第百三十七条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む)の特別徴収に係る保険料額の徴収若しくは納入金の納入に関する事務であつて自治省令で定めるもの
地方公務員共済組合連合会	介護保険法による同法第百三十四条第四項(同法第百三十七条第六項及び第百三十八条第四項において準用する場合を含む)若しくは第百三十八条第七項(同法第百三十八条第二項、第百四十条第三項及び第百四十一条第二項において準用する場合を含む)の通知の理由又は同法第百三十七条第二項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む)の特別徴収に係る納入金の納入の理由に関する事務であつて自治省令で定めるもの
地方議会議員共済会	地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する事務であつて自治省令で定めるもの

消防団員等公務災害補償等共済基金又は消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律(昭和二十一年法律第百七十七号)第二十一条第三項に規定する指定法人	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律による消防団員等福祉事業の実施に関する事務であつて自治省令で定めるもの
消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第十三条の七第二項に規定する指定試験機関	消防法による危険物取扱者試験の実施に関する事務であつて自治省令で定めるもの
消防法第十七条の十一第一項に規定する指定試験機関	消防法による消防設備士試験の実施に関する事務であつて自治省令で定めるもの
人事院若しくは国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号)第三十一条に規定する実施機関又は防衛庁	国家公務員災害補償法(防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第百八十六号)において準用する場合を含む)による公務上の災害若しくは通勤による災害に対する補償又は福祉事業の実施に関する事務であつて自治省令で定めるもの
別表第二(第三十条の七関係)	
提供を受ける区域内の市町村の執行機関	事 務
公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第百一十一号)第四条第三項の政令で定める市(特別区を含む)の長	公害健康被害の補償等に関する法律による指定疾病に係る認定に関する事務であつて自治省令で定めるもの
市町村長	同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移した選挙人が従前の市町村において当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票をする場合において公職選挙法第四十四条第二項の規定により提示することとされている文書の交付に関する事務であつて自治省令で定めるもの
選挙管理委員会	同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移した選挙人に当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の公職選挙法第四十九条の規定による投票を行わせることに関する事務であつて自治省令で定めるもの
市町村長	消防組織法(昭和二十二年法律第百三十八号)による非常勤消防団員に係る損害補償又は非常勤消防団員に係る退職報酬金の支給に関する事務であつて自治省令で定めるもの
別表第三(第三十条の七関係)	
提供を受ける他の都道府県の執行機関	事 務
都道府県知事	恩給法(他の法律において準用する場合を含む)による年金である給付の支給に関する事務であつて自治省令で定めるもの

別表第四(第三十条の七関係)

都道府県知事	公害健康被害の補償等に関する法律による指定疾病に係る認定に関する事務であつて自治省令で定めるもの
都道府県知事	旅行業法第二十四条の規定により委任された事務の実施に関する事務であつて自治省令で定めるもの
都道府県知事	職業能力開発促進法による技能検定試験の実施その他技能検定に関する業務(同法第六十四条第二項の政令で定めるものに限る)又は同法第六十一条の規定により委任された事務の実施に関する事務であつて自治省令で定めるもの
都道府県知事	建設業法による建設業の許可に関する事務であつて自治省令で定めるもの
都道府県知事	浄化槽法による浄化槽工事業の登録に関する事務であつて自治省令で定めるもの
都道府県知事	宅地建物取引業法による宅地建物取引業の免許又は宅地建物取引主任者資格の登録に関する事務であつて自治省令で定めるもの
都道府県知事	建築士法による二級建築士又は木造建築士の免許に関する事務であつて自治省令で定めるもの
都道府県知事	消防法による危険物取扱者免状の交付、危険物取扱者試験の実施、消防設備士免状の交付又は消防設備士試験の実施に関する事務であつて自治省令で定めるもの
市町村長	同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移した選挙人が従前の市町村において当該都道府県の議員又は長の選挙の投票をする場合において公職選挙法第四十四条第二項の規定により提示することとされている文書の交付に関する事務であつて自治省令で定めるもの
市町村長	消防組織法による非常勤消防団員に係る損害補償又は非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する事務であつて自治省令で定めるもの

別表第五(第三十条の八関係)

- 一 恩給法(他の法律において準用する場合を含む。)による年金である給付の支給に関する事務であつて自治省令で定めるもの
- 二 公害健康被害の補償等に関する法律による指定疾病に係る認定に関する事務であつて自治省令で定めるもの
- 三 旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)による一般旅券の渡航先の追加、一般旅券の記載事項の訂正又は一般旅券の査証欄の増補に関する事務であつて自治省令で定めるもの
- 四 児童扶養手当法(昭和三十三年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務であつて自治省令で定めるもの
- 五 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十三年法律第三十四号)による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害手当の支給又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第三十四号)附則第九十七条第一項の規定による福祉手当の支給に関する事務であつて自治省令で定めるもの
- 六 旅行業法第二十四条の規定により委任された事務の実施に関する事務であつて自治省令で定めるもの
- 七 通訳案内業法(昭和二十四年法律第二百十号)による通訳案内業の免許に関する事務であつて自治省令で定めるもの
- 八 職業能力開発促進法による技能検定試験の実施その他技能検定に関する業務(同法第六十四条第二項の政令で定めるものに限る)又は同法第六十一条の規定により委任された事務の実施に関する事務であつて自治省令で定めるもの
- 九 建設業法による建設業の許可に関する事務であつて自治省令で定めるもの
- 十 浄化槽法による浄化槽工事業の登録に関する事務であつて自治省令で定めるもの
- 十一 宅地建物取引業法による宅地建物取引業の免許又は宅地建物取引主任者資格の登録に関する事務であつて自治省令で定めるもの
- 十二 建築士法による二級建築士若しくは木造建築士の免許、一級建築士の住所等の届出の經由又は建築士事務所登録に関する事務であつて自治省令で定めるもの
- 十三 消防法による危険物取扱者免状の交付、危険物取扱者試験の実施、消防設備士免状の交付又は消防設備士試験の実施に関する事務であつて自治省令で定めるもの
- 附則
- (施行期日)等
- 第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 次項の規定 公布の日
- 二 目次の改正規定、第二条、第三条及び第十条の改正規定、第四章の次に一章を加える(第三項から第十項までに限る。)、第三十条の八、第三十条の九、第三十条の十(第四項及び第五項に限る。)、第三十条の十一、第三十条の十五、第三十条の二十九、第三十条の三十、第三十条の三十二から第三十条の四十

まで、第三十条の四十二、第三十条の四十三及び同章第五節に係る部分を除く。第三十一条の改正規定、第三十六條の次に二条を加える改正規定、第六章第四十六條を第五十二条とする改正規定、第四十五條第一項の改正規定(五千元を「五万円」に改める部分に限る。)、同条第二項の改正規定(「五万円」を「五万円」に改める部分に限る。)、同条を第五十一条とする改正規定、第四十四條の改正規定(若しくは第三項を削る部分、「住民基本台帳の閲覧若しくは住民基本台帳若しくはそのを」住民基本台帳の「に改める部分及び「五万円」を「十万円」に改める部分に限る。)、同条を第五十条とする改正規定、第四十三條を第四十九條とし、同条の前に三条を加える改正規定(第四十六條に係る部分に限る。)、第四十二條の前の見出しを削る改正規定、同条の改正規定、同条を第四十五條とする改正規定並びに第六章同条の前に三条を加える改正規定(第四十一條(第三十条の三十五第一項から第三項までの規定に係る部分を除く。))及び第四十三條に係る部分に限る。並びに附則第六條及び第七條の規定、附則第八條の規定(附則第一條から第五條までに係る部分を除く。))並びに附則第九條及び第十二條の規定公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

三 第九條に一項を加える改正規定、第十二條の次に二条を加える改正規定第十二條の二に係る部分に限る。)、第二十四條の次に一条を加える改正規定、第二十五條及び第二十六條の改正規定、第四章の次に一章を加える改正規定(第四章の二第五節に係る部分に限る。))

平成十一年八月十二日 参議院會議録第四十五号

る。第四十五條第一項の改正規定(第二十二條から第二十五條までを「第二十二條から第二十四條まで又は第二十五條」に、「第二十八條を」第二十四條の第二項若しくは第二項又は第二十八條に改める部分に限る。)、第四十五條第二項の改正規定(第二十二條から第二十五條までを「第二十二條から第二十四條まで又は第二十五條」に改める部分に限る。))並びに第四十四條の改正規定(住民票記載事項証明書の交付を受け「の下に」、第十二條の二第一項の住民票の写しの交付を受け」を加える部分に限る。))並びに附則第十條及び第十一條の規定 公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日

2 この法律の施行に当たっては、政府は、個人情報保護の確保に万全を期するため、速やかに、所要の措置を講ずるものとする。
(転入届に関する経過措置)

第二條 この法律の施行の日(以下「施行日」という。前)に住民基本台帳に記録されたことがある者であつて施行日以後いずれの市町村(特別区を含む。以下同じ。))においても住民基本台帳に記録されていなかったもの(この法律の施行の際現に住民基本台帳に記録されていた者であつて政令で定めるものを除く。附則第四條において「施行日以後住民基本台帳に記録されていなかった者」という。))が施行日以後最初にこの法律による改正後の住民基本台帳法(以下「新法」という。))第二十二條第一項の規定による届出をする場合における同項の規定の適用については、同項中「いずれの市町村においても住民基本台帳に記録されたことのない者にあつては」

住民基本台帳法の一部を改正する法律案

とあるのは、「いずれの市町村においても住民基本台帳に記録されたことのない者及び住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成十〇年法律第 号)附則第二條に規定する施行日以後住民基本台帳に記録されていなかった者にあつては」とする。

(住民票コードの記載に関する経過措置)

第三條 市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。))は、施行日に、この法律の施行の際現に住民基本台帳に記録されている者(政令で定める者を除く。))に係る住民票に新法第三十條の七第一項の規定により都道府県知事から指定された新法第七條第十三号に規定する住民票コード(以下「住民票コード」という。))のうちから選択するいずれか一の住民票コードを記載するものとする。この場合においては、市町村長は、当該記載に係る者以外の者に係る住民票に記載した住民票コードと異なる住民票コードを選択して記載するものとする。

第四條 市町村長は、新たにその市町村の住民基本台帳に記録されるべき者につき住民票の記載をする場合において、その者が施行日以後住民基本台帳に記録されていなかった者であるときは、新法第三十條の二第一項の規定にかかわらず、その者に係る住民票に新法第三十條の七第一項の規定により都道府県知事から指定された住民票コードのうちから選択するいずれか一の住民票コードを記載するものとする。この場合においては、市町村長は、当該記載に係る者以外の者に係る住民票に記載した住民票コードと異なる住民票コードを選択して記載するものとする。

第五條 市町村長は、前二條の規定により住民票コードを記載したときは、速やかに、当該記載に係る者に対し、その旨及び当該住民票コードを書面により通知しなければならない。

(指定情報処理機関に関する経過措置)

第六條 施行日前に指定情報処理機関の指定がされた場合においては、指定情報処理機関は、新法第三十條の十第一項の規定にかかわらず、施行日の前日までの間は、同項第三号から第七号までに掲げる事務を行わないものとする。

(本人確認情報の処理及び利用等の準備行為)

第七條 市町村長、都道府県知事及び指定情報処理機関は、施行日前においても、新法第四章の二に規定する事務の実施に必要な準備行為をすることが出来る。

(指定都市の特例)

第八條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の十九第一項の指定都市に対する附則第二條から第五條まで及び前條の規定の適用については、政令で特別の定めをすることが出来る。

(その他の経過措置の政令への委任)

第九條 附則第二條から前條までに定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(国民健康保険法の一部改正)

第十條 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第九條第八項中「第二十二條から第二十五條までを」第二十二條から第二十四條まで又は第二十五條に、「附記」を「付記」に改める。

(介護保険法の一部改正)

第十一條 介護保険法(平成九年法律第二百二十三

号)の一部を次のように改正する。

第十二条第五項中「第二十二條から第二十五条まで」を「第二十二條から第二十四条まで又は第二十五条」に改める。

(自治省設置法の一部改正)

第十二条 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第五条中第八号の三を第八号の四とし、第八号の二を第八号の三とし、第八号の次に次の一号を加える。

八の二 住民基本台帳法に基づき、指定情報処理機関を指定し、及びこれに対し、認可その他監督を行うこと。

法務大臣陣内孝雄君問責決議案
右の議案を發議する。

平成十一年八月十二日

發議者

篠瀬 進 円 より子
橋本 敦 畑野 君枝
梶原 敬義
賛成者
足立 良平 浅尾慶一郎
朝日 俊弘 伊藤 基隆
石田 美栄 今井 澄
今泉 昭 海野 徹
江田 五月 江本 孟紀
小川 勝也 小川 敏夫
岡崎トミ子 勝木 健司
川橋 幸子 木俣 佳丈
北澤 俊美 久保 亘
郡司 彰 小林 元

小宮山洋子	小山 峰男
奥石 東	佐藤 泰介
佐藤 雄平	齋藤 勁
櫻井 充	笹野 貞子
高嶋 良充	竹村 泰子
谷林 正昭	千葉 景子
角田 義一	寺崎 昭久
内藤 正光	直嶋 正行
長谷川 清	平田 健二
広中和歌子	福山 哲郎
藤井 俊男	堀 利和
本田 良一	前川 忠夫
松崎 俊久	松前 達郎
峰崎 直樹	本岡 昭次
柳田 稔	山下八洲夫
吉田 之久	和田 洋子
薬科 満治	阿部 幸代
井上 美代	池田 幹幸
市田 忠義	岩佐 恵美
緒方 靖夫	大沢 辰美
笠井 亮	小池 晃
小泉 親司	須藤美也子
立木 洋	富樫 練三
西山登紀子	八田ひろ子
林 紀子	筆坂 秀世
宮本 岳志	山下 芳生
吉岡 吉典	吉川 春子
大淵 絹子	大脇 雅子
菅野 壽	日下部代子
清水 澄子	谷本 巍
照屋 寛徳	田 英夫
福島 瑞穂	洲上 貞雄

三重野栄子 村沢 牧
山本 正和
参議院議長 斎藤 十朗殿

法務大臣陣内孝雄君問責決議

本院は、法務大臣陣内孝雄君を問責する。
右決議する。

理由

陣内法務大臣は、本院でその疑惑を追及され辞任した中村前法相の後任大臣であり、組織犯罪対策三法案の提出時の法務大臣ではなかったとはいえ、法案を精査すればその問題点に気づいたはずである。にもかかわらず違憲立法を撤回しなかった。しかし、その内実と云えば、本院における委員会審査の際も、答弁を求められても窮して答えられず、専ら政府委員に答弁してもらい、その内容を理解していないことは明らかであった。

しかし法案の内容も理解しない大臣が、ただ成立だけを強行させようとするのは、本案が国民の基本的人権・プライバシーを制限する重大な違憲立法という性格上、断じて認めるわけにはいかない。

我々は、このような大臣は信任することができない。これが問責決議案を提出する理由である。

投票者氏名

日程第一 法務委員長荒木清寛君解任決議案(円より子君外五名発議)(委員会審査省略要求事件)

賛成者(白色票)氏名

足立 良平君 浅尾慶一郎君

反対者(青色票)氏名

阿南 一成君

阿部 正俊君

朝日 俊弘君	伊藤 基隆君
石田 美栄君	今井 澄君
今泉 昭君	海野 徹君
江田 五月君	小川 勝也君
小川 敏夫君	岡崎トミ子君
勝木 健司君	川橋 幸子君
木俣 佳丈君	北澤 俊美君
久保 亘君	郡司 彰君
小林 元君	小宮山洋子君
小山 峰男君	奥石 東君
佐藤 泰介君	佐藤 雄平君
齋藤 勁君	櫻井 充君
笹野 貞子君	高嶋 良充君
竹村 泰子君	谷林 正昭君
千葉 景子君	角田 義一君
寺崎 昭久君	内藤 正光君
直嶋 正行君	長谷川 清君
平田 健二君	広中和歌子君
福山 哲郎君	藤井 俊男君
堀 利和君	本田 良一君
前川 忠夫君	松崎 俊久君
松前 達郎君	円 より子君
本岡 昭次君	本岡 昭次君
柳田 稔君	柳田 稔君
吉田 之久君	吉田 之久君
薬科 満治君	薬科 満治君
小泉 親司君	小泉 親司君
八田ひろ子君	八田ひろ子君
佐藤 道夫君	佐藤 道夫君
中村 敦夫君	中村 敦夫君

青木 幹雄君	有馬 朗人君	長峯 基君	成瀬 守重君	田村 秀昭君	高橋 令則君	齊藤 滋宣君	坂野 重信君
井上 吉夫君	石井 道子君	西田 吉宏君	野沢 太三君	月原 茂昭君	鶴保 庸介君	清水嘉与子君	塩崎 恭久君
石渡 清元君	市川 一朗君	野間 赴君	南野知恵子君	戸田 邦司君	平野 貞夫君	陣内 孝雄君	須藤良太郎君
岩井 國臣君	岩城 光英君	長谷川道郎君	橋本 聖子君	星野 明市君	渡辺 秀央君	末広まき二君	鈴木 政二君
岩瀬 良三君	岩永 浩美君	馳 浩君	畑 恵君	菅川 健二君	山崎 力君	鈴木 正孝君	鈴木 弘成君
上杉 光弘君	上野 公成君	服部三男雄君	林 芳正君	林 芳正君	平田 耕一君	田浦 直君	田中 直紀君
海老原義彦君	尾辻 秀久君	日出 英輔君	平田 耕一君	真鍋 賢二君	真鍋 賢二君	武見 敬三君	谷川 秀善君
大島 慶久君	大野つや子君	保坂 三蔵君	真鍋 賢二君	保坂 三蔵君	保坂 三蔵君	常田 享詳君	中川 義雄君
太田 豊秋君	岡 利定君	松谷蒼一郎君	松村 龍二君	阿南 一成君	阿部 正俊君	中島 眞人君	中曾根弘文君
岡野 裕君	加藤 紀文君	三浦 一水君	水島 裕君	青木 幹雄君	有馬 朗人君	中原 爽君	仲道 俊哉君
加納 時男君	狩野 安君	溝手 顯正君	村上 正邦君	井上 吉夫君	石井 道子君	長峯 基君	
鹿熊 安正君	景山俊太郎君	森下 博之君	森田 次夫君	石渡 清元君	市川 一朗君	西田 吉宏君	
片山虎之助君	金田 勝年君	森山 裕君	矢野 哲朗君	岩井 國臣君	岩城 光英君	戸田 邦司君	
釜本 邦茂君	鎌田 要人君	山下 善彦君	山崎 正昭君	岩瀬 良三君	岩永 浩美君	星野 明市君	
龜井 郁夫君	龜谷 博昭君	山下 善彦君	山本 一太君	上杉 光弘君	海老原義彦君	菅川 健二君	
河本 英典君	木村 仁君	依田 智治君	吉川 芳男君	大島 慶久君	太田 豊秋君	岡野 裕君	
岸 宏一君	北岡 秀二君	吉村剛太郎君	若林 正俊君	加納 時男君	加納 時男君	加納 時男君	
久世 公堯君	久野 恒一君	脇 雅史君	松田 岩夫君	鹿熊 安正君	片山虎之助君	釜本 邦茂君	
國井 正幸君	小山 孝雄君	荒木 清寛君	魚住裕一郎君	大島 慶久君	太田 豊秋君	岡野 裕君	
鴻池 祥肇君	佐々木知子君	海野 義孝君	大森 礼子君	加納 時男君	加納 時男君	加納 時男君	
佐藤 昭郎君	佐藤 泰三君	加藤 修一君	風間 相君	加納 時男君	加納 時男君	加納 時男君	
齊藤 滋宣君	坂野 重信君	木庭健太郎君	沢 たまき君	加納 時男君	加納 時男君	加納 時男君	
清水嘉与子君	塩崎 恭久君	白浜 一良君	高野 博郎君	加納 時男君	加納 時男君	加納 時男君	
陣内 孝雄君	須藤良太郎君	但馬 久美君	統 訓弘君	加納 時男君	加納 時男君	加納 時男君	
末広まき二君	鈴木 政二君	鶴岡 洋君	浜田卓一郎君	加納 時男君	加納 時男君	加納 時男君	
鈴木 正孝君	鈴木 弘成君	浜四津敏子君	日笠 勝之君	加納 時男君	加納 時男君	加納 時男君	
田浦 直君	田中 直紀君	弘友 和夫君	福本 潤一君	加納 時男君	加納 時男君	加納 時男君	
田村 公平君	竹山 裕君	益田 洋介君	松 あきら君	加納 時男君	加納 時男君	加納 時男君	
武見 敬三君	谷川 秀善君	森本 晃司君	山下 栄一君	加納 時男君	加納 時男君	加納 時男君	
常田 享詳君	中川 義雄君	山本 保君	渡辺 孝男君	加納 時男君	加納 時男君	加納 時男君	
中島 眞人君	中曾根弘文君	阿曾田 清君	泉 信也君	加納 時男君	加納 時男君	加納 時男君	
中原 爽君	仲道 俊哉君	入澤 肇君	扇 千景君	加納 時男君	加納 時男君	加納 時男君	

本決議案の議事における趣旨説明、質疑、討論その他の発言時間は、一人十分に制限することの動議(上野公成君外一名提出)

賛成者(白色票)氏名

阿南 一成君	阿部 正俊君	有馬 朗人君	石井 道子君	市川 一朗君	岩城 光英君	岩永 浩美君	上野 公成君	尾辻 秀久君	大野つや子君	岡 利定君	加藤 紀文君	狩野 安君	景山俊太郎君	金田 勝年君	鎌田 要人君	龜谷 博昭君	木村 仁君	北岡 秀二君	久野 恒一君	小山 孝雄君	佐々木知子君	佐藤 泰三君
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------

齊藤 滋宣君	坂野 重信君	塩崎 恭久君	須藤良太郎君	鈴木 政二君	鈴木 弘成君	世耕 弘成君	田中 直紀君	竹山 裕君	谷川 秀善君	中川 義雄君	中曾根弘文君	仲道 俊哉君	成瀬 守重君	野沢 太三君	南野知恵子君	橋本 聖子君	畑 恵君	林 芳正君	平田 耕一君	真鍋 賢二君	松村 龍二君	水島 裕君	村上 正邦君	森田 次夫君	矢野 哲朗君	山崎 正昭君	山本 一太君	吉川 芳男君	若林 正俊君	松田 岩夫君	魚住裕一郎君	大森 礼子君	風間 相君
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------

反対者(青色票)氏名

七〇名

足立	良平君	淺尾	慶一郎君
朝日	俊弘君	伊藤	基隆君
石田	美栄君	今井	澄君
海野	徹君	江田	五月君
小川	勝也君	小川	敏夫君
岡崎	トミ子君	勝木	健司君
川橋	幸子君	木俣	佳丈君
北澤	俊美君	郡司	彰君
小林	元君	小宮	山洋子君
小山	峰男君	興石	東君
佐藤	泰介君	佐藤	雄平君
齋藤	勁君	櫻井	充君

木庭健太郎君	白浜 一良君	但馬 久美君	鶴岡 洋君	浜四津敏子君	弘友 和夫君	益田 洋介君	森本 晃司君	山本 保君	阿曾田 清君	入澤 肇君	田村 秀昭君	月原 茂皓君	戸田 邦司君	星野 朋市君	岩本 莊太君	管川 健二君	山崎 力君
沢 たまき君	高野 博師君	統 訓弘君	浜田卓二郎君	日笠 勝之君	福本 潤一君	松 あきら君	山下 栄一君	渡辺 孝男君	泉 信也君	扇 千景君	高橋 令則君	鶴保 庸介君	平野 貞夫君	渡辺 秀央君	奥村 展三君	水野 誠一君	

賛成者氏名(白色票)

内閣總理大臣小渕恵三君問責決議案(本岡昭次君外四名発議)(委員会審査省略要求事件)

七七名

足立	良平君	浅尾慶一郎君
朝日	俊弘君	伊藤 基隆君
石田	美栄君	今井 澄君
今泉	昭君	海野 徹君
江田	五月君	小川 勝也君

島袋	福島	林	畑野	富樫	小泉	大沢	岩佐	井上	藁科	吉田	柳田	本岡	円	前川	堀	福山	平田	直嶋	寺崎	千葉	竹村	笹野
宗康君	瑞穂君	紀子君	君枝君	練三君	親司君	辰美君	惠美君	美代君	満治君	之久君	稔君	昭次君	より子君	忠夫君	利和君	哲郎君	健二君	正行君	昭久君	景子君	泰子君	貞子君
中村	佐藤	宮本	八田ひろ子君	西山登紀子君	須藤美也子君	小池	緒方	池田	阿部	和田	山下八洲夫君	篠瀬	峰崎	松崎	本田	藤井	広中和歌子君	長谷川	内藤	角田	谷林	高嶋
敦夫君	道夫君	岳志君				晃君	靖夫君	幹幸君	幸代君	洋子君		進君	直樹君	俊久君	良一君	俊男君		清君	正光君	義一君	正昭君	良充君

小川	敏夫君	岡崎トミ子君
勝木	健司君	川橋 幸子君
木俣	佳丈君	北澤 俊美君
久保	亘君	郡司 彰君
小林	元君	小宮山洋子君
小山	峰男君	奥石 東君
佐藤	泰介君	佐藤 雄平君
齋藤	勁君	櫻井 充君
笹野	貞子君	高嶋 良充君
竹村	泰子君	谷林 正昭君
千葉	景子君	角田 義一君
寺崎	昭久君	内藤 正光君
直嶋	正行君	長谷川 清君
平田	健二君	広中和歌子君
福山	哲郎君	藤井 俊男君
堀	利和君	本田 良一君
前川	忠夫君	松崎 俊久君
松前	達郎君	円 より子君
峰崎	直樹君	本岡 昭次君
篠瀬	進君	柳田 稔君
山下八洲夫君		吉田 之久君
和田 洋子君		薬科 満治君
阿部 幸代君		井上 美代君
岩佐 恵美君		大沢 辰美君
小池 晃君		小泉 親司君
須藤美也子君		富樫 練三君
西山登紀子君		畑野 君枝君
八田ひろ子君		宮本 岳志君
大淵 絹子君		大脇 雅子君
旦下部代子君		清水 澄子君
谷本 蠲君		照屋 寛徳君
福島 瑞穂君		岩本 莊太君

反对者氏名(青色票)

一四〇名

佐藤 道夫君	島袋 宗康君
中村 敦夫君	
石(青色票) 一四〇名	
阿南 一成君	阿部 正俊君
青木 幹雄君	有馬 朗人君
井上 吉夫君	石井 道子君
石渡 清元君	市川 一朗君
岩井 國臣君	岩城 光英君
岩瀬 良三君	岩永 浩美君
上杉 光弘君	上野 公成君
海老原義彦君	尾辻 秀久君
大島 慶久君	大野つや子君
太田 豊秋君	岡 利定君
岡野 裕君	加藤 紀文君
加納 時男君	狩野 安君
鹿熊 安正君	景山俊太郎君
片山虎之助君	金田 勝年君
釜本 邦茂君	鎌田 要人君
亀井 郁夫君	亀谷 博昭君
河本 英典君	木村 仁君
岸 宏一君	北岡 秀二君
久世 公堯君	久野 恒一君
国井 正幸君	小山 孝雄君
鴻池 祥肇君	佐々木知子君
佐藤 昭郎君	佐藤 泰三君
斉藤 滋宣君	坂野 重信君
清水嘉与子君	塩崎 恭久君
陣内 孝雄君	須藤良太郎君
末広まきこ君	鈴木 政二君
鈴木 正孝君	世耕 弘成君
田浦 直君	田中 直紀君

田村 公平君	竹山 裕君	益田 洋介君	松 あきし君
武見 敬三君	谷川 秀善君	森本 晃司君	山下 栄一君
常田 享詳君	中川 義雄君	山本 保君	渡辺 孝男君
中島 眞人君	中曾根弘文君	阿曾田 清君	泉 信也君
中原 爽君	仲道 俊哉君	入澤 肇君	扇 千景君
長峯 基君	成瀬 守重君	田村 秀昭君	高橋 令則君
西田 吉宏君	野沢 太三君	月原 茂晴君	鶴保 庸介君
野間 起君	南野知恵子君	戸田 邦司君	平野 貞夫君
長谷川道郎君	橋本 聖子君	星野 朋市君	渡辺 秀央君
馳 浩君	畑 恵君	菅川 健二君	山崎 力君
服部三男雄君	林 芳正君		
日出 英輔君	平田 耕一君		
保坂 三蔵君	真鍋 賢二君		
松谷倉一郎君	松村 龍一君		
三浦 一水君	水島 裕君		
溝手 顯正君	村上 正邦君		
森下 博之君	森田 次夫君		
森山 裕君	矢野 哲朗君		
山内 俊夫君	山崎 正昭君		
山下 善彦君	山本 一太君		
依田 智治君	吉川 芳男君		
吉村剛太郎君	若林 正俊君		
脇 雅史君	松田 岩夫君		
荒木 清寛君	魚住裕一郎君		
海野 義孝君	大森 礼子君		
加藤 修一君	風間 昶君		
木庭健太郎君	沢 たまき君		
白浜 一良君	高野 博郎君		
但馬 久美君	統 訓弘君		
鶴岡 洋君	浜田卓二郎君		
浜四津敏子君	日笠 勝之君		
弘友 和夫君	福本 潤一君		

この際、議院運営委員長岡野裕君解任決議案(兼科満治君外四名発議)(委員会審査省略要求事件)を議事日程に追加するの動議(兼科満治君外四名提出)

賛成者氏名(白色票)

七一名

足立 良平君	浅尾慶一郎君
朝日 俊弘君	伊藤 基隆君
石田 美栄君	今井 澄君
今泉 昭君	海野 徹君
江田 五月君	小川 勝也君
小川 敏夫君	岡崎トミ子君
勝木 健司君	川橋 幸子君
木俣 佳文君	北澤 俊美君
久保 亘君	郡司 彰君
小林 元君	小宮山洋子君
小山 峰男君	奥石 東君
佐藤 泰介君	佐藤 雄平君
齋藤 勤君	櫻井 充君
笹野 貞子君	高嶋 良充君
竹村 泰子君	谷林 正昭君
千葉 景子君	角田 義一君

反対者氏名(青色票)

一三八名

寺崎 昭久君	内藤 正光君
直嶋 正行君	長谷川 清君
平田 健二君	広中和歌子君
福山 哲郎君	藤井 俊男君
堀 利和君	本田 良一君
前川 忠夫君	松崎 俊久君
松前 達郎君	円 より子君
峰崎 直樹君	本岡 昭次君
築瀬 進君	柳田 稔君
山下八洲夫君	吉田 之久君
和田 洋子君	薬科 満治君
阿部 幸代君	井上 美代君
大沢 辰美君	小池 晃君
小泉 親司君	須藤美也子君
富樫 練三君	畑野 君枝君
八田ひろ子君	宮本 岳志君
日下部禮代子君	清水 澄子君
谷本 巍君	福島 瑞穂君
佐藤 道夫君	島袋 宗康君
中村 敦夫君	
阿南 一成君	阿部 正俊君
青木 幹雄君	有馬 朗人君
井上 吉夫君	石井 道子君
石渡 清元君	市川 一朗君
岩井 國臣君	岩城 光英君
岩瀬 良三君	岩永 浩美君
上杉 光弘君	上野 公成君
海老原義彦君	尾辻 秀久君
大島 慶久君	大野つや子君
太田 豊秋君	岡 利定君

岡野 裕君	加藤 紀文君
加納 時男君	狩野 安君
鹿熊 安正君	景山俊太郎君
片山虎之助君	金田 勝年君
釜本 邦茂君	鎌田 要人君
龜井 郁夫君	龜谷 博昭君
河本 英典君	木村 仁君
岸 宏一君	北岡 秀二君
久世 公堯君	久野 恒一君
国井 正幸君	小山 孝雄君
鴻池 祥肇君	佐々木知子君
佐藤 昭郎君	佐藤 泰三君
斉藤 滋宣君	坂野 重信君
清水嘉与子君	塩崎 恭久君
陣内 孝雄君	須藤良太郎君
末広まきこ君	鈴木 政二君
鈴木 正孝君	世耕 弘成君
田浦 直君	田中 直紀君
田村 公平君	竹山 裕君
武見 敬三君	谷川 秀善君
常田 享詳君	中川 義雄君
中島 眞人君	中曾根弘文君
中原 爽君	仲道 俊哉君
長峯 基君	成瀬 守重君
西田 吉宏君	野沢 太三君
野間 起君	南野知恵子君
長谷川道郎君	橋本 聖子君
馳 浩君	畑 恵君
服部三男雄君	林 芳正君
日出 英輔君	平田 耕一君
保坂 三蔵君	真鍋 賢二君
松谷倉一郎君	松村 龍一君

議長不信任決議案(本岡昭次君外六名発議)(委員
会審査省路要求事件)

賛成者(白色票)氏名

九二名

足立 良平君

浅尾慶一郎君

三浦 一水君 水島 裕君
薄手 顯正君 村上 正邦君
森下 博之君 森田 次夫君
森山 裕君 矢野 哲朗君
山内 俊夫君 山崎 正昭君
山下 善彦君 山本 一太君
依田 智治君 吉村剛太郎君
若林 正俊君 脇 雅史君
松田 岩夫君 荒木 清寛君
魚住裕一郎君 海野 義孝君
大森 礼子君 加藤 修一君
風間 昶君 木庭健太郎君
沢 たまき君 白浜 一良君
高野 博師君 但馬 久美君
統 訓弘君 鶴岡 洋君
浜田卓二郎君 浜四津敏子君
日笠 勝之君 弘友 和夫君
福本 潤一君 益田 洋介君
松 あきら君 森本 晃司君
山下 栄一君 山本 保君
渡辺 孝男君 阿曾田 清君
泉 信也君 入澤 肇君
扇 千景君 田村 秀昭君
高橋 令則君 月原 茂晴君
鶴保 康介君 戸田 邦司君
平野 貞夫君 星野 朋市君
渡辺 秀央君 山崎 力君

朝日 俊弘君 伊藤 基隆君
石田 美栄君 今井 澄君
今泉 昭君 海野 徹君
江田 五月君 小川 勝也君
小川 敏夫君 岡崎トミ子君
勝木 健司君 川橋 幸子君
木俣 佳文君 北澤 俊美君
久保 亘君 郡司 彰君
小林 元君 小宮山洋子君
小山 峰男君 奥石 東君
佐藤 泰介君 齋藤 勳君
櫻井 充君 笹野 貞子君
高嶋 良充君 竹村 泰子君
谷林 正昭君 千葉 景子君
角田 義一君 寺崎 昭久君
内藤 正光君 直嶋 正行君
長谷川 清君 平田 健二君
広中和歌子君 福山 哲郎君
藤井 俊男君 堀 利和君
本田 良一君 前川 忠夫君
松崎 俊久君 松前 達郎君
円 より子君 峰崎 直樹君
本岡 昭次君 篠瀬 進君
柳田 稔君 山下八洲夫君
吉田 之久君 和田 洋子君
薬科 満治君 阿部 幸代君
井上 美代君 池田 幹幸君
市田 忠義君 岩佐 惠美君
緒方 靖夫君 大沢 辰美君
笠井 亮君 小池 晃君
小泉 親司君 須藤美也子君
立木 洋君 富樫 練三君

反対者(青色票)氏名

一三九名

西山登紀子君 橋本 敦君
畑野 君枝君 八田ひろ子君
林 紀子君 筆坂 秀世君
宮本 岳志君 山下 芳生君
吉岡 吉典君 吉川 春子君
大淵 絹子君 大脇 雅子君
梶原 敬義君 日下部禮代子君
清水 澄子君 谷本 鶴君
照屋 寛徳君 田 英夫君
福島 瑞穂君 淵上 貞雄君
三重野栄子君 村沢 牧君
山本 正和君 佐藤 道夫君
島袋 宗康君 中村 敦夫君

岸 宏一君 北岡 秀二君
久世 公堯君 久野 恒一君
国井 正幸君 小山 孝雄君
鴻池 祥肇君 佐々木知子君
佐藤 昭郎君 佐藤 泰三君
斎藤 滋宣君 坂野 重信君
清水嘉与子君 塩崎 恭久君
陣内 孝雄君 須藤良太郎君
末広まきこ君 鈴木 政二君
鈴木 正孝君 世耕 弘成君
田浦 直君 田中 直紀君
田村 公平君 竹山 裕君
武見 敬三君 谷川 秀善君
常田 享許君 中川 義雄君
中島 真人君 中曾根弘文君
中原 爽君 仲道 俊哉君
長峯 基君 成瀬 守重君
西田 吉宏君 野沢 太三君
野間 起君 南野知恵子君
長谷川道郎君 橋本 聖子君
馳 浩君 畑 恵君
服部三男雄君 林 芳正君
日出 英輔君 平田 耕一君
保坂 三蔵君 真鍋 賢二君
松谷倉一郎君 松村 龍二君
三浦 一水君 水島 裕君
薄手 顯正君 村上 正邦君
森下 博之君 森田 次夫君
森山 裕君 矢野 哲朗君
山内 俊夫君 山崎 正昭君
山下 善彦君 山本 一太君
依田 智治君 吉川 芳男君

日程第二乃至第四を一括して直ちに議題とするこ
との動議(上野公成君外一名提出)

賛成者(白色票)氏名

一三八名

吉村剛太郎君	若林 正俊君	尾辻 秀久君	大島 慶久君
脇 雅史君	松田 岩夫君	大野つや子君	太田 豊秋君
荒木 清寛君	魚住裕一郎君	岡 利定君	岡野 裕君
海野 義孝君	大森 礼子君	加藤 紀文君	加納 時男君
加藤 修一君	風間 昶君	狩野 安君	鹿熊 安正君
木庭健太郎君	沢 たまき君	景山俊太郎君	片山虎之助君
白浜 一良君	高野 博師君	金田 勝年君	釜本 邦茂君
但馬 久美君	統 訓弘君	鎌田 要人君	亀井 郁夫君
鶴岡 洋君	浜田卓二郎君	龜谷 博昭君	河本 英典君
浜四津敏子君	日笠 勝之君	木村 仁君	岸 宏一君
弘友 和夫君	福本 潤一君	北岡 秀二君	久世 公堯君
益田 洋介君	松 あきら君	久野 恒一君	国井 正幸君
森本 晃司君	山下 栄一君	小山 孝雄君	鴻池 祥肇君
山本 保君	渡辺 孝男君	佐々木知子君	佐藤 昭郎君
阿曾田 清君	泉 信也君	佐藤 泰三君	斎藤 滋宣君
入澤 肇君	扇 千景君	坂野 重信君	清水嘉与子君
田村 秀昭君	高橋 令則君	塩崎 恭久君	陣内 孝雄君
月原 茂皓君	鶴保 庸介君	須藤良太郎君	末広まきこ君
戸田 邦司君	平野 貞夫君	鈴木 政二君	鈴木 正孝君
星野 明市君	渡辺 秀央君	世耕 弘成君	田浦 直君
山崎 力君		田中 直紀君	田村 公平君
		竹山 裕君	武見 敏三君
		谷川 秀善君	常田 享詳君
		中川 義雄君	中島 眞人君
		中曾根弘文君	中原 爽君
		仲道 俊哉君	長峯 基君
		成瀬 守重君	西田 吉宏君
		野沢 太三君	野間 昶君
		南野知恵子君	長谷川道郎君
		橋本 聖子君	馳 浩君
		畑 恵君	服部三男雄君
		林 芳正君	日出 英輔君

平田 耕一君	保坂 三蔵君	足立 良平君	浅尾慶一郎君
真鍋 賢二君	松谷蒼一郎君	朝日 俊弘君	伊藤 基隆君
松村 龍二君	三浦 一水君	石田 美栄君	今井 澄君
水島 裕君	澤手 顕正君	今泉 昭君	海野 徹君
村上 正邦君	森下 博之君	江田 五月君	小川 勝也君
森田 次夫君	森山 裕君	小川 敏夫君	岡崎トミ子君
矢野 哲朗君	山下 俊夫君	勝木 健司君	川橋 幸子君
山崎 正昭君	山下 善彦君	木俣 佳文君	北澤 俊美君
山本 一太君	依田 智治君	久保 巨君	郡司 彰君
吉川 芳男君	吉村剛太郎君	小林 元君	小宮山洋子君
若林 正俊君	脇 雅史君	小山 峰男君	奥石 東君
松田 岩夫君	荒木 清寛君	佐藤 泰介君	齋藤 勤君
魚住裕一郎君	海野 義孝君	櫻井 充君	笹野 貞子君
大森 礼子君	加藤 修一君	高嶋 良充君	竹村 泰子君
風間 昶君	木庭健太郎君	谷林 正昭君	千葉 景子君
沢 たまき君	白浜 一良君	角田 義一君	寺崎 昭久君
高野 博師君	但馬 久美君	内藤 正光君	直嶋 正行君
統 訓弘君	鶴岡 洋君	長谷川 清君	平田 健二君
浜田卓二郎君	浜四津敏子君	福山 哲郎君	藤井 俊男君
日笠 勝之君	弘友 和夫君	堀 利和君	本田 良一君
福本 潤一君	益田 洋介君	前川 忠夫君	松崎 俊久君
松 あきら君	森本 晃司君	松前 達郎君	円 より子君
山下 栄一君	山本 保君	峰崎 直樹君	本岡 昭次君
渡辺 孝男君	阿曾田 清君	築瀬 進君	柳田 稔君
泉 信也君	入澤 肇君	山下八洲夫君	吉田 之久君
扇 千景君	田村 秀昭君	和田 洋子君	薬科 満治君
高橋 令則君	月原 茂皓君	井上 美代君	大沢 辰美君
鶴保 庸介君	戸田 邦司君	小池 晃君	小泉 親司君
平野 貞夫君	星野 明市君	富樫 練三君	畑野 君枝君
渡辺 秀央君	山崎 力君	八田ひろ子君	宮本 岳志君
		大脇 雅子君	清水 澄子君

反対者(青色票)氏名

六八名

平田 耕一君	保坂 三蔵君	足立 良平君	浅尾慶一郎君
真鍋 賢二君	松谷蒼一郎君	朝日 俊弘君	伊藤 基隆君
松村 龍二君	三浦 一水君	石田 美栄君	今井 澄君
水島 裕君	澤手 顕正君	今泉 昭君	海野 徹君
村上 正邦君	森下 博之君	江田 五月君	小川 勝也君
森田 次夫君	森山 裕君	小川 敏夫君	岡崎トミ子君
矢野 哲朗君	山下 俊夫君	勝木 健司君	川橋 幸子君
山崎 正昭君	山下 善彦君	木俣 佳文君	北澤 俊美君
山本 一太君	依田 智治君	久保 巨君	郡司 彰君
吉川 芳男君	吉村剛太郎君	小林 元君	小宮山洋子君
若林 正俊君	脇 雅史君	小山 峰男君	奥石 東君
松田 岩夫君	荒木 清寛君	佐藤 泰介君	齋藤 勤君
魚住裕一郎君	海野 義孝君	櫻井 充君	笹野 貞子君
大森 礼子君	加藤 修一君	高嶋 良充君	竹村 泰子君
風間 昶君	木庭健太郎君	谷林 正昭君	千葉 景子君
沢 たまき君	白浜 一良君	角田 義一君	寺崎 昭久君
高野 博師君	但馬 久美君	内藤 正光君	直嶋 正行君
統 訓弘君	鶴岡 洋君	長谷川 清君	平田 健二君
浜田卓二郎君	浜四津敏子君	福山 哲郎君	藤井 俊男君
日笠 勝之君	弘友 和夫君	堀 利和君	本田 良一君
福本 潤一君	益田 洋介君	前川 忠夫君	松崎 俊久君
松 あきら君	森本 晃司君	松前 達郎君	円 より子君
山下 栄一君	山本 保君	峰崎 直樹君	本岡 昭次君
渡辺 孝男君	阿曾田 清君	築瀬 進君	柳田 稔君
泉 信也君	入澤 肇君	山下八洲夫君	吉田 之久君
扇 千景君	田村 秀昭君	和田 洋子君	薬科 満治君
高橋 令則君	月原 茂皓君	井上 美代君	大沢 辰美君
鶴保 庸介君	戸田 邦司君	小池 晃君	小泉 親司君
平野 貞夫君	星野 明市君	富樫 練三君	畑野 君枝君
渡辺 秀央君	山崎 力君	八田ひろ子君	宮本 岳志君
		大脇 雅子君	清水 澄子君

三案を法務委員会に再付託することの動議(海野徹君外三名提出)

賛成者(白色票)氏名

九五名

足立 良平君 浅尾慶一郎君
朝日 俊弘君 石田 美栄君
今井 澄君 今泉 昭君
海野 徹君 江田 五月君
小川 勝也君 小川 敏夫君
岡崎トミ子君 勝木 健司君
川橋 幸子君 木俣 佳文君
北澤 俊美君 久保 巨君
郡司 彰君 小林 元君
小宮山洋子君 小山 峰男君
興石 東君 佐藤 泰介君
齋藤 勤君 櫻井 充君
笹野 貞子君 高嶋 良充君
竹村 泰子君 谷林 正昭君
千葉 景子君 角田 義一君
寺崎 昭久君 内藤 正光君
直嶋 正行君 長谷川 清君
平田 健二君 広中和歌子君
福山 哲郎君 藤井 俊男君
堀 利和君 本田 良一君
前川 忠夫君 松崎 俊久君
松前 達郎君 円 より子君
峰崎 直樹君 本岡 昭次君
篠瀬 進君 柳田 稔君
山下八洲夫君 吉田 之久君

反対者(青色票)氏名

一三九名

和田 洋子君 薬科 満治君
阿部 幸代君 井上 美代君
池田 幹幸君 市田 忠義君
岩佐 恵美君 緒方 靖夫君
大沢 辰美君 笠井 亮君
小池 晃君 小泉 親司君
須藤美也子君 立木 洋君
宣樫 練三君 西山登紀子君
橋本 敦君 畑野 君枝君
八田ひろ子君 林 紀子君
筆坂 秀世君 宮本 岳志君
山下 芳生君 吉岡 吉典君
吉川 春子君 大淵 絹子君
大脇 雅子君 梶原 敬義君
日下部禮代子君 清水 澄子君
谷本 巍君 照屋 寛徳君
田 英夫君 福島 瑞穂君
測上 貞雄君 三重野栄子君
村沢 牧君 山本 正和君
岩本 莊太君 奥村 展三君
松岡満壽男君 水野 誠一君
佐藤 道夫君 島袋 宗康君
中村 敦夫君

尾辻 秀久君 大島 慶久君
大野つや子君 太田 豊秋君
岡 利定君 岡野 裕君
加藤 紀文君 加納 時男君
狩野 安君 鹿熊 安正君
景山俊太郎君 片山虎之助君
金田 勝年君 釜本 邦茂君
鎌田 要人君 亀井 郁夫君
龜谷 博昭君 河本 英典君
木村 仁君 岸 宏一君
北岡 秀二君 久世 公堯君
久野 恒一君 国井 正幸君
小山 孝雄君 鴻池 祥肇君
佐々木知子君 佐藤 昭郎君
佐藤 泰三君 齊藤 滋宣君
坂野 重信君 清水嘉与子君
塩崎 恭久君 陣内 孝雄君
須藤良太郎君 末広まきこ君
鈴木 政二君 鈴木 正孝君
世耕 弘成君 田浦 直君
田中 直紀君 田村 公平君
竹山 裕君 武見 敬三君
谷川 秀善君 常田 享詳君
中川 義雄君 中島 眞人君
中曾根弘文君 中原 爽君
仲道 俊哉君 長峯 基君
成瀬 守重君 西田 吉宏君
野沢 太三君 野間 越君
南野知恵子君 長谷川道郎君
橋本 聖子君 馳 浩君
畑 恵君 服部三男雄君
林 芳正君 日出 英輔君

平田 耕一君 保坂 三蔵君
真鍋 賢二君 松谷蒼一郎君
松村 龍二君 三浦 一水君
水島 裕君 澤手 顯正君
村上 正邦君 森下 博之君
森田 次夫君 森山 裕君
矢野 哲朗君 山内 俊夫君
山崎 正昭君 山下 善彦君
山本 一太君 依田 智治君
吉川 芳男君 吉村剛太郎君
若林 正俊君 脇 雅史君
松田 岩夫君 荒木 清寛君
魚住裕一郎君 海野 義孝君
大森 礼子君 加藤 修一君
風間 昶君 木庭健太郎君
沢 たまき君 白浜 一良君
高野 博師君 但馬 久美君
統 訓弘君 鶴岡 洋君
浜田卓二郎君 浜四津敏子君
日笠 勝之君 弘友 和夫君
福本 潤一君 益田 洋介君
松 あきら君 森本 晃司君
山下 栄一君 山本 保君
渡辺 孝男君 阿曾田 清君
泉 信也君 入澤 肇君
扇 千景君 田村 秀昭君
高橋 令則君 月原 茂皓君
鶴保 庸介君 戸田 邦司君
平野 貞夫君 星野 昴市君
渡辺 秀央君 菅川 健二君
山崎 力君

日程第二 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案(第百四十二回国会内閣提出、第百四十五回国会衆議院送付)

日程第三 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案(第百四十二回国会内閣提出、第百四十五回国会衆議院送付)

日程第四 刑事訴訟法の一部を改正する法律案(第百四十二回国会内閣提出、第百四十五回国会衆議院送付)

賛成者(白色票)氏名

一四二名

阿南 一成君 阿部 正俊君 青木 幹雄君 有馬 朗人君 井上 吉夫君 石井 道子君 石渡 清元君 市川 一朗君 岩井 國臣君 岩城 光英君 岩瀬 良三君 岩永 浩美君 上杉 光弘君 上野 公成君 海老原義彦君 尾辻 秀久君 大島 慶久君 大野つや子君 太田 豊秋君 岡 利定君 岡野 裕君 加藤 紀文君 加納 時男君 狩野 安君 鹿熊 安正君 景山俊太郎君 片山虎之助君 金田 勝年君 釜本 邦茂君 鎌田 要人君 龜井 郁夫君 龜谷 博昭君 河本 英典君 木村 仁君 岸 宏一君 北岡 秀二君 久世 公堯君 久野 恒一君 国井 正幸君 小山 孝雄君 鴻池 祥肇君 佐々木知子君 佐藤 昭郎君 佐藤 泰三君

齊藤 滋宣君 清水嘉与子君 陣内 孝雄君 末広まき子君 鈴木 正孝君 田浦 直君 田村 公平君 武見 敏三君 常田 享詳君 中島 眞人君 中原 爽君 長峯 基君 西田 吉宏君 野間 起君 長谷川道郎君 馳 浩君 服部三男雄君 日出 英輔君 保坂 三蔵君 松谷倉一郎君 三浦 一水君 溝手 顕正君 森下 博之君 森山 裕君 山内 俊夫君 山下 善彦君 依田 智治君 吉村剛太郎君 脇 雅史君 荒木 清寛君 海野 義孝君 加藤 修一君 坂野 重信君 塩崎 恭久君 須藤良太郎君 鈴木 政二君 世耕 弘成君 田中 直紀君 竹山 裕君 谷川 秀善君 中川 義雄君 中曾根弘文君 仲道 俊哉君 成瀬 守重君 野沢 太三君 南野知恵子君 橋本 聖子君 畑 恵君 林 芳正君 平田 耕一君 真鍋 賢二君 松村 隆二君 水島 裕君 村上 正邦君 森田 次夫君 矢野 哲朗君 山崎 正昭君 山本 一太君 吉川 芳男君 若林 正俊君 松田 岩夫君 魚住裕一郎君 大森 礼子君 風間 昶君

反対者(青色票)氏名

九九名

木庭健太郎君 沢 たまき君 白浜 一良君 高野 博師君 但馬 久美君 続 訓弘君 鶴岡 洋君 浜田卓二郎君 浜四津敏子君 日笠 勝之君 弘友 和夫君 福本 潤一君 益田 洋介君 松 あきら君 森本 晃司君 山下 栄一君 山本 保君 渡辺 孝男君 阿曾田 清君 泉 信也君 入澤 肇君 扇 千景君 田村 秀昭君 高橋 令則君 月原 茂晴君 鶴保 庸介君 戸田 邦司君 平野 貞夫君 星野 朋市君 渡辺 秀央君 奥村 展三君 菅川 健二君 水野 誠一君 山崎 力君

高嶋 良充君 竹村 泰子君 谷林 正昭君 千葉 景子君 角田 義一君 寺崎 昭久君 内藤 正光君 直嶋 正行君 長谷川 清君 平田 健二君 広中和歌子君 福山 哲郎君 藤井 俊男君 堀 利和君 本田 良一君 前川 忠夫君 松崎 俊久君 松前 達郎君 円 より子君 峰崎 直樹君 本岡 昭次君 篠瀬 進君 柳田 稔君 山下八洲夫君 吉田 之久君 和田 洋子君 薬科 満治君 阿部 幸代君 井上 美代君 池田 幹幸君 市田 忠義君 岩佐 恵美君 緒方 靖夫君 大沢 辰美君 笠井 亮君 小池 晃君 小泉 親司君 須藤美也子君 立木 洋君 富樫 練三君 西山登紀子君 橋本 敦君 畑野 君枝君 八田ひろ子君 林 紀子君 筆坂 秀世君 宮本 岳志君 山下 芳生君 吉岡 吉典君 吉川 春子君 大淵 絹子君 大脇 雅子君 梶原 敬義君 旦下部清代子君 清水 澄子君 谷本 彌君 照屋 寛徳君 田 英夫君 福島 瑞穂君 測上 貞雄君 三重野栄子君 村沢 牧君 山本 正和君 岩本 莊太君

椎名 素夫君 田名部匡省君
堂本 暁子君 松岡満壽男君
佐藤 道夫君 島袋 宗康君
西川きよし君 菅野 久光君
中村 敦夫君

自治大臣野田毅君問責決議案(山下八洲夫君外五
名発議)(委員会審査省略要求事件)を議事日程に
追加するの動議(山下八洲夫君外五名提出)

賛成者(白色票)氏名

九一名

足立 良平君 浅尾慶一郎君
朝日 俊弘君 伊藤 基隆君
石田 美栄君 今井 澄君
今泉 昭君 海野 徹君
江田 五月君 江本 孟紀君
小川 勝也君 小川 敏夫君
岡崎トミ子君 勝木 健司君
川橋 幸子君 木俣 佳文君
北澤 俊美君 久保 亘君
郡司 彰君 小林 元君
小宮山洋子君 小山 峰男君
奥石 東君 佐藤 泰介君
佐藤 雄平君 齋藤 勤君
櫻井 充君 笹野 貞子君
高嶋 良充君 竹村 泰子君
谷林 正昭君 千葉 景子君
角田 義一君 寺崎 昭久君
内藤 正光君 直嶋 正行君
長谷川 清君 平田 健二君
広中和歌子君 福山 哲郎君
藤井 俊男君 堀 利和君
前川 忠夫君 松崎 俊久君

反対者(青色票)氏名

一三六名

松前 達郎君 円より子君
峰崎 直樹君 本岡 昭次君
築瀬 進君 柳田 稔君
山下八洲夫君 吉田 久之君
和田 洋子君 薬科 満治君
阿部 幸代君 井上 美代君
池田 幹幸君 市田 忠義君
岩佐 恵美君 緒方 靖夫君
大沢 辰美君 笠井 亮君
小池 晃君 小泉 親司君
須藤美也子君 立木 洋君
富樫 練三君 西山登紀子君
橋本 敦君 畑野 君枝君
八田ひろ子君 林 紀子君
筆坂 秀世君 宮本 岳志君
山下 芳生君 吉岡 古典君
吉川 春子君 大淵 絹子君
大脇 雅子君 梶原 敬義君
旦下部禮代子君 清水 澄子君
谷本 巍君 照屋 寛徳君
田 英夫君 福島 瑞穂君
測上 貞雄君 三重野栄子君
山本 正和君 佐藤 道夫君
中村 敦夫君

阿部 正俊君 青木 幹雄君
有馬 朗人君 井上 吉夫君
石井 道子君 石渡 清元君
市川 一朗君 岩井 國臣君
岩城 光英君 岩瀬 良三君
岩永 浩美君 上野 公成君

海老原義彦君 尾辻 秀久君
大島 慶久君 大野つや子君
太田 豊秋君 岡 利定君
岡野 裕君 加藤 紀文君
加納 時男君 狩野 安君
鹿熊 安正君 景山俊太郎君
片山虎之助君 金田 勝年君
釜本 邦茂君 鎌田 要人君
亀井 郁夫君 龜谷 博昭君
河本 英典君 木村 仁君
岸 宏一君 北岡 秀二君
久世 公堯君 久野 恒一君
国井 正幸君 小山 孝雄君
鴻池 祥肇君 佐々木知子君
佐藤 昭郎君 佐藤 泰三君
斎藤 滋宣君 坂野 重信君
清水嘉与子君 塩崎 恭久君
陣内 孝雄君 須藤良太郎君
末広まきこ君 鈴木 政二君
鈴木 正孝君 世耕 弘成君
田浦 直君 田中 直紀君
田村 公平君 竹山 裕君
武見 敬三君 谷川 秀善君
常田 享群君 中川 義雄君
中島 眞人君 中曾根弘文君
中原 爽君 仲道 俊哉君
長峯 基君 成瀬 守重君
西田 吉宏君 野沢 太三君
野間 越君 南野知恵子君
長谷川道郎君 橋本 聖子君
馳 浩君 畑 恵君
服部三男雄君 林 芳正君

日出 英輔君 平田 耕一君
保坂 三蔵君 真鍋 賢二君
松谷蒼一郎君 松村 龍二君
三浦 一水君 溝手 顕正君
村上 正邦君 森下 博之君
森田 次夫君 森山 裕君
矢野 哲朗君 山内 俊夫君
山崎 正昭君 山下 善彦君
山本 一太君 依田 智治君
吉川 芳男君 吉村剛太郎君
若林 正俊君 脇 雅史君
松田 岩夫君 荒木 清寛君
魚住裕一郎君 海野 義孝君
大森 礼子君 加藤 修一君
風間 昶君 木庭健太郎君
沢 たまき君 白浜 一良君
高野 博師君 但馬 久美君
統 訓弘君 鶴岡 洋君
浜田卓二郎君 浜四津敏子君
日笠 勝之君 弘友 和夫君
福本 潤一君 益田 洋介君
松 あきら君 森本 晃司君
山下 栄一君 山本 保君
渡辺 孝男君 阿曾田 清君
泉 信也君 入澤 肇君
扇 千景君 田村 秀昭君
高橋 令則君 月原 茂皓君
鶴保 庸介君 戸田 邦司君
平野 貞夫君 星野 朋市君
渡辺 秀央君 曾川 健二君

地方行政・警察委員会において審査中の住民基本台帳法の一部を改正する法律案について、速やかに地方行政・警察委員長の間報告を求め、この動議をこの際議決することの動議(上野公成君外一名提出)

賛成者(白色票)氏名

一三八名

阿部 正俊君 青木 幹雄君
有馬 朗人君 井上 吉夫君
石井 道子君 石渡 清元君
市川 一朗君 岩井 國臣君
岩城 光英君 岩瀬 良三君
岩永 浩美君 上杉 光弘君
上野 公成君 海老原義彦君
尾辻 秀久君 大島 慶久君
大野つや子君 太田 豊秋君
岡 利定君 岡野 裕君
加藤 紀文君 加納 時男君
狩野 安君 鹿熊 安正君
景山俊太郎君 片山虎之助君
金田 勝年君 釜本 邦茂君
鎌田 要人君 龜井 郁夫君
龜谷 博昭君 河本 英典君
木村 仁君 岸 宏一君
北岡 秀二君 久世 公義君
久野 恒一君 国井 正幸君
小山 孝雄君 鴻池 祥肇君
佐々木知子君 佐藤 昭郎君
佐藤 泰三君 齊藤 滋宣君
坂野 重信君 清水嘉子君
塩崎 恭久君 陣内 孝雄君
須藤良太郎君 末広まきこ君
鈴木 政二君 鈴木 正孝君

世耕 弘成君 田浦 直君
田中 直紀君 田村 公平君
竹山 裕君 武見 敬三君
谷川 秀善君 常田 享祥君
中川 義雄君 中島 眞人君
中曾根弘文君 中原 爽君
仲道 俊哉君 長峯 基君
成瀬 守重君 西田 吉宏君
野沢 太三君 野間 越君
南野知恵子君 長谷川道郎君
橋本 聖子君 馳 浩君
畑 恵君 服部三男雄君
林 芳正君 日出 英輔君
平田 耕一君 保坂 三蔵君
真鍋 賢二君 松谷倉一郎君
松村 龍二君 三浦 一水君
溝手 顕正君 村上 正邦君
森下 博之君 森田 次夫君
森山 裕君 矢野 哲朗君
山内 俊夫君 山崎 正昭君
山下 善彦君 山本 一太君
依田 智治君 吉川 芳男君
吉村剛太郎君 若林 正俊君
脇 雅史君 松田 岩夫君
荒木 清寛君 魚住裕一郎君
海野 義孝君 大森 礼子君
加藤 修一君 風間 昶君
木庭健太郎君 沢 たまき君
白浜 一良君 高野 博師君
但馬 久美君 統 訓弘君
鶴岡 洋君 浜田卓二郎君
浜四津敏子君 日笠 勝之君

反対者(青色票)氏名

九四名

弘友 和夫君 福本 潤一君
益田 洋介君 松 あきら君
森本 晃司君 山下 栄一君
山本 保君 渡辺 孝男君
阿曾田 清君 泉 信也君
入澤 肇君 扇 千景君
田村 秀昭君 高橋 令則君
月原 茂昭君 鶴保 廣介君
戸田 邦司君 平野 貞夫君
星野 明市君 渡辺 秀央君
曾川 健二君 山崎 力君

広中和歌子君 福山 哲郎君
藤井 俊男君 堀 利和君
本田 良一君 前川 忠夫君
松崎 俊久君 松前 達郎君
円より子君 峰崎 直樹君
本岡 昭次君 篠瀬 進君
柳田 稔君 山下八洲夫君
吉田 久之君 和田 洋子君
栗科 満治君 阿部 幸代君
井上 美代君 池田 幹幸君
市田 忠義君 岩佐 恵美君
緒方 靖夫君 大沢 辰美君
笠井 亮君 小池 晃君
小泉 親司君 須藤美也子君
立木 洋君 富樫 練三君
西山登紀子君 橋本 敦君
畑野 君枝君 八田ひろ子君
林 紀子君 筆坂 秀世君
宮本 岳志君 山下 芳生君
吉岡 吉典君 吉川 春子君
大淵 絹子君 大脇 雅子君
梶原 敬義君 日下部徳代子君
清水 澄子君 谷本 巍君
照屋 寛徳君 田 英夫君
福島 瑞穂君 洲上 貞雄君
三重野栄子君 山本 正和君
岩本 莊太郎君 佐藤 道夫君
島袋 宗康君 中村 敦夫君

地方行政・警察委員会において審査中の住民基本台帳法の一部を改正する法律案について、速やかに地方行政・警察委員長の間報告を求め、この動議をこの際議決することの動議(上野公成君外一名提出)

の動議(上野公成君外一名提出)

賛成者(白色票)氏名

一三八名

阿南 一成君 阿部 正俊君 青木 幹雄君 有馬 朗人君 井上 吉夫君 石井 道子君 石渡 清元君 市川 一朗君 岩井 國臣君 岩城 光英君 岩瀬 良三君 岩永 浩美君 上杉 光弘君 上野 公成君 海老原義彦君 尾辻 秀久君 大島 慶久君 大野つや子君 太田 豊秋君 岡 利定君 岡野 裕君 加藤 紀文君 加納 時男君 狩野 安君 鹿熊 安正君 景山俊太郎君 片山虎之助君 金田 勝年君 釜本 邦茂君 鎌田 要人君 龜井 郁夫君 龜谷 博昭君 河本 英典君 木村 仁君 岸 宏一君 北岡 秀二君 久世 公亮君 久野 恒一君 国井 正幸君 小山 孝雄君 鴻池 祥肇君 佐々木知子君 佐藤 昭郎君 佐藤 泰三君 齊藤 滋宣君 坂野 重信君 清水嘉与子君 塩崎 恭久君 陣内 孝雄君 須藤良太郎君 末広まき子君 鈴木 政二君 鈴木 正孝君 世耕 弘成君 田浦 直君 田中 直紀君 田村 公平君 竹山 裕君 武見 敬三君 谷川 秀善君

常田 享許君 中島 眞人君 中原 爽君 長峯 基君 西田 吉宏君 野間 耕君 長谷川道郎君 馳 浩君 服部三男雄君 日山 英輔君 保坂 三蔵君 松谷蒼一郎君 三浦 一水君 村上 正邦君 森田 次夫君 矢野 哲朗君 山崎 正昭君 山本 一太君 吉川 芳男君 若林 正俊君 松田 岩夫君 魚住裕一郎君 大森 礼子君 風間 細君 沢 たまき君 高野 博師君 統 訓弘君 浜田卓二郎君 弘友 和夫君 益田 洋介君 森本 晃司君 山本 保君 中川 義雄君 中曾根弘文君 仲道 俊哉君 成瀬 守重君 野沢 太三君 南野知恵子君 橋本 聖子君 畑 恵君 林 芳正君 平田 耕一君 真鍋 賢二君 松村 龍二君 薄手 顕正君 森下 博之君 森山 裕君 山内 俊夫君 山下 善彦君 依田 智治君 吉村剛太郎君 脇 雅史君 荒木 清寛君 海野 義孝君 加藤 修一君 木庭健太郎君 白浜 一良君 但馬 久美君 鶴岡 洋君 日笠 勝之君 福本 潤一君 松 あきら君 山下 栄一君 渡辺 孝男君

反対者(青色票)氏名

九三名

阿曾田 清君 泉 信也君 入澤 肇君 扇 千景君 田村 秀昭君 高橋 令則君 月原 茂昭君 鶴保 庸介君 戸田 邦司君 平野 貞夫君 星野 朋市君 渡辺 秀央君 曾川 健二君 山崎 力君 足立 良平君 浅尾慶一郎君 朝日 俊弘君 伊藤 基隆君 石田 美栄君 今井 澄君 今泉 昭君 海野 徹君 江田 五月君 江本 孟紀君 小川 勝也君 小川 敏夫君 岡崎トミ子君 小川 健司君 川橋 幸子君 勝木 健司君 北澤 俊美君 木俣 佳文君 郡司 彰君 久保 亘君 小宮山洋子君 小林 元君 小宮 峰男君 佐藤 泰介君 興石 東君 齋藤 勤君 佐藤 雄平君 笹野 貞子君 櫻井 充君 竹村 泰子君 高嶋 良充君 千葉 景子君 谷林 正昭君 寺崎 昭久君 角田 義一君 直嶋 正行君 内藤 正光君 平田 健二君 長谷川 清君 福田 哲郎君 広中和歌子君 堀 利和君 藤井 俊男君 前川 忠夫君 本田 良一君 松前 達郎君 松崎 俊久君

地方行政・警察委員長から中間報告があった住民基本台帳法の一部を改正する法律案は議院の会議において直ちに審議することの動議(上野公成君外一名提出)

賛成者(白色票)氏名

一三八名

阿南 一成君 阿部 正俊君 青木 幹雄君 有馬 朗人君 円 より子君 峰崎 直樹君 本岡 昭次君 篠瀬 進君 柳田 稔君 山下八洲夫君 吉田 之久君 和田 洋子君 薬科 満治君 阿部 幸代君 井上 美代君 池田 幹幸君 市田 忠義君 岩佐 恵美君 緒方 靖夫君 大沢 辰美君 笠井 亮君 小池 晃君 小泉 親司君 須藤美也子君 立木 洋君 富樫 練三君 西山登紀子君 橋本 敦君 烟野 君枝君 八田ひろ子君 林 紀子君 筆坂 秀世君 宮本 岳志君 山下 芳生君 吉岡 吉典君 吉川 春子君 大淵 絹子君 大脇 雅子君 梶原 敬義君 日下部徳代子君 清水 澄子君 谷本 嶺君 照屋 寛徳君 田 英夫君 福島 瑞穂君 淵上 貞雄君 三重野栄子君 山本 正和君 佐藤 道夫君 島袋 宗康君 中村 敦夫君

井上 吉夫君	石井 道子君	野沢 太三君	野間 越君	平野 貞夫君	星野 朋市君	藁科 満治君	阿部 幸代君
石渡 清元君	市川 一朗君	南野知恵子君	長谷川道郎君	渡辺 秀央君	菅川 健二君	井上 美代君	池田 幹幸君
岩井 國臣君	岩城 光英君	橋本 聖子君	馳 浩君	山崎 力君	石井 一二君	市田 忠義君	岩佐 恵美君
岩瀬 良三君	岩永 浩美君	畑 恵君	林 芳正君			緒方 靖夫君	大沢 辰美君
上杉 光弘君	上野 公成君	日出 英輔君	平田 耕一君			笠井 亮君	小池 晃君
海老原義彦君	尾辻 秀久君	保坂 三藏君	真鍋 賢二君	反対者(青色票)氏名	九五名	小泉 親司君	須藤美也子君
大島 慶久君	大野つや子君	松谷蒼一郎君	松村 龍二君	足立 良平君	浅尾慶一郎君	立木 洋君	富樫 練三君
太田 豊秋君	岡 利定君	三浦 一水君	溝手 顕正君	朝日 俊弘君	伊藤 基隆君	西山登紀子君	橋本 敦君
岡野 裕君	加藤 紀文君	村上 正邦君	森下 博之君	石田 美栄君	今井 澄君	畑野 君枝君	八田ひろ子君
加納 時男君	狩野 安君	森田 次夫君	森山 裕君	今泉 昭君	海野 徹君	林 紀子君	筆坂 秀世君
鹿熊 安正君	景山俊太郎君	矢野 哲朗君	山内 俊夫君	江田 五月君	江本 孟紀君	宮本 岳志君	山下 芳生君
片山虎之助君	金田 勝年君	山崎 正昭君	山下 善彦君	小川 勝也君	小川 敏夫君	吉岡 吉典君	吉川 春子君
釜本 邦茂君	鎌田 要人君	山本 一太君	依田 智治君	岡崎トミ子君	勝木 健司君	大淵 絹子君	大脇 雅子君
龜井 郁夫君	龜谷 博昭君	吉川 芳男君	吉村剛太郎君	川橋 幸子君	木俣 佳文君	梶原 敬義君	日下部禮代子君
河本 英典君	木村 仁君	若林 正俊君	脇 雅史君	北澤 俊美君	久保 巨君	清水 澄子君	谷本 巍君
岸 宏一君	北岡 秀二君	松田 岩夫君	荒木 清寛君	郡司 彰君	小林 元君	照屋 寛徳君	田 英夫君
久世 公堯君	久野 恒一君	魚住裕一郎君	海野 義孝君	小宮山洋子君	小山 峰男君	福島 瑞穂君	洲上 貞雄君
国井 正幸君	小山 孝雄君	大森 礼子君	加藤 修一君	奥石 東君	佐藤 泰介君	三重野栄子君	山本 正和君
鴻池 祥肇君	佐々木知子君	風間 昶君	木庭健太郎君	佐藤 雄平君	齋藤 勲君	佐藤 道夫君	島袋 宗康君
佐藤 昭郎君	佐藤 泰三君	沢 たまき君	白浜 一良君	櫻井 充君	笹野 貞子君	西川きよし君	菅野 久光君
斎藤 滋宣君	坂野 重信君	高野 博師君	但馬 久美君	高嶋 良光君	竹村 泰子君	中村 敦夫君	
清水嘉与子君	塩崎 恭久君	統 訓弘君	鶴岡 洋君	角田 義一君	千葉 景子君		
須藤良太郎君	末広まさこ君	浜田卓二郎君	浜四津敏子君	内藤 正光君	寺崎 昭久君		
鈴木 政二君	鈴木 正孝君	日笠 勝之君	弘友 和夫君	長谷川 清君	直嶋 正行君		
世耕 弘成君	田浦 直君	福本 潤一君	益田 洋介君	広中和歌子君	福田 哲郎君		
田中 直紀君	田村 公平君	松 あきら君	森本 晃司君	藤井 俊男君	堀 利和君		
竹山 裕君	武見 敬三君	山下 栄一君	山本 保君	本田 良一君	前川 忠夫君	賛成者(白色票)氏名	一四六名
谷川 秀善君	常田 享詳君	渡辺 孝男君	阿曾田 清君	松崎 俊久君	松前 達郎君	阿南 一成君	阿部 正俊君
中川 義雄君	中島 眞人君	泉 信也君	入澤 肇君	岡 昭次君	峰崎 直樹君	青木 幹雄君	有馬 朗人君
中曾根弘文君	中原 爽君	扇 千景君	田村 秀昭君	本岡 昭次君	築瀬 進君	井上 吉夫君	石井 道子君
仲道 俊哉君	長峯 基君	高橋 令則君	月原 茂皓君	柳田 稔君	山下八洲夫君	石渡 清元君	市川 一朗君
成瀬 守重君	西田 吉宏君	鶴保 庸介君	戸田 邦司君	吉田 之久君	和田 洋子君	岩井 國臣君	岩城 光英君
						岩瀬 良三君	岩永 浩美君

上杉 光弘君	上野 公成君	服部三男雄君	林 芳正君
海老原義彦君	尾辻 秀久君	日出 英輔君	平田 耕一君
大島 慶久君	大野つや子君	保坂 三蔵君	真鍋 賢二君
岡野 裕君	岡 利定君	松谷蒼一郎君	松村 龍一君
加納 時男君	加藤 紀文君	三浦 一水君	溝手 顯正君
鹿熊 安正君	狩野 安君	村上 正邦君	森下 博之君
片山虎之助君	景山俊太郎君	森田 次夫君	森山 裕君
釜本 邦茂君	金田 勝年君	矢野 哲朗君	山内 俊夫君
龜井 郁夫君	鎌田 要人君	山崎 正昭君	山下 善彦君
河本 英典君	龜谷 博昭君	山本 一太君	依田 智治君
岸 宏一君	木村 仁君	吉川 芳男君	吉村剛太郎君
久世 公堯君	北岡 秀二君	若林 正俊君	脇 雅史君
国井 正幸君	久野 恒一君	松田 岩夫君	荒木 清寛君
鴻池 祥肇君	小山 孝雄君	魚住裕一郎君	海野 義孝君
佐藤 昭郎君	佐々木知子君	大森 礼子君	加藤 修一君
斎藤 滋宣君	坂野 重信君	風間 昶君	木庭健太郎君
清水嘉与子君	塩崎 恭久君	沢 たまき君	白浜 一良君
陣内 孝雄君	須藤良太郎君	高野 博師君	但馬 久美君
末広まきこ君	鈴木 政二君	続 訓弘君	鶴岡 洋君
鈴木 正孝君	世耕 弘成君	浜田卓二郎君	浜四津敏子君
田浦 直君	田中 直紀君	日笠 勝之君	弘友 和夫君
田村 公平君	竹山 裕君	福本 潤一君	益田 洋介君
武見 敬三君	谷川 秀善君	松 あきら君	森本 晃司君
常田 享詳君	中川 義雄君	山下 栄一君	山本 保君
中島 眞人君	中曾根弘文君	渡辺 孝男君	阿曾田 清君
中原 爽君	仲道 俊哉君	泉 信也君	入澤 肇君
長峯 基君	成瀬 守重君	扇 千景君	田村 秀昭君
西田 吉宏君	野沢 太三君	高橋 令則君	月原 茂昭君
野間 起君	南野知恵子君	鶴保 庸介君	戸田 邦司君
長谷川道郎君	橋本 聖子君	平野 貞夫君	星野 明市君
馳 浩君	畑 恵君	渡辺 秀央君	岩本 莊太君
		奥村 展三君	椎名 素夫君

菅川 健二君	堂本 曉子君	阿部 幸代君	井上 美代君
松岡満壽男君	山崎 力君	池田 幹幸君	市田 忠義君
石井 一二君	西川きよし君	岩佐 恵美君	緒方 靖夫君
		大沢 辰美君	笠井 亮君
		小池 晃君	小泉 親司君
		須藤美也子君	立木 洋君
		富樫 練三君	西山登紀子君
		橋本 敦君	畑野 君枝君
		八田ひろ子君	林 紀子君
		筆坂 秀世君	宮本 岳志君
		山下 芳生君	吉岡 吉典君
		吉川 春子君	大淵 絹子君
		大脇 雅子君	梶原 敬義君
		日下部禮代子君	清水 澄子君
		谷本 巍君	照屋 寛徳君
		田 英夫君	福島 瑞穂君
		測上 貞雄君	三重野栄子君
		山本 正和君	佐藤 道夫君
		島袋 宗康君	菅野 久光君
		中村 敦夫君	

反対者(青色票)氏名

九三名

足立 良平君	浅尾慶一郎君
朝日 俊弘君	伊藤 基隆君
石田 美栄君	今井 澄君
今泉 昭君	海野 徹君
江田 五月君	江本 孟紀君
小川 勝也君	小川 敏夫君
岡崎トミ子君	勝木 健司君
川橋 幸子君	木俣 佳丈君
北澤 俊美君	久保 巨君
郡司 彰君	小林 元君
小宮山洋子君	興石 東君
佐藤 泰介君	佐藤 雄平君
齋藤 勲君	櫻井 充君
笹野 貞子君	高嶋 良充君
竹村 泰子君	谷林 正昭君
千葉 景子君	角田 義一君
寺崎 昭久君	内藤 正光君
直嶋 正行君	長谷川 清君
平田 健二君	広中和歌子君
福山 哲郎君	藤井 俊男君
堀 利和君	本田 良一君
前川 忠夫君	松崎 俊久君
松前 達郎君	円 より子君
峰崎 直樹君	本岡 昭次君
篠瀬 進君	柳田 稔君
山下八洲夫君	吉田 之久君
和田 洋子君	薬科 満治君

法務大臣陣内孝雄君問責決議案(篠瀬進君外四名
賛成者(白色票)氏名 九一名

足立 良平君	浅尾慶一郎君
朝日 俊弘君	伊藤 基隆君
石田 美栄君	今井 澄君
今泉 昭君	海野 徹君
江田 五月君	江本 孟紀君
小川 勝也君	小川 敏夫君
岡崎トミ子君	勝木 健司君
川橋 幸子君	木俣 佳丈君

北澤 俊美君	久保 巨君	山下 八洲夫君	吉田 之久君
郡司 彰君	小林 元君	和田 洋子君	薬科 満治君
小宮山洋子君	小山 峰男君	阿部 幸代君	井上 美代君
奥石 東君	佐藤 泰介君	池田 幹幸君	市田 忠義君
齋藤 勁君	櫻井 充君	岩佐 恵美君	緒方 靖夫君
笹野 貞子君	高嶋 良充君	大沢 辰美君	笠井 亮君
竹村 泰子君	谷林 正昭君	小池 晃君	小泉 親司君
千葉 景子君	角田 義一君	須藤美也子君	立木 洋君
寺崎 昭久君	内藤 正光君	富樫 練三君	西山登紀子君
直嶋 正行君	長谷川 清君	橋本 敦君	畑野 君枝君
平田 健二君	広中和歌子君	八田ひろ子君	林 紀子君
福山 哲郎君	藤井 俊男君	筆坂 秀世君	宮本 岳志君
堀 利和君	本田 良一君	山下 芳生君	吉岡 吉典君
前川 忠夫君	松崎 俊久君	吉川 春子君	大淵 絹子君
松前 達郎君	円 より子君	大脇 雅子君	梶原 敬義君
峰崎 直樹君	本岡 昭次君		
築瀬 進君	柳田 稔君		

反対者(青色票)氏名

日下部禮代子君	清水 澄子君
谷本 巍君	照屋 寛徳君
田 英夫君	福島 瑞穂君
洲上 貞雄君	三重野栄子君
山本 正和君	佐藤 道夫君
島袋 宗康君	
阿南 一成君	阿部 正俊君
青木 幹雄君	有馬 朗人君
井上 吉夫君	石井 道子君
石渡 清元君	市川 一朗君
岩井 國臣君	岩城 光英君
岩瀬 良三君	岩永 浩美君
上杉 光弘君	上野 公成君
海老原義彦君	尾辻 秀久君
大島 慶久君	大野つや子君
太田 豊秋君	岡 利定君
岡野 裕君	加藤 紀文君
加納 時男君	狩野 安君
鹿熊 安正君	景山俊太郎君
片山虎之助君	金田 勝年君
釜本 邦茂君	鎌田 要人君
亀井 郁夫君	龜谷 博昭君
河本 英典君	木村 仁君
岸 宏一君	北岡 秀二君
久世 公義君	久野 恒一君
国井 正幸君	小山 孝雄君
鴻池 祥肇君	佐々木知子君
佐藤 昭郎君	佐藤 泰三君
齊藤 滋宣君	坂野 重信君
清水嘉子君	塩崎 恭久君

須藤良太郎君	末広まきこ君
鈴木 政二君	鈴木 正孝君
世耕 弘成君	田浦 直君
田中 直紀君	田村 公平君
竹山 裕君	武見 敬三君
谷川 秀善君	常田 享詳君
中川 義雄君	中島 眞人君
中曾根弘文君	中原 爽君
仲道 俊哉君	長峯 基君
成瀬 守重君	西田 吉宏君
野沢 太三君	野間 越君
南野知恵子君	長谷川道郎君
橋本 聖子君	馳 浩君
畑 恵君	服部三男雄君
林 芳正君	日出 英輔君
平田 耕一君	保坂 三蔵君
真鍋 賢二君	松谷蒼一郎君
松村 龍二君	三浦 一水君
溝手 顕正君	村上 正邦君
森下 博之君	森田 次夫君
森山 裕君	矢野 哲朗君
山内 俊夫君	山崎 正昭君
山下 善彦君	山本 一太君
依田 智治君	吉川 芳男君
吉村剛太郎君	若林 正俊君
脇 雅史君	松田 岩夫君
荒木 清寛君	魚住裕一郎君
海野 義孝君	大森 礼子君
加藤 修一君	風間 昶君
木庭健太郎君	沢 たまき君
白浜 一良君	高野 博師君
但馬 久美君	統 訓弘君

鶴岡 洋君	浜田卓二郎君
浜四津敏子君	日笠 勝之君
弘友 和夫君	福本 潤一君
益田 洋介君	松 あきら君
森本 晃司君	山下 栄一君
山本 保君	渡辺 孝男君
阿曾田 清君	泉 信也君
入澤 肇君	扇 千景君
田村 秀昭君	高橋 令則君
月原 茂皓君	鶴保 庸介君
戸田 邦司君	平野 貞夫君
星野 明市君	渡辺 秀央君
山崎 力君	

明治三十五年三月三十日
第三種郵便物認可

発行所

〒一〇五―八四四五
二番四号
大蔵省印刷局
東京都港区虎ノ門二丁目

電 話

03
(3587)
4294

定 価

本号一冊
四六〇円
（本体 四四〇円）